

Civilizations

No.16 2011

Contents

iii

Preface

Kiyohiko Asano

1

Construction of New Society based on the philosophy of dialogue and convivence

3

India's Economic Growth: Its Characteristics and Prospect

Hideki Esho

19

**Politics of the Public, the Private and the Counter Public Space:
Taravad Temples and Muslim Pilgrimage Centers in Kerala**

Misako Kawano

29

**Prof. Stephen M. Griffin's Developmental Theory of the Constitutional Change and Its Significance:
In the Arguments about the Living Constitution in the United States**

Ippeo Ooe

41

**The Food of Pastoralist Society in the Central Andes:
Consumption of Meat**

Ayuchi Toritsuka

53

**A Paradigm Shift on Mathematics and Civilization Vicissitudes:
The Civilization of String**

Masahiro Hayashi

63

The Great East Japan Earthquake and the Reconstruction Policy

Hiroyuki Kawanobe

77

**Natural Condition of the Giant East-Japan Earthquake Disaster and its Reconstruction:
Regional Characteristics of Natural Hazards in Japan and Provisions to Reduce a Giant Tsunami Disaster**

Takashige Sugimoto

87

**The Taiwan Factor in China's Decision Making:
Dialogue and Interaction in the Areas of Nation Building, Party Politics, Security, and Local Government**

Yuzo Takahashi, Yasushi Isobe, Madoka Fukuda, Shinji Yamaguchi

113

A Study on Lifestyle, Physical Fitness, Health and their Correlation in High School Students

Haruo Ozawa and Daisuke Yamashita

文明

文明

Civilizations

No.16 2011

東海大学文明研究所

Institute of Civilization Research, Tokai University

No.16 2011

東海大学文明研究所



iii

ポストフクシマとリスク社会論
浅野清彦

1

対話と共生を理念とする新しい社会の構築

3

インド経済成長の特徴と展望
絵所秀紀

19

公私のポリティクスと対抗的公共空間
——ケララのタラワード寺院とイスラム巡礼地をめぐる——
川野美砂子

29

スティーブン・グリフィン教授の発展的憲法理論とその意義
——アメリカ合衆国における生ける憲法をめぐる議論との関連で——
大江一平

41

中央アンデス高地牧民社会における食
——肉の消費をめぐる——
鳥塚あゆち

53

数学におけるパラダイムシフトと文明の興亡
——紐の文明——
林正博

63

東日本大震災と復興政策
川野辺裕幸

77

東日本大津波災害とその復興における自然条件
——自然災害の規模・地域特性と人災的要素及び
大津波災害の多重防衛策——

杉本隆成

87

中国の政策決定における台湾要因
——国家建設・政党政治・安全保障・地方政府における
兩岸の対話と相互作用——
高橋祐三・磯部 靖・福田 円・山口信治

113

近年の高校生の体力、生活習慣、健康、意欲に関する調査
小澤治夫、山下大輔

文明
Civilizations

No.16 **2011**

東海大学文明研究所

ポストフクシマとリスク社会論

昨年末、当文明研究所において、震災と原子力関連の研究会ならびにシンポジウムがおこなわれた。バックエンド費用等を含めれば、原子力発電はけっしてコストが低くないことについては大方の一致をみていると思われる。それにもかかわらずこれを推進することが国策になっているのは核兵器への転用可能性を担保する機微核技術を温存するためである、という言説もよくなされている。また被災地域にある福島第一原子力発電所（F1）による地域への経済効果もあり、状況は複雑である。もともと経済力に乏しい当該地域では、F1については原発立地自体も誘致の結果であった。福島では戦後の只見川の水力発電所誘致に続く文脈も読み取れる。電力体制についても発送電の分離が議論となるが、この分離が直ちに意味を持つほどには現状の電気料金が低いわけではない。明確な結論に導けない言い訳になってしまうが、一定の帰結を導出し得ないことが事態の深刻・困難性を象徴しているといえ言過ぎであろうか。

また、昨夏に望星学塾を会場として現代文明論研究センターによる研究会が開催された。その一部で、本学の現代文明論2について学部毎に実施状況報告がなされ、所属学部のそれについて報告を担当した。その折、「ポストフクシマの現状は現代文明の認識についても変容をもたらしている。これをどのように反映させているのか」という厳しくも本質を衝いた質問がなされ、回答に窮することとなった。

ポストフクシマについては、ベック等のリスク社会論が援用されることが多い。ベックは現代文明にたいして肯定的な立場から論究している。リスク社会の問題発生は、近代化の不徹底によるものだというのである。したがって、政治や経済、科学の領域で本来の近代化を貫徹することにより問題への対処がはかられ得る、とする。つまり、科学的合理性の魔力からの脱却、進歩信仰からの解放、女性の社会進出の徹底等がその内容となる。これらを含んだ、自由と平等に基づく民主主義に代表される近代の遂行・徹底化が問題の解消への方途だというものである。たとえば、科学技術が「危険を生産しながら、それを正しく認識できない大きな理由は、科学技術の合理性が『経済しか見ない単眼構造』にあるからだとしている（ベック『リスク社会—新しい近代への道』）。

しかしまた、原発のような巨大なリスクを伴う意思決定については、資本主義市場経済の原理原則をもって対処すべきであるとの考え方もある。原発技術はそれ自体、確かに特殊な性格を有するが、だからといって、経済や経営の観点から特別な取り扱いをするべきではないとする経済学者もいる（斉藤誠『原発危機の経済学』）。つまり、問題はこのような経済原理的なものを踏まえていないところにある、ということである。

これらは一見対立もするが、現代文明の基本要素と考えられる、民主主義や資本主義市場経済を肯定的に前提としている点では同じである。つまり現代文明は廃棄されるものではなく、その徹底化によって現状の変革もしくは改善がなされるべきだとの主張ということになる。

これとは逆の主張もある。小生のように70年代に学生生活をおくったものには懐かしい Allgemeine

Krise（全般的危機）というタームが思い出される。当時は恐慌論のなかでこのタームが語られていた。今となっては奇異に感じられるが、恐慌→資本主義の崩壊が当時の経済原論では自明のこととして講じられていたのである。もとより、ポストフクシマの光景は Allgemeine Krise とは相違しているが、現体制・制度への懐疑をもたらすという点では重なる部分があるかもしれない。体制・制度の淵源たる現代文明そのものへと懐疑は遡行する。現代文明にはその本質に関わる構造的問題が内在しておりフクシマはその当然の帰結という因果付けをおこなう。フクシマの惨状をもたらしたものは現代文明そのものでありそこから脱却によってのみ問題の解消がはかれる、ということになる。

フクシマの問題は単純ではなく、現地の経済・財政問題、エネルギーの安定供給、機微核技術の温存による抑止力の確保等、多様な問題群を孕んでいる。この複雑な高次連立方程式の解を求めることが現代文明の枠内では困難だと認識は、そのパラダイム・シフトを希求することになる。

ポストフクシマの現代文明については、このように大きく二方向の見解があるといえよう。しかし、肯定的であれ否定的であれ、現代文明が変容せざるを得ないことは確実であると思われる。あくまで私見であるが、現代文明の中に生じるリスクをコントロールしうるのは、ベックの主張である近代化の徹底ではないだろうか。ただしその近代とは、合理性、進歩、男性優位などの価値観に基づくものではなくその徹底した批判的問い直し、あるいは再構築を内包とするものである。現代文明を考えるうえで、ルーマンやギデンス、ベック等によって切り開かれたリスク社会論が貢献する可能性は大きい。現代文明の変容を嚮導するようなリスク社会論の再構成に期待したい。

文明研究所所員
浅野清彦

対話と共生を理念とする新しい社会の構築

文明研究所では、人類の顕著な特性である社会的・文化的多様性とこうした多様性を巻き込んで展開されてきた現代文明との相互作用を考察し、新しい文明への道を探求するためにコアプロジェクト「現代文明の展開と社会文化的多様性」「グローバリゼーションと生活世界の変容」を遂行してきた。

これに引き続いて推進するコアプロジェクトは「対話と共生を理念とする新しい社会の構築」である。「現代文明の展開」を対話と共生という視座を軸として把握し、新しい社会がこのプロセスの中でいかに変容し再編成されているかを明らかにする総合的文明研究を目指している。知覚された環境の中において、一定の社会関係とモノを含み、文化的に意味づけられ価値を与えられ、感情によって充填された共同的時空間としての新しい世界は、どのような文明史的局面を迎えているのであろうか。

本号では、絵所秀紀氏の講演にもとづく講演録を掲載する。

第25回(2010年10月28日)「インド経済成長の特徴と展望」 絵所秀紀

インド経済成長の特徴と展望

絵所秀紀 法政大学経済学部教授

注目されるインド経済

こんにちは。ご紹介いただきました絵所でございます。本日は「インド経済成長の特徴と展望」というタイトルで1時間ほどお話をさせていただきます。経済学の知識がない方には、難しいところがあるかもしれませんが、後でご質問いただければよろしいかと思います。先ほど川野辺先生の方から、ご説明がありましたが、最近 BRICs という言葉をインターネットで検索しますと、ブラジル、ロシア、インド、中国という、非常に経済規模の大きな、人口規模の大きい国が注目されていることがわかります。嚆矢になったのはゴールドマン・サックスの研究所が作成したいわゆる「BRICs 報告書」、*“Dreaming with BRICs: The Path to 2050”* という、今後 50 年間の展望した報告書です。さほど大きなものではありませんし、今でもダウンロードが出来ますので、ぜひ読んでみてください。もちろん中国の経済規模は BRICs のなかでも一番大きく、今年はおそらく日本を抜き、アメリカに次いで世界 2 位の GDP になるということが、ほぼ明らかになってきています。ただしこの「BRICs 報告書」で特に注目を浴びたのは、中国ももちろんですが、それよりもやはりインドでありまして、少々驚かされる内容の報告書です。「BRICs 報告書」が出る以前の、インドのイメージというのは、どちらかといえば停滞した経済というのが普通の感覚でした。ところがこの報告書では、今後 30 年から 50 年にかけて、インドが最も高い経済成長率の数値を示しております。32 年後、つまり 2035 年頃には、アメリカ、中国に次いでインドが 3 番目に大きな国になるという予測をしております。

当時は何を言っているのだらうと思いながら読んでおりましたが、その後のインドを見てくると、あまり外れていません。この報告書が指摘する通り、中国は順調に大きく伸びていますし、インドもまたかなり順調に伸びておりまして、予測が当たるものだと感心しております。この計算の基礎は全く簡単なもので、資本がどの程度蓄積するか、労働力がどれくらい伸びるか、それから技術進歩がどれくらいあるかという、経済学でいうと新古典派モデルという初歩的なモデル、すごく

簡単なものを用いた、大変ラフな計算をしています。しかしながら当たっているところもありまして、正直なところ、驚いております。ますます最近はそのような感を強くしています。

本格的経済自由化推進の背景

それではなぜこのような状況となったのでしょうか。まず中国と比較した場合に、インド経済成長の大きな推進力あるいは原因が、どこにあるのかという話です。中国は 1978 年に、改革・開放政策を始めまして、それを転機に積極的に外資を導入し始めて、市場経済化を進めてきました。中国の経済成長も明らかにこの改革・開放政策の成果だといえますが、インドもかなり中国に遅れてからではありますが、似たようなことをしています。中国が 1978 年にやったようなことをインドは 1991 年の 6 月以降、積極的にやり始めました。その後、漸進的かつ、中国に比べると遅々としたところがあると思いますけども、しかし着実に自由化を進めてきたということが、間違いなく高度成長の原因である、とっていいと思います。市場経済化を進めたというところに、最も大きな推進力がある。それではなぜ 1991 年 6 月にインドがこういう、かなり大幅な経済自由化政策に取り組んだのかということがあります。インドにとって 1991 年は、独立したのは 1947 年ですけれども、その長い歴史の中で、2 度目の大危機にあたります。独立後のインド史をみると、最初の大危機は 1960 年代に起こりました。毎年のように国際収支危機に襲われて、外貨不足の国だったのですが、もっとも深刻な事態に陥ったのは 1966 年で、本当に外貨が底をついてしまいまして、どうにもならない状況になりました。インドに関することが高校の教科書にどのくらい載っているのかわかりませんが、インド初代の首相はジャワハラル・ネルーですが、この人が 64 年に亡くなってしまいまして、その後継として、シャストリが首相となりましたが、そのときにちょうどこの経済危機が起こってしまった。傑出した独立後の最初の指導者を失った。同時に、雨が降らなくて、お米とか小麦とか、穀物の生産量がひどく落ちこみました。それからパキスタンとインドの間で国境紛争がずっとあるわけですが、1965 年にそれが再燃して、軍

事費に相当予算を費やしてしまった。その結果、財政支出が増え、インフレーションになってしまう。さらに貿易収支も赤字となり外貨も払底した。これが1966年の危機の構図です。外貨がないということは輸入品の購入時に代金を支払えないということになります。ドルで決済ができない。こうした状況に対してインド政府は、世界銀行に緊急借款の実施を依頼することになりました。世界銀行は経済再建を引き替え条件として、貸付を約束しました。なかでも大きな条件の一つが、為替レートの切り下げで、その他、様々な補助金を削減するという条件もありました。要するに、小さな政府にする、それから為替レートを切り下げて輸出を促進する、という政策を採ったわけです。

独立後のインド史をみるときに1966年は、決定的な時点であるといえます。インドは、当時アメリカの圧倒的支配下にあった世界銀行の指示に従って、為替レートを切り下げました。しかし、その当時の首相シャストリはソ連外遊時に病気のため客死してしまいます。人材が居ないということで、ネルーの娘であるインディラ・ガンジー、まだ四十代の若さで政治経験の無い彼女が、首相になりました。ネルー家は、インドではネルー王朝と呼ばれる特別な家族です。当時アメリカの大統領はジョンソンで、ベトナム戦争のまっただ中でした。インドは非同盟中立国家としてのスタンスを採用しておりましたので、アメリカに対して非常に批判的でした。そのため、アメリカはインドに対する緊急援助を停止してしまいます。さらに世界銀行の援助もまた、インドに約束していたにも関わらず、結局は大幅に削減されました。これは国家の面子に関わる問題です。世界銀行の指示通りに為替レートを切り下げたにも関わらず、融資は実施されなかったのですから、これは難しい状況です。輸入支払いは外貨が無ければ決済できない訳ですから、ここからインドのアメリカに対する不信任感、あるいは国際機関、IMFや世界銀行に対する強い不信任感が根付くことになりました。アメリカは当時、冷戦構造の中でソ連と対峙しており、パキスタンに肩入れをしておりました。また中国もパキスタンに肩入れをしていました。インドはその中間に挟まることとなり、アメリカから冷淡な仕打ちをうけておりましたので、結局、ソ連に接近することになりました。実際のところ、インド人はロシアを決して好きではなかったのですが、国際政治の場では、そのような形にならざるをえませんでした。ここからインドの、長期にわたる極めて閉

鎖的な経済運営が始まりました。貿易に依存しない、外資もほとんど入れないという、閉鎖的な経済運営をしてきましたので、どうしても成長率は伸びず、停滞が長く続くことになりました。そしてそうした状況のもとで、やはり何度も国際収支危機に襲われます。輸出能力がないからです。インドは基本的に輸入代替という、できるだけ外国から輸入するのではなく、輸入品を国産品で置き換えていく政策を採用していました。国産品に頼るわけですから、その結果、外貨が節約されることになるというスタンスです。輸出を伸ばして外貨を獲得するという方向には、向かいませんでした。このような経済には、やはり無理があります。脆弱で、くりかえし外貨危機に襲われることになります。

1991年の危機はとくに深刻で、独立後、66年に匹敵する二度目の大危機になってしまいました。この二度目の危機の時に、ラジブ・ガンジーという、インディラ・ガンジーの長男が、選挙キャンペーン中に暗殺されてしまいました。ネルー家は首相を三代にわたって輩出しているのですが、ネルー王朝と呼ばれているのですが、インディラ・ガンジーもシク教徒過激派に1984年に暗殺されていますし、親子二代にわたって暗殺されてしまったわけです。ラジブ・ガンジーはスリランカのタミル過激派（スリランカから分離独立を求める「タミル・イーラム解放の虎」という組織）に暗殺されたわけですが、その背景は複雑です。インドの隣にスリランカという小さな国がありますが、昨年になってようやく、25年に及ぶ大紛争が終わりました。スリランカ政府が非常に強行な手段に出まして、タミル過激派・独立派を全滅させるという形で、一応平和が達成されました。スリランカでは少数派であるタミル人が独立国家を作る運動をやっていたのですが、1980年代にスリランカ政府がインド政府に対して、タミル人の過激派を抑えて欲しいということで、軍隊の派遣を要請したことがありました。当時、ラジブ・ガンジーが首相でしたので、それに応じて多くの部隊を派遣したわけですが、何の成果も挙げられず、撤退させざるをえませんでした。紛争は何ら解決しなかったわけですが、その時にタミル過激派の恨みを買って、結果としてラジブ・ガンジーも暗殺されたわけです。政治的なリーダーを失ったという意味で、1966年の状況と非常に似ていると言えるでしょう。また大変な外貨危機に直面しているという点で、経済的にも似通った状況です。1991年の外貨危機は、中東戦争の影響もありますが、モンスーンが不調で

あり、似たような形で危機が起きました。ただし1991年の危機に対してインド政府が採った政策は、1966年とは全く異なっていたことが重要です。1966年の危機に対しては、内向きの政策で対応しました。外貨を節約し、アメリカや世界銀行に侮られないように、自国の国民的、国家的な利益を守りましょう、そのためにはやはり自立することが好ましいということで、閉鎖的な経済運営を選択したのが1966年です。しかしながらその結果、明らかにうまくいきませんでした。一方1991年の危機時には、経済開放、自由化をすることで危機を乗り切るという、全く異なる対応をしました。長年にわたるアメリカや世界銀行に対する不信感が、若干緩んできたともいえるでしょう。さらに重要な要因として、ソ連圏全体の社会主義制度の崩壊を挙げることができます。ソ連は1991年に解体され、無くなってしまいました。

インドとソ連の関係はとても面白いものでした。1966年に以降に両国は大変緊密になったわけですが、貿易の12~3%をソ連との貿易が占めていました。これはバーター取引と呼ばれるもので、ドルを使わない取引です。ご承知の通り、戦後の国際金融システムはドル基軸体制で、ドルが国際的な支払いの最終決済通貨でした。しかしソ連とインドの貿易に関しては、そのドルを、お互いに使用しませんでした。これがルーブル・ルピー取引です。国際的な交換性のないソフト通貨であるルピーとルーブルで取引が行われ、インドの貿易の中では、大きなポジションを占めていました。大変興味深いのは、インドは旧ソ連に対して、貿易黒字を続けていたことです。インドは民生品をソ連向けに作り、輸出していました。私が知っているインドの輸出品は、インド産ジーンズですが、これが500円、300円と大変安く、しかもそれはみなソ連向けで、たくさん生産していました。私たちの目からすれば、粗悪品もいいところです。大変な粗悪品であるにもかかわらず、ソ連は喜んで買っていました。旧ソ連には民生品が全くなかったということですね。こうした貿易をすると、インドの黒字が続いてバランスがとれないものですから、見返りに旧ソ連は軍備を輸出するという形で、取引が成立していたようです。ところがソ連が崩壊し、この取引が無くなってしまいました。これは大変なことです。バーター取引が無くなり、ドル決済圏になってしまいました。いわば一日にして、旧ソ連圏の市場がインドから消滅したという状態になってしまったわけです。こうしてインドが生き残る道として、やはり欧

米やアジアに目を向ける、ということが明らかになってきました。自由化が選択された背景には外部からの強制力が作用しています。ソ連消滅の影響が大変に大きいといえます。

経済改革成功の理由

話が飛んでしまいました。インドは1991年の経済危機に直面し、IMF・世界銀行から緊急借款を受けました。実は1981年にもIMFから融資を受けているのですが、このときはとにかくインド国内で大きく批判されました。1966年の経験を忘れたのかという批判です。この時はインディラ・ガンジーが勝利しましたが、米国と国際機関に対する政治的アレルギーが大変強かったといえます。しかし1991年には、そういう反論もありませんでした。とにかくもう参ってしまったという感じかもしれません。しかしながらIMFの構造調整借款は、条件が非常に厳しい。融資はしてくれるのですが、融資の受け取り国には、構造調整プログラムと呼ばれる一連の改革の実施が求められます。通常、IMFが望む安定化政策というのは、要するにインフレ抑制政策ですので、財政支出削減、マネーサプライの削減、それから為替レートの切り下げという、三つの大きな政策を要求するわけです。IMFの借款を借りた国は世界中に沢山の国がありますが、そのうち数カ国を除いて、大失敗に終わっています。ラテンアメリカやアフリカの諸国のほとんどでうまくいきませんでした。IMFの安定化政策には無理があります。インフレ抑制政策は、財政支出の削減、金利引き上げによるマネーサプライ削減など、結局のところデフレ政策です。また、為替レートを切り下げても、すぐに効果が出て輸出が伸びるわけではありません。結果的に、死屍累々というのが現実の姿です。

そのような中で、インドは安定化政策が例外的に上手くいった国です。その理由は、インドが主体性のある国であったことです。インドは所得面では発展途上国ではありますが、政治的・外交的には並の発展途上国ではない。また、1966年の苦い経験がやはり生きていえるでしょう。どこの国でもそうだとは思いますが、インドでは国益が絶対に重要です。また大変強い大国意識を持っています。したがってIMFや世界銀行に決して侮られるまいという意識があります。また彼らの指示通りにやると失敗することもインド人自身はよく解っていました。もちろん方向性は同じで、経済自由化を行いました。ただし、どれだけ時間をかけて改革をするの

か、どこまで自由化をするのか、どのような順番で進めるのか、すなわちスピード・範囲・順序については、インドが独自に考案しました。インドには、そうしたプログラムを自国で作るだけの能力があります。つまり優れたエリートがたくさんいる国です。したがって、構造調整融資を受けた国としては本当に例外的に、インドは非常に上手く危機を乗り切ることになりました。初期の数年はとくに上手くやりました。またクーデターなど政治的な混乱も生じず、安定した政権のもとで危機を上手に乗り越えました。

自由化政策が推進されたもう一つの背景としては、中国の存在があります。インドが最もライバル視している国は、間違いなく中国です。1998年にインドはラジャースタン州のポカランという場所で、核実験をしました。核実験に踏み切った理由は、やはり中国に刺激されたからです。インドには中国脅威論があります。これは1962年にインドと中国の間で国境紛争がありまして、インド軍は完全な敗北を喫しました。この経験はインド人の記憶には強く残っています。したがって中国に対抗せねばならないという意識が大変強くあります。その中国は、インドよりいち早く自由化を始めておりまして、1990年くらいになると、毎年10%程度の高度成長を達成し、インドとの経済格差が大きく開いてしまいました。この中国に少しでも追いつきたい。中国の高度成長の理由は、東アジア、東南アジアと同様で、外資参入を自由化し、輸出指向型の政策を採用したからだということは、明らかな教訓でした。したがってインドも同様のことをやりたい、ということです。以上の要因が重なりあうことで、1991年に打ち出された大胆な自由化政策は、その後も決して後退することはありませんでした。今に至るまで着実に、インド的なペースで進められています。

先に申し上げましたように、危機に対してインド政府は主体的に対応しました。また政策改革は、漸進主義的であって、IMF・世銀の性急な立場とは大きく異なっていました。一方で、アメリカとの関係が大幅に改善されました。現在、インド経済はマスメディアなどにおいて、非常に高く評価されていますが、つまるところは印米関係が非常に良くなったことが、ここに大きく作用していると私は考えております。1998年のインドの核実験をうけて、アメリカは対インド援助を打ち切りました。日本政府も新規の円借款や贈与を停止しました。そこでインドはずいぶん困ったわけですが、プライドが高

いものですから、援助無しで乗り切ろうとしていました。そこで2001年に9.11のテロが発生したわけですが、この事件をインドは上手く利用して、アメリカとの関係を改善することに成功しました。当時アメリカは、これからはテロとの戦争だということを行い始めましたが、いち早く呼応したのがインドです。我々もテロとの戦いに立ち上がる、とこう言ったわけですが、ご承知の通り、アメリカにはインド系の資本家、起業家、知識人などがたくさんいます。彼らはアメリカの議員に様々な影響力をもっています。インドロビーがあるわけですが、彼らは着実に、アメリカのインドに対する関係改善に向けた努力を積み重ねてきたわけですが、そこで発生した9.11は大きなチャンスでした。あっという間に印米関係は良くなり、アメリカのインドに対する援助打ち切り措置も無くなりました。日本政府もそれに続きました。それ以降、新しいフェーズに入ったという指摘もあります。

アメリカがインドを高く評価するということは、実際、現在の世界においては大きいことです。世界中の感覚が変わるような影響があります。インドが今後、新興国として伸びるということはアメリカが言い始めました。アメリカの研究者たちが、これからインドは伸びるという予測、非常に楽観的な強気の予測を打ち出し、そうした見方が拡がっていきます。日本の論調もそうなっていると思います。ただし日本について少々難しいところは、日本からの直接投資がそれほど増えていないということです。もちろん名目的にはここ三年間で相当増えてはいますが、実質的にはまだほとんど増えてはいません。日本のインドに対する直接投資の比率は、インドが受け入れた直接投資全体の4～5%程度です。一時期、12～3%が日本の直接投資でした。インドにとっての日本の比重は、自由化以降どんどん低下しています。ソ連が無くなった後、アメリカをはじめ、ヨーロッパや中国、韓国などが比重をどんどんプレゼンスを上げていく中で、唯一日本の比重だけが低下しています。我々の今現在のマスコミの風潮が、インドはおそらく今後一番伸びると主張しているにも関わらず、実際の企業の活動は伸びていないというところに大きなギャップがあります。興味深い現象です。

開放経済化の進展

1991年以降のインドについて、次のテーマは、様々な形で進められてきた開放経済化・自由化はざっとどのようなも

のであったか、ということです。最大の改革は、貿易の自由化です。1991年までのインドは、特に輸入ライセンス規制がとて強かった国です。先ほど申し上げましたように、輸入代替工業化戦略、国産化戦略というものをメインに進めておりましたので、自由貿易体制から程遠い国です。自国で作る技術を持つ財は外国から輸入しないという大原則です。そうなるとうちのほとんどの財を作れるわけです。品質は問いません。そのため質はどんどん悪くなっていったわけですが、作る技術はあるわけです。こうして非常に制限的な輸入政策を採りました。どうしても輸入したい場合は、政府からライセンスを取ってください、という輸入ライセンス制度がはびこることになりました。これは数量規制です。例えばある機械を輸入したいとの要望をもって、政府を訪問した人に対し、外貨割り当てになっている訳です。外貨がないと輸入できません。企業はルピーをたくさん持っていますけど、外貨に換えないと輸入できないわけです。ライセンスを持たない限り、中央銀行でドルに交換してもらえません。また、ライセンスがあつたとしてもその枠内でしか、外貨に交換することはできません。

このような制度を長く採用しておりましたので、輸入は非常に少ない国になります。輸出も少ないのですが、輸入も少なくなります。自立的といえば自立的な国ではありましたが、1991年以降に、そうした制度の撤廃を基本的にはやりました。ライセンス制度を撤廃します。このライセンス規制は数量規制ですが、もう一つ、輸入規制の大きな手段は関税です。高関税をかけると輸入を阻害するようになります。一時期は関税率が100%や300%の品目がたくさんありました。300%関税をかけるということは、例えば日本から100万円の財を輸出したら、インド国内では400万円で買わなくてはならないことを意味します。禁止関税、ほぼ輸入禁止に近い状況です。このように高関税と数量規制の両方を用いて、できるだけ外貨を節約することを、大きなテーマとしていました。

自由化政策への転換以降は、こうした数量規制の撤廃と関税の大幅な引き下げを行います。91年の自由化直前のインドの平均関税率、最高関税率は150%もありました。91年の段階で150%の水準は、アジア全体では考えられない、大変に閉鎖的な国であります。しかしながらその後、着実に関税が下がっているということがポイントです。徐々に下げて、現在の最高関税率は15%ほどです。2009年、10年にもさらに

下がっていますが、こうなるとASEAN並みに近い水準なのではないかと思えます。現在はそれほど閉鎖的な状態ではありません。以上のように、着実に貿易を自由化してきたということが、一つの重要なポイントです。また、これは中国の真似というところがあるのですが、経済特区、インドではSEZ (Special Economic Zone) と呼んでいますが、これをあちこちに作りました。元々インドには輸出加工区というものがありまして、91年までにそれが6箇所ありました。輸出専用の工場をそこに誘致し、インフラを整備する。その上で、進出企業には税制優遇措置を与えるなど、そうしたことをやりました。しかしさほど多くはありませんでした。最近のSEZ (経済特区) はどこが違うかと申しますと、輸出促進を目的にするという点では基本的には同じですが、民間企業でも工業団地を開発することができるということです。従来の輸出加工区は政府だけができました。州政府が主にやっていたわけですが、91年以降は民間の企業でもSEZを開発することができるようになりました。今やSEZは100箇所くらいでしょうか、たくさんできています。実際に訪問してみると大変興味深いもので、海岸ではなく、内陸地にあるSEZもたくさんありますし、様々な分野に特化したものが多くあります。たとえば製薬やソフトウェア、繊維などに特化したSEZがあり、それらがどんどん開発されています。

また、ルック・イースト政策と呼ばれる政策を、かなり意識的に進めてきました。ルック・イーストといえば、最初に提唱したのはマレーシアのマハティールで、ずいぶん昔にルック・イースト、つまり日本や韓国から学ぼうという運動でした。インド版ルック・イーストは91年に提唱され、これはASEANから学ぼうというもので、積極的にASEANに接近を始めたということです。ASEANはご存じのように1967年にできた組織ですが、元々は反共同盟として成立したもので、当初の加盟国は5カ国でした。このように反共同盟としてできたわけですが、その後、カンボジアやベトナム、ミャンマー、ラオスなどが加盟し、現在は10カ国です。反共同盟としての性格は相当に薄れてきました。このようにASEANがともとも反共同盟から始まったとなると、インドは元々、政治的には非同盟国のリーダーでありましたので、ASEANとはお互いに全く相容れません。そうした時期が長く続いたわけですが、結局1991年の自由化後は、インドにとってもASEANにとってもお互いが大きな市場であることに気がつきまし

て、両者は接近を図るようになりまして、現在もその努力は続いております。その甲斐がありまして、予想以上に時間はかかりましたが、今年2010年の1月ようやくインド・ASEAN自由貿易協定が発効しました。

この協定は、貿易だけです。完全なものではありません。投資やサービス貿易の自由化はまだこれからです。また、時期を前後して、インドは既に韓国とは包括的経済協力協定を結んでいますし、日本とはつい最近マンモハン・シン首相が来日し、ようやくEPA（Economic Partnership Agreement）、経済連携協定を結びました。日本は韓国に相当遅れをとっていますので、そこで自由貿易を進めようということです。要するにアジア向けの芽をインドは出してきたということも、とても大きなことです。明らかに現在、世界で経済的に調子が良いのはアジアだけです。これは主に中国ファクターなのですが、どんどん拡大しているのはアジアだけで、中印関係も急速に伸びています。インドの貿易に占める中国の比重が急速に増えています。このようにインドのアジアへの接近が、自由化以降に進んでいます。

二点目には、実は資本の自由化も進められていまして、原則的に外国直接投資の100%出資が可能になっているということです。つまり出資規制はありません。元々、外資に対するアレルギーがインドはとても強い国でした。輸入代替の時代は、外資は悪い、という意識で、我々も学生の時は皆そうでした。大学生はラディカルなものが好きな傾向があって、「外資は悪だ!」という、そういう時代です。かつてレーニンが「帝国主義論」という本のなかで、外資は植民地主義の前提であるという議論をしましたが、おそらくその影響でしょう。そこで直接投資についても、外資による侵略であるという意識がとても強く、インド政府も実はそのように認識していたところがあり、外資に対して強いアレルギーがありました。出資させるとしても49%、あるいは業種によっては26%までしか直接投資できないなど、要するに外資にあまり来てもらいたくない、自国企業をもっと大事にという、そういう方向でした。しかし自由化以降は、こうした規制も全て取り払いました。また証券投資につきましても完全自由化ではありませんが、随分と自由化が進んでいます。銀行、信託会社などの外国機関投資家、FII（Foreign Institutional Investors）ですが、これらはインド企業が発行している株式に49%までですけども、投資ができるようになっていきます。この点については、中国よ

りもかなり進んでいるといえます。これは結局のところインドの企業にとって、海外の資金が使える、つまりそれだけ投資に向ける資金がたくさんあるということですから、良い面もあります。ただこうした間接投資、証券投資は結局のところ利回りで動きますので、資金の流れが非常に早い。つまり輸出が落ち込むなど景気が悪化したり、為替レートが切り下げられたりすると、素早く海外に流出するという意味で、逃げ足が速く、危ない面があります。つまり間接投資のボラティリティ（変動性）は高いと言えます。しかしながらインドは慎重に、コントロールしながら徐々に自由化を進めてきました。大変に上手くやってきました。

經常勘定はもうすでに完全自由化していますけども、資本勘定の自由化については、ここ15年くらい取り組んできました。原則自由化の方向に進んでいるのですが、1997年にアジア通貨危機がありました。あの直前にインドは資本自由化の準備を整えていたのですが、そこでタイの通貨であるバーツが暴落し、それがインドネシア、韓国、フィリピンなどに飛び火することになりました。急激に資本自由化をして外貨が大量に流入したわけですが、その結果、バーツ高になります。バーツ高になると輸出が伸びませんので、貿易収支が赤字になります。そうなるとバーツの切り下げが検討されるわけですが、これは資金を出している方にとっては大変なことです。ドルに換算した場合に、価値がほとんど無くなってしまいかもしれません。したがって外貨は流出に転じます。悪循環です。バーツが下落すればするほど外貨は流出し、外貨が流出すればするほど、さらにバーツは下落するという状況です。この悪循環が1997年のアジア通貨危機です。インドはこの危機を横目で眺めていました。まさに自由化に踏み切ろうとしたときに、あの危機が起こりましたので、中止したわけです。自由化を望むところではありますが、資本勘定の完全自由化は、やはり危ないところがあります。マーケットで動くマネーの額が、きわめて大きくなっていますので、インドだけではなく、どの国でもそのコントロールがかなり困難な状況です。こうしたことから資本自由化につきましては、インドは非常に慎重にやっていると聞いていいでしょう。外国投資の伸びを見ますと（図1）、2008年に少々落ちましたが、基本的には急速に伸びていて、全く別のステージに入った感があります。証券投資は増減があり危ないところですが、直接投資は順調に伸びてきているといえるでしょう。

新経済政策下での経済パフォーマンスの特徴

このように様々な自由化政策を行うことでインド経済は高成長を遂げているわけですが、その特徴について見ていきます。第一に、持続的な、順調かつ安定的な経済成長をしていると言って良いでしょう。特に2003年度以降は9%前後の高度成長を辿っています(図2)。1991年に自由化を開始して、最初の4、5年はとても調子が良く、毎年経済成長率が上がっていました。しかしその後中だるみして、4%程度に低下しています。その理由ですが、農業部門の不調、あるいは急速な民営化による公共投資の削減、インフラ建設の遅れなどがマイナスの影響を与えたのではないかと説明がよくされますし、私もおそらくそうだと考えています。しかし2003年以降はそれらを乗り切って、明らかに以前とは異なる、かなり持続的な高度成長を辿っているわけです。なぜこのように上手く行っているのかということですが、やはり一番大きい要因は貯蓄率です。投資率が30%を超え、今や40%近くに伸びてきたということに尽きます(図3)。かつて貯蓄率は、1991年以降も大体のところ20%台でしたが、2003年以降、急激に投資率も貯蓄率も増加し、40%近くにまで上昇しています。これはクルーグマン風に言えば、物量作戦で豊かになっているということになります。ラフな計算になりますが、資本産出比率、投資の生産性の逆数ですけれども、これがどの程度あるかということですが、インドを含め、途上国は大体5程度であると言われていています。所得を1増やすためには投資が5必要になるということです。そうするとこの場合、貯蓄率が30%あるいは40%である場合、その貯蓄が投資に回るわけですから、30%を5で割って6%の成長率、あるいは40%を5で割って8%の成長率を達成可能ということになります。物量だけで考えてこの数字です。40%の貯蓄率は、技術進歩が全く無かったとしても、8%の潜在成長力があるということの意味します。さらにインドの場合、貯蓄率と投資率のギャップが非常に小さい。大半の途上国では自国の貯蓄率よりも、投資率の方がはるかに高くなる傾向にあります。これは身の丈を超える投資をしていることを意味します。そのギャップは外資を様々な形、つまり直接投資、証券投資、銀行貸し付け、援助などで埋めることになるわけです。たまたま先日、私が奉職している大学で、早稲田大学のトラン・ヴァン・トゥ先生からベトナムの話の伺いましたが、ベトナムで

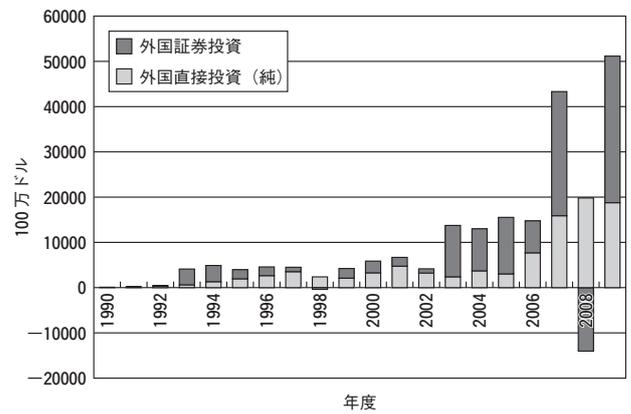


図1 外国投資の推移 (100万ドル)
出所: GOI Economic Survey (Each year).

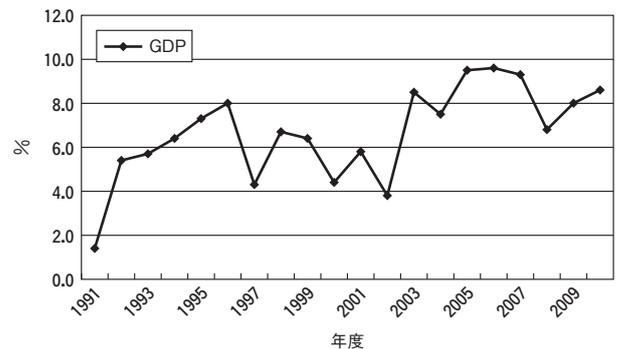


図2 実質 GDP 成長率の推移 (%)
出所: 図1に同じ。

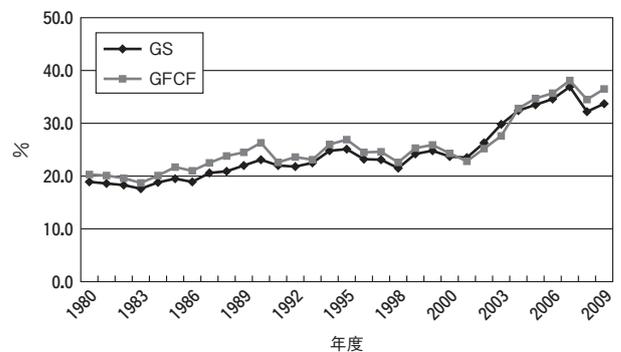


図3 粗国内貯蓄と粗固定資本形成 (GDP 比、%)
出所: GOI, Economic Survey 2010-2011, pp.A10, A11.

は投資率は40%ですが貯蓄率は30%で、そのギャップは10%ととても大きく、これは外資依存型といえるでしょう。それに対してインドは自国の貯蓄で投資をほぼ賄っているわけですから非常に堅実です。対外的に非常に健全な経済運営をして、しかも高度成長を実現しているという点がユニークなところだと思います。

貯蓄率の内容を見てみますと、ほぼ70%と多くが家計部門によって占められていますが、2003年以降は、民間企業部門の貯蓄が非常に高まっていることが特徴です。のみな

らず、公共部門は、かつてはかなりの赤字だったのですが、徐々にプラスの貯蓄になってきております。つまり公共部門もかなり効率が良くなってきたということが示唆されています。民間部門も調子が良いため、これらが貯蓄率の上昇をもたらしているわけです。

また粗固定資本形成つまり設備投資の推移ですが、見事に、民間投資比率が高まっていることがわかります(図4)。基本的には公共投資の比率が減少し、民間投資が圧倒的になってきています。昔のインドと比べると、様変わりしていると言えます。1950年代、60年代には投資の大半は公共部門投資であり、非常に公共部門主導型の成長の国でありました。しかしながら1991年以降は投資の主体は民間企業です。つまり当たり前かもしれませんが、インドは普通の資本主義になったということです。これは中国とは全然違いますし、シンガポールやマレーシアとも異なります。マレーシア、シンガポール、中国は、現在でも国家主導型です。シンガポール、マレーシアは社会主義ではありませんが、大企業のほとんどは政府関連企業です。現在のインドはそうではありません。活躍しているのは民間企業で、インド企業の底力を感じます。ということがあります。

これまでインド経済成長の特徴として、一つは順調に成長を辿ってきたこと、二つには、高貯蓄・高投資に支えられていることを指摘してきました。そして三つには、サービス化が進展しているということです。これは先ほど川野辺先生がお話されましたように、最近では世界中で経済のサービス化が急速に進展しています。とくにビジネスサービス、通信サービス、金融サービスなどです。これらサービスは全て類似していて、その基本はデジタル化、ソフトウェアです。これらITあるいはITES-BPO(IT Enabling Service and Business Process Outsourcing)と呼ばれる分野が大変伸びています。BPOには会計処理や法務、コールセンターなどが含まれます。製造業の調子も良いのですが、サービス産業が圧倒的に成長を引っ張っています。農業につきましては、モンスーンに左右されますので、どうしても成長率が上下しますが、現在のインド経済においては、GDP成長率に大きな影響を与えることはなくなりました。新しい段階に入ったということです。かつてのインドはモンスーンで雨が降らず、農業の調子が悪くなると、必ずGDPも低下するという構図でしたが、最近はそのようなこともなくなりました。こうした産業構造の転換も、

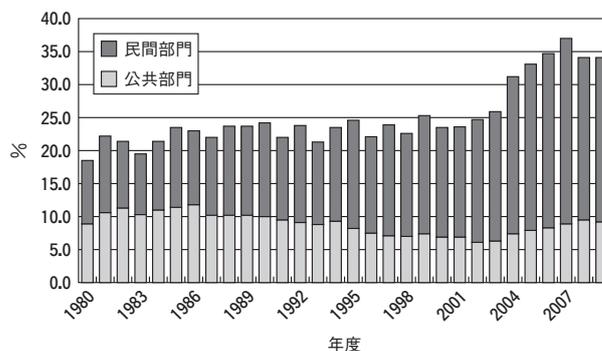


図4 部門別粗固定資本形成の推移 (GDP比、%)
出所：図3と同じ。

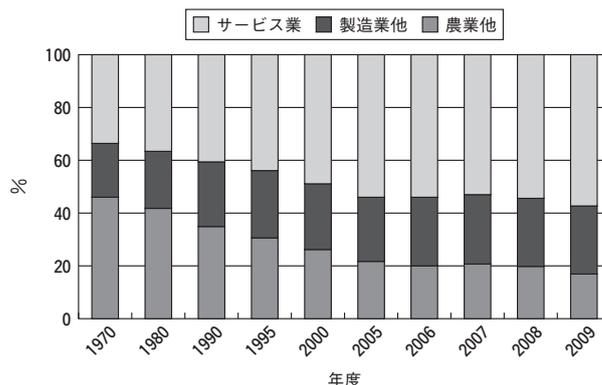


図5 産業構造の推移 (%)
出所：GOI, Economic Survey 2010-2011, p. A5.

よく知られるように、経済のサービス化が急速に進展したことにより(図5)。第一次産業の比重がコンスタントに下がっています。そしてインド型ともいえる、また問題ともなり得る特徴が、第二次産業である製造業、電気、ガス、水道などが、ほとんど伸びていないことです。これが一番、インドにとって頭のいたいところでもありますので、この点についてはまた後で議論したいと思います。この急速なサービス化の進展は一体何を意味しているのでしょうか。サービス化がGDPを支える構造は、果たして持続可能なのか、という議論があります。先ほど申し上げましたように、サービスの中身を見ますと、伸びているのはビジネスサービスや銀行サービス、通信サービスなどでありまして、サービス産業全体が伸びているわけではありません。中身を見ると、ばらつきがあります。ITサービスが伸びているということです。毎年35%くらい伸びています。また、かつてインドにほとんど輸出産業らしい輸出産業は無く、ほとんど国内市場向け産業だったわけですが、このITサービス、ソフトウェア産業というもの、輸出向け産業です。まず輸出から始まっており、他の産業とは全く性質が異なります。非常にユニークなポジションを占める

輸出牽引型産業であり、外貨獲得産業です。輸出の大半はアメリカ市場に出していき、それに依存しながら急速に伸びてきたという特徴があります。

経済発展の特徴

ところで実はインド国内で一つの大きな論争があります。1991年から自由化を進めたのですが、成長率を見ると、1980年代とあまり変わらないのではないか、との議論です。実際のところ、1980年代と、1991年の自由化以降の10年間を比較してみても、ほとんど変わりません。また総要素生産性、つまり技術進歩率と考えてください、これも1980年代と90年代でほとんど変わりません。このことから自由化には効果が無いという議論がたくさんなされました。しかし成長率を見ますと、2003年以降、明らかに伸びています。様変わりです。2003年以降は全く異なるフェーズに入ったと思われまふ。総要素生産性につきましてはまだ2000年代以降の計測がありませんので、はっきりとは解らないのですが、おそらく伸びていると思います。これまでとは相当異なるフェーズに入ったということです。これまでの議論でポイントとなるのは、サービス化が急速に進んでいること、それから製造業が伸びていない、ということです。これは通常の経済学、経済史、経済発展史などからすれば、常識に反するスタイルです。今までにあまり無いパターンです。コーリン・クラークの法則というものをご存じの方もいらっしゃると思いますが、一般的には前近代から近代に進み、工業化が進むと、まず第一次産業の雇用比率やGDPに占める比率などが徐々に低下すると同時に、その分が製造業に吸収されていきます。続いて製造業が発展すると、さらに第三次産業、サービス産業が発展することになります。これが先進国の歴史ですし、日本も例外ではありません。我が国の明治維新以降の経済発展史を見ると、基本的には一次産業から二次産業へ、二次産業から三次産業へと移っていきました。韓国も中国も同様で、農業から始まり、その生産性が上昇し、二次産業が発達、その上でサービス業が成長するという、どこの国もそうしたパターンを辿ってきました。しかしながらインドの場合、そうしたパターンではありません。見た目には、高度成長をしております、一次産業の雇用比率もGDP比率も急速に低下していますが、しかし二次産業はほとんど変化していません。全て三次産業に吸収されています。このパターンはあまり無いのではない

かと思われまふ。また、こうした経済発展パターンは果たして持続可能なのでしょうか。

歴史をふりかえってみると、17世紀のオランダがしばしば引き合いに出されます。17世紀のオランダはイギリスの台頭以前には繊維産業の中心国でした。またアムステルダムでは金融産業が大変発達していました。加工型の小国で特に繊維産業の染色部門がとて強かったのがオランダで、イギリスを遙かにリードしていました。しかし加工型の貿易国家だったために、最終的にはイギリスに負けてしまったことが、経済史の教訓です。生産力や生産基盤のあるイギリスが強かった、ということです。オランダは金融などサービス産業に特化してしまったがために、最終的には敗北したというストーリーです。したがって、サービス産業が牽引するパターンは、あまり印象が良くありません。インドも現在は調子が良いのですが、その足はもしかしたら粘土の足で、崩れるのではないかという一抹の恐れがあります。特にそのサービス産業、インドの場合、圧倒的にそれを支えているのはソフトウェア、通信産業です。そのソフトウェア、通信を担っている人材はほとんどが大卒です。もちろん、ソフトウェア業界にはさほど高度ではない作業もあるので、高卒の人もたくさん関わっていますが、少々高度になると、大卒あるいは大学院卒になってきます。テレビでよく取り上げられていますが、皆IIT（インド工科大学）やIIM（インド経営大学院大学）など、相当にレベルの高い大学院を出た人が担っています。また彼らは高給取りです。つまりインドのサービス産業、ソフトウェア産業の担い手はエリート中のエリートです。インドは完全なエリート社会です。インドのエリートは英語が上手です。本当によく仕事します。夜も休まず仕事をする人々です。学者などは、休まずに論文を書きつづけていますから、とてもかまいません。つまりインドのエリートは本当に特別な人たちで、ソフトウェア産業については、相当に訓練を受けた人間が従事しているというところがあります。その一方で、製造業が伸びていません。また大変な格差社会です。街はまだまだ汚いところがありますが、その一方で、ファイブスターホテルは本当に立派です。またインフォシスなどの巨大なソフトウェア会社の内部は、全く外界とは隔絶した世界になっています。果たしてこれで良いのか、ということです。最近、しばしば指摘されるのが、leap-frogging、つまり「蛙飛び」です。製造業を飛び越して、一度にサービス産業に行くパターンを

leap-frogging と呼びます。これについては後ほどもう一度議論します。

各産業のパフォーマンス

通信産業の例を見てみますと、特に携帯電話産業を自由化しまして、その伸びはすばらしいものがあります。一方で、固定電話はほとんど伸びていません。現在の固定電話はともかく、昔は酷いものでした。固定電話を設置するのに、依頼してから3年くらいかかりました。さらに3年かかってやっと使えるようになったと思えば、市内電話の半分くらいは通じません。特にモンスーンの時期になると、雨のために通じなくなります。遠距離通話の方がまだ通じましたが、基本的に固定電話は役に立ちませんでした。電話に関しては絶望的な国でした。しかし、携帯電話を自由化し、民間企業が入るようになりました。そうすると固定電話を持つ必要がなく、どんどん料金も安くなりました。携帯電話は大成功の事例といえます。

携帯電話の普及台数は、2007年12月の時点では2億3千万ですが、2010年7月には6億5千242万まで達しています。インドの全人口が12億であることを考えると、50%の普及率ということになります。もちろん日本の普及率の方がずっと高いのですが、しかし途上国としてこの数字は大変なものだといえます。タタ・テレサービスが始めた画期的な試みとして、秒単位の課金制度が挙げられます。それまで一分単位で課金していたのですが、今は秒単位で課金をしています。それによって料金が大変安くつくようになりました。これをきっかけに、あっという間に、燎原の火のごとく、携帯電話が普及しました。農民でも門番でも皆、携帯電話を持っています。携帯電話の普及によって何が起きたかと言いますと、ほんの少し前まではISDという黄色い看板が至る所にありました。これは国際電話のできる、電話屋です。お店と言いましても、人が一人いて電話が一台あり、メーターに時間と料金が出る仕組みになっています。これが雨後のたけのこのように無数にあり、秒単位の課金制度ですから、とても安くて便利でした。ホテルで国際電話をかけると、10倍どころではなく、30倍近くかかることもあります。したがってとても便利なものでしたが、最近インドに行ったところ、このISD電話屋が無くなっていて、驚きました。あれだけたくさんあった電話屋はどうしたのだらうと思ったのですが、つまり携帯電

話が普及したためです。携帯電話の方が安いということです。携帯電話に関しては、信じ難いスピードで変化しています。

ご存じの通り、携帯電話は貧困対策においても大きな役割を果たしています。バングラデシュのグラミンバンクが携帯電話を村の女性に持たせるプログラムがそうです。またインドではITCという会社が農民に携帯電話を持たせることで、農民が市場の情報を得られるようにするプログラムを実行しています。携帯電話を持つことで、中間商人に搾取されることが無くなり、小農の所得が向上しました。こうした良い面がたくさんあります。携帯電話革命の威力には、すばらしいものがあります。

また、変化は携帯電話業界ばかりではありません。多くの企業がグローバル化していますし、競争力をつけてきています。例えば自動車産業ですが、インドで最も自由化が進んでいて、世界中の自動車メーカーが参入しています。その中でもインド企業である、タタ・モーターズは業界二位ですし、四位にマヒンドラ・マヒンドラが入っています。地場企業ですが、強いです。とくにタタは「ナノ」という、日本円で約20万円の車を売り出しています。小さい車ですが、それなりに良い車です。昨日、タタの副社長が来日していましたが、欧米に売り出す、輸出戦略を採るようです。これはインドがかつて五十年間にわたって閉鎖経済にあったことを考えますと、驚くべきことと言えます。当時のインド製品は、本当に低品質でした。消費者といっても、存在しないに等しい時代です。供給独占に近い状況です。ライセンスで規制されていたため競争がほとんどありません。例えば十万台の自動車生産のライセンスを持っていたとすると、それは必ず売れるわけです。消費者は文句を言ったところで代替製品がありませんので、文句を言いません。したがって品質は改善されません。品質が悪いからといって売れないこともなく、利益が得られるという、奇妙な世界が長く続きました。特に、インドを代表するアンバサダーという車があります。これはヒンドウスタン・モーターズという、ビルラー財閥の企業が作っている車ですが、これは五十年間、一度もモデルチェンジをしませんでした。まさにクラシックカーです。最近では自動車が増えたので、交通事故も多いのですが、日系企業の車で、乗員に衝撃がかからないよう、ぶつかるとボディが凹み、ガラスも粉々に飛び散るようになっています。しかしこのアンバサダーは戦車みたいなのところがありまして、衝突時に凹みません。

勝ちます。それはともかく、インドの自動車メーカーには競争力があります。あれだけ低品質だったにもかかわらず、自由化して、世界のトップメーカーが参入し、首位はスズキですが、タタやマヒンドラも強いです。製品もなかなかのもので、自由化によって環境が変化したのですが、本当に短期間でそれに対応し、技術革新をどんどんしています。この民間企業の能力は、素晴らしいものと言えるでしょう。

二輪車も同様です。インド国内市場シェア上位三社であるヒーロー、バジャージ、TVS はいずれもインド系です。ヒーローはホンダと26%の資本提携をしていましたが、今年合弁を解消して、100%インド資本になるということです。したがってトップ3社は皆インド系となり、市場の90%を占めるほどの強さですが、これは特筆すべきでしょう。鉄鋼市場でも、インド企業は世界で活躍しています。世界市場で圧倒的なシェアを持つアルセロール・ミタルですが、社長のミタル氏はロンドンに住むインド人です。本社はルクセンブルグにあります。数年前にアルセロールというフランスの大鉄鋼会社を買収し、世界最大の鉄鋼会社になりました。また、インドのタタ製鉄が世界で第五位に入っています。中国の宝鋼集団でも六位であることを考えると、インド系企業の強さは相当のものであると言えるでしょう。ソフトウェアにつきましても、言うまでもなく、国内市場のトップは全てインド系の企業です。もちろんアップルやIBMもインド市場に参入していますが、インド国内市場ではインド系企業にかないません。携帯電話につきましても同様で、基本的にインド系がトップ5を占めています。以上の例から、インド企業の強さをお解りいただけたと思いますが、これは驚くべきことでしょう。閉鎖的な環境の中で甘やかされ続け、国際競争力が全く無かったわけですが、対外開放が漸行され、競争に晒された途端に、経営を大きく転換する能力を持っていたということです。

加えて近年はさらに進みまして、インド企業による対外直接投資が盛んになっています。とりわけ最近では先進国企業の吸収・合併型が中心であるところに特徴がありますが、これは中国とよく似ています。中国企業も先進国企業の買収に熱心です。インドでは、タタ・スチールによるコーラス買収、ヒンダルコによるノヴェリスの買収、そしてタタ・モーターズによるジャガー&ランドローバーの買収という三大買収劇があり、かなり先進国に進出しはじめています。「インドへの」ではなく「インドからの直接投資」が2004年、2005年頃か

ら急速に増加しておりまして、これが新しい動きとして注目されます。これはつまるところインドの地場企業は、“Know How”ではなく“Know Why”，モノの作り方を企業が知っているということだと言えるのではないのでしょうか。“Know Why”を知っているということは、市場の変化に対応した経営戦略が採れるということです。

自動車や自動車部品など製造業も輸出を開始してはいますが、ITサービス産業と製造業をどのように関連させるか、ということが課題です。ソフトウェアなどのIT産業は基本的にはアメリカやヨーロッパなど外国市場向けでありまして、これを例えば、国内市場のサプライチェーンをどのように作っていくのか、あるいは製造業の経営の合理性をどのように高めていくのか、といったことに応用していくことが、今後の鍵といえるでしょう。実際に、そうした方向に向かう兆しもかなり見えてきています。

インド経済のアキレス腱

以上のように、順調に見えるインド経済ですが、もちろんアキレス腱も明らかにあります。雇用、貧困、格差が三大テーマといえるでしょう。中国も同様の問題を抱えています。中国よりも遙かに状況は酷いものです。とくに雇用については、経済成長はしているのですが、それに見合う雇用の伸びがありません(表1)。多くの部門で、経済自由化以降、雇用が落ち込んでいます。2000年代に入っても、多少は改善してはいますが、やはり良くはありません。8%~9%の経済成長をしていますが、それと同様に雇用が伸びるかといえば、そんなことは全くありません。GDPに対する雇用の弾力性を部門別にみると、弾力性が伸びているのは唯一、建設業のみであります(表2)。他の業界については、産業の伸び率ほどには雇用は伸びないという、奇妙な現象が生じています。これは難しい問題です。インドの労働市場を理解することは大変困難です。

インドの労働市場の状況はまさに驚くべきものです。例えば1999年の時点で、人口は約10億で、このうち労働力は約4億です。しかしその中で、組織部門雇用は700万人しかありません。組織部門雇用というもの、政府の定義によりますと、インドの「工場法」に登録されている企業による雇用の意味しています。さらに言えば、もし動力がある場合は従業員数が10人以上の企業、動力がない場合は20人以上の

表1 部門別雇用増加率の推移

部門	雇用者数 (100万人)			年間増加率 (%)	
	1983年	1993年度	1999年度	1983年-1993年度	1993年度-1999年度
第1次産業	208.99	245.16	239.83	1.60	-0.34
農業	207.23	242.46	237.56	1.51	-0.34
鉱業・採石業	1.76	2.70	2.27	4.16	-2.85
第2次産業	41.66	55.53	66.91	2.90	3.14
製造業	34.03	42.50	48.01	2.14	2.05
電気・ガス・水道	0.85	1.35	1.28	4.50	-0.88
建設	6.78	11.68	17.62	5.32	7.09
第3次産業	52.11	73.76	90.26	3.53	2.42
卸売・小売取引	19.22	27.78	37.32	3.57	5.04
運輸・貯蔵・通信	7.39	10.33	14.69	3.24	6.04
金融サービス	1.70	3.52	5.05	7.18	6.20
コミュニティ・社会・個人サービス	23.80	32.13	33.20	2.90	0.55
全体	302.76	374.45	397.00	2.04	0.98

出所：Planning Commission, Report of the Task Force on Employment and Opportunities, Table 2.5.

表2 GDP に対する雇用弾力性の推移

	1977年度/1983年	1983年/1993年度	1993年度/1999年度
農業	0.45	0.50	0.00
鉱業・採石業	0.80	0.69	0.00
製造業	0.67	0.33	0.26
電気・ガス・水道	0.73	0.52	0.00
建設	1.00	1.00	1.00
卸売・小売取引	0.78	0.63	0.55
運輸・貯蔵・通信	1.00	0.49	0.69
金融サービス	1.00	0.92	0.73
コミュニティ・社会・個人サービス	0.83	0.50	0.07
全体	0.53	0.41	0.15

出所：Planning Commission, Report of the Task Force on Employment and Opportunities, Table 3.1.

企業が組織部門として定義され、統計調査の対象となります。それにしても4億人の労働動力のうち組織部門で雇用されている労働者は700万しかいないという、東アジア・東南アジアでは考え難い状況がインドにはあります。さらに組織部門には公務員が含まれておりまして、実際に民間の組織部門に雇用されている労働力は、300万人程度と考えられています。10億の総人口、4億人の労働者のうち300万しか民間の組織部門企業に勤めていないということです。したがってそこから漏れた人々は、非組織部門、インフォーマルセクターで仕事を得ていることとなります。もちろんインフォーマルセクターには、保険や年金などありませんし、最低賃金法なども適用されません。保障は全く無いといって良いでしょう。労働者の大半がこうした状況におかれているわけですから、あり得ない格差が存在しているといえます。こうした労働市場の状況は南アジア、とくにインドに非常に特徴的な点であり、東アジアと全く似ても似つかぬものであります。

組織部門の雇用は増えていませんが、雇用全体、インフォーマル部門まで入れて考えますと、統計が無いので正確な

ことはわかりませんが、かなり増えていると良いと思います。これは私の仮説なのですが、やはりグローバル化の進行で相当程度、外資系企業との競争に晒されてきました。そうするとコスト引き下げが至上命令となり、労働賃金をできるだけ安くしたいと、こうなります。インドは元々労働組合の強い国ですから、組合運動をなるべく抑圧すると同時に、もう一つの手段として、正規労働者の雇用を控えます。人材派遣会社を通して、契約労働者や季節労働者を工場労働者として調達します。この場合、解雇したとしても、それは人材派遣会社の責任となります。このように、いわば労働のインフォーマル化がかなり進行しています。一方で、インフォーマル部門における女性の労働参加率は増加していると言えます。ただし正規の労働者が増えておらず、そこに相当大きな賃金格差が生まれていると考えています。

教育の面からも同様の指摘ができます。最近では改善されたとはいえ、例えば2000年の時点で、小学校の修了者は50%に留まります。二人に一人は在学中にドロップアウトし、卒業することができません。中学校ではさらに状況が悪化し、四

表3 人口推計（100万人）

年	2000	2005	2010	2015	2020
全体	1,010	1,093	1,175	1,256	1,331
15歳未満	361	368	370	372	373
15歳～64歳	604	673	747	819	882
65歳以上	45	51	58	65	76

出所：Planning Commission, Report of the Committee on India Vision 2020, p. 51.

表4 主要州の所得、成長率、人口

	一人当たり純州内生産, 1999年度 (経常価格表示, 1000ルピー)	総人口に占める人口比率 (%)			人口増加数、 2001年-2051年 (100万人)	人口数予測 (100万人)		
		1971	2001	2051		1991	2051	2101
低位出生率州								
ケーララ	18.3	3.9	3.1	2.2	4.2	29.1	36.0	25.2
タミル・ナドゥ	19.1	7.5	6.0	4.4	9.9	55.9	72.0	57.0
アンドラ・プラデーシュ	14.7	7.9	7.4	7.4	44.2	66.5	119.9	130.5
カルナタカ	16.3	5.3	5.1	4.8	25.3	45.0	78.0	10.3
マハラシュトラ	23.4	9.2	9.4	9.1	50.6	78.9	147.4	85.0
中位出生率州								
バンジャール	23.0	2.5	2.4	2.2	11.4	20.3	35.7	37.9
西ベンガル	15.6	8.1	7.8	7.5	41.7	68.1	121.9	132.0
グジャラート	18.6	4.9	4.9	4.5	22.4	41.3	73.0	80.2
オリッサ	0.2	4.0	3.6	3.3	17.2	31.7	53.9	59.5
アッサム	9.6	2.7	2.6	2.6	15.4	22.4	42.0	47.0
高位出生率州								
ハリヤナ	21.1	1.8	2.1	2.5	20.0	16.5	41.1	48.8
マディヤ・プラデーシュ	10.9	7.6	7.9	9.1	66.8	66.2	148.0	175.3
ビハール	6.3	10.3	10.7	11.6	78.2	86.4	188.0	216.7
ラージャスターン	12.5	4.7	5.5	6.6	49.6	44.0	106.1	125.9
ウッタル・プラデーシュ	9.8	16.1	17.0	20.8	162.5	139.1	337.0	405.0
全インド	15.6	100.0	100.0	100.0	619.4	846.3	1619.5	1812.2

出所：S. Acharya, "India's Growth Prospects Revisited," Economic & Political Weekly, October 9, 2004;

L. Visaria and P. Visaria, "Long-term Population Projections for Major States, 1991-2101," Economic & Political Weekly, November 8, 2003.

人に一人、25%程度です。東アジアではこのような状況はとも考えられません。このように教育が分断されている、労働市場が分断されていることが、インドの最大の問題点であるといえます。統計的にも、教育水準の低い人の貧困率は高くなるという、相関関係はきわめて強く出ています。インフォーマルセクターに従事する労働者の平均就学年数はきわめて低く、3、4年程度に留まります。驚くべきことです。また部門別に見れば、サービス業の学歴が最も高く、農業が最低という構図になります。

人口ボーナスは実現するか

また、最近流行の議論として、人口ボーナス論があります。インドの人口構成を見ますと、とても若い。18歳から60歳までの生産労働人口が増加していくことで、それによって付加価値も増加すること、これが人口ボーナス論です。年齢構成が若い国ほど成長率が高くなるという、人口学者が提唱する理論です。日本などは高齢者ばかりになり、困ったものですが、インドの場合は若者が多く、その結果貯蓄率も投資

率も上昇し、国民所得も増加すると考えられています。これはインド政府も主張していますし、大半の議論によってサポートされています。先ほどのBRICsレポートにつきましても、同様の人口推定にたつて、インドの高度成長を予測しています。非常に単純な議論ですが、これは果たして本当なのでしょうか？ 確かに15～64歳の人口は圧倒的に多く、インドが若い国であることがわかります（表3）。中国は既に高齢化が始まっていますので、それに比べるとインドはまだまだ若く、人口学の視点から、可能性が大きいことが示唆されています。ところで、インドには主要17州と呼ばれる、大きな州があります。それらの一人あたり所得と、人口増加数をプロットしてみると（表4）、大体右下がりの関係が得られています。やはり一人あたり所得が多い州は、人口増加数が少ないという相関です。しかし一州だけ、大きな例外があります。この全くトレンドから外れた例外は、ウッタル・プラデーシュ州と呼ばれる州ですが、これはインドの首都デリーの北西に位置する広大な州です。この州だけで人口が2億、日本の2倍の人口を擁する大きな州です。この州の人口が実は一番大き

く、また増加数も大きいのですが、実のところ様々な社会指標、教育、識字率、平均余命などを見ますと、ウツタル・ブラデーシュ州は、最悪の州の一つです。つまりそうした州で人口が大きく増加しているということは、深刻な問題であると言えます。インドではやはり教育を受けないと雇用がないということは明らかです。せめて小学校の卒業証明書がないと、工場に行っても相手にしてもらえません。外資系企業、例えば日系企業に入ろうとしたらそれは大変なことです。高校を相当優秀な成績で卒業し、その上で高専などに2年程通って、それでようやく雇用されたと思えば、1年間のプロベーション、つまり様子見の試用期間です。そこで真面目に仕事をし、ようやく正社員になれるということで、相当にレベルは高いです。インドにおけるそうした人たちは高卒でも、皆、英語ができます。かなりのエリートです。そこまでしないと、まともな会社に勤めることができないわけですから、雇用につながりません。ですから、どのようにして教育水準を上げていくのかがとても重要な問題となっています。雇用機会を増やすためには、やはり外資をもっと入れるということ、そのためにインフラ整備が不可欠です。こうしたことが明らかに必要であるといえます。

インドは新しい成長モデルになりうるか

講演の最後に次のような議論をしておきたいと思います。先ほど申し上げましたように、インドが新しい成長モデルに果たしてなり得るのか、ということです。インドはソフトウェア依存型の発展をしていますし、明らかにエリート指向型の社会です。アダム・スミスは『国富論』のなかで、「物事の自然の経路 (natural course of events)」について言及していますが、インドはずっとそれに逆らってきました。独立後のインド、ネルーの時代は自然の経路に逆らった開発政策を採用し、重工業化を進めました。資本が無いにも関わらず、資本集約的な重工業化を進め、無理をしながら鉄鋼や造船業などを育成しました。無理をしながら一部のエリート労働者を雇用し、技術力の高い物を作り始めました。その結果、最もダメージを受けたのが繊維産業です。そうした労働集約的かつ輸出競争力のある産業が伸び損なうという、歪みが生じました。これは現在の歪みとよく似ています。かつてとは異なり、現在のリーディング・インダストリーは重工業ではなくソフトウェア産業ですが、大卒・大学院卒しか就業できない、

つまり教育の無い大量の人々が抜け落ちてきているというのが現在の状況です。これは一見すると悲観的に見える状況ですが、実のところ私は最近、さほど悲観的ではありません。むしろ新しい発展パターンになりうるのではないかと考えています。かつてマレーシアが最初に自由化政策を採り、外資をどんどん導入し、タイ、中国などがそれに続きました。外資を梃子にして輸出を伸ばしたわけですが、こうしたパターンは一昔前の議論ではあり得ないものでした。外資に依存した経済成長は、結局は先進国に従属するだけであり、自国産業は育たず、技術移転は進まず、低賃金労働力を利用されるだけであるという、非常にネガティブな考え方が主流で、皆そのように思っていたものです。しかし現実には、その後何十年も経ち、私たちが現在持っている経験から見ると、外資導入政策のお陰でマレーシアは豊かになったわけです。1970年代のマレーシアは、教育水準も低く、カンポン中心の経済社会、つまり農村がほとんどでしたが、外資が進出して技術移転が急速に進みました。タイにしても、1950年代のタイは、インド人に言わせると、インドよりずっと発展レベルが低いと感じていたという話があります。道路、電力、水などのインフラ面で、インドよりタイは遅れていたということです。しかし日系の自動車メーカーなどがたくさんタイに進出して、自動車部品産業の技術と競争力を育てました。このパターンで最も成功しているのが中国です。改革開放以降、外資をどんどん導入し、輸出型に育てました。その結果、日本やアメリカに従属したのかというと、決してそんなことはありません。ますます良いところ取りで、どんどん成長し、今や日本を凌駕し、アメリカに拮抗しようとしています。結局のところ、外資をどのように利用するか、ということです。自国の資本や技術は限られているわけですから、利用できるのであれば、利用した方が良いでしょう。以上のような過去の事例は、インドをとっても勇気づけるものです。これまでになかった形で、高度成長ができるということです。

成長をすれば、人々の生活が良くなっていくことも明らかです。インドについても、そうした可能性が無いわけではない。ソフトウェア産業が国内の製造業や流通業に向くようになる、あるいはインドの教育水準が上がっていく、ということになれば可能性があると言えます。もちろん、これまでのように、農業から軽工業、軽工業から重工業という発展経路ではありません。ソフトウェア産業から入り、工業化がさらに

進んでいくという経路が、私は可能性としてかなり大きいのではないかと考えています。もし成功するのであれば、これはかつて無いシステムであり、新しい文明であるといえるでしょう。こうした点から、今後のインドは非常に面白いと考えています。

また、しばしば指摘されていますように、インドは独立以後、一貫して民主主義の国です。これは東アジア諸国とは異なります。東アジア諸国、例えば中国や韓国や台湾などは、共産主義や独裁政権であったりしました。これまでの長い間、特に貧しい段階においては、経済成長を実現するためには権威主義的な開発独裁国家が必要であるという議論が日本では流行してきました。私は元々そうした議論に賛成しかねていたわけですが、インドはそうしたパターンに最初から当てはまりません。確かに1970年代など、インドは民主主義で低成長、一方の韓国や中国は独裁国家と共産主義国家で高度成長を遂げましたので、非常に見事な対比となっております。そのため、そうした議論が広く支持されてきたわけですが、現代のようにインドが目覚ましい成長を遂げているとなると、政治体制と経済成長の間に、いったいどのような関係があるのか、再考せざるをえないということになります。民主化と産業化の関係は大変難しく、そのため長い間、議論されてきたわけですが、率直に申し上げて政治体制と経済パフォーマンスの関係については単線的ではないことは明らかです。おそらく経済と政治とは関係はあるとは思いますが、その関係はもっと複雑なものです。したがってこれまで私たちがしてきた議論、つまり産業化が先で民主化は後にするべきであるという議論については、私は俗説であると考えています。インドの衝撃は、このようなところにもあるわけです。インドの台頭により、これまでの俗説をもう一度、見直す機運が生まれています。

最後に最も気になっていることを申し上げます。インドの所得水準は、最貧困層も含めて明らかに上昇しています。ただしその一方で、所得格差が広がっています。ここでいう格差というのは、例えば10000ルピーの所得が10%成長すると11000ルピーで、100ルピーの所得が同じく10%成長すると110ルピーになります。所得の成長率をみると豊かな人も貧しい人も同じですが、絶対的な所得水準で見ると格差は拡大しています。10000と100の差は9900ですが、11000と110の差は10890です。おそらくこうした事態が生じています。

貧しい人でも所得が上がり、いろいろな物が買えるようになりました。ソフトウェア産業のおこぼれですね、レストラン産業などが伸びてきて、そこで雇用が生まれてきました。しかしながら所得が伸びる一方で、生活の質は悪くなっています。人口も多く、自動車が急激に増え、交通問題は深刻です。またゴミ問題も酷い状況です。東南アジア諸国を訪問すると、ゴミや下水処理問題における、インドの深刻さが際立ちます。むしろ、毎朝掃除はしていますが追いついておらず、きわめて不衛生です。雨期には下水道もしばしば壊れますし、スラムには様々な病原菌が潜んでいます。都市化が進んだことで、その歪みが顕著に表れています。

また宗教紛争など、社会不安のイメージもあります。イスラムとヒンドウがぶつかったり、キリスト教徒が襲撃されたり、そうしたことがしばしば起こりえます。テロリズムの恐怖も、インドにはどこにでもあります。経済的に沸き立ち、様々なチャンスが生まれているわけですが、それが逆に社会不安をもたらしているとも言えましょう。かつてのインドには貧困層には全く希望がありませんでした。とくにアウトカーストの人たちは人間として扱われておらず、ほとんど無視されてきました。店に入ろうにも入れてもらえず、たまに電車で隣あわせになったとしても、誰も口も利きませんでした。このように虐げられ続けている人たちは諦めてしまって、反乱の余地がありませんでした。ところが現在のように経済的に余裕が生まれ、かつては皆が小学校中退だったのが、いまは中学校を卒業するなどし、チャンスが生まれています。このチャンスが生まれてきたときに、ささやかな夢が叶えられるかと言えば、皆叶うわけではありません。このときに不満が生じてきます。東南アジアでは貧しい人の不満はテロリズムに向かう傾向にあります。これは私の仮説ですが、貧困層に若干の可能性が生まれてきたときに、社会が最も不安定になるのではないかと考えています。その意味で、今後のインドはますます不安定になるのではないかと、実のところ考えています。以上、少々長くなりましたが、これで講演を終えさせていただきます。質問があればお引き受けいたします。ご静聴ありがとうございました。

公私のポリティクスと対抗的公共空間

——ケララのタラワード寺院とイスラム巡礼地をめぐる——

川野美砂子 東海大学海洋学部海洋文明学科准教授

Politics of the Public, the Private and the Counter Public Space:

Taravad Temples and Muslim Pilgrimage Centers in Kerala

Misako KAWANO

Associate Professor, Department of Maritime Civilizations, School of Marine Science and Technology, Tokai University

The purpose of this paper is to complement and develop, with ethnographic and historical materials, the discussion on the public space and the counter public space in Kerala in the paper 'Secularism in Kerala, south India: modernity, public space, and religion' (Kawano 2011). The lower caste movements in the 19th and 20th centuries in the central and southern parts of Kerala realized opening Hindu temples to all castes as public space. Family (*Taravad*) temples of Nair caste were also required to open. They became the place where politics of the public and the private developed. I will show how *Taravad* temples of Nair caste have been the places for these politics taking forms of Sanskrit and Dravidian deities.

In the northern part of Kerala during 18th and 19th centuries, Sayyid Alavi and his son Sayyid Fazl, who had come from the Arabian Peninsula, lived in Mamburam as saints who worked great miracles and converted outcaste people to Islam. Sayyid Fazl issued *fatwas* directed towards new converts from the outcaste, and preached to them in systematic violation against caste rules. In this area, Mappila (i.e. Muslim in Kerala) Revolts by poor Muslim tenants or agricultural laborers against Hindu landlords occurred during the 19th and early 20th centuries. Among them, the Cherur Riot is well known to Mappilas, because its story has been transmitted from generation to generation as the ballad of '*Cherur Padapattu* (i.e. ballad of battles)'. I will illustrate by the ballad, and the reports on this uprising by British officials, that Mamburam of a Muslim pilgrimage center of *sayyids* played a role in the counter public space. It was this counter public space that made 'pariah' people able to raise objections to the traditional negative identities given by others and obtain new positive identities.

Accepted, Jan. 19, 2012

はじめに

本稿の目的は、拙稿「南インド・ケララにおけるセキュラリズム—近代・公共空間・宗教—」(川野 2011a) の中でケララの公共空間に関して行った議論を、民族誌的、歴史的資料によって補足し、展開することである。19世紀のインド人の社会改革者スワミ・ヴィヴェーカーナンダがケララを「カーストの精神病院」と呼んだことはインドではよく知られている。このカースト体制に対して、19世紀から20世紀にかけて、インドの他地域と同様ケララでもアウトカーストからの抗議運動が起こり、カースト改革運動が行われた。このケララのカースト運動の一つの柱は寺院入場運動、もう一つの柱はアウトカーストのイラワ¹⁾の聖者シュリー・ナーラーヤナ・ガルによる寺院建立運動を中心とする SNDP ヨーガム²⁾の運

動であった。前稿では、公共性に関するアレントと斎藤純一の議論を援用して、寺院入場運動と寺院建立運動のもつ意味を明らかにした。そこでの論点は、「公共空間」及び「私的空間」がカテゴリー的に存在する、あるいは存在しないということではなく、人々の実践のうちに「現れた」のだ、ということであった。

寺院入場運動は、アウトカーストがカースト規制によって立ち入りを禁じられてきたヒन्दゥ寺院に、カースト規制を破って入ることによって、寺院を公共のものとして開放することを求め、実現した運動である。ヒन्दゥ寺院が公共のものとしてその開放をアウトカーストから求められたのは、それが、その場からの排除が社会で「真に人間的な生を生きる上で本質的な事柄が奪われることになるような場」(アレント 1994: 87-88) であるという意味において、「公共空間」であるからであった。寺院入場運動は、公共空間から排除されたパーリアとしてのアウトカーストによる、公共空間としてのヒन्दゥ寺院からの排除への抵抗という意味をもった。ヒन्द

本論文は、『文明』投稿規定に基づき、複数レフェリーの査読を受けたものである。原稿受理日：2012年1月19日

ウー寺院は斎藤が論じるように、「パリーアによる排除への抵抗」という政治的価値が言葉や行為という形をとって」（斎藤 2000：iii-v）公共空間として現れたのである。

前稿ではさらに開放を求められたヒンドゥー寺院の中に多く含まれた上位カースト・ナーヤルのタラワード（家族）寺院をめぐる活動を紹介し、タラワード寺院を地域に開放しながらもタラワードの信託基金を設立して寺院の運営を行うことによって、公共空間におけるヘゲモニーを確保しようとするタラワードのポリティクスについて論じた。ケララではタラワード寺院においてまさに「公私の境界をめぐる言説の政治」（斎藤 2000：12-13）が行われてきたと言える。

ケララ南部のトラヴァンコールでは 1936 年、寺院に入ることとすべてのカーストに認めるようにという法律が制定された。この公共空間としての寺院の開放は一方で「排除への抵抗」としての寺院入場運動の成果であったが、他方でシュリー・ナーラーヤナ・グルの寺院建立運動による対抗的公共空間の成果でもあった。イラワに禁じられていたサンスクリットの神に対する信仰を可能にしたシュリー・ナーラーヤナ寺院は、公共空間から排除されたパリーアとしてのイラワにとってのオルタナティブな公共空間の役割を果たし、公共空間からの排除を無効にするような場であった。

以上のように前稿では、排除への抵抗としての寺院入場運動の中に現れた公共空間としてのヒンドゥー寺院と、タラワード寺院をめぐる公共空間と私的空間のポリティクス、寺院入場運動とともに公共空間としてのヒンドゥー寺院の開放を促した対抗的公共空間としてのシュリー・ナーラーヤナ寺院について議論を行った。本稿ではまず、タラワード寺院をめぐる「公共空間」と「私的空間」のポリティクスについてさらに民族誌的資料を示し、議論を深めたい。さらにシュリー・ナーラーヤナ寺院が果たした対抗的公共空間としての役割と同じように、ケララ北部で対抗的公共空間としての役割を果たしたのがイスラム巡礼地であったという見方を示したい。

1. ナーヤルのタラワード寺院

—公共空間と私的空間のポリティクス—

公共空間として開放を求められたヒンドゥー寺院の中には、ナーヤルの多くのタラワード寺院が含まれていたが、地域のナーヤルのうちのタラワード（母系大家族）の神々を祀るタラワード寺院が、なぜ公共のものとして開放を求められたのか

という問題は、公共性という問題を構成する中心的な意義に関わっている。例えばトリヴァンドラムの NP バガヴァティ寺院が地域に開放されたのは 1956 年のことであったが、それまでこの寺院はアウトカーストからは開放を求められる公共空間であり、同時に NK タラワードの側からはタラワードの「私的空間」であった³⁾。

1. NP バガヴァティ寺院と NK タラワード

NP バガヴァティ寺院はもともとナーヤルの NK タラワード（母系大家族）の家屋に祀られていた神々が、タラワード（母系大家族の伝統的家屋）の崩壊に伴って移動することによって建てられたタラワード寺院であった。

かつてタラワードの「祖先の部屋」には、実在の祖先として尊敬を受けているヨーギーシャレンとマンダラモーティが、タラワードの天井の屋根にはバッドウラカーリー、下にはアイダワリなどの神々が祀られていたが、タラワードが崩れ落ちてしまったときに、その屋根の部分をタラワードの隣に置いて祠にし、そこにアイダワリを祀った。そのときバッドウラカーリーは、今は隣の家の基礎になっている巨大な石のくぼみに移り、そこに住んでいたのだが、あるときカーラナヴァン（家長）の夢に出てきて自分のために寺院を建ててくれと言ったので、翌日夢に出てきた土地に行ってみると杭が打ってあった。そこでそこにこの女神のための寺院を建てた。それが NP バガヴァティ寺院であるのだという。この寺院には主神バッドウラカーリーのほかに、さらにタラワードやその敷地内から寺院に移ってきたマンダラモーティ、マーダン、蛇神、タラワードの女性メンバーが絶えたとき、寺院の建て直しの折りなどに占星術師の言葉に従って祀るようになったドウルガやガナパティ、ブラーマ・ラクシャスなどの神々が祀られている⁴⁾（川野 2001：20-22）。

2. タラワードの非サンスクリットの神々の優位

前稿で論じたように、このように NK タラワードの側からすればタラワードの私的空間であった NP バガヴァティ寺院を、地域の公共の寺院として開放し、その祭りにすべてのカーストが参加することを認めて、全カーストから成る祭りの委員会を設立したとき、NK タラワードは同時にタラワードの信託基金を設立して、信託基金による寺院とその財産の所有と運営を決定した。前稿ではこれを公共空間の開放と同

時に開始された、私的空間による公共空間の支配あるいはヘゲモニーの確保、公共空間に対するタラワードの私的空間の優位と両者の逆転として論じた。タラワードの信託基金はこのNK タラワードだけではなく、ケララ全域のナーヤルにおいて最も一般的で活発な活動の一つである。

タラワードがその私的空間によって公共空間を支配するヘゲモニーを保持し続けていることは、地域に開放されている祭りもすべてかつてと同様にタラワードの「祖先の部屋」の前で、祖先ヨーギーシャレンの許可を得ることで始められることに象徴されている。そして祭りの第1日目の夜、ヨーギーシャレンに対してと同時にその横の祠でアイダワリとマードンとマンダラモーティに対するプジャ「礼拝」が行われ、寺院の横の蛇神にはミルクとターメリックの混合物がかけられる(川野 2001: 23)。

寺院の主神バッドウラカーリーが、ヒンドウの、地域の人々がそれに対するアクセスを求めた神であるのに対し、タラワードの「祖先の部屋」に残ったヨーギーシャレンや、バッドウラカーリーを追って寺院に移ったアイダワリ、マードン、マンダラモーティ、蛇神といった神々は、ケララでアウトカーストが信仰することの許された「穢れた」「下位の」神々とされる神々と同じく、ケララのサンスクリット化以前のドラヴィダの世界に住んでいた神々である。ヒンドウのバッドウラカーリーは公共の、ドラヴィダの神々はタラワードの私的な神々であると言うことができるだろう⁵⁾。この、下位カーストが信仰する下位の神々と同じ非サンスクリットの神々の私的空間が、公的空間でイニシアチヴをとり、プジャによって敬意を表され差異化される。そこには開放された公共空間に対し、常にそれを閉ざすことによって特権を獲得しようとする政治力学と、それによってヘゲモニーを獲得する「私的空間」を見ることができる。

3. クティチャータンの意味の変化

この、同じ非サンスクリットの神々が、一方で公共空間から排除されたアウトカーストの穢れた下位の神々とされ、他方で高カーストの私的空間に秘匿される特権的な神々とされる現象は、クティチャータンというドラヴィダの神に対する意味づけの変化にさらに端的な形で見ることができる。クティチャータンは2006年の調査によれば、現在、災いをもたらす神としてケララで広く信仰されているが、この神はケララ

の最高カーストのナンブーディリの中でも5つの家族だけがもっている。この5家族はそれに対する儀礼を行うことができることで特権化されている。ケララでは病気などの災厄に際して占星術師の診断を受け、そこで書かれた処方箋をもってこのナンブーディリの5家族のどれかを訪ねることが、裕福な階層を中心に盛んに行われている。この家の敷地内にはクティチャータンが住むという大木があり、治療の依頼を受けたナンブーディリは夜間その木の所に行って、クティチャータンに祈願する儀礼を行うのである。

この5家族はクティチャータンをもつこと、そしてそれに対する儀礼を秘匿していることによって、ナンブーディリの中でも特権をもち、それは海から陸を隆起させてケララの土地を創造したと言われる創造主パラシュラマによって彼らが指名され継承された、という伝説によって正当化されている。ところがこのクティチャータンは、20世紀前半までは、ケララのサンスクリット化によりヒンドウの神々に対して劣位の邪神とみなされ、特に植民地化以降、キリスト教宣教師によってその信仰は悪魔崇拜として弾劾されたのであった。アウトカーストのイラワは、このクティチャータンを信仰する悪魔崇拜者として社会で忌避され、その人間性に対する否定の根拠とされていたため、イラワの社会改革運動の指導者シュリー・ナーラーヤナ・ゲルがそれに関する宗教実践を断つよう強く指導したのである(Osella 2000: 155)。このことは同じ非サンスクリットの神が、下位カーストの私的空間を構成する場合には人間性を否定する根拠とされ、高カーストの私的空間を構成する場合には閉ざされ秘匿されることにより特権を与える根拠となることを示している。

4. 逃げる女神

また公共空間としての寺院の開放をめぐるポリティクスには、公的には寺院を公共空間として開放しながらも、同時に私的にはその公共空間としての実質を無化する言説を形成するアンビヴァレントな行動も見られる。ナーヤル寺院の地域への開放はケララ全域を均質的な公共空間に変えたわけではない。例えばパーラカード地方の寺院カーウ(森)・ティーンダルでは、メーレ(高い)・カーウに祀られている女神カーリとターレ(低い)・カーウに祀られている女神バガヴァティの2体のうち、高位でより清浄なバガヴァティは、祭りのときになるとアウトカーストとの接触による穢れを恐れてKP

タラワードへ逃げてくるのだとタラワードの人々は言う。このタラワードでは年に一度、寺院の祭りのときに逃げてくるバガヴァティのために、タラワードの神はタラワードの建物には住めず、敷地内の祠に祀られているのである。

ナーヤルのタラワード寺院に関しては、現在、地域によって、公共の寺院として開放されている地域とそうでない地域がある。アウトカーストがすべてのヒンドゥー寺院から排除されることなく現在のタラワード寺院があってもその開放を求める必要はなく、そうした寺院はタラワードからだけでなく地域からも私的空間として合意されていると言えるだろう。

しかし他方、ケララでは現在タラワード寺院を維持できなくなったタラワードが、寺院をナーヤルのカースト組織 NSS (Nair Serving Society ナーヤル福利協会) に移譲し、その管理下に置か、あるいは州の寺院局の管理下に移すかという選択を行い、それに従って活動する動きも活発である。

またそれとは反対にタラワード寺院に「強力な」神が来たことによって寺院とその祭りが繁栄し、その収益によって病院などの経営も行っているタラワードもある。そうしたタラワードの中には現在はナーヤルのタラワードだけではなく、イラワのタラワードもある。

タラワード寺院は公私の境界をめぐる複雑で動的なポリテイクスの場となっているといえることができる。

II. 対抗的公共空間としてのイスラム巡礼地

初めに述べたように、19世紀の終わりから20世紀にかけて展開されたケララのカースト運動のもう一つの柱は、イラワの聖者シュリー・ナーラーヤナ・グルによる寺院建立運動であった。前稿では、そこで建立されたシュリー・ナーラーヤナ寺院が、それまでアウトカーストに禁じられていたサンスクリットの神シヴァに対する信仰を可能にし、高カーストによる公共空間の独占とアウトカーストの排除を無効にする働きをしたことを論じた。シュリー・ナーラーヤナ寺院はその意味で対抗的公共空間としての役割を果たし、公共空間の独占を無効にした結果、それを開放する働きをしたのである⁶⁾。

このように公共空間としての寺院の開放を促した要因としては、排除への抵抗としての寺院入場運動と対抗的公共空間としての寺院建立運動があったが、前稿で述べたように、同じように重要な対抗的公共空間として、南部では教会やミ

ッションスクールなどのキリスト教空間があった。キリスト教への大量改宗の可能性が、トラヴァンコール王の寺院開放の決断をさらに促したのである。これに対して北部で、高カーストによる公共空間の独占とアウトカーストの排除に対して対抗的公共空間としての役割を果たしたのが、イスラム聖者を中心に置くイスラム空間であった。以下では、この対抗的公共空間としてのイスラム巡礼地について、歴史的資料を提示し、議論を行う。

1. ケララのイスラム教徒マーピラ

ケララにはイスラム教徒、キリスト教徒がそれぞれ人口の約25%、20%の割合で住むが、イスラム教徒は北部のマラバールに、キリスト教徒は中部のコーチンと南部のトラヴァンコールに集中し、マラバールの中心都市の一つカリカットでは人口の36-37%をイスラム教徒が占める (Varshney 2002: 121)。

ケララのイスラムは古く、7世紀、預言者の布教開始の数年後には、アラビア半島とケララを行き来するアラブ商人たちによって伝えられていたであろうと考えられている。ケララのイスラム教徒はマーピラと呼ばれるが、この名称は「偉大なる子ども」あるいは「偉大なる花婿」という意味をもち、元来アラビア海に向こうから来た人々に対する尊称であった。海岸部のマーピラ・コミュニティには、アラブ商人と土地の女性たちの子孫とみなされている人々が住んでいる。

しかし現在ケララに住むムスリムのほとんどはアラブ商人の子孫ではなく、18世紀以降増加するアウトカーストからムスリムへの改宗者及びその子孫である。かつてはアラブ商人の子孫とされるマーピラと、アウトカーストからの改宗者あるいはその子孫の間には社会的、経済的、文化的に大きな格差が存在した。前者の中には後者をマーピラとは呼ばないと言う人もいる。

他方で19世紀にマラバールで頻発した農民蜂起の主体であった貧しいイスラム農民たちは、当時の植民地行政官の記録に「モープレー」と記載され、その蜂起はケララの歴史の中で「マーピラの反乱」と呼ばれてきた。中東での出稼ぎが開放されて、両者のムスリム集団間の経済的格差がなくなったため、かつては忌避された両者の間の通婚にも現在では社会的障害がなくなり、社会的、文化的格差も前ほどではなくなった。現在では「マーピラ」という言葉はケララのイスラム

教徒とほとんど同義になっている⁷⁾。

2. サイド・アラウィとサイド・ファゼル

公共空間から排除されたアウトカーストにとっての対抗的公共空間としての役割を果たしたのは、古くからのイスラムではなく、18世紀以降、アラビア半島よりアラビア海を渡ってきたサイドたちのもたらしたイスラム空間であった。サイドとは預言者の血統を継ぎ、それによって精神的力と聖性をもつと考えられている家系の人々を指して、イスラム世界で用いられる名称であるが、ケララではタンガルとも呼ばれる⁸⁾。サイドすなわちタンガルはカラマトウ（奇蹟力）をもつと考えられ、聖者として人々の信仰を受ける。マラバールの内陸部でスーフィーの一生を送ったサイドたちは、聖者としてケララのアウトカーストの信仰を集め、その多くをイスラム改宗へと導いた。

そのサイドたちの中でも18世紀から19世紀にかけてマンブラムに住んだサイド・アラウィとその子サイド・ファゼルは、マーピラ社会における指導者ウラマたちの中でも最も影響力のある人物であった。マンブラムはマラプラム県を通してアラビア海に注ぐカダルンディ川の北岸にあって、現在ケララ最大のイスラム巡礼地となっている。

マンブラムのある南マラバールでは当時大ジェンミ（地主）による広大な土地所有形態がとられていた上に、ジェンミの多数はナンバーディリ・ブラーミンであった（Gabriel 1996: 22）。ヒンドゥー高カーストの地主の元で小作あるいは農業労働者として重労働を行い、生活のあらゆる側面に至るまでカースト規制によって拘束され、イギリス植民地行政によりさらに厳しさを増す地主の横暴に苦しむ人々の間で、サイド・アラウィとその子サイド・ファゼルは、ヒンドゥー、ムスリムの別を問わず信仰を集めた。聖者たちはアウトカーストの多くの改宗にあずかり、さらに改宗後もカースト規制に拘束されていたマーピラ農民たちに対し、カースト規制を拒否することを説いて、ヒンドゥー地主に対抗するムスリムとしてのアイデンティティをもつことを指導したのである。

彼らはさらにマーピラ農民の間でヒンドゥー地主とイギリス植民地権力に対する抵抗の精神的指導者としての役割を果たし、19世紀の農民闘争の中心となったことで知られている。南マラバールでは1836年から1921-2年までの間にマーピラ小作農民や土地なし労働者たちによる蜂起が頻発した。

それは1922年、大規模な「マーピラの反乱」となってイギリス軍によって最終的に鎮圧されることになるのだが、上記の期間に頻発した蜂起の全体もまた「マーピラの反乱」と呼ばれる。

マンブラムのタンガルたちはこの蜂起に対してあらかじめ宗教的承認を与えることによって、反乱の精神的指導者としての役割を果たしたのである。それはサイド・アラウィの叔父のハサン・ジフリによって始められた不正義に対する抵抗に祝福を与える制度であったが（Sathar 1999: 44）、サイド・アラウィとその子サイド・ファゼルの時代、マーピラの反乱すなわちイギリス植民地権力やヒンドゥー地主に対する蜂起を、信仰のための戦いとして祝福する制度として、植民地権力が恐れるほどの力を発揮した。マーピラの反乱におけるサイド・ファゼルの影響力を恐れた植民地権力は、1852年、彼をアラビア半島に追放し、彼はそこで一生を終えることになる。

今日マーピラの人々にとって最大の巡礼地になっているのは、サイド・アラウィを中心とする聖者たちのジャーラム（墓）である。それはマーピラの反乱の時代、ヒンドゥーに対する次の攻撃を計画している者が巡礼に訪れる場であると同時に（Dale 1980: 129）、農民たちがイスラム、ヒンドゥーを問わず、その奇蹟力カラマトウを求めて祈願に訪れる所であった（Randathani 2004: 237-40）。

サイド・アラウィとその子サイド・ファゼルのマンブラムは、カースト規制によって公共空間から排除されてきたアウトカーストにとって、伝統的に外から貼り付けられてきたアイデンティティに対抗し、新たな肯定的なアイデンティティによって自尊の念を獲得して、異論を提起することを可能にする対抗的公共空間としての役割を果たしたと言える。チェルールの反乱はこのことをよく示す事件である。

3. チェルールの反乱

1843年8月、ティルランガリの村のマーピラたちが、イスラムに改宗した元ティヤ（南部のイラワに相当する北部のアウトカースト）の女性に、アディガーリ（徴税人）のカプラート・クリシュナ・パニカルが信仰を捨てるよう強制し侮辱した、という申し立てを行った（CMO⁹⁾ vol. II: 97）。

この事件を発端として起こったチェルールの反乱は、その地域でチェルール・パラパートウ（戦争の歌）というバラ

ドとして歌い継がれてきた。チェルール・パラパートゥは反乱のすぐ後、チェルールに住むマーピラの詩人、ムハンマド・クティとモイディーンが作った歌であるが、マーピラの人々の間で大変な人気となり、マーピラの反乱で人々を鼓舞する役割を果たすことになった。トリチェリのサイド・アリはこれを出版しようとしたが、イギリスの役人たちによって発行前に差し止められた。

チェルール・パラパートゥはこの反乱について次のように歌っている。ティルランガリのヴェニユールの6人（3人の男と3人の女）がタンガルの前でイスラム教徒になった。彼らの名前はフセイン、サール、アフマド、カディージャ、アイシャ、そしてアレーマ。徴税人のカプラート・クリシュナ・パニカルはそのことを知って、改宗者たちを呼び出し、元の宗教に戻るようにと要求した。そしてこれを拒めば罰すると脅したが、改宗者たちはそれを拒んだ。この6人のうち女性たちはクリシュナ・パニカルの召し使いだった。

女性はブラウスを着て徴税人のそばに立ち、単数形の「あなた」で呼びかけた¹⁰⁾。この行為は、下位カーストから上位カーストに対する特別の侮辱と受け取られるものだった（*CMO* vol. II : 97-98）。その時代のティヤは高カーストに対して12歩以内に近づくことは許されず、「ご主人様」という敬称で呼びかけなければならなかった。またティヤの女性は高カーストの男性の前で上半身を覆うことを許されなかったのである。

ヒンドゥー・アウトカーストからの改宗者たちが、ヒンドゥーを捨てた後も地主である高カースト・ヒンドゥーに対するカースト規制から自由になれない状況に対して、サイド・ファゼルはマーピラの社会行動、特にヒンドゥーに対する行動を指導するファトワ¹¹⁾を発行し、その中で、ナーヤルに呼びかけるとき尊敬の「あなた」（複数形）を用いることを非とした（Panikkar 1989 : 62）。タンガルはこの命令を通して、アウトカーストからの改宗者のマーピラが、一致してカースト規制から自由な社会行動をとり、社会的地位を向上させることをめざしたのである。

ティヤだった女性は改宗した翌日、ムスリムとして徴税人のそばに立ち、名まえで呼びかけてカースト規制を破り、上位カーストの社会的地位に挑戦したのであった。徴税人は女性に元の宗教に戻るよう、そしてその印としてブラウスを脱ぐよう要求したが、これを拒まれて怒った。そして従者たち

と共に女性を取り囲んで、そのブラウスを力づくで剥ぎ取ったのである。

マラバールの植民地行政官だったコノリーは、マーピラのカプラート・クリシュナ・パニカルに対する申し立てについて詳しく調査し、彼の行動を非常に無思慮であったと判断して、公的な職から退かせるのが適切だと提案した。イギリス植民地政府はコノリーの提案を受け入れて1843年10月15日、徴税人をやめさせた（*CMO* vol. I : 276）。

代わりにその地域で尊敬されていたマーピラのベシュカールがティルランガリで税金を徴収するように依頼されたが、ティルランガリの人々は税の支払いを拒んだ。その結果マーピラと政府の役人の間に衝突が起こり、二つの村の兵士が負傷した。この事件の責任があると目されたマーピラが拘留され、10月18日、裁判のためにカリカットに連行された。彼の仲間が彼を助ける準備をしていたが、政府はそれを阻止した。翌10月19日、ナーヤルの兵士が殺されているのが見つかった。

この日、クンナンチェリ・アリ・アタン他5人がカプラート・クリシュナ・パニカルを殺し（Logan 1937 : 625）、さらに10月22日、裕福なナーヤル、クッティポラタ・パニカルの家に行った。叛徒たちの計画は彼を殺すことだった。彼が叛徒の一人に賃金を払わなかったというのがその理由だったが、その日彼は家にいなかった（*CMO* vol. II : 102）。第5連隊の指揮官の下に現地人の歩兵中尉、インド人中隊長、インド人士官、インド人下士官、ドラマー、インド人砲兵が派遣され（Logan 1937 : 626）、叛徒を生きたまま捕らえようとして、ロープを持って家の周囲を監視し、その逃走を防ぐ手立てを講じた。指揮官は警察と民兵に命令なしに叛徒に向かって発砲してはならないと命じ、叛徒に家から出て降伏するよう要求した。叛徒は「待ってくれ、祈りを終えたら出る。用意をしろ。我々はサイド・アラウィの命と祝福によって我々の宗教から汚辱を取り除くためにこれを行ったのだ」と言った（Cherur Padapattu, Logan 1937 : 129）。

それから叛徒が出てきて軍隊が発砲した。しかし弾ははずれ、激しい戦いになった。チェルール・パラパートゥは戦闘の激しさを次のように記している。

タイガー・フセインの強打で何人の男が殺され、ブーカリの強打で何人が腕も足も首も折れ、アリ・ハサンの強打で何

人が頭と腕をバラバラにされたか知らない。ライオンの子モヒディンに破壊されたのが何人か想像することもできない。

チェルールの反乱はイギリス植民地権力にとっては衝撃だった。彼らは司令官と何百もの地域の民兵と60人の兵士からなるイギリスの連隊に援護されていたにもかかわらず、一人の叛徒も生きて捕らえることはできなかったのである(CMO vol. II : 37)。

4. 対抗的公共空間としてのマンブラム

チェルールの反乱を引き起こすことになった事件は、アウトカーストからの改宗者の社会的地位を上げるためのタンガルの活動が、ヒンドゥー高カーストが独占する公共空間に対する挑戦となったことを示している。これはカプラート・クリシュナ・パニカルが使用人の改宗に対してとった態度によく表れている。彼は女性によるカースト規制の侵犯を、自分の社会的地位の優位性に対する挑戦とみなして怒ったのである。

サイイド・ファゼルはマーピラの社会行動、特にヒンドゥーとの関係を規制するファトワを発行し、その中でナーヤルに呼びかける際に尊敬の二人称複数形を用いることを禁じ、高カーストの食事の残りを受け取ることを禁止した。ヒンドゥーの間で頻繁に行われる祭りや儀礼の後で、裕福な高カーストの食事の残りを貧しいマーピラが受け取って食べることが慣習として行われていたのである。さらにタンガルはムスリムの安息日である金曜日には農作業を行わないことをマーピラ農民たちに要望した(CMO vol. I : 276)。

タンガルの発行したファトワは、イスラム改宗後もカースト規制に従っていたマーピラ農民たちに対して、敢えてそれを破ることを説くものであり、それはヒンドゥーのコスモロジーの根幹をなす穢れの観念体系と、それによって宗教的正当性を与えられた社会的階層関係を否定する意味をもっていた。高カーストに対する呼びかけに尊敬の二人称あるいは「ご主人様」という言葉を用いることを定めるカースト規制は、規定の距離以内に入ってはならないと定めて公共空間から排除するカースト規制と緊密に絡み、また高カーストの食事の残りを受け取ることは、単に物質的な貧富の差による屈辱的な関係の表れなのではなく、高カーストが家族内の災厄を解決するために穢れを排出してアウトカーストに引き受けさせる意味システムをなしている。タンガルのファトワはこれらを

否定し、さらに金曜日に鋤を置くことを要望した。それはヒンドゥー地主の要望への服従の否定の表現であると同時に、イスラムの安息日を守ることによってムスリムとしてのアイデンティティを培うものであった。

ヒンドゥーの価値体系と社会関係を否定することは、その公共空間から排除されたパリアであるアウトカーストにとっては、対抗的公共空間、すなわちオルタナティブな公共空間の役割を果たし公共空間からの排除を無効にするような場の存在によって初めて可能になる。それがマンブラムのイスラム空間であった。それは斎藤の言葉を借りれば、自分たち自身の言説の空間であり、自分がある場所では肯定されているという感情によって自尊の感情が回復され、自分たちに貼りつけられたアイデンティティなるものに対抗し、異論を提起することを可能にする(斎藤 2000 : 15)。

ケララの公共空間、アウトカーストが排除されてきた公共空間の中心がヒンドゥー寺院の宗教的価値であり宗教的力であったのと同様に、対抗的公共空間もタンガルの宗教的力バラカとカラマトウによって成立し、タンガルによる宗教的承認と祝福が、それまで押しつけられてきたアイデンティティに対抗する新たなアイデンティティを獲得することを可能にしたのであった。

対抗的公共空間は改宗者の女性に、カースト規制を破ってブラウスを身に着けて並び立ち、二人称単数形で呼びかけることを可能にしたのである。ケララでは赤いブラウスは現在もイスラムの女性のシンボルであると言われる。ブラウスを身に着ける運動は、19世紀半ば、南部のイラワの間でも展開されていた。イラワでは、シュリー・ナーラーヤナ・グルが有名な「アルヴィプラムの聖別」を行う前に¹²⁾、トリックスター的な人物が現れてシヴァリンガムの聖別を行ったりしていたが、彼はまた上半身を覆うことを禁じる王室からの法令に抗して、布をマーケットで購入して女性たちに与える運動を行っていたのである(Osella 2000 : 157)。この頃ケララ中部、南部では、前稿で論じたように、カースト規制を侵犯して道路を通行する運動、マーケットに入る運動などが始められていた。

植民地行政官コノリーは、タンガルが発行したファトワによって、「モープレーの低い階層の多くがそれまでの態度を変え、ヒンドゥーが感じる不安を増大させた」と記録している(CMO vol. I : 276, Panikkar 1989 : 62-3)。それはちょうど

19世紀から20世紀にかけてケララの南部でイラワの聖者シュリー・ナーラーヤナ・グルが展開した寺院建立運動が、何か恐ろしいことの始まりであるとカースト・ヒンドゥーから受け止められ (Reghu 2010: 47), ブラーミンの高等裁判所判事が「ヒンドゥー教内に同等の信仰体系」が生まれることにつながるのではないかと危惧した (Aiyappan 1965: 135) こととよく似ている。判事のこの言葉が「オルタナティブな公共空間」あるいは「対抗的公共空間」としてのシュリー・ナーラーヤナ寺院を意味していたように、対抗的公共空間としてのマンブラムがヒンドゥーの公共空間のカースト・ヒンドゥーによる独占を揺るがしたのである。サイイド・アラウィの活動についてパニッカルは「サイイド・アラウィの教えの真の重要性はマーピラに活力を与え、生き返らせるプロセスを始めたことにある」(Panikkar 1989: 62) と述べている。サイイド・アラウィはエルナードとワルワナードの様々な所にマーピラの宗教的文化的活動の中心としてモスクを建てるイニシアチブをとった。ヒンドゥー寺院という公共空間から排除されて宗教的価値に対するアクセスを奪われ、「真に人間的な生を生きる上で本質的な事柄が奪われてきた」人々にとって、モスクという宗教的公共空間が与えられたことはパニッカルの叙述の通り「生き返る」プロセスであったと言えるだろう。

しかし植民地行政官が「低い階層はタンガルを神性に満ちた存在とみなし、その足にひざまずいて厳かな誓いをした。タンガルが歩いた地面は信仰され、その超自然的知識について奇跡の物語が語られた。彼の祝福は最もありがたいものとされた」(CMO vol. I: 222) と記しているように、アウトカーストもそこからの改宗者も、まず何より聖者に対する信仰によって、ヒンドゥーでは奪われていた宗教的価値を獲得したのであった。この聖者の神性は死後も残り続けると信じられ、サイイド・アラウィのジャーラム (墓) は最高の尊敬を集める宗教的承認と権威のシンボルとして、宗教的正当性の源となっている¹³⁾。

人々にとってタンガルのもつ聖性は同時に司法的権威であった。マーピラはまた牛をめぐる争いを郡の植民地行政官よりもタンガルに調停してもらうことを望んだ (CMO vol. I: 242-3)。イギリス植民地政府の役人は、「タンガルは自分自身を植民地政府の上に置いている。タンガルと人々の行動はあたかも植民地政府を恐れていないかのようだ」と記している。

1852年2月12日マドラス政府はサイイド・ファゼルのインドからの追放を命じたが、この決定に影響を与えた重要な要素は、マーピラの間でのタンガルの権威と影響力であった。タンガルはマーピラが争いの調停を託す権威の中心になり、地域の植民地行政に対する挑戦となって、行政の権威と権力を掘り崩したのである (Panikkar 1989: 99)。

イギリスの役人はこの時期に起きた反乱に関して、サイイド・アラウィの関与を強く疑った。植民地行政官コノリーは、1843年11月30日、マドラス政府の秘書官 J. F. トーマスに次のように言った。「私は国のその部分 (エルナード、ワルワナード・タルーク) のモープレーに大きな影響力をもつアラブ司祭 (サイイド・アラウィ) を召喚して問いただしたかった」(CMO vol. II: 94)。しかしコノリーはタンガルを逮捕することに対する危惧を表している。「しかしこれらの男たち (タンガルたち、すなわちサイイド・アラウィとその義理の息子) を逮捕する試みは重大な結果に見舞われるだろうと政府に警告するのが私の義務だ。」(CMO vol. II: 111)。そのため植民地政府はサイイド・アラウィとその家族にどのような行動をとることも控えたのである。

しかしチェルール・パラパートウに引用された叛徒の言葉にも明らかのように、サイイド・アラウィが反乱を祝福し承認したことは疑いがないと考えられている (Logan 1937: 129, Sathar 1999: 82)。植民地政府を後ろ盾にしたヒンドゥー高カーストの地主の元で、その搾取に苦しめられた農民たちの中からこうした反乱が行われたのは、マンブラムの宗教的承認を得ることのできたマーピラたちに限られているのである。

結び

19世紀から20世紀にかけてケララで展開されたカースト体制に対する抗議運動とカースト改革運動は、ケララ中部、南部を主な舞台として、寺院入場運動と寺院建立運動を柱とし、ヒンドゥー寺院の開放を実現した。すなわち公共空間からの排除への抵抗と対抗的公共空間によって、公共空間の開放を実現したのである。公共空間とは公私の境界のポリティクスが展開される場であり、何が公共のもので、何が私的なものなのかが問われる場であった。ナーヤルのタラワード寺院は現在もなお、サンスクリットの神々、ドラヴィダの神々の姿をとって展開される公私のポリティクスの場であるといえる。その公私のポリティクスの中では、公的空間と私的空間

間の関係も逆転し、時に神々の序列と意味づけすらも逆転するのである。

他方ケララ北部では18世紀以降、アラビア半島から渡ってきたサイドたちによるイスラム空間が対抗的公共空間としての役割を果たした。この地域は南部に対して、イギリス植民地支配の影響が強く、それによってヒンドゥー高カースト地主層によるアウトカースト及びマーピラの小作農民、農業労働者に対する社会的・経済的支配と搾取はさらに厳しいものとなっていた。植民地政府の法廷におけるヒンドゥー地主とマーピラ農民について、当時の植民地官僚は次のような記録を残している。「植民地政府の法廷では、マーピラはヒンドゥーと平等には扱われない。マーピラの提出した文書は信じるべきものとはみなされない。判決はジェンミに好意的に下され、貧しいマーピラは無慈悲に土地から追い立てられるのである」(Kurup 1981: 17-18)。

本稿ではケララで最も偉大なイスラム聖者として現在もなお信仰を集めるサイド・アラウィとその子サイド・ファゼルが、偉大な奇蹟を働く聖者として住み、アウトカーストのイスラム改宗にあずかったイスラム巡礼地マンブラムについて、その対抗的公共空間としての側面を論じた。ケララ北部では19世紀から20世紀にかけて、ヒンドゥー地主の専横に対してマーピラの反乱が頻発したが、その中でもバラードに歌われ、語り継がれることによってマーピラの間では特に有名なチェルールの反乱をめぐる、バラードの内容と植民地行政官の記録は、対抗的公共空間としてのマンブラムをよく伝えている。

アウトカーストからの改宗者たちに対してタンガルが発行したファトワもまた、中部・南部で展開された抗議運動とカースト改革運動の中で実践された、カースト規制に対する組織的な侵犯、「排除への抵抗」を説いた。それをパーリアであった人々が実践することを可能にしたのは、タンガルたちの宗教的祝福であり承認であった。それこそがヒンドゥーの公共空間から排除され、「真に人間的な生を生きる上で本質的な事柄を奪われてきた」人々が、それまで押しつけられてきたアイデンティティに対抗する新たなアイデンティティを獲得することを可能にしたのであった。

前稿と本稿で論じたように、公共空間から排除されてきたケララのアウトカースト、イラワ(中部・南部)とティヤ(北部)にとって、19世紀終わりから20世紀にかけて、シュリ

ー・ナーラーヤナ寺院と中・南部のキリスト教空間、そして北部のイスラム巡礼地が対抗的公共空間としての役割を果たし、カースト規制を無効にした。ここで重要なのは、イスラム巡礼地がムスリムにとってばかりでなく、ヒンドゥーにとっても信仰の場であったことである¹⁴⁾。それがカースト規制によってヒンドゥーの価値と力へのアクセスを奪われ、人間としての尊厳を奪われてきたアウトカーストの人々に、対抗的な価値と力へのアクセスを与えることになったのである。

注

- 1) ケララのアウトカーストの一つ。北部ではティヤと呼ばれる。ケララで最大の人口を擁する。
- 2) シュリー・ナーラーヤナ・ダルマ・パリパラナ・ヨーガム(シュリー・ナーラーヤナ真理堅持協会)の略。
- 3) NP バガヴァティ寺院は、次節で記述するように、ナーヤル・カーストに属するNK タラワードの神々を祀るタラワード寺院であったが、1910年から1930年代にかけて行われた数多くの寺院入場運動の結果、1936年、トラヴァンコールの王が発令した寺院開放令によって、地域の全カーストに開放することが求められた。
- 4) ブラーマ・ラクシャスとはブラーマン(僧侶)のプレータ(死霊)である。ナーヤルのタラワードは亡くなったナンブーディリの死霊を慰めるためにこれを祀る。ブラーマ・ラクシャスが怒りを抱けば、そのタラワードに疫病などの災厄がもたらされると考えられている。
- 5) バッドウラカーリーは、ヒンドゥーの最高神シヴァの妃パールヴァティの怒ろしい側面である、怒れる女神ドゥルガやカーリーと同一視される。バッドウラカーリーは怒ったときのバガヴァティだと人々は言う。
バガヴァティは元来ドラヴィダの女神であり、至高神であった。しかし美、力、徳、愛などを意味するバガをもつ者という一般的な意味の名称をもつこの女神は、現在、パールヴァティ、吉祥・幸運と美の女神でヴィシュヌ神の妃ラクシュミー、学問と芸術の女神サラスヴァティだけでなくドゥルガやカーリーなど、サンスクリットの女神をすべてその中に含むものとして信仰されている。
ケララのコスモロジーのサンスクリット化に伴って、ドラヴィダの至高神バガヴァティがサンスクリットの神々によって駆逐されることなく、逆にサンスクリットの女神のすべてを吸収して、その総称としての意味を獲得したことは興味深い。ケララのタラワード寺院、地域の寺院で広く祀られている主神はこのバガヴァティであり、地名を冠して〇〇バガヴァティと呼ばれることも多い。詳細は川野(2000)参照のこと。
- 6) 前稿で論じたように、寺院入場運動の結果、1936年、トラヴァンコール王は藩王国内にあるすべてのヒンドゥー寺院を全カーストに開放することを求める寺院開放令を発令したのであったが、この公共空間を開放する役割を果たしたのは寺院入場運動だけではなく、寺院建立運動があった。
- 7) 詳細は川野(2009)参照のこと。

- 8) タンガルは元来ドラヴィダ語でヒンドゥーの最高カースト、ブラーミンを意味する言葉であった。
- 9) *Correspondence on the Moplah Outrages in Malabar for the years 1849-59*, 2 Vols., Madras, 1863.
- 10) ケララの言葉であるマラヤラム語では、二人称単数形は同等の相手に対して用いられる言葉であり、目上の者に対しては二人称複数形が用いられる。
- 11) ムスリムの法学者が口頭または書面で提示する法学的な回答。法学裁定。
- 12) 川野 (2011a) 43 参照のこと。
- 13) 詳細は川野 (2011b) 参照のこと。
- 14) 詳細は川野 (2009), 川野 (2011b) 参照のこと。

引用文献

- Aiyappan, A. (1965), *Social Revolution in a Kerala Village*, Bombay : Asia Publishing House.
- アレント, ハンナ (1994) 『人間の条件』(志水速雄訳) 筑摩書房.
- 粟屋利江 (2002) 「南アジアにおける「公共圏」・「市民社会」をめぐる研究動向」『南アジア研究』第 14 号 : 145-168.
- Correspondence on the Moplah Outrages in Malabar for the years 1849-59*, (1863) 2 Vols., Madras.
- Dale, Stephen F. (1980), *Islamic Society on the South Asian Frontier, The Mappilas of Malabar 1498-1922*, Oxford : Clarendon Press.
- Gabriel, Theodore (1996), *Hindu-Muslim Relations in North Malabar 1498-1947*, New York : The Edwin Mellen Press.
- 川野美砂子 (2000) 「憑依する神々の姿—ケーララ・カルチュラ・トライブの仮面と憑依儀礼—」『社会思想史の窓』第 123号社会評論社.
- (2001) 「ケーララ州ナーヤル・カーストにおける家族の変容」文部省科学研究費・特定領域研究 (A) 「南アジア世界の構造変動とネットワーク」 Discussion Paper No.15.
- (2009) 「南インド・ケララにおける宗教的多元性」『東海大学総合教育センター紀要』第 29 号 : 59-86.
- (2011a) 「南インド・ケララにおけるセキュラリズム—近代・公共空間・宗教—」『文明』No. 15 : 35-46.
- (2011b) 「聖者と殉教者の記憶—ケララのイスラム巡礼地マンブラムとマラプラムの事例—」『海—自然と文化』東海大学紀要海洋学部 Vol. 9 No.1 : 9-28.
- Kurup, K. K. N.(1981), *William Logan, A Study in the Agrarian Relations of Malabar*, Calicut.
- Logan, William. (1937), *Malabar Manual* vol. I , Reprint, Trivandrum.
- Osella, Filippo and Caroline Osella (2000), *Social Mobility in Kerala*, London : Pluto Press.
- Panikkar, K. N. (1989), *Against Lord and State: Religion and Peasant Uprisings in Malabar 1836-1921*, New Delhi : Oxford University Press.
- Randathani, Hussain (2004), Communal Harmony in the Mappila Folk Culture, In K. N. Ganesh ed., *Culture and Modernity : Historical Explorations*, Calicut : University of Calicut, 236-244.
- Reghu, J. (2010), “Community’ as de-imagining nation’, K. Ravi Raman ed., *Development, democracy and the state*, Oxon :

Routledge.
 斎藤純一 (2000) 『公共性』岩波書店.
 Sathar, Mohammed Abdul K. K. (1999), *History of Ba-' Alawis in Kerala*, Thesis Submitted to the University of Calicut for the Award of the Degree of Doctor of Philosophy in History, Department of History, University of Calicut, Calicut.
 Varshney, Ashutosh (2002), *Ethnic Conflict and Civic Life*, New Haven : Yale University Press.

スティーブン・グリフィン教授の発展的憲法理論とその意義

—アメリカ合衆国における生ける憲法をめぐる議論との関連で—

大江一平 東海大学総合教育センター准教授

Prof. Stephen M. Griffin's Developmental Theory of the Constitutional Change and Its Significance: In the Arguments about the Living Constitution in the United States

Ippei Ooe

Associate Professor, Liberal Arts Education Center, Tokai University

In this article, I study Prof. Stephen M. Griffin's developmental theory of the constitutional change in the arguments about the living Constitution in the United States. He finds that, in the specific character of American constitutionalism, there is a close relation between law and politics. Therefore, the significance of his constitutional theory is to research the transformation of American constitutional history and political institutions which are the premise of constitutional interpretation by taking into consideration not only the three branches of government; President, Congress, and the Supreme Court but also We the People as a constituent power.

Accepted, Jan. 19, 2012

I はじめに—議論の背景とグリフィン教授の発展的憲法理論—

(1) 議論の背景—アメリカ合衆国における生ける憲法をめぐる議論—

従来、日本の憲法学においては、憲法の制定、改正、変遷といった憲法の変動を検討する際には、主としてドイツやフランスの議論を取り上げる傾向が強かった。しかし、憲法の変動についてはアメリカ合衆国（以下、アメリカ）においても非常に豊富な議論がなされており、同国の議論を参照することは有意義であると考えられる¹⁾。

アメリカ合衆国憲法（以下、アメリカ憲法）5条は、憲法修正（amendment）という形での憲法改正手続を規定する。しかし、その手続は非常に厳格であり、成立した憲法修正は数えるほどしかない。ところが、アメリカ憲法史においては、1930年代のニューディール政策等、5条の手続では十分に説明できない多くの変革がなされてきた。

それゆえ、アメリカにおいては、5条が適切な憲法改正のルール足り得ていないのではないかと、正式な憲法改正手続を経ずに生じた変革（いわゆる「インフォーマルな憲法改正」）の法的性質をどのように理解するのかという憲法の変動をめぐる問題が活発に議論されてきた²⁾。最近では、この議

論は、「生ける憲法（living Constitution）」という用語で論じられる傾向にある³⁾。

(2) グリフィン教授の発展的憲法理論

本論文では、最近の生ける憲法論をめぐる議論との関連で、アメリカ立憲主義における生ける憲法の形成について重要な指摘を行っているチュレーン大学のスティーブン・グリフィン（Stephen M. Griffin）教授の憲法改正に関する発展的理論⁴⁾（developmental theory）のアプローチ（以下、「発展的憲法理論」と表記。）を検討する。

グリフィン教授は、発展的憲法理論において、従来のアメリカにおける憲法解釈論が過度に裁判所中心主義的であったこと、アメリカ憲法5条が制憲時から現在に至るまでの大規模な社会的、政治的変革に対して十分に対処することができなかったことを指摘し、憲法テキストだけでなく、それと同じ役割を果たすルール、慣習、制度に焦点を当てる憲法理論を構築することの必要性を主張する⁵⁾（以下、敬称略）。

II 新しい原意主義と最近の生ける憲法論

(1) 新しい原意主義の台頭

①原意主義への批判

1980年代から有力に主張され始めた原意主義の意義は、裁判官の憲法解釈の法源を憲法制定・改正プロセスにおける人民の決定に源泉を求める点にある。しかし、原意主義に

本論文は、『文明』投稿規定に基づき、複数レフェリーの査読を受けたものである。原稿受理日：2012年1月19日

対しては、原意の確定の困難性、過去の世代による将来の世代の拘束（いわゆる「死者の手 (dead hand)」問題）、先例拘束性の法理を認めることによる妥協といった多くの批判がなされてきた⁶⁾。

D・ストラウスは、憲法テキストの意味が決して明確ではない場合があること⁷⁾、憲法の文言の意味を制憲者の理解と異なる形で解釈することを許さない厳格な原意主義の立場を採ると、例えば、公立学校の人種分離は合憲となる、連邦および州政府は女性を自由に差別できる、連邦政府は人種的少数派をいつでも手酷く差別することができる、権利章典は諸州に適用されない、州政府は「一人一票」の原則を自由に侵害することができる、連邦政府の労働、環境、消費者保護法令の多くは違憲となる、といった様々な不都合が生じることを指摘する⁸⁾。

ストラウスは、原意による都合の悪い結果を回避しようとする連邦最高裁のA・スカリア裁判官を、「臆病な」原意主義者であるとして批判する⁹⁾。また、ストラウスは、原意主義が原意を用いない場合に、どのようなアプローチを用いるのかが不明確であること¹⁰⁾、そもそも原意が判決に大きな役割を果たすことは例外的であること¹¹⁾を指摘する。

②新しい原意主義の台頭

従来の「古い原意主義」に対して、1990年代以降の原意主義は、「新しい原意主義 (new originalism)」と呼ばれる¹²⁾。新しい原意主義の主たる論者としては、K・ホイットントン、R・バーネット、J・バルキン等があげられる。

ホイットintonは、憲法テキストを重視するが、その意味が憲法解釈では確定できない場合に、政治領域において憲法の意味を練り上げる憲法構築 (constitutional construction) を行うことを認める¹³⁾。バーネットは、成文憲法を重視する立場から、制憲者 (framers) の主観的意図 (original intent) ではなく、公的あるいは客観的な意味としての原意 (original meaning) に依拠する¹⁴⁾。バルキンは、憲法を完成品とみなす摩天楼 (skyscraper) 型の原意主義ではなく、後の世代による憲法構築を認める枠組 (framework) 型の原意主義の立場を採る¹⁵⁾。

従来の「古い原意主義」が制憲者の主観的意図を重視し、連邦最高裁の諸判決への批判や司法の抑制に焦点を当てているのに対して、ホイットintonによれば、「新しい原意主

義」の特徴は、司法の抑制にとらわれず、個々の制憲者の具体的な意図ではなく憲法テキストの公的意味を重視する点にある¹⁶⁾。グリフィンは、「新しい原意主義」について、司法審査理論というよりはむしろ、アメリカ立憲主義の法の支配という特徴を強調する理論であると指摘している¹⁷⁾。

(2) 新しい原意主義への批判と最近の生ける憲法論の特徴

①新しい原意主義への批判

ストラウスは、穏健な原意主義であっても、その欠点を回避できていないと指摘する。厳格な原意主義と異なり、原意とは制憲者や批准者が確立しようとした憲法原理であるとする穏健な原意主義は、例えば *Brown v. Board of Education*¹⁸⁾ について、修正14条が人種平等を規定していると主張して、原理の一般性のレベルを変更することで対処しようとする¹⁹⁾。しかし、ストラウスは、一旦この手の操作を認めると、穏健な原意主義においては何でも正当化可能ということになり、裁判官の判断を拘束できないと批判する²⁰⁾。

ストラウスは、穏健な原意主義の論者を具体的にはあげていないが、おそらくは、上述のホイットintonやバーネット等の議論を念頭に置いていると思われる。

グリフィンも、憲法解釈に際して、原意への依拠が唯一の正当な憲法解釈であるとして他の解釈手法を誤りとみなす原意主義を排他的な原意主義と呼び、これを批判するが、彼によれば、新しい原意主義も排他的な原意主義に該当するとされる²¹⁾。

グリフィンも、バーネットやホイットinton等の議論を念頭に置いた上で、アメリカの歴史の変革の現実への新しい原意主義の応答が曖昧な上に期待外れであり、なぜ、生ける憲法のような概念が有力となったのか、あるいはニューデール期の変革が憲法上正当なものとなったのかを説得的に説明できていないと批判する²²⁾。

なお、ストラウスとグリフィンは、原意主義における歴史資料の扱いについて苦言を呈している。ストラウスは、原意を明らかにすることはしばしば不可能であり、制憲当時の人々がどのように考えていたのかを探求するのは歴史家の役割であること、原意が明らかな場合でさえ、それを現在の問題に翻訳するという困難に直面することを指摘する²³⁾。グリフィンは、歴史の変革の現実を踏まえ、歴史主義 (historicism)

の観点を欠いた特定の時代にのみ焦点を当てる原意主義では、インフォーマルな憲法改正に対処することはできないと批判する²⁴⁾。

②最近の生ける憲法論の特徴

生ける憲法を主張する論者は、原意主義を批判してきた。例えば、代表的な論者の一人であるB・アッカーマンは、原意主義では、生ける憲法として確立された1930年代のニューディール政策や、1960年代の市民権運動の成果を正当に評価できないと批判する²⁵⁾。

ただし、アッカーマンのような人民主権論的な生ける憲法論と原意主義は、憲法の制定や改正が民主主義の産物であるとみなす点、すなわち、人民による憲法政治と立法府による通常政治を明確に区別する点では共通する²⁶⁾。例えば、アッカーマンは、裁判官の役割を重視するO・W・ホームズ裁判官に代表されるコモン・ロー的解釈のアプローチについて、人民主権の成果を軽視する点で問題があると主張する²⁷⁾。

人民主権論的な生ける憲法論に対して、慣習や伝統、諸判例からなるコモン・ローに基づいて漸進的に生ける憲法が形成されると主張する論者は、人民主権の要素をそれほど重視しない。例えば、こうしたコモン・ロー的な生ける憲法論を主張するストラウスは、成熟した社会においては憲法改正条項の役割が低下するので、生ける憲法が憲法改正のほぼ唯一の手段になると主張する²⁸⁾。

ストラウスの生ける憲法論の意義は、原意主義が、たとえ穏健なものであっても、裁判官を拘束する憲法解釈の方法論としては不適切であり、表現の自由原理やBrown判決を生み出してきたのは、憲法テキストや制憲者の原意ではなく、むしろコモン・ロー的な生ける憲法であることを指摘し²⁹⁾、さらには、一定の場合に、裁判官が自らの観念に基づいて判断することを率直に認める点³⁰⁾にある。

成熟した社会での漸進的な進化を重視するストラウスの生ける憲法論を突き詰めると、原意主義のみならず、憲法の制定および改正が民主主義の産物であるとする見解とは緊張関係に立つことになる³¹⁾。また、ストラウスの議論に対しては、裁判所の役割が偏重されており、立法府や執行府との関係が不明確であるとの批判がなされよう。

無論、ストラウスはこうした問題点に自覚的³²⁾であり、主権者の命令だけが法の成り立ちを説明するわけではないこと³³⁾、

裁判所だけでなく、立法府や執行府もコモン・ローアプローチを用い得ることを強調する³⁴⁾。

しかし、ストラウスの議論では、成熟した社会における民主主義のあり方、裁判所以外のコモン・ローアプローチや、裁判所と他部門の相互関係について十分な言及がなされているとは言い難い。そこで、次章では、生ける憲法との関連で、裁判所だけでなく、立法府や執行府を含めた全憲法秩序の観点から、インフォーマルな憲法改正を説明しようとするグリフィンの議論を取り上げる。

III グリフィン教授の発展的憲法理論

(1) アメリカ立憲主義の理解と憲法改正の問題

①アメリカ立憲主義の理解

グリフィンは、アメリカにおける従来の憲法理論は、憲法典や連邦最高裁の諸判決との関係で議論されてきたが、「アメリカの憲法上の伝統によって提起された諸問題は憲法典の範囲を遙かに超える³⁵⁾」ものであること、また、「連邦最高裁の諸判決とは無関係なアメリカ立憲主義に関する重要な理論的諸問題が存在する³⁶⁾」ことを指摘する。

グリフィンは、従来の憲法理論が過度に法的あるいは連邦最高裁中心的なアプローチを暗黙の前提としてきたとして批判し、「立憲主義は、18世紀に規定された思想の静態的な集合体ではなく、動的な政治的かつ歴史的プロセスとして評価されるべき³⁷⁾」という観点から、「アメリカ憲法とアメリカの憲法上の伝統を理解する最善の方法³⁸⁾」を提示しようとする。

グリフィンの議論は記述的かつ説明的な要素が強いが、彼によれば、「憲法理論の目的は、我々がアメリカ立憲主義と呼んでいる特徴的な政治的慣習について、単に記述、説明、評価、あるいは正当化するのではなく、可能な限り最善の理解に至る³⁹⁾」点にあるとされる。

グリフィンは、通常法の場合と異なり、憲法にはそれに上位する規範がないので、「政治的主体(actor)に、憲法を根本法として無力なものにする動機、手段、および機会を付与する⁴⁰⁾」こと、憲法解釈の役割を担うのは司法府であるが、全ての憲法条項が司法府によって審理されるべき法原理に還元可能なわけではなく、例えば政治問題の法理のように、司法府が憲法上の争いを回避することによって憲法の範囲が限定される場合のあること⁴¹⁾、それゆえ、憲法秩序の多くの部分が通常の政治的変革に従属すること⁴²⁾を指摘する。この

ように、グリフィン、法と政治が複雑に絡み合い、密接に関連している点にアメリカ立憲主義の特質を見出す。

②憲法改正の問題

グリフィンは、憲法改正の問題に関連して、憲法テキストや連邦最高裁の諸判決に反映されない変革を検討することの重要性を指摘する。

グリフィンは、(a) アメリカ憲法は、その制定後、同5条や司法による憲法テキストの解釈では十分に把握できない方法で改正されてきたが、その変革は5条による法的な変革でもなければ、憲法外部的な変革でもないこと、(b) そうした変革が20世紀以降の連邦政府の権限拡大に伴って生じたこと、(c) 連邦最高裁はアメリカ憲法改正の番人ではなかったこと、すなわち、20世紀の重要な変革の源泉はアメリカ憲法5条による憲法改正や連邦最高裁ではなく、大統領や連邦議会にあること、(d) 従来の憲法の定義は後述の法的憲法だけを対象としていたが、憲法改正に伴う問題を視野に入れ、アメリカ憲法をテキストに基づく制度的実践として理解すべきことを指摘する⁴³⁾。

グリフィンは、アメリカ立憲主義という政治的慣習の中に、法的憲法 (legalized Constitution) と政治的憲法 (political Constitution あるいは non-legalized Constitution) という二つの領域がニューディールによって形成されたと主張する⁴⁴⁾。グリフィンによれば、前者の法的憲法においては、アメリカ憲法5条や連邦最高裁による先例の発展によって憲法改正が行われるが、後者の政治的憲法においては、大統領や連邦議会が憲法的発展のイニシアチブをとる通常の政治的変革によって憲法改正が行われるとされる⁴⁵⁾。

グリフィンは、ニューディール以降、連邦最高裁が法的憲法と政治的憲法の相互のズレを一致させる役割を果たすことなく、政治的憲法の領域から退いたので、政治的憲法の領域における変革を5条や連邦最高裁の判例による狭義の憲法解釈で説明することはできず、憲法テキストだけでなく、それと同じ役割を果たすルール、慣習、制度に焦点を当てた歴史のかつ制度的なアプローチが必要となることを指摘する⁴⁶⁾。

グリフィンは、連邦最高裁の憲法判例が正式な憲法改正と同等のものであることを認める⁴⁷⁾。しかし、グリフィンは、司法審査がほとんど、あるいは全く及ばない政治的憲法 (法化されていない憲法上の権限) の典型例として、外交および

戦争に関する大統領権限をあげ、そうした政治的憲法がアメリカの立憲主義の発展において実質的な役割を果たしてきたことを指摘する⁴⁸⁾。

③歴史主義的観点の重要性

グリフィンは、学問としての「憲法理論は、歴史主義的な観点を踏まえなければならないし、憲法改正によって提起される問題を真摯に検討すべき⁴⁹⁾」と主張する。

グリフィンは、歴史主義的な観点を真摯に捉えるならば、アメリカ政治を構成する基本的な制度、慣習、ルールの展開を検討するコンテクスト的な憲法理論が必要となると主張する⁵⁰⁾。それによれば、「憲法の条項、最高裁の先例、憲法慣習、あるいは制度が焦点となる場合、意味のある規範的議論がなされ得る前に、歴史的コンテクストが検討されなければならない」し、「記述と説明の役割が評価に優先する⁵¹⁾」。それゆえ、「コンテクスト的な憲法理論と憲法解釈理論は、同じ目的を共有するわけではない⁵²⁾」とされる。

歴史を憲法解釈の際に用いることについて、C・サンステインは、憲法学者 (constitutional lawyer) の役割が「憲法に伴う歴史的事象から最善の建設的意義を引き出そうと試みる⁵³⁾」点にあるとして、「現在の問題に生産的な方法で影響をもたらす得る歴史上の要素を見出す」ことを目的とする「利用可能な過去 (usable past)⁵⁴⁾」の概念を主張する。

しかし、グリフィンは、サンステインの主張が、個別の訴訟で提起される問題を解決することを迫られる裁判官や弁護士等の法律家に対してはともかく、アメリカ憲法史を全体的に把握することを要求される憲法学者 (constitutional scholar) に対しては当てはまらなると指摘する⁵⁵⁾。そして、グリフィンは、「奴隷制、南北戦争、ニューディールといった悲劇や非連続性はアメリカ憲法史の一部であり、我々が現代の憲法世界を理解しようとするならば、それらに対して真摯に取り組まなければならない⁵⁶⁾」としてサンステインを批判する。

(2) 発展的憲法理論と憲法テキスト

①生ける憲法と発展的憲法理論

グリフィンは、憲法を契約とみなしてその法的意味を固定しようとすることや、原意主義による建国期の歴史的な文脈の偏重が、20世紀に生じたインフォーマルな憲法改正への対

処を不可能にしてしまうことの問題点を指摘する⁵⁷⁾。

グリフィンが、生ける憲法の概念について、憲法解釈の手法としては有意義ではないが、憲法の意味を決定する際の歴史や社会の役割についての総合的観点としての機能を果たしてきたと指摘する⁵⁸⁾。そこで、グリフィンは、生ける憲法を、憲法改正に関する発展的憲法理論として展開する⁵⁹⁾。この発展的憲法理論の目的は、アメリカ憲法5条によらざるインフォーマルな憲法改正を記述し、説明し、正当化することにある⁶⁰⁾。

グリフィンは、発展的憲法理論が、司法による変革だけでなく、「全憲法秩序にわたる変革を説明しようとする点で生ける憲法よりも体系的である」こと、歴史主義の観点を踏まえていること、そして、「連邦最高裁による様々な時代の解釈をアメリカ政治および社会の構造における発展に関連付けようとする点で発展的である」と主張する⁶¹⁾。

グリフィンは、5条によらざるインフォーマルな憲法改正の事例として、大統領最高顧問会議、独立行政委員会、連邦議会の召喚権および侮辱制裁権、徴兵制度、ルイジアナ購入、連邦準備制度の確立、福祉国家の発展、国際連合への加盟をあげている⁶²⁾。最近の議論では、後述するように、2001年9月11日の同時多発テロ以降、当時のG・W・ブッシュ政権によって遂行された対テロ戦争も、司法の先例や正式な憲法改正では説明できないインフォーマルな憲法改正に該当するとされる⁶³⁾。

②発展的憲法の具体例—対テロ戦争の事例—

グリフィンによれば、発展的憲法理論の主要な目的は、事件解決ではなく、どのように憲法制度が機能しているのかを理解する点にあるが、そのことは同理論が憲法解釈に役立たないことを意味するわけではない⁶⁴⁾。なぜならば、憲法典の制定後、その解釈に際しては、関連する歴史的状況や背景となる制度の変化の有無を確定することが必要となるが、その確定は個別事例の憲法解釈にも影響するからである⁶⁵⁾。グリフィンは、こうした憲法理解の事例として、Brown判決における公教育の位置付けやブッシュ政権による対テロ戦争をあげている⁶⁶⁾。

特に後者について、グリフィンは、対テロ戦争の際にとられた各種措置（例えば、拷問や他の残酷な尋問技術の使用、軍事法廷と司法審査なき拘留、国内における大統領の最高

司令官権限の拡大、司法審査のない違法な形での情報機関による国内調査）が、連邦議会の監視あるいは立法の不在と、一方的な大統領権限の積極的擁護によって特徴づけられること⁶⁷⁾、また、ブッシュ大統領が最高司令官としての憲法上の権限を最大限に活用したこと、司法省の法律顧問局（Office of Legal Counsel）や当時のD・チェイニー副大統領が対テロ戦争の遂行に大きな役割を果たしたことを指摘する⁶⁸⁾。

さらに、グリフィンは、ブッシュ大統領の行動が、制度間の相互関係だけでなく、憲法制定権力の支援に裏打ちされたものであることを強調する⁶⁹⁾。グリフィンは、対テロ戦争の事例が、正規の憲法改正とインフォーマルな憲法改正の間の緊張を示しており、法的憲法の観点からすれば、憲法制定権力や大統領制は憲法秩序において危険な存在であるが、その法的コントロールの方法は不明確であると指摘する⁷⁰⁾。ただし、憲法制定権力が危険視されるとはいえ、それがアメリカ立憲主義にとって大きな役割を果たしてきたことは否定できないとされる⁷¹⁾。

③憲法テキストとの関係

発展的憲法理論は憲法テキストの役割を軽視する議論ではない。グリフィンは、憲法テキストがアメリカ憲法5条外での憲法秩序の変更に本質的な権威を与え得ることを指摘する⁷²⁾。なぜならば、例えば、対テロ戦争の際のブッシュ大統領の事例⁷³⁾に見受けられるように、「政治的主体は憲法テキストによって付与された権限を、彼らの地位上の優位性を利用して、憲法改正の手段として用い得る⁷⁴⁾」からである。それゆえ、「成文憲法を不文憲法あるいは『生ける』憲法に包含するアプローチを避けるべき」であり、「憲法テキストによって付与された権限は、どのようにインフォーマルな憲法改正が生じ得るのかを理解するために重要である⁷⁵⁾」とされる。

グリフィンは、政治的憲法と法的憲法の関係について、政治的憲法の規範が5条による正式な憲法改正と機能的に同等のものではないこと、その不安定な地位が憲法秩序に曖昧さと緊張をもたらす可能性を指摘する⁷⁶⁾。この点でグリフィンの議論は、インフォーマルな憲法改正と正式な憲法改正を機能的に同等のもののみならずアッカーマンの議論とは区別される⁷⁷⁾。

さらに、グリフィンは、インフォーマルな憲法改正が、大統領の戦争権限拡大の例に見受けられるように、柔軟性と引

き換えに予期しない望ましからざる付随的効果をもたらしたことを指摘する⁷⁸⁾。

(4) アメリカ立憲主義における司法審査制度の位置付け

①司法審査の民主的正当性

グリフィン、A・ビッケルの「反多数決主義的という難題⁷⁹⁾」という問題提起の意図がアメリカ民主主義における連邦最高裁の適切な役割の考察にあったことを指摘した上で、司法審査の正当化論を法的、折衷的、および道徳的観点から検討する⁸⁰⁾。

グリフィンは、人民主権の概念が司法審査論争には役立たないこと、曖昧な憲法条項の解釈に政治的判断が含まれること、基本的権利の保護を司法に委ねることによって、そうした権利の内容を人々が決定するのを制約してしまうこと、理想的な連邦最高裁と理想に反する立法を比較して司法審査を正当化するのは不適切であることを指摘し、これらの問題点を解決する必要性を説く⁸¹⁾。また、ニューディール後の限定された司法領域に照らして適切な司法審査の範囲を検討しなければならないし、権利の擁護を行っているのは連邦最高裁だけではないことも踏まえなければならないとされる⁸²⁾。

さらに、グリフィンは、近時の司法審査理論が「反多数決主義的という難題」をめぐる議論を回避して、どのような司法審査が熟議民主主義において正当化されるのか、という点に移行してきていること、連邦最高裁が権利の範囲と民主的決定をめぐる広範な政治的・社会的議論におけるひとつの主体に過ぎないことを指摘する⁸³⁾。

②憲法解釈に関する多元論

グリフィンは、生ける憲法には憲法解釈の手段として難点があるので、原意主義の代替案として、憲法解釈に関する多元論を提唱する⁸⁴⁾。

グリフィンによれば、従来の憲法解釈論は、原意主義、テキスト主義、基本的権利重視のアプローチ等、一つの手法に偏った理論の間で議論されてきたが、こうした従来の解釈の射程は限定的であり、特定条項の解釈には有用であっても、憲法全体を理解するには必ずしも役立たないとされる⁸⁵⁾。グリフィンは、コモン・ローやエキティといった様々な法源に基づいてアメリカ憲法の解釈が行われてきたこと、そして、連邦最高裁が一つの手法に偏った解釈手法を用いたことは

ないし、解釈手法に序列をつけたこともなく、多元的な解釈手法を用いていたことを指摘する⁸⁶⁾。

グリフィンは、特に原意主義やテキスト主義について、これらは有力な解釈手法ではあるが、憲法構造に関する議論への注意を欠いていると批判する⁸⁷⁾。そして、グリフィンは、多元的な憲法解釈の立場から、全ての解釈理論がアメリカ憲法の歴史的発展に源泉を持つという限度で等しく正当なものであることを指摘する⁸⁸⁾。

グリフィンによれば、例えば、建国初期のマーシャル・コートは様々な解釈手法を用いており、Brown判決も同様であるとされる⁸⁹⁾。また、学校の人種統合、異人種間の婚姻、投票権、人種的な投票格差の是正、アフターマティブ・アクション、ジェンダー差別といった修正14条の平等保護条項の事例は原意主義的な議論に言及しておらず、このことは原意主義が所与の前提ではないことを示しているとされる⁹⁰⁾。

IV 発展的憲法理論の検討

(1) 他の憲法理論との比較

①憲法テキストの位置付け

生ける憲法の場合、憲法典の中核となるテキストをどう扱うのかが大きな論点となる。リアリズム法学の論者であり、制度間の相互作用を重視する生ける憲法論を主張するK・ルウェリン⁹¹⁾に対して、グリフィンは、ルール重視の観点から憲法テキストの重要性を指摘し、ルウェリンの議論が憲法テキストを軽視するものであり、インフォーマルな憲法改正がどのように生じるのかを説明することはできないと批判する⁹²⁾。

無論、最近の生ける憲法の論者は憲法テキストを軽視するわけではない。例えば、ストラウスは、成文憲法が有用であるのは、それが人々に共通基盤を提供し、問題解決を可能にするからであり、憲法条文が最善ではないにせよ十分な回答を提供すること、そして、こうした成文憲法の正当化が、「死者の手」による拘束という懐疑への応答となることを指摘する⁹³⁾。

ただし、ストラウスによれば、問題のレベルが低い場合には、問題を解決することが重要であり、必ずしも最善の回答である必要は無いので、憲法テキストや原意が用いられるが、問題のレベルが高い場合、連邦最高裁は問題を正しく解決することが求められるので、連邦最高裁は憲法テキストでは

なく、生けるコモン・ロー憲法から指針を見出すことになる⁹⁴⁾。

また、ストラウスは、成熟した社会における正式な憲法改正条項の役割を疑問視しているため、憲法テキストの扱いについて、正式な憲法改正手続の重要性を必ずしも否定しないグリフィンの議論とは性質が異なる。

②憲法制定権力の位置付け

グリフィンの議論は、生ける憲法を検討する際に憲法制定権力の存在を考慮に入れる点では、アッカーマンの議論と共通する。しかし、アッカーマンと異なり、グリフィンは、憲法制定権力としての「我ら合衆国人民」が憲法政治において自覚的に生ける憲法を形成したという認識には立たない。

グリフィンは、建国期、再建期、ニューディール期の各世代が自覚的に形成したとされるアッカーマンのインフォーマルな憲法改正ルールについて、その歴史的根拠が薄弱であって自覚的に構築されたものとはいえない以上、法的な規範として確立されたとするには無理があると指摘する⁹⁵⁾。

例えば、グリフィンは、ニューディール期の変革に関する従来の憲法解釈が説得力を欠くことを認めるが⁹⁶⁾、F・D・ルーズベルトが問題としていたのは連邦最高裁の憲法解釈であったことや、1936年の大統領選挙の争点が憲法改正ではなかったことを指摘する⁹⁷⁾。従って、グリフィンからすれば、ニューディールはあくまで通常のプロセスを通じてなされた変革であり、アッカーマンの主張する様な、人民が自覚的に行う憲法政治とはいえないということになる⁹⁸⁾。また、グリフィンは、対テロ戦争やイラク戦争について、大統領の行動を支持する人民の憲法制定権力の発動がほとんど熟議を欠くものであったことを指摘する⁹⁹⁾。

なお、グリフィンと同様に、全憲法秩序を視野に入れた生ける憲法の考察を行う論者としては、バルキンがあげられる。バルキンは、後の世代の憲法構築を認める枠組型の原意主義が生ける憲法と両立し得ること、生ける憲法が裁判所と政治部門の相互作用を通じて形成されることを指摘する¹⁰⁰⁾。

ただし、バルキンの主張する憲法構築は、「異例な適合(unconventional adaptation)」という形での憲法制定権力の発動を念頭に置いたアッカーマンの議論¹⁰¹⁾とは異なり、あくまでも憲法テキストや原理に内在的なものであるとされている¹⁰²⁾。グリフィンの議論はインフォーマルな憲法改正が行われる際に憲法制定権力が発動され得ることを認める点でバ

ルキンの議論とは区別される。しかし、インフォーマルな憲法改正について、正規の憲法改正と同等の効力を認めない点で、アッカーマンの議論とも性質を異にする。

(2) 発展的憲法理論の意義と問題点

①発展的憲法理論の意義

グリフィンは、法と政治の密接な関連性にアメリカ立憲主義の特質を見出す。それゆえ、彼の発展的憲法理論の意義は、連邦議会、大統領、連邦最高裁の三権のみならず、憲法制定権力たる人民の存在を考慮に入れて、憲法解釈の前提となるアメリカ憲法史や政治制度の変容を考察する点にある。

従来の憲法解釈論には連邦最高裁の判例を偏重する傾向があったことからすれば、発展的憲法理論は、法的憲法(憲法典および憲法判例)と政治的憲法(特に、司法審査が十分には及ばない執行府や立法府の行為)との関係を整理し、全憲法秩序を把握しようとする点で、憲法の変動を検討する際に有用な視点を提供する憲法理論であると評価できる。

②発展的憲法理論の問題点

グリフィンの発展的憲法理論には、それがアメリカ立憲主義における生ける憲法の説明および記述に重きを置いた議論であるがゆえに、憲法制定権力と憲法解釈の位置付けについて、以下のような問題点がある。

まず、憲法制定権力の位置付けであるが、グリフィンの発展的憲法理論は、アッカーマンの議論と異なり、生ける憲法の法的な成立要件を積極的に提示しようとする議論ではない点に注意が必要である。

アッカーマンの議論においては、憲法制定権力が人民の熟議に基づいて発動されることが前提とされている。しかし、グリフィンは、対テロ戦争の事例のように、それが熟議を欠いたまま発動されることがあり得ると指摘する。無論、グリフィンの指摘は説明および記述レベルに重点を置いたものであるが、彼自身が懸念するように、規範レベルでは、憲法制定権力をいかにして法的にコントロールするのかが深刻に問われることになる。

次に、憲法解釈の位置付けであるが、グリフィンは、学問としての憲法理論が歴史主義的観点を踏まえなければならぬことを強調する。それゆえ、奴隷制等のアメリカ憲法史の負の側面を直視し、歴史資料の「選り好み」を認めないグ

リフィンの発展的憲法理論は、裁判官や弁護士等の現実の裁判当事者に対して、有効な憲法解釈の指針を必ずしも与えるわけではない。

また、発展的憲法理論が前提とする多元的な憲法解釈については、一つの憲法解釈の手法に拘泥するのではなく、複数の解釈手法を用いる点は説得的ではあるが、複数の解釈手法の相互関係は不明確であり、個別事例の憲法解釈にどのような影響を与えるのかは現時点では未知数である。

終章—本論文の結論と日本の議論への示唆—

(1) 本論文の結論

本論文では、最近のアメリカにおける生ける憲法論との関連で、グリフィンの発展的憲法理論を検討してきた。

アッカーマンのような人民主権論的な生ける憲法論と原意主義は、憲法の制定や改正が人民主権の産物であるとみなす点では共通する。これに対して、ストラウスのようなコモン・ロー的な生ける憲法論は、人民主権の要素をそれほど重視しない。

コモン・ロー的な生ける憲法論においては、裁判官の憲法解釈が重視される傾向にあるが、生ける憲法の形成に際しては、大統領、連邦議会、連邦最高裁の三権の相互関係を視野に入れなければならない。それゆえ、グリフィンの発展的憲法理論の意義は、アメリカ立憲主義の特質が法と政治の密接な関連性にあることを踏まえ、三権のみならず、憲法制定権力の存在を考慮に入れて、憲法解釈の前提となるアメリカ憲法史や政治制度の変容を考察する点にある。

ただし、発展的憲法理論は、アメリカ立憲主義における生ける憲法の形成についての説明および記述に重点を置いた議論であり、憲法制定権力の法的コントロールや具体的な個別事例における憲法解釈の指針を必ずしも提示するわけではない点には注意が必要である。

(2) 日本の議論への示唆

日本における憲法法源（憲法規範）は成文法源と不文法源に分類される。成文法源としては、憲法典である日本国憲法、憲法附属法である国会法、内閣法、裁判所法等の重要法令が、不文法源としては、憲法慣習や憲法判例があげられる。ただし、憲法判例の拘束力をどこまで認めるのかについては議論がある。特に、憲法典の規定に反する憲法慣習、すなわち憲

法の変遷を認めるか否かについては見解が分かれている。

アメリカの生ける憲法論は、日本の憲法変遷論に相当する部分があるといえよう。しかし、憲法の変遷を議論する前提として、憲法典だけでなく、何が憲法解釈の対象となる憲法法源であるのかを把握する必要がある。また、憲法解釈の主体には、裁判官だけでなく、国会や内閣、国民も含まれるし、これらの解釈者の相互関係も視野に入れなければならない¹⁰³⁾。

そこで、グリフィンの発展的憲法理論は、憲法典や憲法判例といった「法的憲法」と、憲法附属法や憲法慣習といった「政治的憲法」の相互関係を整理することで憲法解釈の対象となる憲法法源を俯瞰する視座を提供し、憲法解釈の際にも、複数の解釈方法を用いることを正当化する理論としての意味を持つと考えられる。最高裁が憲法判断に概して消極的な日本においては、内閣や国会、さらには国民による「政治的憲法」の形成を考察することが一層重要となるといえよう。

無論、憲法解釈の手法は多様であり、憲法解釈と憲法の変遷を区別することは容易ではない。また、憲法制定権力の凍結¹⁰⁴⁾や、憲法学におけるその使用を疑問視する立場¹⁰⁵⁾からすれば、規範レベルの議論のみならず、グリフィンのような説明および記述に重点を置いた議論であっても、憲法制定権力の概念を用いることには批判が寄せられよう。アメリカにおいても、憲法を根拠付ける授權規範の法的有効性は、あくまで社会的・政治的事実の問題であるとの有力な指摘がなされている¹⁰⁶⁾。こうした問題点については、今後の検討課題としたい。

注

- 1) 先行業績として、宮沢俊義「硬性憲法の変遷—米国憲法に於ける中央集権的傾向について—」『憲法の原理』（岩波書店、1967年）67頁を参照。最近の業績として、山本龍彦「憲法の『変遷』と討議民主主義—『法生成』に関するF・マイクルマンの議論を素材に—」法学政治学論究61号259頁（2004年）、大江一平「ブルース・アッカーマン—We the Peopleの高次法形成とアメリカ合衆国憲法の変動—」駒村圭吾・山本龍彦・大林啓吾編『アメリカ憲法の群像—理論家編—』（尚学社、2010年）159頁等を参照。
- 2) SANFORD LEVINSON (ed.), RESPONDING TO IMPERFECTION: THE THEORY AND PRACTICE OF CONSTITUTIONAL AMENDMENT (Princeton U. Pr., 1995); HERMAN BELZ, A LIVING CONSTITUTION OR FUNDAMENTAL LAW?: AMERICAN CONSTITUTIONALISM IN HISTORICAL PERSPECTIVE, (Rowman & Littlefield, 1998).
- 3) See, e.g., Bruce Ackerman, *The Living Constitution*, 120 HARV. L. REV. 1737 (2007). 従来の憲法解釈によって説明できない変革の呼称は論者によって異なるが、一般的には、

- 「5条外の変革 (outside Article V)」、*「インフォーマルな憲法改正 (informal amendments)」、*「生ける憲法 (living Constitution)」といった表現が用いられている。本論文では原則として、「生ける憲法」あるいは「インフォーマルな憲法改正」という呼称で統一する。
- 4) Stephen M. Griffin, *Rebooting Originalism*, 2008 U. ILL. L. REV. 1185, 1209 (2008) [hereinafter Griffin, *Rebooting*].
 - 5) 本論文でのグリフィン教授の議論は, Griffin, *Rebooting* の他, 以下の彼の著作を中心に検討する。See, STEPHEN M. GRIFFIN, *AMERICAN CONSTITUTIONALISM: FROM THEORY TO POLITICS* (Princeton U. Pr., 1996) [hereinafter GRIFFIN, *AMERICAN CONSTITUTIONALISM*]; Stephen M. Griffin, *Constitutional Theory Transformed*, 108 YALE. L. J. 2115 (1998) [hereinafter Griffin, *Transformed*]; Stephen M. Griffin, *Has the Hour of Democracy Come Round at Last? The New Critique of Judicial Review One Case at a Time: Judicial Minimalism on the Supreme Court*, 17 CONST. COMMENTARY 683 (2000) [hereinafter Griffin, *Has the Hour of Democracy*]; Stephen M. Griffin, *Constituent Power and Constitutional Change in American Constitutionalism*, MARTIN LOUGHLIN & NEIL WALKER EDS., *THE PARADOX OF CONSTITUTIONALISM* (Oxford U. Pr., 2007), at 49 [hereinafter Griffin, *Constituent Power*]; Stephen M. Griffin, *The National Security Constitution and the Bush Administration*, 120 YALE L. J. ONLINE 367 (2011) [hereinafter Griffin, *The National Security*]; Stephen M. Griffin, *The United States of America in DAWN OLIVER & CARLO FUSARO, HOW CONSTITUTIONS CHANGE: A COMPARATIVE STUDY* (Hart Pub., 2011), at 357 [hereinafter Griffin, *The United States*]. なお, 筆者はかつて, グリフィン教授の議論に言及したことがある。大江一平「インフォーマルな憲法改正論の展開とその意義—アッカーマン説およびアマー説をめぐる議論を手がかりとして—」*関西大学大学院法学ジャーナル* 74 巻 42-52 頁 (2003 年) を参照。本論文では, 2003 年の論文では十分に触れられなかった点や, その後の議論の展開を中心に検討を行う。
 - 6) 大江一平「二元的民主政理論における司法審査の位置付け—司法審査と民主主義をめぐる議論との関連で—」*東海大学総合教育センター紀要* 29 号 89-90 頁 (2008 年)。
 - 7) DAVID A. STRAUSS, *THE LIVING CONSTITUTION* (Oxford U. Pr., 2010), at 7-10.
 - 8) *Id.* at 12-16.
 - 9) *Id.* at 17.
 - 10) *Id.*
 - 11) *Id.* at 33-34.
 - 12) Keith E. Whittington, *The New Originalism*, 2 GEO. L. J. & Pub. Pol'y 599, 607-612 (2004).
 - 13) *Id.* at 611; KEITH E. WHITTINGTON, *CONSTITUTIONAL CONSTRUCTION: DIVIDED POWERS AND CONSTITUTIONAL MEANING* (Harv. U. Pr., 1999), at 3-9.
 - 14) RANDY E. BARNETT, *RESTORING THE LOST CONSTITUTION: THE PRESUMPTION OF LIBERTY* (Princeton U. Pr., 2004), at 92-109.
 - 15) JACK M. BALKIN, *LIVING ORIGINALISM* (Harv. U. Pr., 2011), at 21-34. バルキンの議論については, 浅野博宣「アメリカ—ジャック・バルキンの原意主義—」*法律時報* 81 巻 4 号 86 頁 (2009 年) を参照。
 - 16) Whittington, *supra* note 12, at 608-610.
 - 17) Griffin, *Rebooting*, at 1189. 「新しい原意主義」の特徴を整理したものととしては, 以下の文献を参照。See, e.g., Thomas B. Colby, *The Sacrifice of the New Originalism*, 99 GEO. L.J. 713, 716-736 (2011). なお, 1980 年代後半以降の原意主義と民主政論の関係については, 松尾陽「原意主義の民主政論的展開 (1) (2) (3・完)」*法学論叢* 166 巻 4 号 49 頁, 167 巻 3 号 98 頁, 5 号 42 頁 (2010 年) を参照。
 - 18) 347 U.S. 483 (1954).
 - 19) STRAUSS, *supra* note 7, at 25-26.
 - 20) *Id.* at 28-29.
 - 21) Griffin, *Rebooting*, at 1186-1187, 1186 n.2, 1187 n.10. ただし, グリフィンは, 上述のバルキンの議論について, 他の新しい原意主義の議論とは区別している (at 1187 n.10).
 - 22) *Id.* at 1215-1220.
 - 23) STRAUSS, *supra* note 7, at 18-23.
 - 24) Griffin, *Rebooting*, at 1205.
 - 25) See, Ackerman, *supra* note 3, at 1754-1755, 1783. アッカーマンの生ける憲法論の意義と問題点については, 大江・前掲注 (6) 96-98 頁も参照。
 - 26) 大江・前掲注 (6) 96-98 頁。
 - 27) Ackerman, *supra* note 3, at 1798-1802. アッカーマンは, コモン・ロー的なアプローチの論者として, ストラウスの他, R・ポズナー, C・サンステイン等を挙げている (at 1801 n.206).
 - 28) See, STRAUSS, *supra* note 7, at 115-117, 120-139.
 - 29) *Id.* at 36, 51-92.
 - 30) *Id.* at 44-45.
 - 31) 例えば, 大沢秀介「アメリカにおける憲法修正をめぐる議論とリベラル憲法学」*法学研究* 75 巻 4 号 15 頁 (2002 年) は, ストラウスの議論について, アッカーマンおよび A・アマー (Akhil Reed Amar) の議論との比較で, 「人民による一定の個別的, 意識的, 政治的な行為を, それがたとえ連邦憲法第 5 条に規定されているような正式の憲法修正という形式を採らない場合でも, 憲法秩序を変更させたものとして考えるべきであるという見方とは, 対立することになる」と指摘している。
 - 32) STRAUSS, *supra* note 7, at 1-2.
 - 33) *Id.* at 36-37.
 - 34) *Id.* at 47-49.
 - 35) GRIFFIN, *AMERICAN CONSTITUTIONALISM*, at 3-4.
 - 36) *Id.* at 4.
 - 37) *Id.* at 5.
 - 38) *Id.*
 - 39) Griffin, *Transformed*, at 2161-2162.
 - 40) GRIFFIN, *AMERICAN CONSTITUTIONALISM*, at 14-15.
 - 41) *Id.* at 17-18.
 - 42) *Id.* at 18.
 - 43) *Id.* at 27-28, 28-58. グリフィンは, 厳格に過ぎる 5 条の憲法改正手続が, 5 条によらざる形での憲法改正を促すことになったことを指摘する (at 30).
 - 44) Griffin, *Transformed*, at 2138-2139; GRIFFIN, *AMERICAN CONSTITUTIONALISM*, at 42-46. 最近の議論では, グリフィン

- は、政治的憲法を、「インフォーマルな、あるいは法化されていない憲法 (informal or non-legalized Constitution)」と呼称している (Griffin, *The United States*, at 368).
- 45) Griffin, *Transformed*, at 2138-2139. グリフィンによれば、アメリカ立憲主義における法的憲法と政治的憲法の形成は、「理論」から「政治」への移行、すなわち、「憲法全体が政治とは依然として区別可能であるとする理論」から「憲法の大部分の意味が通常の政治を通じて決定されるという状況」への移行を意味する (See, GRIFFIN, AMERICAN CONSTITUTIONALISM, at 45).
- 46) Griffin, *Transformed*, at 2140-2141. 法化されていない領域におけるインフォーマルな憲法改正のあり方について、グリフィンは、彼の議論とホイットントンの憲法構築の議論が相互補完的なものであると述べている。See, Griffin, *The United States*, at 368-369.
- 47) Griffin, *The United States*, at 362.
- 48) *Id.*; Griffin, *The National Security*, at 369-371.
- 49) Griffin, *Transformed*, at 2156.
- 50) *Id.* at 2120.
- 51) *Id.* at 2156.
- 52) *Id.* at 2159.
- 53) Cass R. Sunstein, *The Idea of a Usable Past*, 95 COLUM. L. REV. 601, 602 (1995).
- 54) *Id.* at 603.
- 55) Griffin, *Transformed*, at 2153.
- 56) *Id.* at 2154.
- 57) Griffin, *Rebooting*, at 1207-1208.
- 58) *Id.* at 1209.
- 59) *Id.*
- 60) *Id.* at 1209-1210. グリフィンは、こうした憲法改正に関する発展的憲法理論の論者として、アッカーマン、バルキンおよびレヴィンソンの議論をあげている。
- 61) *Id.* at 1210.
- 62) *Id.* at 1212-1213. ここでのグリフィンの分類は、ホイットントンの議論 (WHITTINGTON, *supra* note 13, at 12) に依拠している。ただし、ホイットントンは、これらを憲法構築の事例としている。
- 63) Griffin, *Constituent Power*, at 61-65; Griffin, *The National Security*, at 374-384; Griffin, *The United States*, at 371-377.
- 64) Griffin, *Constituent Power*, at 61.
- 65) *Id.*
- 66) *Id.*
- 67) *Id.* at 62. アメリカにおける対テロ戦争と憲法の変動の関係については、川岸令和「緊急事態と憲法—アメリカ合衆国における議論を参考にして—」憲法理論研究会編『憲法の変動と改憲問題』(敬文堂, 2007年) 89頁を参照。
- 68) Griffin, *The United States*, at 373-377. OLCの果たした役割については、横大道聡「アメリカの『テロとの戦争』とOLCの役割」鹿兒島大学法学論集 45巻2号 85頁 (2011年) を参照。
- 69) Griffin, *Constituent Power*, at 64-65. グリフィンは、憲法改正における憲法制定権力の役割を理解するには、(a) 上位規範がなく、司法審査が及ばないという点で、政治的憲法が自動執行的である、(b) どのように憲法改正が行われるのかは、アメリカ憲法がどの程度「法化」されてきたかに依拠する、そして、(c) 重要な憲法改正は通常の政治プロセスを通じて行われる、という3つの点を踏まえることが重要であると指摘する (at 51).
- 70) *Id.* at 65.
- 71) *Id.* at 66.
- 72) Griffin, *The National Security*, at 372; Griffin, *The United States*, at 366.
- 73) Griffin, *The United States*, at 373-375.
- 74) *Id.* at 366.
- 75) *Id.*
- 76) *Id.* at 370; Griffin, *The National Security*, at 373-374.
- 77) Griffin, *The United States*, at 370. アッカーマンは、インフォーマルな憲法改正を正式な憲法改正と機能的に同等のもののみならず。See, Ackerman, *supra* note 3, at 1761-1762. 大江・前掲注(1) 163-164頁も参照。
- 78) Griffin, *The United States*, at 372-373.
- 79) ALEXANDER M. BICKEL, *THE LEAST DANGEROUS BRANCH: THE SUPREME COURT AT THE BAR OF POLITICS* (Yale U. Pr., 1962), at 16-18.
- 80) GRIFFIN, AMERICAN CONSTITUTIONALISM, at 105-106.
- 81) *Id.* at 121-123.
- 82) *Id.* at 124.
- 83) Griffin, *Has the Hour of Democracy*, at 684. なお、連邦最高裁と政治部門の相互作用を考察する議論として、見平典「司法積極主義の政治的構築—アメリカ連邦最高裁判所の積極主義の背景(1)(2)(3・完)」法学論叢 163巻2号 124頁, 4号 131頁, 5号 149頁 (2008年) を参照。
- 84) Griffin, *Rebooting*, at 1209.
- 85) GRIFFIN, AMERICAN CONSTITUTIONALISM, at 143.
- 86) *Id.* at 145-147.
- 87) *Id.* at 150.
- 88) *Id.* at 152.
- 89) Griffin, *Rebooting*, at 1198-1201.
- 90) *Id.* at 1202-1203.
- 91) Karl N. Llewellyn, *The Constitution as an Institution*, 34 COLUM. L. REV. 1, 3, 12, 15-17, 28-30 (1934). ルウェリンの議論については、守屋明「カール・ルウェリンの法理論—法体系の機能主義的理解を中心として—(1)(2)(3・完)」法学論叢 105巻3号 44頁, 106巻2号 22頁 (1979年), 107巻3号 52頁 (1980年) を参照。
- 92) Griffin, *The United States*, at 367.
- 93) STRAUSS, *supra* note 7, at 101-102. ストラウスによれば、共通基盤の具体例としては、Gideon v. Wainwright, 372 U.S. 335 (1963) において、公費による弁護人依頼権が修正6条の文言解釈によって認められ、修正14条の編入理論によって州にも適用されたことがあげられる (at 107-109). また、国教樹立禁止および信教の自由のような開かれた条項の場合であっても、不一致の範囲を縮小するとされる (at 104).
- 94) STRAUSS, *supra* note 7, at 110-111.
- 95) Griffin, *Transformed*, at 2147. また、グリフィンは、憲法改正が漸進的に行われ、しばしば熟議を欠くことを指摘する。See, Griffin, *Constituent Power*, at 60.
- 96) Griffin, *Transformed*, at 2117, 2119.
- 97) See, GRIFFIN, AMERICAN CONSTITUTIONALISM, at 37-39, 52.

- 98) 生ける憲法が通常政治を通じて形成されうると主張するバルキンも、彼自身の憲法構築とアッカーマンの議論の差異を指摘する文脈で、グリフィンと同様の指摘を行っている。See, BALKIN, *LIVING ORIGINALISM*, *supra* note 15, at 309-310.
- 99) Griffin, *The National Security*, at 379-381, 384-385; Griffin, *The United States*, at 378.
- 100) BALKIN, *LIVING ORIGINALISM*, *supra* note 15, at 33-34, 282-287.
- 101) アッカーマンは、アメリカ憲法史において、既存の法体系の主要部分を拒否するが、他の部分を新しい法体系に適合させつつもそのまま残す「異例な適合」という形態での革命の変革が行われてきたと主張する。See, Bruce A. Ackerman, *Revolution on a Human Scale*, 108 *YALE L. J.* 2279 (1999). 大江・前掲注(1) 167頁も参照。
- 102) BALKIN, *LIVING ORIGINALISM*, *supra* note 15, at 310.
- 103) 日本における憲法解釈の主体や主体相互間の関係をめぐる議論については、野坂泰司「憲法解釈の理論と課題」*公法研究* 66号 18-21頁(2004年)を参照。
- 104) 樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』(勁草書房, 1973年) 301-303頁。
- 105) 長谷部恭男「憲法制定権力の消去可能性について」『岩波講座 憲法 6—憲法と時間—』(岩波書店, 2007年) 51頁, 長谷部恭男『憲法の境界』(羽鳥書店, 2009年) 21-22頁。
- 106) Frederick Schauer, *Amending the Presuppositions of a Constitution*, in LEVINSON, *supra* note 2, at 145-155. 大江・前掲注(1) 170-171頁も参照。

【注記】本論文は、2008-2009年度科学研究費補助金(若手研究(スタートアップ))(課題番号:20830092)および2011年度東海大学学部等研究教育補助金による研究成果の一部である。

中央アンデス高地牧民社会における食

— 肉の消費をめぐる —

鳥塚あゆち 東海大学医療技術短期大学非常勤講師

The Food of Pastoralist Society in the Central Andes: Consumption of Meat

Ayuchi TORITSUKA

Part-time Lecturer, Tokai University Junior College of Nursing and Medical Technology

The purpose of this paper is twofold: first, to show our analysis of daily meal consumption of two agro-pastoral societies (Marcapata and Alccavictoria) and a specialized herding society (Huaylla Huaylla) in the Central Andes highlands, and noticing that there is a wide space for the study of meat consumption which has previously been overlooked. Secondly, we would like to reveal a part of continuity and discontinuity of the Andean culture by comparing the meal in ritual and the daily meal.

It has been described that even the pastoralist does not slaughter frequently, the meat is stored as dried meat (*ch'arki*). Yamamoto states that the people of Marcapata eat meat almost every meal, but only in small quantities. The reason can be ascribed to protein consumption. However, a measurement investigation has not been carried out yet and this explanation might be inadequate. Huaylla Huaylla people consume more than 80% of fresh meat in their meals, and they slaughtered domestic animals for food once a week or every 10 days. From these cases, we pointed out that dietary ingredients are reflected by the ecological environment. About Huaylla Huaylla, the consumption of meat could not be explained only from the reason of nutritional intake, but palatability might be related.

In the ritual, unlike in everyday life, the animal is slaughtered without cutting the neck, cooked without salt, and the meat is eaten in a specific manner. The continuity of this custom beyond the time and the region is realized here. In previous studies, the daily meal of people who performed such a ritual did not attract attention. It is important to take into account how the meat eaten during ceremonies gives special meaning to the ritual, and we think that it becomes clear by comparing it with practices in daily life.

Accepted, Oct. 13, 2011

I. はじめに

本稿の目的は、ひとつに、中央アンデス高地の農牧複合社会と専業牧畜社会における日常の食事を分析し、これまで看過されてきた日常における肉の消費について研究の余地があることを示すことにある。第二に、儀礼における食事を例示することで、日常と非日常における食を比較し、食から窺い知ることができるアンデス文化の連続性と非連続性の一端を明らかにすることにある。

筆者は、2004年からアンデス牧民社会で現地調査を行ってきたが、本稿を執筆する動機となったのは毎回の食事であった。食事は、「毎日」同じもの、というより「毎食」同じものであると感じるほど、毎回の食事に大きな違いはなく、また一般に肉を食べることは少ないと言われていたにもかかわらず

ず、筆者にとっては苦痛とも感じられるほど肉を食す機会が多かった。「肉はほとんど食べない、家畜も頻りに屠殺しない」と述べられているのは具体的な数値に基づいた結果ではなく、単なる印象ではないのかと疑問に思うほどであった。これは、牧畜活動に従事する人々についての研究が乏しいこともその要因のひとつかもしれないが、筆者と同様に、毎回同じようなものを食べていると小さな変化を見逃してしまい、同じものであると錯覚してしまうことも要因なのではないだろうか。あるいは石毛や吉田が指摘しているように、日常でしかない日々の食事を研究対象と捉えてこなかったことに原因があるように思える(石毛 1998, 吉田 1998)。

食についての研究には大きく分けて2つの視点がある¹⁾。すなわち、栄養の摂取という栄養学的側面からの研究と、食は社会や文化と関連していると考えられる立場である。加藤はこの2つの立場を「栄養学あるいは生理学の視点から分析するもの」と「文化の一部として捉える立場」と分けている(加藤 2009)。人間は栄養を摂取するためだけに食事をとって

本論文は、『文明』投稿規定に基づき、複数レフェリーの査読を受けたものである。原稿受理日：2011年10月13日

るわけではなく、「様々な社会・文化的脈絡のなかで利用している」(2009: 269) という訳である。

食のタブーとも関連するが、人間の食物選択に関する議論には、人間は実利的に食物を選択すると考える立場と文化的に選択すると考える立場がある。レヴィ=ストロースは前者を「食べるに適している」、後者を「考えるに適している」という言葉で表し、人間は「考えるに適している」食物を選んで食していると論じた(レヴィ=ストロース 2000 [1970])。これに対しハリスは、考えるに適しているか否かは食べるに適しているかいないかによって決まると考え、食物の選択をコストとベネフィットの問題から説明した(ハリス 2005 [2001])。両方の視点から人々が何をどのように、自分たちが食べる物として選択しているのかを考える必要があることは言うまでもないが、同じ食物でも場面が異なれば選択基準も異なるであろう。

筆者がアンデスの調査地で毎日口にしていた食事を栄養学的側面から分析し、山岳地域に住む人々の食事は偏っており、もっと野菜を食事に取り入れ栄養バランスの取れた食事を取るべきであるなどと論じることもできるであろう。しかし本稿では、栄養学的側面から論じるのではなく、アンデス高地における食を社会・文化的側面から捉え、特に肉を材料にその選択や食べる行為について考察を進めていくこととする。

II. アンデスにおける食と食文化研究

ラテンアメリカ地域における食に関する研究には、生態環境の多様性から発する食材の多様性や由来(山本 2007c)、スペイン人の征服による食生活の変化と相互作用についての研究(溝田 2007, González 2003, フェルナンデス=アルメスト 2003)、郷土料理や国民的料理に見る歴史・社会・文化・政治的意味についての研究(加藤 2009)などがある。また、「神聖」とみなされた特定の作物の当該社会での意味や権力との関係についての研究(フェルナンデス=アルメスト 2003)もあり、アンデスでは儀礼に不可欠なチチャ(*chicha*)と呼ばれる発酵酒の原料となるトウモロコシは、「政治的」な作物であると主張されている(関 1995, 2007)。アンデスの主要な作物であるジャガイモも、インカ(Inca)の人口を支えた主要な食糧であったと考察され(山本 2004, 2007a)、多種多様な作物が存在するアンデスにおいて、これらは文化や

政治体制と関係付けられ議論されてきた。

本稿における議論の中心となるラクダ科動物の家畜種には、リヤマ(*llama*)とアルパカ(*alpaca*)の2種がある²⁾。文明の草創期から、その肉は食糧として利用されており、家畜飼育とジャガイモやトウモロコシの栽培は相互に関係していたとも考えられている(山本 2004, 関 1995)。ラクダ科動物は儀礼の際には神に捧げられる供物となり、インカ帝国において重要な役割を担っていた。

現在においてジャガイモは、穀物と並ぶ「主食」³⁾であると考えられているが、これは農耕を行わない牧民においても同様である。この観点から、牧民の農作物獲得の旅と農民との関係については多くの議論がなされてきた(e.g. Casaverde 1977, Concha Contreras 1975, 友枝 1986, 稲村 1995)。この前提には、牧民の主食が農作物であるということのほか、リヤマやアルパカなどの家畜の肉は食用として屠殺すると頭数が減少するので、牧民であっても肉は頻繁に食べないと考えられてきたことにある。牧民社会で調査を行った稲村も、リヤマとアルパカの肉は食用にされ重要なタンパク源となるが、頭数維持のため「祭りのとき以外はそれほど屠殺されない」(2007a: 264-265)と述べており、牧民の主食はジャガイモやトウモロコシを中心とした農産物であるとしている。山本も「飼っている家畜を頻繁に屠殺して食事に供しているわけではない」とし、偶然に死んでしまった場合でも一度に消費せず、干し肉(チャルキ: *ch'arki*)として貯蔵すると記録している(2007b: 445)。牧民の主食は農作物であるため家畜は特別な機会にしか屠殺されないとしても、実際にどのくらいの頻度で食用として屠殺され、どのくらいの割合で肉が食されているのかということに関しては議論されておらず、あまり食べないと結論付けるのは尚早であろう。

現代におけるラクダ科動物肉に関する研究としては、肉利用の有用性や栄養成分の分析と病気について、またチャルキへの加工方法を説明したものや、市場におけるアルパカ肉流通の困難さと普及のための分析など実利的側面に関する研究は多い(e.g. Primov 1988, Vidalón y Tellez 1973, Dominguez y Huacarpuma 1988)。一方で民族学的研究としては、儀礼において神に捧げられる「供物」として注目され、度々登場する。儀礼では供犠された家畜は「特別な食事」となり儀礼の中で食されるが、ここでは供物としての家畜は日常の食糧としての肉と切り離され、儀礼の一場面として言及

されるにとどまり、それが日常と比べてどのように特別なのかについては考察されず、議論の中心は儀礼自体の分析に集約される傾向にあった (e.g. Regan 1971, Roel Pineda 1966, Nachtigall 1975)。

実際に現地に住む人々が、毎日何をどのように食しているのか、といった視点からの研究は山本の議論 (2004 等) を除けばほとんどない。長期的にフィールドワークを行った人類学者でも、毎日の食事を記録している例は数える程度である。断片的に、例えば暮らしの一場面として「土鍋に水を入れて、アルパカの肉をナイフで切って入れ、ジャガイモか石臼で挽いたトウモロコシ粉を入れる。ゆっくりと煮こんで、岩塩で味つけする」(稲村 2007b: 466) と記述されることはあるが、毎回の具体的な食事例を示した研究はほとんどない。この要因となっているのは、山本が「さまざまな困難がともなう」(2007b: 431) と述べているように、長期滞在し毎日の食事データをとる困難さにあるのと、食事に大きな変化がないので日常化してしまい食に対する関心が低くなること、そもそも日常食が研究の対象とみなされてこなかったことが挙げられるだろう。対照的に、非日常である儀礼はそこだけ切り取られて家畜は「供物」という役割から論じられ、儀礼を実行する人の消費という視点からは議論されてこなかった。そこで本稿では、肉の生産者である牧民の、食糧としての肉の消費 (日常) と儀礼での供物としての消費 (非日常) を併せて考察し、現代のアンデス牧民社会における食肉とその消費の背景を明らかにしたい。

Ⅲ. アンデス農牧複合社会における食事

本稿における分析の中心は、筆者が調査を行ったワイリヤワイリヤ共同体である。ワイリヤワイリヤには耕作可能な土地がなく、人々は専門的に牧畜活動に従事しているが、アンデス地域には農耕と牧畜を複合的に行う村や共同体が多く存在する。本稿では生業の違いがどのように食に反映されるのかを比較するため、最初にマルカパタとアルカビクトリアという2つの農牧複合社会における日常食について分析を行う。アルカビクトリアの食事に関しては、筆者が2010年と2011年に行った調査で得たデータを提示するが、マルカパタに関しては山本の1981年の調査データを引用している (山本 2004, 2007a, 2007b)。ワイリヤワイリヤを加えた分析対象の3地域は、ともにペルー共和国クスコ県 (Departamento

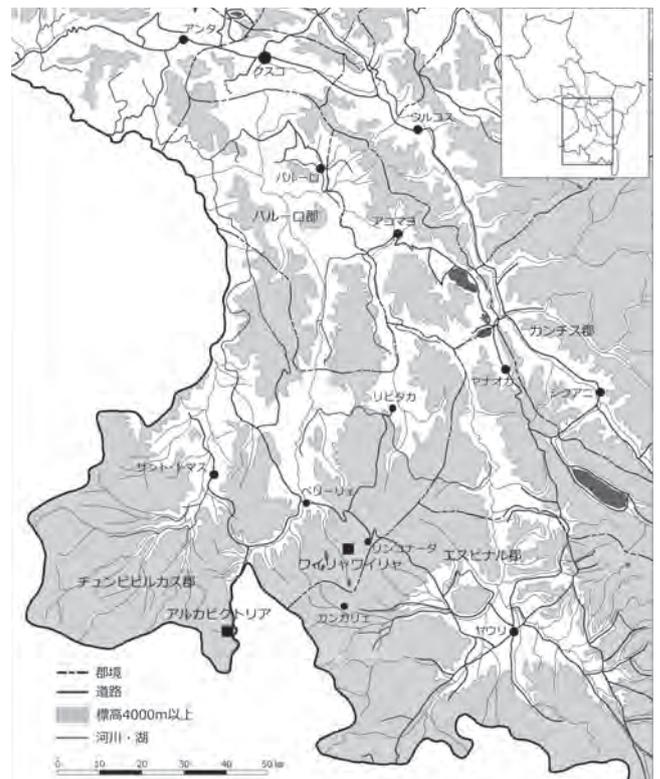


図1 地図

de Cusco) に属している (図1 参照)。

1. マルカパタ村における食事

マルカパタ村の正式名称は、キスピカンチ郡 (Provincia de Quispicanchi) に属するマルカパタ区 (Distrito de Marcapata) である。村、つまり区の面積は約1700km²であり、標高1000~5000mの範囲に領域が広がる。人口は約6000人である。生業は農牧複合で、人々は高度差を利用して果物、マメ類、野菜のほか、トウガラシやコーヒーも栽培しておりほぼ自給自足が可能である。標高4000m前後の高地ではジャガイモ、オカ、オユコ⁴⁾などのアンデス原産のイモ類を栽培しているが、栽培面積が最も広いのがジャガイモで、標高3000~4000mの範囲に耕作地が広がっているという。トウモロコシも標高1000~3000mの低地で栽培されている。4100m以上の高原部では、リヤマ、アルパカ、ヒツジの放牧が行われ、ジャガイモ、トウモロコシと併せて生業の中心となっている。おおよその所有家畜頭数は、1家族あたり平均でリヤマ十数頭、アルパカ50頭前後、ヒツジが30頭ほどであるという。

山本は数家族の食事を観察したが、どこの家でも同じような農牧生活を送り、自給自足的な生活を送っているため「食

朝食(72)

昼食(83)

夕食(59)

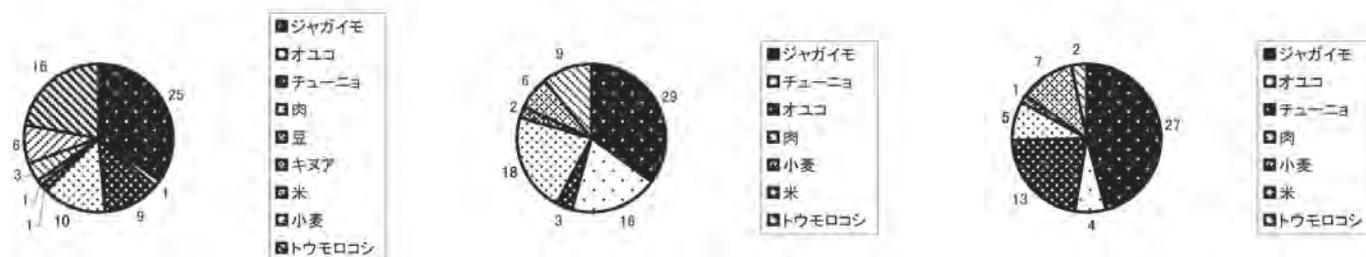


図2 マルカパタ村の食事(山本紀夫,『ジャガイモとインカ帝国:文明を生んだ植物』東京大学出版会,2004年,264頁,図5-13より作成)
*数値は主材料の出現数.

事の内容の大きな変化はなく,同じような食事をとっている(2004:245)と述べている.また,1年を通して見ても食事内容に大きな変化はないとのことであった.図2は,標高3800mの居住地に住む家族の,1981年9月における1ヶ月の食事を分析したものである.家族は4人,夫婦とその子どもで構成され,リヤマ,アルパカ,ヒツジの放牧とトウモロコシ,ジャガイモ耕作を行って生計を立てており,砂糖や塩など村で生産できない物は余剰作物を売って得た現金で購入している.

食事は朝,昼,夜の3食が基本である.図2は,飲み物と調味料を除いた主材料全ての出現頻度を示したものであるため,実際に食べられた食材でもデータに含まれていないものもある.一度の食事に複数の料理を食べることもあり,食事90回に対して主材料の総計は214,それらの原材料はコメ,ムギ,トウモロコシ,キヌア⁵⁾,マメ,イモ類,肉の9種類となっている.コメ,コムギ,キヌア以外は村人自身で栽培しているものである.食事内容から主食的なものとして挙げているのは,「パパ・ワイク(*papa wayk'u*)」というイモ類を蒸した料理であり,1ヶ月のうち朝・昼・夜それぞれにおいて25回以上供されている.

食材の出現頻度に関しては,コメ,コムギは低い.トウモロコシは煮たモテ(*mote*)や乾燥させて炒ったカンチャ(*cancha*)として食されたり,儀礼に欠かせないチチャ酒の材料となったりするが割合は低い.一方,イモ類の出現頻度は朝・昼・夜を通して極めて高く,山本は「出現頻度ではなく,重量で見ればイモ類の占める割合はさらに大きくなるはずである(2004:247)と推測している.

肉の割合も高いが量的にはチュウニョ(*ch'uño*)⁶⁾より少ないと分析され,「量的にはわずかでも,ほとんど毎食のように肉が使われ,きわめて出現頻度が高い(2004:247)と述

べられている.食材全体に対する肉の出現割合を示すと,朝食で13.9%,昼食で21.7%,夕食で8.5%となっている.肉はスープに入れられて調理されることが多いようであるが,かまどの熾き火で焼いて食べることもあるという(2007b:445).肉が高頻度で消費される理由については,イモ類主体の食事で「タンパク質を補っている」と説明され,出現頻度が高いからといって「所有している家畜をしばしば殺しているわけではなく,肉のほとんどはチャルキとよばれる干し肉にして少しずつ利用している(2004:248)と述べている.

マルカパタの食事では,多様な作物の中でも耕作地が広いイモ類が食事に頻出するのは当然のことのように思われる.また,毎食のように肉が使用されているとしながら,「タンパク質を補うため」という理由以外の考察がないのは,イモ類の役割を重視するあまり肉の消費を軽視しているからではないだろうか.山本はイモ類や肉の量についても触れているが,食材の計量は行っていない.また,プーノ(Puno)県ヌニョア(Nuñoa)地方における作物の消費例(Picón-Reátegui 1976)を挙げ,同地方では摂取されるタンパク質のうち動物の肉が占める割合が21.9%であり,穀類が27.9%,イモ類⁷⁾が49.7%であることを参照し,タンパク質はイモからも摂取可能であることを示唆している(2004:262).もちろんタンパク源は肉だけではないだろうし,むしろ別の作物と合わせて複合的に摂取していると考えの方が自然であろう.しかしながら,具体的な摂取量を提示しないまま,肉消費の理由を栄養学的側面からの説明に求めるのは不十分であると言える.

2. アルカビクトリア共同体における食事

アルカビクトリア共同体(Comunidad Campesina de Alcantavictoria)は,チュンビビルカス(Chumbivilcas)郡ベリーリエ(Velille)区に属している.共同体の領域は111km²に及

び、1つの母村 (*madre*) と3つの属村 (*anexo*) のほか、小セクター (*sector*) が存在する。筆者は、属村の1つに所属する家族の家に滞在して調査を行ったが、家族は属村内にある「エスタンシア (*estancia*)」と呼ばれる放牧地のほか、共同体の入り口に位置する集落にも住居を持っていた。共同体の人口の総数は不明であるが、約300家族が居住しているという。領域は標高約4000~4900mの範囲にあり、プーナ (*puna*) と呼ばれる高原地帯に位置している。共同体の入り口に当たる集落で4010m、エスタンシアのひとつで4350mである。

生業は農牧複合であり、人々は村落とエスタンシアの居住地周辺に分散して畑を持っている。畑で耕作されるおもな作物は、ジャガイモ、オユコ、オカであり、イモ類以外の野菜や果物などは町で現金購入されている。おもな飼養家畜はリヤマ、アルパカ、ヒツジ、ウシである。共同体全体の家畜総数は不明であるが、センサスを行った29名の平均所有頭数は、リヤマ19頭、アルパカ29頭、ヒツジ27頭、ウシ9頭であった。

食事データは、2010年12月と2011年7~8月の21日間において取ったものである。食事は1日に2~3回であり、家にいる場合は昼食もとるが町に出かける場合には基本的に食事はとらず、また放牧にはコカワ (*qoqawa*) と呼ばれる携帯食を持参する。食事に関する調査は副次的に行い、常に放牧地に滞在していたわけではないので、コカワに関するデータはほとんど得ることができなかった⁸⁾。1回の食事で複数の料理を食す場合は、それぞれ1と算出している。データを取った世帯は6世帯であり、コカワを含む全50回のうちNL家が42回であったが、他の世帯と食事内容に大きな差はないため、ここでは世帯別に分けずにデータを提示する。また筆者は、主材料ではなく1回の食事に含まれる材料全てを記録した。これは、何を「主」と考えるかは調査者の主観によるものであり、また量は計測しなかったため客観的判断ができないと考えたからである。本稿では栄養学的観点から、栄養素の過不足を指摘するのが目的ではなく、食事全体の傾向と肉の出現頻度を明示するのが目的であるため計量調査は行わなかった。

料理は、71回のうち50%がカルド (*caldo*) というスープであり、次いでジャガイモ・チューニョ・モラヤ (*moraya*)⁹⁾ の蒸し茹で (*sancochada*, または *wayk'u*) が多く28%であった。肉を焼いたアサード (*asado*) やカンチャが食事として提供さ

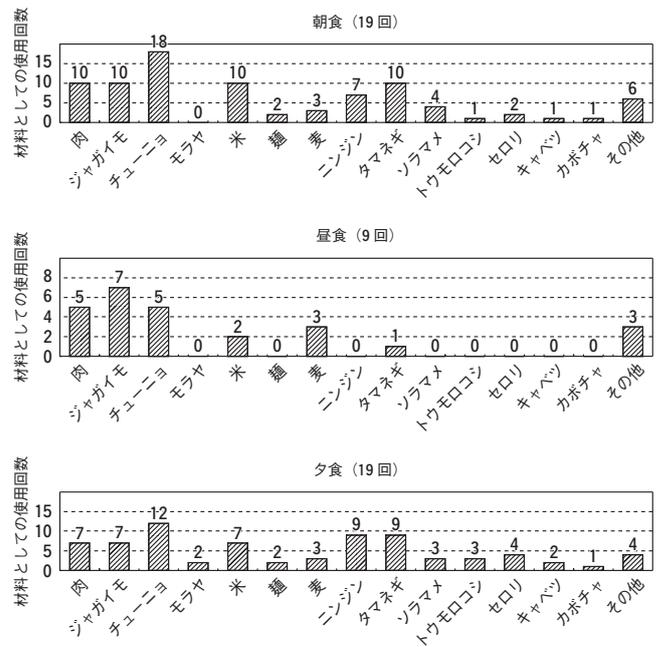


図3 食材料別出現頻度 (アルカビクトリア)

れたのはわずかであった。食事回数は、朝食19回、昼食9回、夕食19回であった。図3は材料別の出現頻度を表したものである。材料のうち、ジャガイモ、チューニョ、モラヤ、ソラマメの一部と肉は自給可能であるが、それ以外の食材は町で現金購入されている。図中には一度も調理されなかった食材もあるが、他との比較のために表示してある (例えば、朝食のモラヤ)。全体の傾向としては、マルカパタ同様ジャガイモとチューニョの割合が高く、朝食ではチューニョは1回を除き調理されている。調理される野菜の種類も多く、特に朝・夕食におけるニンジンとタマネギの出現頻度は高い。これは町との近接性によるものであり、比較的入手しやすいためであると考えられる。また、コメはスープに入れられて調理されることが多く、頻度が高くなっている。

肉の出現割合は、朝食で52.6%、昼食55.6%、夕食36.8%であり、割合としては高いが、毎回の食事に肉が入っているわけではない。単純に比較することはできないが、肉を食べる機会としてはマルカパタよりも少ないのかもしれない。肉の種類としては、アルパカが4回、ヒツジが16回、ウシ1回、トリ1回でありヒツジが最も多い。筆者の調査中には、一度もリヤマ肉は食卓に上らなかった。牛肉と鶏肉は、町で購入されたものである。肉の内訳としては、生肉が18回、内臓2回、頭1回であり、チャルキはアルパカ肉が1回のみであった。筆者も食材を量ったわけではないので、栄養学的に肉を摂取する意味を説明することはできない。また、チャルキは1回

調理されただけであり、ほとんどの場合、屠殺・解体し数日天日に干した肉を切り分けて使用していた。肉はある程度は乾燥するが、保存のために塩を揉み込むわけではないためチャルキではない。

IV. 專業牧畜社会における日常食

1. ワイリャワイリャ共同体

ワイリャワイリャ共同体 (Comunidad Campesina de Huaylla Huaylla) は、チュンビビルカス郡リビタカ (Livitaca) 区に属する。領域面積は 105km² であり、中心村落と 3 つのセクターから構成され、村人は 1 家族が平均で 3 つのエスタシオンを持っている。共同体の人口は約 360 人であり、50 家族ほどが居住する。標高は 4200~4900m で、アルカビクトリア同様、領域全体がプーナに位置している。中心村落は約 4400m で、約 40 戸の住居があり成員の大半がここに家を持つ。アルカビクトリアでは、標高 4300m 辺りまでジャガイモ耕作地が見られるが、ワイリャワイリャでは「標高が高いから作物が育たない」という理由で、伝統的に農耕を行っていない。物理的に耕作が不可能であるというよりは、習慣として農耕を行っていないという方が適しているように思える。

したがって、生業としては牧畜を専門的に行っていることになる。飼養している家畜の種類としては、ラクダ科動物のほかにはヒツジ、ウマ、ウシもいるがウシやウマの所有頭数は少ない。筆者が行ったセンサスによると家畜数は共同体全体で 7000 頭ほどであり、1 家族で平均リヤマ 30 頭、アルパカ 65 頭、ヒツジ 45 頭ほど所有していると計算できる。一番多く家畜を所有していた者は 3 種の合計が 862 頭であったが、中には 1 頭も持っていないという者もいた。

2. 食事例の分析

ワイリャワイリャにおける食事例は、2005 年 12 月~2006 年 1 月の 27 日間、2008 年 8 月~10 月の 19 日間においてのものであり、調味料と飲み物を除いて食事に含まれる全ての食材をカウントしている。料理数は、朝・昼・夕食 128 回とココワ 44 回であった。家での食事はおもにカルドであり、全体の 57% を占め、次いでセグンド (segundo)¹⁰⁾ が 5%、ジャガイモの蒸し茹で 4% であった。ココワは放牧に持って行く場合がほとんどであり、必然的にカンチャ (39%) やモテ (18%)、熾きで焼いた肉 (14%) や炒った小麦粉 (9%) など、携帯可

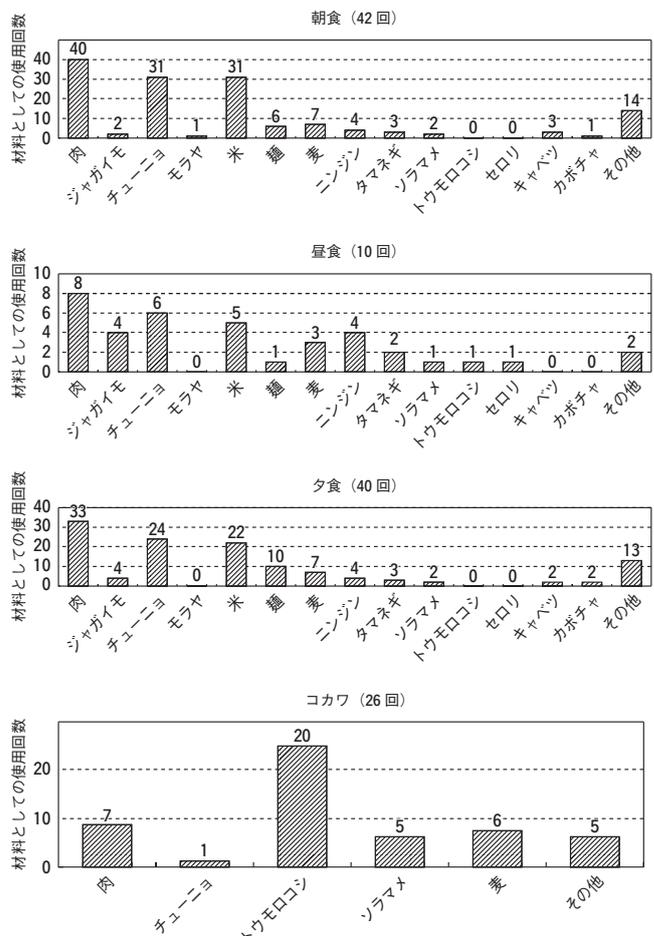


図4 食材別出現頻度 (ワイリャワイリャ)

能な軽食となっている。

食事データは 8 世帯から取り、118 回の食事のうち FS 家が 78 回、ES 家が 32 回であったが、食事内容に大きな違いはなくカルドが主であった。回数は朝食 42 回、昼食 10 回、夕食 40 回、ココワ 26 回である。図 4 は材料別の出現頻度を示したものであるが、ワイリャワイリャでは農耕は行わないため、この中で自給できるものは肉だけとなる。

家での食事においては肉、チューニョ、米の出現頻度が他の食材と比較して極めて高い。イモ類も自給できないため、持ち運びに便利で保存が利くチューニョの割合が高く、加工されないジャガイモの割合が低いことがわかる。チューニョと同じく長期保存が可能なモラヤはほとんど使用されていないが、これは両者の価格差によるものではないかと推測できる¹¹⁾。またアルカビクトリアと比較した場合、イモ類以外の野菜をあまり利用しておらず、種類も限られていた。ココワではトウモロコシを多用していることが、図から明らかである。

他との大きな違いは、肉の割合であろう。朝・昼・夕いずれも、どの食材よりも肉の出現頻度が高い。割合を示す

と、朝食で95.2%、昼食80.0%、夕食82.5%といずれも高い数値を示している。アルカビクトリアでも朝・昼では50%以上の割合で肉が食卓に上っていたが、ワイリヤワイリヤでは、食事で肉を食べないことはほぼないと言っても良いだろう。肉の種類としては、アルパカ27回（うち14回は仔）、リヤマ7回、ヒツジ37回であった。これらは全て共同体で飼養されている家畜である。仔アルパカの頻度が高いのは、雨季（10～3月頃）の出産時に死亡したものを食材としたからである。またヒツジの割合が高いのは、ラクダ科動物の出産期が年に1回であるのに対し、ヒツジは2回出産期があるという理由によると考えられる。同じ傾向はアルカビクトリアにも見られた。また、チャルキは一度も食卓に上らず、作っているところは滞在中に一度も見なかった。肉の内訳は生肉59回、内臓26回、頭7回、脚4回であり、このほか一度血を腸詰めにしたことがあった。

ワイリヤワイリヤでは、食事に占める肉とイモ類の割合が極めて高いが、食材のうち自給できるものが肉だけという状態では肉が頻出するのは当然であろう。しかし、ヌニョアの例が示すように（Ravines 1978）、イモ類からもタンパク質を摂取しているならば、肉と併せてかなりの量を摂っていることになり、もはやその消費理由をタンパク質の補給に求めることはできないだろう。

V. 牧民共同体の儀礼と食事

1. 儀礼の概要

本章では、儀礼における家畜の供犠とその肉の消費に関する事例を提示する。ワイリヤワイリヤでは家畜の繁殖儀礼、屋根の葺き替え、水利工事などの際に家畜が屠殺される。屠殺そのもの、あるいは屠殺され供物となる家畜を“*velaja*（ベラハ）”と呼ぶ¹²⁾。筆者が観察したのは2005年1月の家畜の繁殖儀礼と、2010年12月の屋根葺きの時に行われた*velaja*である。儀礼の手順や個々の要素について議論する余地は十分にあるが、以下では本稿の目的に沿い、儀礼の中で*velaja*と関連する部分について簡単に記述したい。

2005年1月に行われた繁殖儀礼は、*t'inka*, *t'inkana* などと呼ばれ、大地母神であるパチャママ（*Pachamama*）や、山の神であるアプ（*apu*）に家畜の繁殖を願って、毎年カーニバルの時期に行われる。主催者は犠牲にする1頭のオスのリヤマを選び、捕まえて四肢を縛った後、チチャ酒で献酒を



写真1 儀礼での家畜の屠殺

行った。その後、リヤマの右脇腹をナイフで切り、切り口から右手を入れ心臓を引き抜き屠殺した（写真1）。解体されたリヤマは大鍋で調理されるが、料理は塩を入れずに茹でただけのものである。調理された*velaja*は部分に分けられ、参加者全員に分配される。リヤマの血を固めたもの（*yawar chalcha*）や脳、「コンドルの乳（*condor leche*）」と呼ばれる茹で汁も一緒に分配された。参加者は分配された肉を食べるときは、「コンドルとなって」食べなければならないとされる。翌日には、主催者は供物となったリヤマの骨に過不足がないか確認し、地面に掘った穴に埋め献酒をして、儀礼は終了した。

2010年12月には共同体の中心村落で学校施設の屋根葺きが行われ、アルパカ1頭が屠殺された。アルパカは、屋根葺きを行っていた人たちがお金を出し合い、村人から100ソーレス（約3000円）で買ったものである。この*velaja*は計画されていたものではなく、作業が早く終了したため責任者が家畜を供犠することを決めた。アルパカは心臓を引き抜いて屠殺され、責任者は建物が長持ちするように、家畜の胃の中身と血を混ぜたものを外壁に塗った。アルパカは塩なしで調理され、参加者に肉の異なる部位が分配された。頭部と脳は参加者で少しずつ回し食べ、茹で汁も分配された。アルパカの骨は、本来ならば清潔な場所に埋められるが、肉を持って帰ってしまった人もおり、骨を集めることもしなかったため埋めなかった。

2. *velaja*

*velaja*はワイリヤワイリヤでは日常で食されない特別な食事であり、日常食と同種の家畜の肉でも*velaja*は「味が違う」としばしば言われる。屠殺され供物となる家畜は、屋根葺き

の場合はリヤマ・アルパカ・ヒツジどれも良いが、繁殖儀礼の場合はリヤマのために行うならリヤマを、アルパカのためならアルパカ、ヒツジのためならヒツジを供物としなければならない。また、メスよりもオスの方が良いと言われる。インカ時代には供物を捧げる神によって家畜の体色が決まっていたという記録があるが (Molina 1989 [1573])、現在では色は特に決まっていない。

先行研究における報告には、ワイリヤワイリヤとの共通点が見られ、例えば、プーノ (Puno) 県チュクイト (Chucuito) 地方でも家の屋根葺きの前にリヤマを犠牲にし、その血を戸や壁などに振り掛ける“*wilancha*”と呼ばれる儀礼の記録がある (Regan 1971)。チュンビビルカス郡で行われたカーニバルの儀礼の調査では、調査年は明記されていないが、“*bilaja* (あるいは *bilaje*)”が行われ仔ヒツジ1頭が胸を開き心臓を取り出す方法で屠殺されたと記録されている (Roel Pineda 1966)。塩なしでの肉の調理方法やコンドルとなって参加者で食すことなども記されており、同郡内であるためか筆者が観察した事例と極めてよく似ている。食事方法の類似は、1970年に調査されたアプリマク県コタバンプラス (Cotabambas) でのウシの屠殺にも見られ、振舞われたウシの肋骨部分をコンドルのように肉片を残さずきれいに食べなければならないと記されている (Anónimo 1971)。このマナーについては、アプリマク県アイマラエス (Aymaraes) 郡における1979年の儀礼調査からも報告されている (友枝 1986)。

これらの先行研究とワイリヤワイリヤの事例を併せて見ると、ペルー南部の比較的広い地域で同様の習慣が存在することがわかる。先行研究における調査は1960年代から80年代に行われたが、2010年においてもこの習慣は継続されている。当然、儀礼の細部は異なるし、ラクダ科動物だけではなくヒツジやウシも供物となったが、調理方法や食事マナーには共通点を確認することができる。

VI. 考察

1. 農牧複合社会と専門牧畜社会における日常食

本稿のⅢとⅣでは、アンデスにおける農牧複合社会と専門牧畜社会の日常食を分析した。標高差が大きく自給自足がほぼ可能なマルカパタでは、イモ類、穀物、マメ類、そして肉と多様な食材が食事に含まれていた。ジャガイモとチューニ

ョを自給しているアルカビクトリアでも、イモの出現頻度は高く、特にジャガイモが蒸し茹でにされ提供される場合が多かった。一方、専門牧畜社会であるワイリヤワイリヤでは自給できるものは肉だけであり、スープ以外でイモが消費されることはほとんどなかった。このことから、生態環境と生業が食事内容に大きく影響していることがわかる。

本稿の議論の中心である肉の消費に関しては、専門牧畜社会では食事に占める肉の割合が極めて高いことが示された。アルカビクトリアでも2回に1回は調理されるが、ワイリヤワイリヤではほぼ毎回食されている。これまで肉の消費については、家畜を頻繁に屠殺することはなく、食糧のなかで肉が占める割合はそれほど高くないと言われてきた (稲村 1995 等)。しかし実際にどのくらいの頻度で屠殺され自家消費用として利用されるかについて、具体的なデータは示されていない。

消費される肉には、稲村も述べているように、病死や事故死した家畜も含まれる (稲村 1995: 96)。また、ワイリヤワイリヤの食事データが示すように、雨季には生まれた仔が寒さで死んでしまうこともあり、乾季よりも仔の肉を消費することが多い。このことを踏まえ、筆者を含む大人5人と子供1人で生活していた期間の、屠殺間隔の一例を示すと次のようになる。2005年12月23日ヒツジ1頭屠殺、12月24日仔アルパカ1頭死亡、12月26日ヒツジ1頭屠殺 (親族に贈るため)、12月31日ヒツジ1頭屠殺、2006年1月3日仔アルパカ1頭死亡、1月4日ヒツジ1頭死亡。下線を引いたものが自家消費のために屠殺した家畜である¹³⁾。仔から取れる肉の量は少ないし、調理方法も考慮する必要はあるが、この家庭では1週間から10日に一度の頻度で家畜を屠殺しており、単純計算すると1年に36~52頭が食用となる。所有頭数は800頭以上であったので、再生産される数から計算すると群れの数が増えることはない。この数が多いか少ないかは、比較するためのデータを持ち合わせていないので判断できないが、儀礼でなくても家畜は屠殺され食事として提供されていることはわかる。

肉を消費する理由としては、不足するタンパク質を補うためであると説明されてきた。しかし、山本の事例に関しても食事量については調査されていないことから、栄養学的側面からの分析は不可能であり、この説明も明確な根拠を示すには至っていないと言える¹⁴⁾。高頻度での肉の消費は、村人が

「肉の入っていない料理は料理ではない」、「喉を通らない」と言うように、嗜好性とも関係しているのかもしれない。嗜好性を証明するのは難しいが、例えば、肉がなくなったときにはあらかじめ内臓に火を通し保存しておいたものをスープに入れ風味付けにしたという例が示すように、それが肉片であっても肉の入っていない料理よりは良いと考えているようである。さらに、客には調理された肉のなかでも大きなものを振舞ったり、客にはとっておいた肉を調理したという事例から明らかのように、もてなし料理には肉が不可欠であり、量も多い方が良いという考えを持っていると思われる。

2. 日常と非日常：屠殺・調理・食事

儀礼における食事は「特別」とであると言われるが、これまで比較対象となる食事が例示されないまま特別だと述べられてきたように思える。ここでは、日常食と比較し、屠殺・調理・食事方法の3点について考察を行いたい。

(1) 屠殺方法

共同体の成員によると、家畜の屠殺には3つの方法があるという。“yaurisqa”はヤウリという太い針を家畜の背に刺し、体の中央にある血管を刺して屠殺するやり方である。脇腹を切る方法より古いと言われるが、ワイリャワイリャでは現在ではこの方法で屠殺されることはない。2つめは“ch'illasqa”であり、儀礼で右脇腹から手を入れ心臓を引き抜く方法がこれに当たる。もうひとつは“moqosqa”と呼ばれ、家畜の首をナイフで切る屠殺方法である。

ワイリャワイリャでの日常的な屠殺は、現在では首を切る方法で行われている。リヤマとアルパカは、かつては日常的にも脇腹を切って屠殺していたが、現在は首を切る方法に変化した。脇腹を切る方法だと手に血がつくし、家畜の体内にも血が残り肉や毛皮を売るのが好ましくないというのがやり方を変えた理由である。またヒツジに関しては、常に首を切る方法で屠殺してきたという。このようなラクダ科動物とヒツジの屠殺方法の区別は他地域でも見られ、「伝統家畜の屠殺とはっきり区別している」（稲村 1995：84）と記されている。

儀礼では日常とは異なり、家畜の首を切ることは禁止される。筆者の観察では右脇腹を腕が入る程度の幅にナイフで切り込みを入れ、そこに右手を入れ、肝臓と肺を通して、背に張り付いている太い心臓の血管を引きちぎり、心臓を引き



図5 家畜の屠殺（Guamán Poma de Ayala, Felipe, *Nueva Corónica y Buen Gobierno*, Fondo de Cultura Económica, 1993 [1613ca.], p. 725）

抜いていた。普段は首を切った後、四肢の中手骨・中足骨から先は切り落とされるが、儀礼では切り落とさず皮と肉に分けられる。この方法は、インカ期における家畜の屠殺にも見られる。ワマン・ポマの記録では、脇腹から手を入れ心臓に差し込む様子が描かれているが（図5）、この方法ではなく首を切って殺すべきであると記しており（Guamán Poma 1993 [1613ca.]: 724-725）、首を切る方法が植民地期に伝えられた可能性を窺い知ることができる。

現在でも、日常においても脇腹を切る方法で家畜を屠殺している地域もあり、伝統的な屠殺方法の継続と変化の様相は地域によって異なる。しかしながらワイリャワイリャの事例で重要なのは、日常では商業的理由から屠殺方法を変えたにもかかわらず、儀礼においては伝統的な方法を保持しているという点であろう。これは調理方法や食事方法にも見られることである。

(2) 調理方法

牧民共同体における日常食の多くは、カルドという塩のみで味付けされたスープである。これは、チューニョやコメ、少量の野菜とともに肉を煮て調理される。カルドに使用される肉は、チャルキではなく、屠殺・解体後に天日に干した生肉であり、調理ごとに使用分が塊から切り分けられ調理され

ていた。食事例の分析では調味料は除いてあるが、ワイリャワイリャでもアルカビクトリアでもトウガラシや風味付けの香草を料理に入れることは稀であり、塩は唯一の調味料であると言っても過言ではない。

しかしながら儀礼においては、これとは対立するように「塩を使わない」ことが強調される。*velaja* では屠殺された家畜は、塩を入れずに茹でただけであった。屋根葺きの場合、塩を入れて調理すると家が倒壊すると言われ、塩を使った料理は忌避される。塩した肉を食べさせるとコンドルは「酔っ払ったようになる」と考えられている地域もあり(友枝 1986: 196)、塩を入れない調理方法はコンドルと関連していると考えられる。

また、日常食にはコメや麺、ニンジンやタマネギといったアンデス原産ではない食材も多く取り入れられ、特にコメは出現頻度が高かった。肉に関しても、ラクダ科動物よりも旧大陸からもたらされたヒツジを食す機会の方が多く、ワイリャワイリャでは特定できた 71 回のうち、アルパカ 27 回に対しヒツジは 37 回で、50%以上の割合でヒツジの肉を調理に使用していた。

一方、儀礼では肉のみが調理され、どの家畜を供物としても良いということではあったが、観察した事例ではラクダ科動物が屠殺されていた。同じ祝祭でも、共同体の承認記念日 (*aniversario*) や守護聖人祭において振舞われる食事は、日常より大きめの肉が入ったカルドやヒツジの肉に調味料をまぶして焼いたものなどであり、塩で味付けしたサラダの付け合せと一緒に振舞われることもある。これらの祝祭は植民地期以降、また現代になって登場したものであり、新しい祝祭に付随する食事には、非日常の食事ではあるが、外来の要素が見られ、また調理にタブーも存在しないと言える。

(3) 食事方法

ワイリャワイリャにおける日常食の多くは、繰り返しになるが、スープである。料理は皿に盛り付けられ、スプーンを使って食べる。茹でたジャガイモやスープの中の肉は手で食べるのが普通であり、特に決まった食事マナーは持ち合わせていない。

儀礼で屠殺された家畜の肉は、参加者に分配される前には祭壇の上に置かれ、食べ終わった骨も祭壇に戻される。異なる部分の肉や内臓、血、茹で汁も振舞われるが、肉などは

皿に盛られることはなく、人々はこれを両手で受け取る。頭部は通常はいくつかの部分に切断されるが、*velaja* では細分されずに頭骸ごと円座になった参加者に回され、少しずつそれを回し食べる。脳も同様に回され、肋骨をスプーンのように使って食べる。

特徴的なのは、「コンドルのように」、「コンドルとなって」骨に肉片が残らないようにきれいに食べなければならないことである。肉を分配する側も受け取る側も、「カウー」と言いながら受け渡しをしなければならない。これは食べる時にも同様である。「カウー」というのはコンドルの鳴き声であり、「そのように食べるのが *velaja* だ」ということであった。コンドルはアンデスの山岳地帯の人々にとっては聖なる鳥で、アプ(山の神)から家畜の群れを世話する役目を担うものであり(Anónimo 1971)、アプに従う監視者・使者、または神格の直接の体現者(友枝 1986)であると考えられている¹⁵⁾。

また、儀礼で供物を食べる行為は、神々と共に食べる「共食」であると説明される(稲村 1995)。屠殺された肉は単なる「食物」ではなく、神が食す聖なる食事であると考えられているからこそ、日常とは異なる方法で屠殺・調理され、人間ではなくコンドルとなって食べる必要があったのである。

VII. おわりに

本稿の目的のひとつは、アンデス牧民社会の日常食の具体例を示すことで、これまで議論の対象とならなかった肉の消費について考察を加えることにあった。毎回の食事に含まれる食材の分析から、農牧複合社会と専業牧畜社会では、食材の種類や出現頻度、調理方法に差異が見られ、これは地域の生態環境や立地条件を大きく反映したものであることが明らかとなった。

また、肉を消費する機会は本稿で例示したどの社会でも多かったが、特にワイリャワイリャでは「タンパク質の補給」というだけでは説明できないほど頻繁に消費されていた。先行研究で議論されてきたように、ワイリャワイリャにおいてもイモやトウモロコシが必要な食糧であることは間違いないが、肉も軽視できない重要な食糧であることを示せたのではないかと思う。

さらに儀礼の事例からは、先植民地期の伝統が儀礼の中の食事に継承されていること、先行研究に記された 1960 年代から地域を越えて同じ習慣を保持し、時代と地域を越えた

連続性が見られることが明らかとなった。

日常では、ラクダ科動物よりもヒツジの肉の方が食べられる機会が多かった。当然、所有頭数や利用方法との関連についても考察する必要はあるが、観察できた儀礼ではラクダ科動物を供物として選択していた。供物は神に捧げられるものなので特別なものと言えるが、その選択にはまったく実利的理由が含まれないわけではない。例えば、オスが良いとされても種オスは選択されず再生産に不要な個体が選ばれ、また市場価値のある良質な毛を持つアルパカは屠殺されない。儀礼における食事は供物であるが故に「特別である」と考えられてきたが、日常とは異なる方法で屠殺・調理され、決まったルールで食されることによって初めて「特別となる」のである。

これまでの民族学的研究においては、日常の食事について言及したものはほとんどなく、儀礼における供物とそれを食べる行為に注目しても議論の中心は儀礼そのものにあり、日常と比較されることもなかった。しかし、日常でも非日常でも「食べる」という行為は同じであり、儀礼の食事には儀礼を通して意味が付与されていくとしても、儀礼だけが研究の対象となり得るわけではない。重要なのは、日常でも食される同じ家畜が、どのように儀礼の中で特別な意味を付与されていくかということであり、それは日常と比較することで明らかになるものであると言えるだろう。

謝辞

本稿は、日本ラテンアメリカ学会第 32 回定期大会（2011 年 6 月、上智大学）において行った筆者の発表「ペルー南部高地におけるラクダ科動物肉の消費に関する一考察」（パネル A 食とペルー文化：学際的研究への試み）の一部を基盤としている。執筆にあたり、ラテンアメリカ〈食〉・〈文化〉研究会の皆様、および匿名の査読者に有益なご助言をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

なお本稿は、文部科学省科学研究費補助金基盤研究 (B) 「高地環境における家畜と近縁野生種の生態と遺伝学的関係に関する学際的研究」(研究代表者：稲村哲也)、および財団法人高梨学術奨励基金平成 22 年度、23 年度研究助成により実施した調査・研究成果を含むものである。

注

- 1) その他、食に関連する研究分野については、石毛 1998 を参照されたい。
- 2) 先植民地期におけるラクダ科動物以外の家畜には、クイ (テンジクネズミ) がいる。クイも食用となり、現在でも農村で飼われているが、日常的に食される機会は少なく、祭りや特別な来客時に消費される。
- 3) 何を主食とするのかという議論に関しては、山本と大貫の議論がある (山本 2004, 2005, 大貫 2005)。本稿では「主食とは何か」が議論の中心ではないので、これに関する考察は別稿に譲る。
- 4) オカ (*oqa*) はカタバミ科、オユコ (*olluco*) はツルムラサキ科の植物。オユコは “*papa lisa*” とも呼ばれている。
- 5) キヌア (*quinua*) はアカザ科の植物。
- 6) ジャガイモを凍結乾燥させ加工したもの。長期保存が可能である。
- 7) イモ類は栄養のほとんどが炭水化物であるが、チューニョに加工するとタンパク質含有率が上がるという (山本 2004: 262, Ravines 1978: 184)。
- 8) 得られたデータは全 3 回であった。参考までに提示すると、トウモロコシのカンチャが 1 回、ジャガイモの蒸し茹でが 2 回であった。
- 9) 凍結乾燥と水さらしの方法で加工されたジャガイモ。
- 10) 普通はスープの後の 2 皿目の料理。この場合は汁物でない料理を指す。
- 11) 1 キンタル (約 46kg) 当たり、チューニョ S/7, モラヤ S/12 ほどである。S/1 (Nuevo Sol) = 約 30 円。
- 12) ケチュア語辞書には、“*wilaha*” あるいは “*wilancha*” という見出しで、「カーニバルに行く儀礼で供物となる動物」とある (Gobierno Regional Cusco 2006)。
- 13) 現金収入を得るために屠殺することもあるが、この場合も頭部・脚部は売らずに自家消費することが多い。
- 14) 農牧複合を行う Nuñoa での調査では、1 日の成人 1 人当たりのタンパク質摂取量は 69g (うち 21.9% が動物性) であり、体重 1kg 当たり 1.0g 少しの量を摂取していることになるという。農耕を行っている Sincata で 63.9g (動物性は 10.7%)、牧畜を生業としている Chilihua では 53.8g (動物性 32.0%) であった。これらの数値はアメリカの食品栄養委員会 (Food and Nutrition Board) が推奨する成人の 1 日に必要な摂取量である体重 1kg 当たり 0.8~1g という基準値と合致している (Picón-Reátegui 1976)。
- 15) アンデスにおけるコンドルの表象については、友枝の詳細な考察がある (友枝 1986)。

参考文献

- Anónimo (1971), “Ritual para el Degüello de un Toro,” *Allpanchis Phuturinga*, Vol. 3, pp. 198-201.
- Casaverde R., Juvenal (1977), “El Trueque en la Economía Pastoral,” *Pastores de Puna: Uywamichiq Punarunakuna*, Jorge A. Flores Ochoa (ed.), Lima, Instituto de Estudios Peruanos, pp. 171-191.
- Concha Contreras, Juan de Dios (1975), “Relación entre Pastores y Agricultores,” *Allpanchis Phuturinga*, Vol. 8, pp. 67-101.
- Dominguez, Carolina y Delfín Huacarpuma (1988), “Una

- Experiencia de Metodología Participativa en el Estudio de Procesamiento y Comercialización de Charqui (Carne Seca) en la Provincia de Espinar, Departamento de Cusco,” *Ruralter*, No. 3, pp. 137-146.
- フェルナンデス＝アルメスト, フェリペ (2003) 『食べる人類誌：火の発見からファーストフードの蔓延まで』 小田切勝子 (訳), 早川書房.
- Gobierno Regional Cusco (2006), *Diccionario: Quechua-Español-Quechua*. (Segunda edición), Cusco.
- González, Mike (2003), “Food in Latin America,” *Contemporary Latin American Cultural Studies*, Stephen Hart and Richard Young (eds.), London, Hodder Arnold, pp. 268-277.
- Guamán Poma de Ayala, Felipe (1993 [1613ca.]), *Nueva Corónica y Buen Gobierno*, Tomo II. Franklin Pease G. Y. (Edición y Prólogo), Lima, Fondo de Cultura Económica.
- ハリス, マーヴィン (2005 [2001]) 『食と文化の謎』 板橋作美 (訳), 岩波書店.
- 石毛直道 (1998) 「なぜ食の文化なのか」 『人類の食文化』 (講座食の文化 第1巻), 吉田集而 (編), 石毛直道 (監修), pp. 31-52, 味の素食の文化センター.
- 稲村哲也 (1995) 『リヤマとアルパカ：アンデスの先住民社会と牧畜文化』 花伝社.
- (2007a) 「旧大陸の常識をくつがえすアンデス牧畜の特色」 『アンデス高地』, 山本紀夫 (編), pp. 259-277, 京都大学学術出版会.
- (2007b) 「アンデスの牧民の社会と暮らし」 『アンデス高地』, 山本紀夫 (編), pp. 455-474, 京都大学学術出版会.
- 加藤隆浩 (2009) 「ラテンアメリカの食文化」 『ラテンアメリカの民衆文化』 (南山大学ラテンアメリカ研究センター研究シリーズ3), 加藤隆浩 (編), pp. 269-289, 行路社.
- レヴィ＝ストロース, クロード (2000 [1970]) 『今日のトーマティスム』 中澤紀雄 (訳), みすず書房.
- 溝田のぞみ (2007) 「植民地時代の食文化」 『世界の食文化13 中南米』 山本紀夫 (編), 農山漁村文化協会.
- Molina, Cristóbal de (1989 [1573]), “Relación de las Fábulas y Ritos de los Ingas,” *Fábulas y Mitos de los Incas*, Henrique Urbano y Pierre Duviols (eds.), Madrid, Crónicas de América, Historia 16.
- Nachtigall, Horst (1975), “Ofrendas de Llamas en la Vida Ceremonial de los Pastores Puneños,” *Allpanchis Phuturinga*, Vol. 8, pp. 133-140.
- 大貫良夫 (2005) 「書評 山本紀夫著『ジャガイモとインカ帝国：文明を生んだ植物』」 『古代アメリカ』, pp. 75-91, 古代アメリカ学会.
- Picón-Reátegui, Emilio (1976), “Nutrition,” *Man in the Andes: a Multidisciplinary Study of High-Altitude Quechua*, Paul T. Baker and Michael A. Little (eds.), Dowden, Hutchinson & Ross, Inc., pp. 208-236.
- Primov, George (1988), “Limitaciones para la Producción Comercial de Carne de Alpaca por los Indígenas Campesinos del Sur del Perú,” *Llamichos y Paqocheros: Pastores de Llamas y Alpacas*, Jorge A. Flores Ochoa (ed.), Cuzco, Centro de Estudios Andinos, pp. 141-146.
- Ravines, Rogger (1978), “Almacenamiento y Alimentación,” *Tecnología Andina*, Rogger Ravines (ed.), Lima, Instituto de Estudios Peruanos, pp. 177-188.
- Regan, Jaime (1971), “Reflexión Pastoral sobre los Ritos Indígenas,” *Allpanchis Phuturinga*, Vol. 3, pp. 202-212.
- Roel Pineda, Josefath (1966), “Creencias y Prácticas Religiosas en la Provincia de Chumbivilcas: Inka, Auki, Pachamama,” *Historia y Cultura*, s.n., pp. 25-32.
- 関雄二 (1995) 「政治的な作物としてのトウモロコシ：アンデス形成期の食糧基盤を探る」 『文明学原論』 (江上波夫先生米寿記念), 古代オリエント博物館 (編), pp. 55-78, 山川出版社.
- (2007) 「ジャガイモとトウモロコシ：古代アンデス文明における生態資源の利用と権力の発生」 『生態資源と象徴化』 (資源人類学07), 印東道子 (編), pp. 209-244, 弘文堂.
- 友枝啓泰 (1986) 『雄牛とコンドル：アンデス社会の儀礼と民話』 岩波書店.
- Vidalón, César y José Tellez (1973), *Industrialización de la Carne de Alpaca: 2. Deshidratación*, Lima, Asociación de Criadores de Alpacas del Perú, Universidad Nacional Agraria-La Molina.
- 山本紀夫 (2004) 『ジャガイモとインカ帝国：文明を生んだ植物』 東京大学出版会.
- (2005) 「アンデス研究のさらなる発展をめざして：大貫良夫氏のご批判にお答えする」 『古代アメリカ』, pp. 93-201, 古代アメリカ学会.
- (2007a) 「栽培植物の故郷」 『アンデス高地』, 山本紀夫 (編), pp. 97-116, 京都大学学術出版会.
- (2007b) 「農牧複合民の暮らし：食糧の生産と消費を中心に」 『アンデス高地』, 山本紀夫 (編), pp. 431-453, 京都大学学術出版会.
- (2007c) 『世界の食文化13 中南米』 山本紀夫 (編), 農山漁村文化協会.
- 吉田集而 (1998) 「人類の食文化について」 『人類の食文化』 (講座食の文化 第1巻), 吉田集而 (編), 石毛直道 (監修), pp. 11-27, 味の素食の文化センター.

数学におけるパラダイムシフトと文明の興亡

—— 紐の文明 ——

林 正博 東京都市大学知識工学部情報ネットワーク工学科准教授

[研究ノート]

A Paradigm Shift on Mathematics and Civilization Vicissitudes: The civilization of String

Masahiro HAYASHI

Associate Professor, Department of Information Network Engineering,
Faculty of Knowledge Engineering, Tokyo City University

This paper investigates the paradigm shift which is today's mathematics experience. It is known that we have had three big paradigm shifts in the history of mathematics, where these past paradigm shifts are the results of the changes of the main contributors to mathematics from one civilization to another. These are from Pre-Greek to Greek, Greek to Islam and Islam to Europe. Accordingly, by inductive reasoning, a hypothesis is derived that today's paradigm shift on mathematics is also caused by the change of the contributor from Europe to a new civilization, where this new civilization is now gradually appearing all over the world by integrating existing civilizations. I call this new civilization 'the civilization of string' because 'string' is the key word to understand the characteristics of this new civilization.

Accepted, Oct. 13, 2011

I. まえがき

現在、科学技術における研究開発、及び、現実の社会への利用促進は、その対象を膨大な数の科学技術分野に細分化し、各分野に専門家を配置することで実現・成立している。

細分化された中の、一つの科学技術分野に関しても大量の知識が蓄積されており、各々の分野に携わる科学技術者は、長い期間に渡る知識獲得と実務向上の努力によって、専門家と認められ、それにふさわしい貢献をすることができる。

このような状況においては、各々の科学技術者にとって、自分がどの分野の専門家となるかは、極めて重要な現実的問題である。

何故ならば、科学技術の発展のスピードは、かつてないほど速くなっており、一方で、衰退、陳腐化のスピードも極めて速く、一つの分野に精通したころには、その分野は既に無用のものとなっている可能性も多々あるからである。

自分の選んだ専攻が、時間をかけて身に付ける必要があるかどうかを慎重に見極めなければ、努力の割に報われない人生を歩むことになる。

しかしながら、どの分野が将来発展し、どの分野が陳腐化するかを前もって予想することは簡単ではない。

例えば、インターネットの今日の発展は、コンピュータネットワークの商用化が実現された1990年代半ばの段階では、必ずしも自明ではなかった。インターネットは、十分な信頼性と品質を保証できず、その普及にはもっと時間を要すると、考えられていた。

しかし、実際には、2000年になる以前にインターネットは我々に不可欠な通信手段となり、今日に至っている。

他にも、例えば、宇宙開発技術については、二十一世紀初頭には、惑星間有人ロケットが実現すると考えていた人々は多かったはずであるが、現在に至っても、人は月以外の天体に降り立ったことは一度もない。

また、原子力発電も、今回の福島原発事故に見られるように、必ずしも、成功している分野ではない。

科学技術の各分野の発展に対する将来像を予想することが難しいのは、それぞれの科学技術分野の真に技術的理由、あるいは、担当している技術者の質、努力の有り方に依存している面もあるが、実際には、より社会的問題—そもそも、予算がつかないこと、ユーザの嗜好の変化、社会構造の変化等—が相当なウェイトを占めている。

そして、社会的問題は、突き詰めれば、文明の問題に結び付き、結局のところ、文明論的考察を深めることが、技術分野の将来予測に繋がると考えられる。

本論文は、以上の背景を踏まえた上で、特に数学に着目し、

その発展と文明の興亡の関わり合いについて考察する。(数学に着目したのは、数学が、現代科学技術の重要な基礎となっていることと、人類にとって最も古い科学技術分野であることから、文明との関わりが、顕著に表れると考えたからである。)

その結果、現在、数学に新しいパラダイムシフト(付録1参照)が発生しつつあり、それが文明の興亡と深く関わっていることを指摘する。

そして、このようなパラダイムシフトが、科学技術全般に関わりを持つものであり、かつ、新しい文明の誕生を予感していることを展望する。

さらに、新しい文明の誕生が真実ならば、この文明は、ある特定のイメージを伴っていることを指摘し、そのイメージを「紐」という言葉で表現する。

紐の文明の特徴を理解すれば、科学技術分野の今後の栄枯盛衰を予想することも不可能ではない。

II. 数学史と文明の関わり

数学と数学史に関する比較文明論的考察は、特に新しい試みではない。それどころか、比較文明論の黎明期からの格好の考察対象である。その始まりは、シュペングラー(オズワルド・シュペングラー・村松正俊訳(1977)参照)に始まる。日本では、伊藤俊太郎(1976)(1985)で鋭い研究がなされている。

本章では、これらの結果の数学に関する部分について整理し、本論文の考察の基礎を固めることとする。

1. 文明の示すメンタリティと数学

かつて、数学は、人間の考え出したものの中で最も客観的で、人間理性に基づいた冷厳な学問であり、それ自身完結した体系であると信じられていた。

数学的真実とは、万人が認める真実であり、他のいかなる要因、例えば、国家の要請、多数決の原理、宗教その他の要因によっては全く影響されない普遍性を持っていると考えられてきた。

まして、文化、文明が数学的真理に作用しているということとは考えられなかった。

しかし、シュペングラーは、初めて、数学もまた、文明が作り上げる産物の一つであり、文明固有のメンタリティによ

って影響を受けることを指摘した(オズワルド・シュペングラー・村松正俊訳(1977)参照)。

シュペングラーによれば、微分積分を基礎とする解析学が西欧文明で発達したのは、解析学の考え方が、西欧文明のメンタリティにふさわしかったからであるとされる。

そのメンタリティとは、西欧文明が創造した遠近法、ゴシック建築にも観察されるような無限への憧れを強く示す傾向のことである。

逆に、無限への憧れの無い文明においては、別のメンタリティに沿った数学が発達することになる。実際、ギリシャ文明やアラビア文明においては、解析学は発達しなかった。

つまり、数学は、その担い手が変わることによって、大きく変貌を遂げ、パラダイムシフトが引き起こされる。

このような数学におけるパラダイムシフトは、現実には、数学の発生以来、数回程度起きており、それは、次のような順序で発生してきたと考えられる。

- 1) ギリシャ文明以前の数学
- 2) ギリシャ文明における数学
- 3) アラビア文明における数学
- 4) 西欧文明における数学

これら4つの種類の数学が、この時間的順序でパラダイムシフトを起こし、今日の数学を形成している。

以下では、順次、これらのパラダイムシフトの実際を解説する。

(なお、零を発見したインド文明がここで触れられていないが、本稿はインド文明の貢献を無視するものではない。しかし、本稿は数学史の詳細を解説することが目的ではなく、現在の数学の形成と文明の関わりを簡潔に説明することを目的とするため、混乱を避けるため、あえてここでは触れていない。)

2. ギリシャ文明以前

ギリシャ文明以前の数学に関する詳細を記すことは難しい。しかし、少なくとも、エジプトにおいては、高度な数学が存在したことは明らかである。スフィンクスやピラミッドの建設には、高度な数学が必要だからである。

しかし彼らの数学には、大事な部分に欠落があった。その

欠落とは、証明の不在である。

彼らは多くの数学的知識を持っていたと考えられるが、その多くは経験則であった。よく知られている例は、後にピタゴラスの定理で一般化される知識である。

エジプト人は、辺の比が3:4:5である三角形の一つの角が、必ず直角になることを知っていた。しかし、それが何故そうなるかは分からず、経験則として知っていただけである。

証明によって、知識を確実なものにするという発想は無かったのである。

3. ギリシャ文明

未知の知識を既知の知識から論理的に導出するという「証明」の技法を開拓したのはギリシャ文明に属する人々である。

例えば、前節の直角三角形に関する知識は、ギリシャ文明に属する数学者によって、単なる経験則から、普遍的なピタゴラスの定理に格上げされた。

3:4:5の辺の比を持つ三角形が直角の辺を持つという事実は一般化され、直角三角形の二つの辺上における正方形の面積の和が、残りの辺上における正方形の面積の和になることが、実験によらず、演繹的に「証明」されたのである。

その後も、ギリシャ文明に属する数学者によって、わずかに十個程度の公理から、平面幾何学に関する何百という定理が、経験によらず、論理の積み重ねによって、正しい知識として導かれた。

「証明」が導入されることで、数学の知識は、明晰なものとなり、普遍的で絶対的なものと考えられるようになった。

そして、数学は諸学の女王となり、他のあらゆる学問は、数学を手本とし、数学のような証明の連鎖からなる体系を持つ事を目指とするようになった。

このように、ギリシャ文明の発見した「証明」のインパクトは大きかったが、ギリシャ文明の数学には、限界もあった。それは、彼らの関心を寄せた数学的对象が、幾何学に偏っていたことである。

彼らの数学は、対象が見えることと有限であることを大きな特徴としている。従って、見えないもの、無限なものは、彼らの関心外であり、彼らの文明のメンタリティからは、代方程式や微分積分の発想は生まれなかったのである。

実際、ピタゴラスの定理は、ギリシャ文明の数学の大きな成果であったが、同時にこの文明のメンタリティに沿わない

知識をもたらした。

つまり、この定理は、一つの辺の長さが無理数になる場合があることをも示したのである。見えるもの、有限なるものを愛する精神にとって、無理数は、文字通り、理解するのが無理な数であった。

4. アラビア文明

ギリシャ文明による数学の限界は、アラビア文明によって克服された。

アラビア文明を形成した人々は、ギリシャ文明を形成した人々と異なり、目に見えないもの、未だ無いもの、空虚なものを実在として捉えることができた。

未知数は、数学におけるそのような精神の表れである。

具体的例を以下に示す。

未だ知られていない数を x で表す。 x は、今のところ何の意味も無い空虚である。しかし、この空虚がなんらかの条件を満たす。例えば、 x を二倍して1を足すとまた x になる。

ここまでくれば、単純な式の操作によって x を求めることが出来る。即ち、空虚を満たすことができる。

ディオファントスの代数的なやり方は、数学の新たな可能性を示すものであった（青木和彦他（2005）参照）。しかし、ディオファントスのやり方は、ギリシャ文明のなかでは発達しなかった。

最初の代数学は、違和感を持って迎えられたい。それは数学として正しくないというより、所属する文明の違いから、見えないものを扱うことがギリシャ文明の人々にとっては、奇妙なことに思えたようである。

結果として、ギリシャ文明に属する人々には気に入らないことであっただろうが、やがて、代数学は、アラビア文明の発展とともに発展し、アラビア文明より遅く目覚め始めた西欧文明へと受け継がれていくことになる。

5. 西欧文明

アラビア文明の代数学をもってしても、解決出来ない数学上の問題はいくつかあった。

アキレスと亀のパラドックスは、その代表的な問題である。

ゆっくり歩く亀を後ろからアキレスが駆け足で追いかける。しかし、アキレスは亀に追いつくことが出来ない。何故ならば、今、亀がいる地点にアキレスが追いついた時には、亀は、

少しは前に進んでいる。さらに、アキレスがその地点に追いついた時には、亀は再び、少し進んでいる。以下同様にして、アキレスが、進むたびに、亀は、少しは進んでいるので、いつまで経っても、アキレスは亀に追いつけないことになる。

アキレスと亀のパラドックスは、長年解決できなかった難問であったが、最終的には、西欧文明に属する数学者によって解決された。アキレスが亀のいた地点に追いつくまでの時間を並べれば、等比数列になっている。そして、その和は、等比級数となり、この場合、その極限は収束し、従って、有限時間内に、アキレスは亀に追いつくことになる。

パラドックスがこのように解決されるためには、西欧文明独特の物事の捉え方が必要であった。まず、無限回のアキレスの運動を認め、次に、その運動時間を総和してもよいとし、さらに、極限の操作を認め、収束の概念を明確にすることが必要である。

一言で言えば、目に見えない無限なるものにひたすら突き進んでいくことを肯定的に捉えるメンタリティが前提となっている。

このようなメンタリティは、西欧文明においてこそ認められる独特の特徴である。

このメンタリティに導かれて、新しい数学が展開し始める。それは、微分積分から始まる解析学である。人類は初めて、瞬間の速度、連続的な関数で記述される運動の分析、微分方程式による現象の記述等の、現代において、数学という言葉から連想する主要な概念を初めて見出した。

当然、このメンタリティの発現は、数学だけに止まらない。西欧文明の産み出した全ての科学、技術、芸術に表出することになる。

生物が限りなく進化するとする進化論然り、エネルギーの概念然り、無限遠点が導入された、絵画における遠近法然りである。

西欧文明によって引き起こされた数学のパラダイムシフトは学問、文化のあらゆる領域で花開き、無限のメンタリティは、近代世界の基本的なパラダイムを形成するようになった。

III. 新たなパラダイムシフト

第2章では、今日の数学の主流を形成しているパラダイムの成立に文明がどのように関わっているかを概観した。

つまり、数学は、純粋にその内部的要請によって、客観的、

合理的に進歩しているのではなく、数学がどのような文明によって担われているかによって、様相の異なったものになることを述べた。

数学は、その担い手となる文明が発展するとともに、その文明独特のメンタリティを反映した数学的概念や定理を発見し、大きく発展する。しかし、時間が経つに連れ、創造的な結果が得られなくなり、数学者の努力の割に小さな結論しか得られなくなる。

閉塞的な状況の中で、新しい方向性が、新しい文明の登場によって現れる。古い文明に所属している数学者達は、新しい方向性が、今までとは異なる文明のメンタリティを撒き散らすことに好意的ではない。

理論的には、極めて興味深い成果をもたらしていることを認めながらも、全体としての正当性に欠けているように感じる。触ってはいけない部分に強引に土足で踏み込まれるような感覚に襲われる。きっとこのような数学が考えられる時期は一時的であり、また、再び伝統的な手法が盛り返す時が再びくると信じたくなる。

そうこうしているうちに、古い文明に属する数学者は死に絶え、数学の全体が新しい文明が示すメンタリティを備えたパラダイム上で整理され、新しい数学が、普通の数学として認められるようになる。つまり、数学におけるパラダイムシフトが完了する。

本章では、このようなパラダイムシフトが現代において、再び起こり始めていることを数学の現場から指摘する。

1. 西欧文明を越える数学

西欧文明の特徴は、見えない無限なるものを追いかけるメンタリティにある。

具体的には収束、極限、微分積分等が西欧文明的メンタリティを具備する代表的な数学的概念である。

ここ数百年の間、数学は西欧文明的な概念を創造し、追いかけてきた。初期の微分法は、無限に小さいが0ではない無限小が実態として存在するとしていたが、それでも、可視的な感じがしたのであろう、現在の微分法の基礎を与えるイプシロン-デルタ論法においては、無限小さく非可視的なものに置き換えられている。

また、幾何学では、関心の対象は、見える世界である三次元空間をはるかに越え、多次元空間、さらには無限次元空間

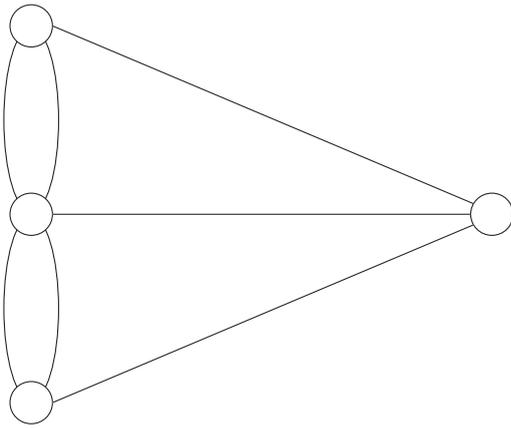


図1 グラフの例

へとその対象を広げている。

カントールの集合論は、無限の世界を探求する道具として発展した。かれは、1対1の対応を延長し、無限の世界の位数（無限の大きさを表す概念）が一つではなく、それぞれ無限の位数が存在することを示した。

このような数学の無限志向から、度々、数学は無限の科学と呼ばれるようになった。

しかし、数学は、本来は無限の科学と呼べるとは限らない。無限の科学と呼べるのは、西欧数学のみである。

実際、古代ギリシャの数学、つまり、ユークリッド数学や、アラビア数学では無限を扱う数学は発達しなかったのである。

そして、次節で述べるように、最近になって、無限を追いかけない数学が発達し始めたのである。

2. 現在進行中のパラダイムシフト

点と線から構成されるものは通常グラフと呼ばれる（図1参照）。グラフに関して研究する数学はグラフ理論と呼ばれる。

最初のグラフ理論が取り上げた問題は、一筆書きの問題である。数学者は、ある特定の性質を持ったグラフは一筆書きができ、そうでないグラフは一筆書きができないことを示した。

また、グラフ理論で最も有名な問題は4色問題である。グラフを構成する点に色を付けるとき、線によって結ばれている二つの点は同じ色にしないとされたとき、全ての点を最低4色で色付けできることを証明せよという問題である。これは、数学全体の中でも最大級の難問の一つであったが、前世紀末に解決された。

現在、グラフ理論の分野では、多くの応用と基本定理の発

見が相次いでおり、最も発展しつつある数学の一つである。

興味深いことに、グラフ理論は、西欧文明が生み出したものであるが、西欧文明の追求してきた数学的性格を全く持っていない。

まず、数学的对象が目に見える。そして、無限に縁が無い。

グラフを構成するものは有限個の点と線であり、それ以上のものは何も無い。従って、収束や極限と言った概念からも縁遠い。

グラフ理論における理論的アプローチは、いわゆる数学という言葉から思い浮かべる諸概念、微分、積分、極限、収束等を全く必要としない。

伝統的な数学を学んだ者にとっては、とても数学とは思えない驚きがある。

恐らく、初めて代数学に接したギリシャ人や、初めて微分積分に接したアラビア人は、このような驚きを経験したことだろう。

見えないもの、無限なるものを追いかけないという意味で、グラフ理論は、非西欧文明的な現代数学の先駆けである。そして、それに引き続いて、以下のような非西欧的の数学が出現してきた。

(1) 結び糸の数学

結び糸の数学とは、文字通り、結び糸を対象とする数学である。一応幾何学の一分野に分類される。

近代幾何学は、4次元以上の高次元空間の現象を分析する数学の分野として発展してきた。3次元空間に住む我々にとって、高次元空間は、まさに目に見えない世界であり、西欧文明的メンタリティの格好の対象である。その理論的構成も微分可能多様体等、西欧文明の得意とする微分積分の方法論の延長線上に、理論付けられている。

ところが、現代に至り、幾何学は、急速に低次元空間にその興味を移し始めた。高次元よりも目に見える低次元の方がより豊かな可能性が広がっていることに気が付き始めたのである。

結び糸は、4次元以上の高次元に関する準備を必要としない典型的な低次元の数学的对象である。それは、目で見ることができ、かつ、有限である。しかし、結び糸の結び目は多様な世界を出現し、その分類定理はエレガントな数学的知性によって導かれる（青木和彦他（2005）参照）。

これらの成果は、伝統的な西欧数学にはない、不思議な数学的世界を形成している。

(2) 数理論理学

カントールの集合論は、無限の世界を解明するための道具として登場した。彼のアイデアによって、初めて、無限にも幾つかの階層構造があることが発見された。

自然数の全体からなる集合と有理数の全体からなる集合は同じ階層に位置付けられる。(何故ならば、一対一の写像が両者の間に定義できる。)

しかし、自然数の全体と実数の全体は同じ階層ではない。(何故ならば、一対一の写像を定義することが出来ない。)

このように、集合論は、極めて有効な西欧文明的数学論理の枠組みを提供したが、有名な数学者であり、論理学者でもあるラッセルは、集合論に致命的な欠陥を見出した。それは、ラッセルパラドックスと呼ばれているもので、集合全体の集合を考えると、非合理的な結果をもたらすというものである(青木和彦他(2005)参照)。

やはり、人間の知性では、無限を捉えるのには無理があったようである。

ラッセルパラドックスを契機として、集合論的矛盾を回避するために数学的論理をもう一度根底から考え直すという数学分野が現れた。それが数理論理学である。

数理論理学の詳細を限られた紙面で解説することは難しいが、あえて、その基本的考えのイメージを説明すれば、以下ようになる。

「数学的对象を直接考えるのではなく、数学を記述する言語、すなわち、記号の列を厳密に定義し、記号列を数学的对象として、無矛盾に構成すれば、結果的に数学を無矛盾に構成できるはずである。」

数学的对象が無限を含んでおり、人間の知性では把握困難としても、記号の列は有限であり、人知の及ぶところとなる。

数理論理学は、数学の極めて基礎的な部分で革命的な結果をもたらしつつある数学である。

数理論理学が分析対象とするのは有限集合だけではなく全数学に渡っており、当然、無限もその対象に含まれていることを考慮すれば、必ずしも、非西欧的な数学と断言できな

いが、その分析手法が、記号の有限性を巧みに用いているケースが多いことと、分析の結果として、従来の西欧数学的アプローチが根本的困難性を持っていることを示している場合が多い(ゲーデルの不完全性定理等)ことを考えれば、非西欧的な数学への橋渡しの役割を予感させる。

(3) コンピュータ

最も基礎的な数学分野であった数理論理学は、一方で、画期的な応用を見出した。それがコンピュータである。

コンピュータの基礎を作らせた数学者の一人であるフォン・ノイマンが、数理論理学を専攻していたことは、重要な事実である。

数学の公理、補題、定理は、全て記号の列で表現される。数学者がやっていることは、記号を読み込み、一定のルールで変換し、別の記号列を生成しているに過ぎない。

だとすれば、記号列がタイプされたテープを読み込み、規則的に切り張りをし、別のテープに印字する機械を創れば、数学者のやっていることの大部分は、その機械がやってくれることになる。

これが、初期のコンピュータを創り上げた科学者の発想の根源である。

コンピュータに何が出来るかを厳密に分析するための概念モデルであるチューリングマシンは、この発想を精密に定義した計算機モデルであり、それは、まさに、テープとテープに書かれた記号を読み取り、別のテープに書き込みをする箱として記述される。

実際、初期の計算機においては、データのやり取りには、磁器テープが使われていた。

現在使われているコンピュータに磁器テープは見当たらないが、それは、より巧みな形で埋め込まれているだけであり、コンピュータの構造は、チューリングマシン以来本質的には変わっていない。

そして、その機能は、無限を扱うようにはできておらず、従って、非西欧的メンタリティを体現している。

(4) フラクタル

直線がある一定のルールで折り曲げていく。折り曲げていく時、大局的な形態と、局所的な形態が相似(自己相似)であるとき、フラクタル構造を持つとされる。

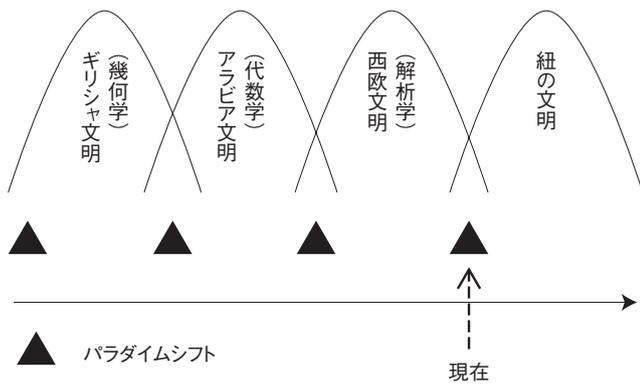


図2 数学史からみた文明の変遷

フラクタル構造は、無限に自己相似を繰り返すことで、次元の壁を破り、1.2次元やら、1.5次元やら、不思議な次元数を生成することが特徴である。

フラクタルは、無限の繰り返しを含んでいるので、一見西欧文明のメンタリティに素直な数学に見える。しかし、興味深いのは、我々が、よく見かけるフラクタルの実例（例えば、マンデブロー図形）といったものは、フラクタルの無限の繰り返しを途中で止めた姿なのである。無限の繰り返しを実現してしまったら、それは人間の目には見えない。

無限に到達する以前の目に見える姿が、コンピュータの発展によって、描画できるようになったことが、今日のフラクタルの発展に貢献している。

目に見えること、そして、有限性は、非西欧文明的メンタリティを備えていると言って良い。

(5) カオス

カオスは、その成り立ちから、西欧文明へのカウンターパンチを与える数学である。

西欧文明が生み出した微分積分の技法は、微分方程式論へと発展し、この世のあらゆる現象は、結局は微分方程式によって記述されると信じられるようになった。微分方程式の初期値さえ与えられれば、全ての未来に起きる現象は、完全に知り得るものと考えられた。

しかし、カオスは、例え、微分方程式が与えられていても、かつ、初期値が知られていても、人間には、その解を求める方法が具体的には存在しないという現実と直面したことが、そのアイデアの発端になっている。

微分方程式の解を数値解析によって求めようとしても、これまで無視されてきた、ほんの小さな誤差やデータの違いに

よって、解がまったく違ってくることが分かってきたのである。

バタフライ効果とは、中国で一匹の蝶々が羽を動かしただけで、アメリカに嵐が吹き荒れることがあるという例で、微分方程式の解が一般には解決不可能であることを分かりやすく説明するものである。

カオス的現象を扱うために、従来とは違った、独特の操作と概念、例えば、パイこね変換、アトラクター等が提案されている。

これは、微分方程式論等の伝統的の西欧文明的メンタリティの延長線上には無い数学を生み出している。

3. 紐のイメージ

前節で、現在、数学のパラダイムシフトが起きつつあり、非西欧文明的特徴を備えていると考えられる一連の数学が、急速に発展しつつあることを具体的に示した。

これらの新しい数学をよく観察すると、ある一定の共通のイメージが付きまとっていることに気が付く。

それは、次のように要約される。

- ・有限な要素は繋がりがあって紐（ストリング）になり、紐は絡み合って網（ネットワーク）になる。

（ここで「紐」「網」という言葉を使う意義を付録2に解説する。）

以下、前節で紹介した新しい数学にこのイメージを当てはめて観察する。

グラフ理論は、紐が結び合って網になったところをその対象としている。

明らかに、結び糸の数学は、紐のイメージに沿っている。

数理論理学を学んだ人々が作り出したコンピュータは、記号の繋がりがあった紐（チューリングマシンではテープ）を飲み込み、組替えて吐き出す箱である。

マンデブロー図形等、フラクタルと呼ばれているものの数学的実態は、複雑に折れ曲がった紐（線）と言える。

カオスで重要な概念であるアトラクターは、明らかに渦まく紐である。

新しい数学は、紐のイメージによって特徴付けられるメンタリティを体現している。

このメンタリティは、明らかに西欧文明の示して来たメンタリティとは異なっており、第3章で述べた数学と文明の興亡史を踏まえれば、紐の文明とでも言うべき新しい文明の到来を予感させる。

4. 他分野における実例

紐のイメージは、新しい数学において顕著であるが、実際には、他の最新科学技術的分野にも同様に観察される。

インターネット、ワールドワイドウェブなど、現在の通信技術は、名前からして、ネット、ウェブ等の網（絡まりあった紐）のイメージが鮮明である。

遺伝子工学は、クローン技術等、現在急速に発展している科学技術分野であるが、遺伝子は、明らかに紐（螺旋形の紐）の構造を持っている。

カーボンナノチューブは、微細な世界で炭素原子の網構造を作る技術である。

ニューラルネットは、人間の学習の行為が、神経細胞が長い紐を持ち、その紐が複雑に絡み合った神経ネットワークによって実現されていることを解明している。

理論物理学は、超紐理論によって、宇宙の最小単位が、微小な紐であると想定することで、物理の大統一理論を作り上げようとしている。

また、最近の宇宙論では、銀河系などの小宇宙等の、物質の分布が均等ではなく、小宇宙の集まりが、巨大な紐を形成し、さらにネットワークを形成していることを実証しつつある。

紐のメンタリティは数学だけには止まらないのである。

IV. まとめ

本論文では、数学におけるパラダイムシフトに着目し、過去のパラダイムシフトについて整理した上で、現在が新しいパラダイムシフトの途上にあるとの見解を示した。

このパラダイムシフトは、数学の世界だけに止まらず、他の分野の動きと関連している可能性は高い。

今後の研究としては、以下の項目が挙げられる。

- 1) 紐の文明到来の確実性をより正確に検証する。
- 2) 過去の文明の興亡と比較することで、紐の文明誕生の

プロセスを具体的に明らかにする。

- 3) 1) 2) の結果に基づいて、社会として、一人の人間として、どのように新しい文明に適応していくかを検討する。

参考文献

- 青木和彦他（2005）『数学辞典第2版』岩波書店。
伊東俊太郎（1976）『文明における科学』勁草書房。
（1985）『比較文明』東京大学出版会。
オズワルド・シュペングラー・村松正俊訳（1977）『西洋の没落1, 2』五月書房。
斎藤正彦（1992）『超積と超準解析—ノンスタンダードアナリシス』培風館。

付録1

ここでいうパラダイムとは、個人や人間の集団（国家、文明等）の主体が問題を処理していく際の規則的なパターン、癖、枠組みを意味している。

例えば、1から100まで足せという簡単な数学の問題を解く場合でも、数字の処理として、等差数列の公式を当てはめて解く人もいれば、レンガを一つ、二つ……と並べていって、レンガの三角形の山をイメージして、面積を求める問題として扱う人もいる。

この場合、二人は、数学の問題の解き方について発想が違うというよりパラダイムが違うと、ここでは言う。

オズワルド・シュペングラー・村松正俊訳（1977）では、71ページで、「数学の様式」という言葉を用い、同様の意味が表されているが、今日的観点からは、様式という言葉は必ずしも分かり易いとは言えず、むしろ、若干の批判はあるもののパラダイムという言葉の方が、広く使われており、イメージが分かり易いと考え、本論文で使用した。

個人においても、国家、文明においてもパラダイムは不変ではなく、大きく変化することがある。これがパラダイムシフトである。

付録2

これまでの数学は、ギリシャ、アラビア、西欧文明のいずれにおいても、結局、数学は、何らかの空間的広がりに関するイメージを伴う科学であったと考えられる。

ギリシャ文明は、有限性を持った空間的広がり（平面空間上の三角形、円、その他、立体空間における円柱、三角錐、球、その他）の構造を分析することを目的としていた。

西欧文明は、そのような有限性に縛られず、無限へどんどん広がる、あるいは収束する空間を分析することを志向していた。

アラビア文明の数学、すなわち、代数については、空虚な空間を有効に利用する方法を開拓したという言い方もできる（「空虚が満たされる」と言う時、例えば空洞というような空間的広がりイメージを伴っている）。

ところで、点と線は、最も空間的な広がりイメージが極端に少ない数学的対象といえる。

素朴なイメージとして、空間には、何かが入る、何かがある中で活動できるという内部が存在しなければならないとするならば、点には内部はなく、線の内部という言い方も（無理に定義すれば可能であるが、もし、その内部に入っても、殆ど意味

のある活動はできないであろう), 自然ではない. しかし, 点だけでは, 豊かな数学は生まれないとしても, 線になると, 予想もしないほどの豊かな数学が生まれることに最近の数学は気が付き始めたのである.

ただし, ここでの線は, ユークリッドの意味での直線や線分ではなく, 動いたり, 折れ曲がったり, 渦を巻いたりするので, 従来の数学のイメージを伴う線という言葉ではなく, 敢えて「紐」そして, 紐の絡まりあった「網」という言葉を用いる意義がある.

東日本大震災と復興政策¹⁾

川野辺裕幸 東海大学文明研究所所長・政治経済学部教授

[プロジェクト報告]

The Great East Japan Earthquake and the Reconstruction Policy

Hiroyuki KAWANOBE

Executive Director, Institute of Civilization Research, Professor, School of Political Science and Economics

The Great East Japan Earthquake on March 11, 2011 brought unprecedented damage to the Tohoku and Kanto districts. It was indeed a national crisis of a compound disaster of earthquakes, tsunami and a nuclear accident. This paper investigates this enormous natural disaster following three hypotheses: (1) the evolution of a civilization itself generates the declination, (2) the failure of bureaucracy and the Tiebout model, (3) the Olson hypothesis on economic development, and concludes that although the Great East Japan Earthquake puts the Japanese government in a more difficult situation, the reconstruction policy will also have a chance to improve the situation dramatically.

Accepted, Jan. 19, 2012

はじめに

2011年3月11日に起きた東日本大震災は、東北・関東の広範囲の地域において大規模な地震と津波による被害をもたらした。これに加えて、地震と津波を契機として、福島第一原子力発電所が炉心溶融と水素爆発事故を起こした。この福島第一原発事故の結果、放射性物質の外部への大規模な漏出が、広範囲の地域における深刻かつ長期に亘る被害をもたらすこととなった。

東日本大震災は多くの側面から予期されないものであった。マグニチュード9.0という地震の規模それ自体が予想外であっただけでなく、東北・太平洋沖というその発生地帯、大津波が起これば地震自体よりも大津波の方が遙かに甚大で広範囲の被害をもたらした点、さらには、東日本太平洋沿岸に位置する原子力発電所が地震発生を受けて、炉心を冷温停止の状態に持っていくための諸方策がいずれも機能できなかった点など、多くの点で予想外であった。大規模かつ甚大な影響をあたえる自然災害が、あらかじめの備えが不十分な中で起こったとき、どのような事態が起こるのか、また政府はいかなる対応をすることになるのか、いかなる対応をすべきであるのか。東日本大震災の発生とその影響、復興政策の動向は、こうした観点からの政策研究に重要な示唆を与えると考えられる。

本稿では、大震災の発生から復興政策の策定に至る初期の過程を対象にして、大規模自然災害と政策対応のあり方を次の3つの視点から提出した仮説に基づいて検討する。以下では、まず、文明の深化がその衰退の原因となるという仮説を提示して大震災がもたらす影響を文明論的視点から検討する。次に、公共選択論において主張されている官僚組織の特性と地方政府の行動を巡る仮説を危機への対応の問題に当てはめて、大規模自然災害への政府の対応を検討する。最後に、大規模災害が従来の政策課題の隘路を打ち破るといふ仮説の視点から、復興政策を検討する。

I 環境への過剰順応と現代文明の脆弱性

1. 文明の深化はそれ自体が衰退の原因を生み出す

第一は文明論的視点である。耕作の発明、治水灌漑技術の発達、燃料の確保、動力機関の発明。古代文明の興隆以来、人類の歴史の中で、文明の発祥と衰退は新技術の発明と利用の可能性に大きく依存してきた。狩猟・採取による食糧の確保から、耕作による食糧の生産、さらに治水灌漑による食糧の増産、木材を燃料とした金属の生産、石炭を利用した鉄器の生産、蒸気機関の発明、電力、IT技術の発明は人類の生活をその都度飛躍的に拡大させてきた。技術の発達は新しい文明を切り開く端緒となる。

しかし、狩猟・採取生活のなかで、獲物を狩り食用の植物を採取する技術が進んでいくと、対象となる獣、植物が不足することになる。同じく、耕作の発展は食糧の増産を可能に

するが耕作可能地の制約に突き当たって、この形態の文明の発展は停止する。木材の伐採による火力の確保は金属器を生み出し、農業生産性を高めて新しい文明を開くことになるが、樹木の伐採による乾燥地の拡大から終焉を迎える。このように文明の終焉は、その文明発祥の契機となる技術利用の条件が失われた時に生じるという共通性が指摘できる。

文明に栄枯盛衰が生じるのは確認されている事実である。しかし、文明が発達する過程で、なぜ、その前提となる環境の変化に柔軟に適応することができないのか。ここで、一つの仮説を提起したい。それは、「文明の深化はそれ自体が衰退の原因を引き起こす」という仮説である。いったん起こった文明は、その深化の中で、文明発祥の原因となった技術をさらに有効に利用できるような効率的な技術の改良が行われ、それに適合した社会構造が形成されていく。狩猟生活においては、もっともうまく獣を狩る弓矢が開発され、それを使う技能が鍛えられる。食糧の耕作は収量が多く、もっとも効率的な耕作方法が極められる。燃料に適した樹木の生息が調査され、伐採される。

個々人の営為の中で、新たな文明が切り開いた技術が改良され、自然環境により適合するように社会組織が形成されていく過程を文明の深化とよぶとすれば、文明の深化は自然発生的に生じ、人間社会が新しい文明により効率的に順応していく過程とみることができる。文明の深化は自然発生的な過程であるという意味では Hayek (1960) の「自然発生的秩序」に通じるものがある。では、こうした自然発生的秩序は、文明存立の基本となる技術が想定している自然環境上の前提が崩壊した時に、いかなる影響を受けるのだろうか。

深化した文明はこの前提の変化にもっとも脆弱となる、というのがここでの仮説の意味するところである。文明を存立させる技術がよりどころとする自然環境上の前提が崩れた時、たとえば、農地の砂漠化、気象条件の大変動がそれである。文明の深化は技術の効率化をもたらす、文明を実現させた条件への効率的な適応を進めるが、その効率性の向上自体が、技術利用の前提となる条件をもたらす環境への過剰な順応を引き起こし、環境自体の変化に柔軟に対応することを困難にするのではないか。その結果、深化した文明は環境変化に脆弱となり、ついには崩壊するのではないか。あるいは、Hayek の主張する通り、自然発生的秩序は、設計主義的で恣意的な対応よりも文明社会の発展に有効な解を与えること

ができるのであり、その意味で自然発生的秩序は自然環境の変化に頑健性をもちうるのか。

以下では、この文明の深化と崩壊という仮説を東日本大震災に当てはめて検討してみたい。もとより、文明の栄枯盛衰の原因も多々指摘することができるかもしれない。さらに、ここで提出する仮説が仮にあてはまるとしても、文明の衰退はきわめて長いタイムスパンの中で徐々に進行するものであり、一つの現象が文明存立の環境を打ち壊し、直ちに文明の崩壊に至らしめることは希有のことであろう。しかし、以下に示すように、東日本大震災において露わになった事態には、東日本地域の工場群の被災がグローバル化の下での世界的サプライチェーンの欠損をもたらした点、福島第一原子力発電所の事故によって、化石燃料に代わるエネルギー源としての原子力発電の有効性・安全性・信頼性への疑問が生じたこと、といういずれも長期の視野に立って考えなければならない文明論的命題が含まれている。東日本大震災をあえて文明論的視点から検討してみることの意義はここにある。

2. サプライチェーンの欠損と産業被害の世界的連鎖

東日本大震災の地震と津波は、東日本に立地する多くの素材、部品、完成品の工場を操業停止に追い込んだ。これは、素材、部品、完成品のメーカーが強固に結びつき日本の製造業を支えてきたサプライチェーンを分断しただけではなく、外国の企業との間のサプライチェーンをも分断させ、国内外の生産に大きな障害をもたらす、産業被害を拡大させた。なぜ東日本における工場群の操業停止が、長期継続的取引や資本関係という日本の製造業における企業慣行に加わっていない国外の企業に影響を与えるのだろうか。これは、グローバル化が製造業における調達の世界連鎖を引き起こしたからに他ならない。

グローバル化は先進国の市場の結びつきを強めたのみならず東欧・中欧諸国が社会主義経済から市場経済へ移行し、新興国が勃興する中で、市場のグローバル化と巨大化、調達のグローバル化が進み、国際的なモノづくりの体制に劇的な変化をあたえた。各国の生産者は巨大なグローバル市場に直面すると同時に競争の激化にみまわれた。グローバル化による市場の巨大化、参入障壁の低下、市場参加者の増加がもたらす競争の激化は、経済学が想定する完

全競争市場への道程となるものではなかった。個々の競争者は新たな環境の下で付加価値を確保するために、さまざまな対応を行った。

その対応は産業ごとに、企業ごとに多様であったが、主要産業においては、おおむね次の通りであった。いずれの企業も、競争上もっとも強い分野に経営資源を集中させた（選択と集中）。完成品の生産者は M&A 等によって、グローバル化の下で巨大化するマーケットに適合する最適規模を目指す一方、原料、素材、部品、完成品という取引の連鎖の中で、部品の共通化による設計コストの削減、購買力の拡大による調達コストの削減をめざした。部品メーカーは、完成品メーカーとの付加価値の取り合いの中で、また同業他社との競争の中で、差別化を選択した。すなわち、部品のモジュール化、カスタマイズ化による独占的地位、付加価値の確保であった。結果として、グローバル化の下では、多数の参加者によるフラットな競争市場が出現するのではなく、互いに差別化を行う企業が、世界的規模での供給・調達の複雑な連鎖によって結びつく市場が形成されてきた。

こうした形での世界的規模での取引の連鎖は取引相手に対する情報の取得を困難にし、産業連関の不確実性を急拡大させた。グローバル化のもたらす新しい環境への順応は、不確実性の急拡大を引き起こして、取引の安定性を低下させ、環境変化への対応の脆弱性を拡大する。不確実性の急拡大と取引の連鎖を通じて世界的規模でリスクが伝播することの好例が 2008 年における世界金融危機である。金融市場では、金融技術革新を巡る競争の中でサブプライム・ローンという新商品が開発され、これを組み込んだ無数の金融新商品が世界中で取引された。これがアメリカの不動産バブルの崩壊とともに、世界中でカウンタパーティー・リスクを劇的に拡大させ、金融取引が停止し、世界金融危機を招いた。

東日本大震災においても、東日本地域の工場群の被災が世界的規模で重大な産業被害の連鎖をもたらした。また、東日本大震災から数ヶ月後に発生したタイの洪水も、グローバル化の下で日本の製造業を支えてきたサプライチェーンを分断した。

グローバル化への順応は調達の脆弱性をもたらした。ここから、自然災害という環境変化は供給・調達の世界的連鎖というグローバル化の下での産業連関を崩壊さ

せるに至るものといえるのだろうか。東日本大震災は世界的規模での供給・調達の連鎖を分断して生産の低下をもたらした。しかし、回復のスピードはきわめて速く震災後約 5 ヶ月でわが国の鉱工業は前年同月期の生産・出荷水準を回復した²⁾。これは、被災工場群の復旧がきわめて短期間に行われたことだけでなく、生産や調達の代替が行われたことによる。この中には、被災企業から同業他社に対して製造のノウハウが無償で提供されることでサプライチェーンが確保されるという、通常の市場競争では考えられない事態も含まれているが、平時の競争における差別化のもととなる基本特許が守られているかぎり、緊急時には柔軟な対応が可能となることにもよるであろう。むしろ、こうした生産や調達の代替が短期間で行われることは、グローバル化の下での競争市場では、いかに差別化が進んでいるとはいえ、競争相手同士の技術力が拮抗が実現していることを示すものであろう。グローバル化の下での競争市場は、大規模自然災害という環境の変化にもかかわらず調達の頑健性をもっている。

世界的サプライチェーンの形成と産業連関を通じた不確実性の増大は、自然災害におけるサプライチェーンの分断を経験することで、素材、部品の供給者はいずれも自然災害等の緊急時においても事業を継続する保障を示さなければ、世界的サプライチェーンの中に組み込まれないことが明らかになった。

これに対応する国際的な基準作りが BCP (Business Continuity Plan: 事業継続計画) の考え方である。BCP とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画をいう³⁾。特に自然災害等に対応して改めて事業継続のための方法手段などを取り決めておく計画を DRP (Disaster Recovery Plan: 災害復旧計画) という。また、それらをマネジメントにおいて実践することを BCM (Business Continuity Management: 事業継続管理) という。

特に IT 産業において 2000 年問題への対処を契機として策定されるようになったが、さらに、各国では標準化を進めている。英国では 2006 年に英国規格協会 (British Standard Institution) において BCP に関する英国規格 BS25999-1 が

策定され⁴⁾、米国では、NEPA (National Fire Protection Association : 全国防火協会) が NEPA1600 を 2004 年から策定している。また、シンガポールでも SPRING TR 19 が策定され、オーストラリアでは BCM 規格として HB 221 および HB 292/293 が策定されている。また、ISO(International Organization for Standardization : 国際標準化機関) は 2007 年に ISO22399 を示し、これらの規格は、BCP の国際標準化に進んでいる。

日本型生産方式として確立された看板方式は、企業内部の半製品の在庫状況、流通在庫等についての情報を一カ所に集約し、部品の在庫管理を徹底するとともに効率的な発注政策を行うことであった。子会社と長期的、継続的な取引の中で精密なサプライチェーンを構築することがわが国製造業の競争力を形成してきた。

グローバリゼーションに対応する欧米企業の展開方針は、最適調達といわれ、技術開発、設計、販売政策決定の中核部分を本国に残し、そこで設計された部品の条件をクリアし、もっとも安価に提供できる企業を世界中から選択するモデルであった。これに対して、グローバリゼーションの中で、日本の製造業が選択したモデルは、日本型生産方式の長期的、継続的取引を、日本国内を超えて新興国に伸ばすことであった。

しかし、サプライチェーンの欠損を放置すると競争相手にその地位を奪われる状況の中では、継続的な取引を維持するとしても取引先に説明責任を果たすことが求められる。日本企業においても BCP の採用は不可欠である。BCP の国際標準化は、グローバリゼーション下での世界的生産・調達の連鎖の中で、産業連関を通じた不確実性が増大することに対する世界的対応であり、グローバリゼーション下での文明の深化のなかで、環境適応の柔軟性を確保する努力であり、グローバル・ガバナンスの一方策であろう。

3. 化石燃料に代替する原子力発電技術の有効性・安全性・信頼性

産業革命以来、現代文明の興隆の前提となった主要なエネルギー源である化石燃料は資源制約が指摘されて久しい。新たな化石燃料源が発見されることで絶対的な資源制約は免れてきているが、稀少性が高まり、その獲得が困難となれば、現代文明の伝播と興隆のスピードは制約を受けざるを得

ない。また、化石燃料の燃焼を主要な原因とする地球温暖化も、予期せぬ自然災害を引き起こし、劇的な環境変化をもたらすかもしれない。

化石燃料に代わるエネルギー源の中でも、もっとも利用されているのが原子力である。原子力発電は、燃料資源の制約、温暖化原因物質の放出の面で化石燃料よりもすぐれ、太陽光、風力などの自然エネルギーに比べて、発電量の規模が大きく、安定性が高く、生産コストの面で相対的に有利とされてきた。したがって、短期的にも長期的にも化石燃料に代わるエネルギーの確保の最大の候補とされてきた。反面で、原子力発電に関わる放射性物質が発電所外に漏出した際の被害の甚大さと持続性が問題であり、また原子力発電の過程で生成される放射性廃棄物の最終処分の方策が未だ開発されていないことも認識されてきた。にもかかわらず、原子力発電が各国で広範に利用されてきたのは、発電コストの優位性、化石燃料と比較した燃料確保と調達コストの安定性にあった。そこで、原子力発電の最大の問題点である、放射性物質の漏出を最大限食い止める方策をとり、放射性廃棄物を極力隔離することで被害の甚大さを抑える方策がとられてきた。

しかし、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の炉心溶融と水素爆発事故は、放射性物質の外部への大規模な漏出を引き起こし、広範囲の地域における深刻な影響をもたらした。そして今後も、廃炉の完結には 30 年を超える長期が予想され、中心地区の復興は永遠に不可能であるかもしれない。原発事故の被害の甚大性と持続性は計り知れない。福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質の漏出を最大限食い止める方策を講じる可能性に関して大きな疑問を投げかけることとなった。さらには、最終処分の方策を見据えることなく運用されている原子力発電技術にも改めて疑問が投げかけられた。原子力発電の利用は、現代文明において、現代文明の前提となるエネルギーの確保を進めて、化石燃料によるエネルギー制約を打ち破る方策を追求する結果選択されたものである。しかし、「文明の深化はそれ自体が衰退の原因を引き起こす」という仮説から考えると、現代文明はその存立の前提条件であるエネルギー制約を打ち破る方策を追求するあまり、制御可能性の範囲を超えた科学技術を運用するまでに至り、大規模自然災害という環境条件の変化に適応し得ない脆弱性を露呈していると解釈できるのではないだろうか。

II 危機管理・復興政策を巡る政府の失敗

1. 大規模自然災害の特徴と危機管理対策

予想外の時期に不意に起こり、しかも緊急の対応が要求される自然災害は、政府の危機管理対策の対象である⁵⁾。特に大規模自然災害は、時として、予想可能な範囲を数千・数万倍超える事態を生じることがあり、危機管理対策の実施上で不可欠な情報の確保に重大な問題を生じさせる。さらに政府は、不完全な情報のもとで即時の対応が求められるにもかかわらず、問題を認識し対応策を検討するには時間がなく、緊急対応が遅れてしまう可能性がある。

危機管理の対象としての自然災害の第一の特徴は、被害の甚大性である。自然環境の変動の周期は人類の歴史の範囲を超えて起こりうる。その規模、変動の範囲は、人間が歴史的時間の中で体験してきた災害よりも何桁も大きなものになり得る。

危機管理の対象としての自然災害の第二の特徴は変動の周期の大きさである。地球はその成立以来、数十億年にわたってきわめて大きな変動を繰り返してきたといわれるが、その周期は人類誕生以来の時間をはるかに超える。まして、人類が文書、伝承などの人為的な記録を持つようになった期間ではとうてい経験し得ない事象も多数存在する。この結果、過去に起こった自然災害に人為的記録が存在しないものが当然、多数含まれる。しかし、人為的記録がない事柄については、そうでないものに比べてより厳密な検証が要求されるために、過去の自然災害の存否、規模、重大性を確定することは困難である。

Congleton (2005) は、危機管理において直面せざるを得ない不完全情報が二つの側面を持つことを指摘している。すなわち、第一は有限・完備集合の状況に直面しているが、サンプル数が少ないために完全情報が得られない状況。第二は、変数自体の存在が認識されていない状況である。前者はサンプル数が増えるにつれて不偏推定ができるようになるが、後者はその存在自体が認識されていない「無知」の状態を表す。この分類にしたがって危機管理の対象としての自然災害の特徴を考えれば、大規模で甚大な被害を及ぼす自然災害は後者の「無知」の側面を強くもっている。

危機管理の基本的方針は、将来の不確定な事態にあらかじめ備えておくために、予想される被害とそれを防ぐための

対策の費用を勘案して行うのが基本である。予想される被害はさらに、被害の規模、重大性、およびその事態の生起確率にかかわる。危機管理においては、予想される最大規模の被害を想定して、それを防ぐ準備をしておくことが通常とられる方策である。

しかし、大規模自然災害のように生起確率が不明であり、不確定な被害規模の情報しか得られず、しかも最大規模の被害が起こる事態を想定して対策をとることが相対的に莫大な費用がかかるものである場合には、被害の規模・重大性の最大値を一定の範囲に押さえる方策がとられる。これが減災の視点である。予想される大津波の被害に対して、可能な限り住居の高台移転を行い、移転できない市街に対しては堤防を作り、浸水を防げないまでも、津波が押し寄せるスピードを遅くする。被災自体は抑えられないものの、その被害を限定する減災計画がそれである。しかしそれでも、自然災害の規模を予想することが困難であり、東日本大震災では大津波の被害を受けることとなった。

福島第一原子力発電所の危機管理についていえば、最大規模の事故を想定して外部電源を用意していたにもかかわらず、そのいずれもが稼働できない事態が生じてしまった。1000年単位の過去に起こった10メートルを超える規模の大津波の存否が事実として確定されていないために、最大規模の事態の想定から外れてしまった。

こうした想定失敗は、自然災害の存否、規模、重大性を確定することができない大規模自然災害の特徴に由来する。原子力発電所の事故によって放射性物質が漏出した場合に、放射性物質の汚染範囲の大きさ、被害の甚大性、長期性から、最悪の場合の被害は甚大である。これだけではなく、原子力発電所が正常に機能した場合でも、放射性廃棄物の保管、処理における最悪の被害も検討されなければならない。また、最終処分については解決策が見いだせていない。

自然災害に伴う最大被害をあらかじめ想定できず、最悪の場合の被害が甚大であるならば、危機管理の観点からは第三の対応策として、被害の起こる原因自体を抑制する方策がある。被害のおよぶ範囲、規模、重大性が予測できない原子力発電自体を廃止することである。福島第一原子力発電所の事故後の、原子力発電に依存しない社会という2011年7月13日の菅直人総理大臣（当時）の発言は、こうした観点からとらえることができる。

2. 自然災害対応における政府の失敗

上記のような特徴をもつ自然災害に対して、復興対策を担う政府は、組織としていくつかの欠陥を持っている。公共選択論は、意思決定機関としての政府組織の特徴に関して、多数の理論的・実証的研究を積み上げてきた。自然災害対策の主体としての政府の問題点を考える時、中でも以下の点が注目に値する。

①官僚制の失敗と統一的な緊急対応組織、ボランティア

政府の行政部門は官僚組織の形態をとっている、所管別、機能別に重複がないように形作られたヒエラルキー構造をとっており、指揮権者の意思決定が組織の隅々まで瞬時に行き渡る設計になっている。こうした官僚組織の構造は、平時における政策課題の処理には有効であっても、予期しがたい自然災害や緊急時への対応には、次のような問題が生じる。

The Tragedy of the Anticommons

公共選択論では、the tragedy of the commons（共有地の悲劇）という用語で、所有権が曖昧にしか定義されていない資産が過剰に使用されてしまう状況を説明する⁶⁾。これに対して、Heller（1998）は、排他的な権限のある組織・関係者が存在しすぎることによって意思決定が円滑に行えない状況を the tragedy of the anticommons と呼んだ。

多重の構造を持つ官僚組織のもとでは、個々のレベルの官僚組織の代表者が意思決定をしなければならないが、それぞれに個人的なインセンティブを異にするために、それぞれの意思決定を上位の組織の代表者が吟味をする必要に迫られる。また、重層的な官僚組織の連鎖のもとで、多くの組織・関係者が合意する必要があり、さらに責任の所在が曖昧となる。この結果、自然災害に対する対応においても、官僚組織は意思決定が行えなかったり遅れることになる⁷⁾。

官僚組織の機能別編成による失敗

上記の官僚組織の失敗は、官僚制の重層制に由来するものであるが、官僚組織の機能別編成が予期しない自然災害に対応しきれない場合も存在する。上記の通り大規模な自然災害では、その対応がきわめて多様な側面を持つにもかかわらず、官僚組織の下で個々の行政組織の担当領域や権限が細かく区分されているために、統一的な運用や有効な連携が

行えないことがあり得る。本来ならば行政の重複を避け、組織運用を効率化するための官僚組織の編成であるが、その結果、個々の部局の機能が細分化し、想定外の自体に対応できないことが起きうる。いわゆる官僚組織の縦割りの性格や機能の細分化の失敗である。

官僚制における「第2タイプ」の失敗：過度の慎重性

政府は作為による失敗は明白であり、非難されやすいが、不作為による失敗は非難されにくい。このため、政府機関は災害における不確実な事象への対策実施に対して過度に慎重になる傾向がある。その結果、官僚組織は自然災害に対して対策が遅れたり、過小になる傾向がある⁸⁾。

統一的な緊急対応組織

こうした官僚制の問題点を克服する方法として、緊急時に対応できるような統一的な組織を作っておき、さまざまな緊急時に対する対応を研究しておくことは有効な解決策であるかもしれない。福島原発事故においても対応の遅れと不適切さが問題になった時に、こうした主張が見られた。その際に例に挙げられたのがアメリカにおける連邦緊急事態管理庁（FEMA: Federal Emergency Management Agency）である。日頃から緊急事態とそれに対する対応について研究をし、実際に緊急事態が起こった時には、連邦政府として一元的に取り組むことを目的とした組織である。

しかし、実際に発生した自然災害に対して FEMA が有効な機能を発揮したという評価は必ずしも与えられていない⁹⁾。アメリカでは、2001年9月11日の同時多発テロ事件を受けて、2003年に連邦政府に国土安全保障省（Department of Homeland Security）が設立された。国土安全保障省は、国内の安全情報に関する情報機関が統合されて2003年に設立された省で、FEMAは再編成されてこの省内に入ることとなった。このことで、洪水に対する調査・対応の主眼がダムや堤防へのテロ攻撃による洪水が第一義的に想定されるようになった。緊急事態の一元的な対応を目指した組織の統合は、限られた予算制約の下では、むしろ対応すべき事態の強調点を変化させたり、曖昧にして対応を難しくする。

もう一つの問題点は、緊急対応組織の排他性である。FEMAは、各層の住民への避難指示と避難対策の提供、救援物資の用意と適切な搬送・配布等について意思決定を遅

らせた。また、他州および外国政府からの救援への対応、消防等の他の政府組織・非政府組織・企業等に対しては、初動時に行動に制約を課したり支援の拒絶をしたことが指摘されている¹⁰⁾。緊急対応の統一的な組織には「手柄の独り占め」をする動機もあり、多数の主体からの支援を調整する行動をとらない可能性もある。

ボランティア組織

政府が官僚組織の特性のゆえに自然災害に対して、特に初動時に適切な役割を發揮しない場合、考慮されるもう一つの主体はボランティアである。わが国において、ボランティアが自然災害に対する被災者の救援に本格的に活動したのは、1995年1月の阪神淡路大震災においてであった。大規模地震の発生が予想されていない地域での大震災に対して、初動時における政府の救援・救助活動は遅れた。これに対して、ボランティアは震災発生から大挙して現地に入り、救援物資の手当て・搬送・配布、避難所手伝い、食事搬送、在宅介助、避難所介助、記録等の役割を担った¹¹⁾。

官僚組織はあらかじめ定められた特定の目的の下に、定められた手続きに沿った行動しかとれない。したがって、阪神淡路大震災のように、想定されていない事態に対する初動は遅れがちになる。これに対して、ボランティアは立ち上がりがあった。テレビ・新聞などのメディアの情報から必要なものを知り、自分で調達して持っていくというボランティアの活動がみられた。ボランティア組織では、個々人が震災救援という目的を持って自律的に行動するという問題解決的行動がとられるのに対して、官僚組織では、初動において、あらかじめ与えられた役割と現下の状況の照合がまず必要となるというところに差が出る。

また、自然災害が起こった緊急時には、不確実性がきわめて大きく、その場その場での方針の変更、想定外の意味決定を迫られる可能性がある。これについても、ボランティア組織は現場主義で物事が決まり、各人が組織の指示を待つのではないために、意思決定が早い。

反面、ボランティア組織は、自然発生的なさまざまな個人、組織の集合であるために、統制がとれないことと、ボランティア活動を担う個々人、組織に対して情報が体系的に与えられるわけではないために、救援物資の偏在、ミスマッチなど、非効率な活動も起こりやすい。持続的な支援が行われにくい

点も指摘される。しかし、避難所の掲示板の設置、被災地を巡回して情報の収集・配布を行うボランティア組織など、情報のネットワークも自立的に作られていく¹²⁾。こうして、ボランティア組織は、自然災害時の特に初動段階での救援・救助活動にきわめて有効な役割を担うことが証明された。

阪神淡路大震災以来16年が経過し、ボランティア組織は、NPO団体として全国的なネットワークを形成し、被災地でのニーズを受け取り、ボランティアの志願者と被災地支援を行うNPO団体を仲介する機能を果たすようになった。ボランティアは行政と連携のもとに、初動時の救援・救助のみならず、復旧・復興においても息の長い支援の役割をも担うようになった。

②地方自治体の危機対応能力を巡る問題

公共選択論には、地方自治体の政策を巡って有権者が移住による選択を行うために、地方自治体間の政策競争が起こり、政策が均質化するという Tiebout (1956) の「足による投票」仮説がある。大規模自然災害は被災が広範囲に及ぶために、その対応において、地方自治体間の政策および危機対応能力が均質化しているか否かを見ることが出来る。Hurricane Katrina による被害を見れば、この仮説が自然災害に関して妥当しなかったのは明らかである。Hurricane Katrina はアメリカ南東部の広範囲の地域に襲ったにもかかわらず、被害はニューオーリンズに集中していた。Congleton (2006) は、自治体の対応能力に格差が生じる原因を、有権者のモビリティの限界、有権者が獲得できる行政情報の制約があるために、自治体間の競争が不十分になることを挙げている。東日本大震災の特徴は、広範な市街地が津波によって失われたにもかかわらず、人命の被害は自治体によって大きく異なり、人的損害の少なかった自治体では、徒歩による避難路を確保し、日頃から避難訓練を重ねていたことが挙げられている。

自治体の危機対応能力に関わるもうひとつの要因は、地方自治体内での政治的影響力に関わる。伝統的な社会が発展していく時に、旧来の住民は防災上安全な地域に居住し、新しい住民はそれ以外の立地上危険性の高い地域に居住するようになるが、危険性の高い地域に貧しい人々が住んでいた¹³⁾、政治的に組織されていないために、旧来の住民が政治的影響力をもちつづけるために防災対策の優先順位が下がる可能性がある。東日本大震災においても、伝統的な地域組

織が多く残っている地域にある自治体で、こうした伝統的居住者と新規の移住者のあいだの政治的緊張が災害対策を遅らせている可能性がある。

3. 仮設住宅建設のミスマッチ

政府の失敗の観点から、東日本大震災に対する復興政策の初動段階を検討しよう。堺屋（2011）は災害非常時対策を、救助—救済—復旧—復興—振興の5段階に分けている。このうち、第一の救助は、人命の救助、飲料、医薬、緊急の食料、燃料、衣類等の配布、仮設住宅等の安全な生活空間の準備と搬送である。第二の救済は、道路、水道、衛生、電力、ガスなどのライフラインの応急修理、第三の復旧は水道、道路、電力、鉄道などの復旧と、店舗、飲食店の再開等、日常生活の復元である。

東日本大震災では、津波被害が大規模であったことと、福島第一原子力発電所の事故による避難指示があったために、震災発生後3日目の避難者数は約47万人ときわめて大規模となった。したがって、仮設住宅等の安全な生活空間の確保は、震災復興政策の第一段階において優先度の高い政策目標であることは間違いない。

この仮設住宅の建設と入居状況について注目してみよう。2011年8月1日現在の仮設住宅の完成戸数は東北三県で43,543戸であり、入居戸数は30,906戸で、入居率は71.0%¹⁴⁾、同11月10日までの完成戸数は51,886戸、入居戸数は46,338戸で、入居率89.3%¹⁵⁾、2012年1月10日現在では、仮設住宅の必要戸数53,013戸に対して、完成戸数は52,182戸となった¹⁶⁾。震災発生後3日目の避難者は約47万人に上ったが、2011年11月10日の時点では、仮設住宅への入居戸数は46,338戸に過ぎず、全国の公営住宅等への避難が16,858戸、民間住宅への入居が62,685戸であり、仮設住宅へ入居する避難者の数も、完成戸数に比較した入居率も必ずしも高くない。仮設住宅の建設のスピードと立地、内容等が避難者のニーズに適合していないことが伺える。

仮設住宅の入居者にとって、居住地から遠く離れ、買い物、通勤、通学のための利便性の悪い仮設住宅が建設されたことは、次の入居者へのアンケートから見ることができる¹⁷⁾。東北3県に建設された仮設住宅900団地に入居した避難者へのアンケートでは、「買い物の利便性」が「悪い」、「ひどく悪い」と回答した世帯は、三県全体で41.4%、岩手県では52.0%

であった。「通勤の利便性」について「悪い」、「ひどく悪い」の回答率は、23.4%、おなじく「通学の利便性（小中学校）」は9.4%、「同（小中学校以外）」は9.9%であった。「病院・診療所への通院の利便性」について「悪い」、「ひどく悪い」という回答率は、三県全体で37.7%、岩手県では45.5%であった。

これに対して、仮設住宅設置50市町村を対象にしたアンケートでは、「日常の買い物をする商店（街）」、「小中学校」、「病院・診療所」のそれぞれについて、「団地から徒歩15分圏内」にない割合は、それぞれ46.6%、42.9%、53.7%であった。ただし、「団地からバス等の公共交通機関で行ける範囲」まで拡大すると、「無」の回答はそれぞれ、7.7%、8.3%、6.3%と低下する。この数字を見る限り、仮設住宅の立地に問題がないように見える。ところが、「バス等の公共交通機関」の定義は曖昧である。「日常の買い物をする商店（街）」、「小中学校」、「病院・診療所」が「団地から徒歩15分圏内」になく、「団地からバス等の公共交通機関で行ける範囲」にもない場合に講じている対策および予定については、「バス・タクシーなどの公共交通の確保」が第一で20.4%の回答を得た。ここにあるように、「公共交通機関」の定義の中にはタクシーが含まれている。前のアンケート項目への回答では9割を超える団地で、「商店（街）」、「小中学校」、「病院・診療所」が「バス等の公共交通機関で行ける範囲」にあるとされ、仮設住宅の立地に問題がないようにみられるが、居住者がバスを利用できるとしても、それが「日常の買い物」、「通勤」、「通学」の用に対応できるように運行されているとは限らないし、まして毎日タクシーを使用することは現実的ではない。「公共交通機関の確保」が最大の対応策としてあげられていることは、実際には、仮設住宅の立地が居住者の利便性を下げていると市町村に自覚されているというべきだろう。

なぜ、こうしたミスマッチが生じるのだろうか。ひとつには、大津波による広範な建造物の破壊と、地震による地盤沈下によって広範な市街地が失われ、大量の仮設住宅建設が必要となったにもかかわらず、仮設住宅の適地を手当てすることが困難であったことが挙げられる。このため、初期段階での避難所の開設はともかく、仮設住宅の設置は困難を極めた。

もう一つの問題は、前節で挙げた官僚組織の問題である。仮設住宅の建設は国土交通省住宅局が所管となって予算措置をとり、実施は県が担当し、市町村は立地の選択を担当した。他方で、菅直人総理大臣（当時）による8月中旬までの

仮設住宅の完成が国民に発表された。総理大臣による完成期日の指定は、官僚組織のそれぞれのインセンティブに応じて仮設住宅建設政策に異なる強調点を置くこととなった。国土交通省住宅局にとっては避難者の全員入居期日の厳守が、県は仮設住宅建設の着工・完成が優先されるべき関心事となった。総理大臣の指示は国、県という官僚組織を経て、市町村に緊急の立地選択が求められた。しかし、被災地の市町村の中には、正副市町村長、議長等の主要な意思決定者が被災し、死亡または行方不明になっているところもあり、立地選択というきわめて重要な決定が即断に近い求められ方をすることに堪えられない状況も現出していた。この結果、居住者の利便性よりも仮設住宅の早期建設・完成が優先されることとなって、避難者から仮設住宅が敬遠されて全国の他の居住施設へ避難したり、完成した仮設住宅の入居率が低下したり、立地の利便性の観点からの仮設住宅入居者の不満が高まることとなった。

Ⅲ 震災復興と政策選択

政府は中長期的な復興政策を視野に入れて、2011年4月、東日本大震災復興構想会議を組織して、同6月25日『復興への提言：悲惨のなかの希望』を受けた。また、同6月24日施行の東日本大震災復興基本法に基づき、東日本大震災復興対策本部を設立し、復興基本方針の企画・立案及び総合調整、地方公共団体が行う復興事業の支援、関係行政機関が行う復興施策の推進などを行うとともに、同12月9日に復興庁設置法を成立させ、内閣においた復興庁が、復興施策の企画・立案・総合調整、行政各部の復興事業の実施計画の策定、予算要求と確保、統括・管理等にあたることとし、東日本大震災の復興政策を主導する組織体制を作るに至った。

1. 震災被害の規模と復興課題

2011年6月24日に内閣府がとりまとめた被害推計額は16兆9千億円に上るが¹⁸⁾、その内訳は、住宅や工場などの建築物が約10兆4千億円、河川や港湾、道路などの社会基盤施設が約2兆2千億円、農地や水産関係施設などの農林水産関係が約1兆9千億円、水道やガスなどのライフライン施設が約1兆3千億円、福祉施設や公共施設などその他で約1兆1千億円になる。

このうち、ライフラインと交通インフラについては復旧が進行している。2011年11月30日現在で電気・ガス・水道・通信等のライフラインは津波による家屋等流出地域と原発警戒区域を除いてほぼ復旧が終わった¹⁹⁾。交通については、新幹線・空港の復旧が完了し、在来幹線鉄道、高速道路は原発警戒区域を除いてほぼ復旧が終わった。これに対して、港湾については復旧が遅れており、八戸港～鹿島港の21港の利用可能岸壁数373バース（水深-4.5m以上の公共岸壁）のうち、復旧しているのは67%である。

家屋等流出地域および原発警戒区域ではインフラの復旧がまったく進んでいない。その規模については直接入手可能なデータがないが、電力復旧が進んでいない地域から推測することができる。東北電力管内で停電が続く家屋等流出地域は78,137戸（岩手県26,046戸、宮城県49,110戸、福島県2,981戸）、原発警戒区域のために立ち入り制限によって停電している区域が福島県31,316戸であり²⁰⁾、相当の地域がインフラ復旧の点で手つかずになっていると考えられる。また、家屋等流出地域は地盤沈下と浸水も引き続き生じている区域があり、地域全体の再建、復興が必要とされるし、原発警戒区域については、福島第一原発事故の収束と地域の放射性物質の除染等が確保されてからの復興が検討されなければならない。

農林水産業の復興も大きな課題である。農林水産省の2011年11月の推計によれば、農林水産業関連での被害額は、約2兆3千億円と推計される²¹⁾。漁業関連では、漁港施設、漁船、共同利用施設、養殖施設を中心に、1兆2,493億円、農地・農業用施設の損壊は8,603億円、林野関係は1,989億円になる。

公共港湾の復旧が進まないだけでなく、港湾に面した民間の水産加工場の被害も大きい。特に沿岸漁業は船舶の流失が多数に上り養殖施設も失われ、被害は甚大である。すでに全盛期の半数の漁獲量しかなく、高齢化が進み後継者の手当ても難しい。単なる復旧は漁業の衰退を止めることができない。

津波による浸水範囲面積の合計は、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県62市町村で561km²と推計されている²²⁾。このうち、流失・冠水等の被害を受けた農地は236km²で、とくに被害の大きかった東北三県では、岩手県の耕地面積の1.2%、宮城県の11.0%、福島県の4.0%に上

ている²³⁾。これらの農地については、瓦礫の撤去は進んでも、表土の流出、海水の冠水による塩害の問題が解決されなければならぬ。被災地域の農家は零細規模が多く、高齢化が進んでいる。仮に公的支援によって農地が復旧しても、農業の再開、継続が難しい。

さらに、被災地域が高齢化と過疎の進んだ地域を多数含んでおり、高齢者介護と医療の供給、産業の再興、雇用の確保等の困難な課題に直面せざるを得ない。

2. 未解決の政策課題と復興対策

原子力関連を含まずに 16 兆 9 千億円という膨大な被害推計額は日本経済と日本財政に重くのしかかる。しかもすでに、日本経済と日本財政には、長期の不況と財政危機の下で、多くの未解決の政策課題が山積している。

GDP の 2 倍に近づく政府および地方の長期債務残高は、家計金融資産の総額に肉薄しており、円の信認の根拠となる国債の国内消化の余力を超える危惧がある。財政再建には一般歳出の最大項目である社会保障費の見直しが必要であり、それにもかかわらず急速に進行する高齢化のために増税も不可避である。また、新興国との競争の中で製造業の空洞化は止まるところを知らない。20 年来の低成長を打開する新たな成長分野が見あたらないし、成長産業となるはずの医療、福祉分野においても強い規制の下で生産性は低く財政赤字の主要因となっている。グローバリゼーションは 2 国間の FTA を超えて、TPP（環太平洋経済連携協定、Trans Pacific Partnership）や FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏、Free Trade Area of Asia-Pacific）など、地域ごとの自由貿易圏形成へと各国を促している。自由貿易圏形成に関わるためには、国内の低生産性部門の改革が不可避であるが、農林水産業等の一次産業、電力、ガス等の公益産業の効率化は進まない。

そもそも、国が直接税によって税収の太宗を確保し、補助金を通じて地方へ経済成長の成果を分配するという集権的な政策運営と財政運営が、低成長期に入って持続不可能になったところにわが国経済の低迷と財政危機の原因がある²⁴⁾。成熟化した日本社会において、地方の実情に合わない中央集権的で画一的な政策を企画・立案する手法はもはや有効ではなくなった。成長を推進し国の財源を担ってきた製造業は、1980 年代後半以降、続々と海外に移転し、国内の雇用を減

らし、所得税・法人税収は伸び悩んだ。にも関わらず、国債の増発によって財政が地方への再分配を続けてきたことが長期債務の累積を引き起こしてしまった。しかし、中央集権的な政策運営と財政運営に代わるべき地方分権は進まない。

この 20 年間に亘って、利害の再調整ができずに政策は往きつ戻りつして、大規模な改革が実現できなかった。震災復興はわが国の政策選択の困難性をさらに増すことになる。しかし見方を変えれば政策運営の行き詰まりを打開するチャンスでもある。Olson（1982）は、安定した社会システムは内部にさまざまな利益集団が次第に形成されていく。これらの利益集団は、技術革新に伴う社会経済システムの変化に対して、既存集団の利益を保護する性格を持つ再分配的性質を持つために、資源配分を損ない、成長の低下を招くと主張した。利益集団が集積される結果として、安定した社会では硬直的な社会システムが形成され、経済の活力を奪い、長期的に経済停滞を招く。これに対して、社会システム外部からの大きなショックは、この利権構造を打ち破り、旧来のシステムを打ち壊し、システムの活性化を促し、経済成長をもたらすという。このオルソン仮説によれば、未曾有の大災害は閉塞状況を打開する好機に結びつける。次節では、今後展開される震災復興政策への取組が、オルソン仮説にしたがって旧来の政策課題を解決する可能性を持つかどうかを検討しよう。

3. 復興政策に見る制度改革の実現可能性

東日本大震災復興構想会議の『復興への提言：悲惨のなかの希望』では、復興政策の基本方針を「復興構想 7 原則」に示している。中でも、「原則 2：地域・コミュニティ主体の復興を基本。国は、復興の全体方針と制度設計によって支える」、「原則 3：技術革新を伴う復旧・復興。来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求」、「原則 4：自然エネルギー活用型地域の建設を進める」に注目すべきである。

東日本地域の復興には巨額の資金が必要であり、その多くを国に頼らざるを得ないことは事実であり、国もそれを惜しむべきではないが、復興を主導するのはまず県および市町村であるべきである。国の関与は復興構想のマスタープランの作成と、地域共同のまちづくりを支援する土地等の権利関係の整理や経済特区の設定など規制緩和と税制の優遇を内容とする法令による支援にとどまるべきである。この意味で、「原

則2」は適切である。また「原則3」は、新技術の導入による復興政策を契機に、旧来の利権構造を打ち破って制度改革を進める方向性を示している。農林業の高不可価値化、低コスト化、経営多角化の将来像の提示、水産業における漁業者と民間企業の連携と国・自治体によるマッチングがうたわれている。

県の復興計画においてもこれに対応する動きが見られる。宮城県は2011年10月策定の『震災復興計画』²⁵⁾において、「農業は、沿岸部を中心に農地の冠水や地盤沈下、施設の損壊など甚大な津波被害を受けており、被災以前と同様の土地利用や営農を行うことは困難」であるとし、「このため、土地の利用調整を行いながら農地の面的な集約や経営の大規模化、作目転換等を通じて農業産出額の向上を図る」としている。また、農業分野の個別計画には²⁶⁾、「民間の融資機関や企業の資金力を活用し、農業者との共同出資等による農業経営を推進し、ひいては地域農業者の雇用確保を図る」ことが記されている。零細規模の経営耕地面積を集約化し、民間企業の参入を得て経営の大規模化をめざすことは、日本農業年来の課題でありながら、実現できない顕著な例であった。宮城県の取組は、農地の被害が甚大で、地域全体の農地が冠水したことを契機として、個別利害の調整が可能になったことに力を得ている。

水産業では、県内142漁港の機能を整理・分化し、気仙沼、石巻、塩釜、女川、志津川の主要5港を集積拠点として、冷凍・冷蔵施設や水産加工施設の整備や事業者の再建を行うとともに²⁷⁾、国が『東日本大震災からの復興の基本方針』で示した「復興特区」に対応して²⁸⁾、民間資本を導入する「水産復興特区」を次期漁業権の切替までに検討するよう、漁業者と協議・調整することとしている。漁協ごとに分散して独占的に保有されている漁業権が地域の水産業の大規模化、効率化を妨げ、水産業の衰退と高齢化を招いていることを、復興政策の中で打破しようとするもくろみであり、大災害が既得権者の主張を弱め、改革を推進する契機となっていることを示している。

福祉政策においても、保健・医療、介護、生活支援サービスが縦割りになっていて地域の実情に合わない非効率を生み出していた。これが、福祉政策の統一の見直しもわが国の政策課題であった。家屋等流出地域の住民が入居した仮設住宅においては、医療、介護、福祉が一体的に提供され

る「地域包括ケアシステム」が実現されようとしている。釜石市の平田総合公園仮設住宅では、設計段階から住宅地内に平田地区サポートセンターが置かれ、総合相談、介護サービス、診療機能、生活支援等の機能を有する総合的拠点として、総合相談、デイサービス、地域交流、診療機能等の機能を有する、総合的なサービスを提供している²⁹⁾。

このように復興政策は、従来の政策課題の隘路を打ち破る芽をいくつも有している。反面、復興政策において旧来の利権が賦活する側面も見いだせる。震災復興に関わる財源調達については、必ずしも財政再建課題を克服する状況にはなっていない。復興財源は、所得税を2013年1月から25年間、納税額の2.1%を上乗せし、個人住民税を2014年6月から10年間、年1千円上乗せすることが柱となっており、法人税は実効税率5%減税を実施したうえで、その範囲内で3年間増税する。増税規模は所得税7.5兆円、住民税0.6兆円、法人税2.4兆円で総額10.5兆円であり、税外収入として、日本たばこ産業(株)、東京地下鉄(株)等の政府資産売却で5兆円を確保することとしている。今後5年間の集中復興期間で復興事業に必要な財源を当面は復興国債の発行で手当てし、最長25年の増税で補填することは、復興の受益者である現世代が、復興費用を現在は投票権を持たないために政治的意思決定に参加できない後世代に負担を転嫁することを意味している。

『復興庁設置法』によれば、復興庁は総理大臣を長として各省より一段高い位置に置かれ、復興に関する国の施策の企画・調整、および予算要求の調整から一括執行、箇所付けの決定という、執行組織の形をとるとともに、地方公共団体への一元的な窓口と支援を行う。また、出先機関(復興局)を岩手県、宮城県、福島県に置き、国と地方の協議会も活用し、現地で被災自治体の要望を受けてワンストップで対応することとなった。復興政策を巡る省庁間の競争を抑制し、復興資金の獲得を巡る旧来の利権者の要求をどう抑えるかは、これからの課題である。また、3県に出先機関が置かれるというものの、復興庁が国主導で運営されることは明らかであり、地方団体の復興組織への国の権限の大胆な移譲は望むべくもない。復興政策の推進は地方分権の進展を一時停滞させる動きとならざるを得ない。

むすび

本稿では、東日本大震災の復興政策を3つの側面から検討した。文明論的視点から文明の深化がその衰退の原因となるという仮説に基づいた検討では、グローバリゼーション下での世界的サプライチェーンの断絶については、急速な復興によって市場の頑健性が示されたが、エネルギー源としての原子力発電への代替・依存は現代文明の衰退原因となる可能性がある。次に、危機対応における官僚組織の弱点は東日本大震災にも見られ、地方自治体の能力差は地域間競争仮説の不完全性を示した。最後に、大規模災害が従来の政策課題の隘路を打ち破るオルソン仮説については、一部の可能性が示された。東日本復興政策はまだ端緒についたばかりであり、本稿で扱った仮説の最終的な当否にはさらに長期の観察が必要とされるが、政策選択の観点からすれば、本稿で示した知見を生かして、政府の組織体制の弱点を補強し、大規模災害を契機にして、日本経済と日本財政が抱える政策課題の隘路を打ち破って、日本の復興を果たし、現代文明の新たな展開につながる政策を見極めていくことが必要とされる。

注

- 1) 本稿は、文明研究所 2011 年度個別研究プロジェクト「東日本大震災と文明」の研究成果の一部である。
- 2) 経済産業省『鉱工業指数』（平成 23 年 8 月分確報）。
- 3) 中小企業庁『中小企業 BCP 策定運用指針：緊急事態を生き抜くために』。
- 4) 日本情報処理開発協会（2007）p.2。
- 5) Congleton（2006）は政府が直面する危機は予想外の事態に直面すること（surprise）、即時の対応が求められること（urgency）の二つの特徴を挙げている。
- 6) Hardin（1968）。
- 7) Sobel-Leeson（2006）。
- 8) Sobel-Leeson（2006）。
- 9) これに対して、Hurricane Katrina に対する連邦政府の対応を大統領府から評価したものは、The White House of the United States（2006）参照。
- 10) Sobel-Leeson（2006）。
- 11) 震災発生後の3ヶ月間で、現地入りしたボランティアは約120万人であった。川野辺（1997）。東日本大震災では、被災3県（岩手、宮城、福島）で活動したボランティアは震災発生後約9ヶ月間で延べ89万200人（各地の災害ボランティアセンターに登録して活動に従事したボランティア数。2011年12月18日まで）であった。全国社会福祉協議会（2011）。
- 12) 阪神淡路大震災発生後の3ヶ月間で、豊中市におけるボランティア活動の最大の種類がボランティアセンターにおけ

- る事務への従事であった。川野辺（1997）。
- 13) Ismail-Zadeh-Takeuchi（2007）。
 - 14) 応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチーム（2011a）。
 - 15) 東日本大震災復興対策本部事務局（2011b）。
 - 16) 国土交通省住宅局（2012）。
 - 17) 『応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査』。①入居者調査：8月1日時点で東北三県の50市町村にある仮設住宅616団地から、規模に応じて一定数の世帯数を抽出して、仮設住宅に入居している3,231世帯を調査対象として行った調査。往復郵便による調査票の配布回収、回答数2,013世帯を行った。②市町村調査：同時期に、仮設住宅を設置した50市町村に対し行った調査。メールによる調査票の配布、記入式、回答率100%。応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチーム（2011a）。
 - 18) 内閣府（2011a）。2011年6月24日内閣府とりまとめ。
 - 19) 内閣府（2011b）。
 - 20) 東北電力（2011）。
 - 21) 農林水産省（2011b）。
 - 22) 国土地理院（2011）。
 - 23) 農林水産省（2011a）。
 - 24) 川野辺（2003）。
 - 25) 宮城県（2011a）。
 - 26) 宮城県（2011b）。
 - 27) 宮城県（2011c）。
 - 28) 東日本復興対策本部（2011a）。
 - 29) 厚生労働省老健局振興課（2011）。

参考文献

- Congleton, Roger D. (2006) "The Story of Katrina: New Orleans and the Political Economy of Catastrophe," *Public Choice* 127: 5-30.
- Congleton, Roger D. (2005) "Toward a Political Economy of Crisis Management: Rational Choice, Ignorance, and Haste in Political Decision Making," *Dynamics of Intervention, Advances in Austrian Economics*, 8: 183-204.
- Hardin, Garret G. (1968) "The Tragedy of the Commons," *Science* 162 (3859): 1243-1248.
- Hayek, Friedrich A. (1960) *The Constitution of Liberty*, Chicago: University of Chicago Press.
- Heller, M. (1998) "The Tragedy of the Anticommons: Property in Transition from Marx to Markets," *Harvard Law Review*, 111 (3): 622-688.
- Ismail-Zadeh, A. and Takeuchi, K. (2007) "Preventive Disaster Management of Extreme Natural Events," *National Hazards*, 42: 459-467.
- Leeson, Peter T. (2007) "Information and Incentives: Lessons of the Hurricane Katrina Relief Effort," Prepared for the Free Market Forum, "The Role of Markets and Governments in Pursuing the Common Good," Panel Topic: Christian Benevolence and the Welfare State, at Hillsdale College, September 29, 2007.
- NFPA (2010) *NFPA 1600: Standard on Disaster/ Emergency Management and Business Continuity Programs: 2010 Edition*.
- Olson, Mancur Jr. (1982) *The Rise and Decline of Nations*:

- Economic Growth, Stagflation and Social Rigidities*, New Haven: Yale University Press. M・オルソン著加藤寛監訳 (1991)『国家興亡論』PHP 研究所.
- Sobel, Russell S. and Leeson, Peter T. (2006) "Government's Response to Hurricane Katrina: A Public Choice Analysis." *Public Choice*, 127: 55-73.
- Sobel, Russell S., Coyne, Christopher J. and Leeson, Peter T. (2007) "The Political Economy of FEMA: Did Reorganization Matter?" *Journal of Public Finance and Public Choice*, 17 (2-3): 49-65.
- Tiebout, C. (1956) "A Pure Theory of Local Expenditures", *Journal of Political Economy* 64 (5): 416-424
- The White House of the United States, (2006) *Federal Response to Hurricane Katrina: Lessons Learned*, Washington D. C.: the White House.
- 応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチーム (2011a)『第1回プロジェクトチーム参考資料1: 応急仮設住宅(建設分)の入居および集会場等の設置状況』厚生労働省.
- 応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチーム (2011b)『応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査』厚生労働省.
- 川野辺裕幸 (1997)「ボランティアの経済学」東海大学研究所発表会 11月3日東海大学.
- 川野辺裕幸 (2003)「日本財政の地域間の異時点間再分配機能」『公共選択の研究』, 41: 41-57.
- 川野辺裕幸 (2011)「制度改革課題と両立する復興政策を実施せよ」『計画行政』, 34 (3): 7.
- 厚生労働省老健局振興課 (2011)『被災地における介護等のサポート拠点に係る取組(2): 平田地区サポートセンター(岩手県釜石市)』2011年8月25日. <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001biyf-att/2r9852000001nu5j.pdf>
- 国土交通省住宅局 (2012)『応急仮設住宅着工・完成状況』(2012年1月10日).
- 国土地理院 (2011)『津波による浸水被害の概略値(第5報)』(2011年4月18日).
- 堺屋太一 (2011)「非常時に強力な時限組織」『日本経済新聞』, 経済教室, 3月22日.
- 事業継続計画策定促進方策に関する検討会 (2009)『事業継続ガイドライン: わが国企業の減災と災害対応の向上のために: 第二版』内閣府防災担当中小企業庁『中小企業BCP策定運用指針: 緊急事態を生き抜くために』.
- 全国社会福祉協議会 (2011)『被災地での災害ボランティア設置とボランティア募集状況(2011年12月27日)』.
- 中小企業庁『中小企業BCP策定運用指針: 緊急事態を生き抜くために』中小企業庁ホームページ. http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/level_a/bcpgl_01.html
- 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 (2011)『中間報告』12月6日.
- 東北電力 (2011)東北地方太平洋沖地震に伴う停電について(最終報)東北電力ホームページ, 2011年6月18日. <http://www.reconstruction.go.jp/topics/HP%E6%8E%B2%E8%BC%89111131.pdf>
- 内閣府 (2011a)『東日本大震災における被害額』内閣府ホームページ, 2011年6月24日. <http://www.bousai.go.jp/oshirase/h23/110624-1kisyu.pdf>
- 内閣府 (2011b)『インフラ等の被害・復旧状況(岩手県, 宮城県, 福島県中心)』内閣府ホームページ, 2011年11月30日. <http://www.reconstruction.go.jp/topics/HP%E6%8E%B2%E8%BC%89111131.pdf>
- 日本情報処理開発協会 (2007)『事業継続管理(BCM)に関する調査報告書: BCM(BS25999)と関連領域の整理』.
- 農林水産省 (2011a)『津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積』2011年3月29日. 農林水産省ホームページ. <http://www.bousai.go.jp/oshirase/h23/110624-1kisyu.pdf>
- 農林水産省 (2011b)『東日本大震災について～東北地方太平洋沖地震の被害と対応～』2011年11月24日現在, 農林水産省ホームページ. <http://www.maff.go.jp/j/press/keiei/saigai/111125.html>
- 東日本大震災復興構想会議 (2011)『復興への提言～悲惨のなかの希望～』.
- 東日本復興対策本部 (2011a)『東日本大震災からの復興の基本方針』東日本復興対策本部ホームページ, 2011年7月29日. <http://www.reconstruction.go.jp/topics/doc/20110729houshin.pdf>
- 東日本復興対策本部 (2011b)『主なインフラ等被害の復旧率』東日本復興対策本部ホームページ, 2011年11月30日. <http://www.reconstruction.go.jp/topics/E3%83%AF%E3%83%BC%E3%83%89%E6%8E%B2%E8%BC%89111130.pdf>
- 宮城県 (2011a)『宮城県震災復興計画』2011年10月, 宮城県ホームページ. <http://www.pref.miyagi.jp/seisaku/sinsaihukkou/keikaku/keikaku.pdf>
- 宮城県 (2011b)『みやぎの農業・農村復興計画』2011年10月, 宮城県ホームページ. <http://www.pref.miyagi.jp/nosin/kikakushidouhan/fukkoukeikaku.pdf>
- 宮城県 (2011c)『宮城県水産業復興プラン』2011年10月, 宮城県ホームページ. <http://www.pref.miyagi.jp/suishin/plan-honbun.pdf>

東日本大津波災害とその復興における自然条件¹⁾

—— 自然災害の規模・地域特性と人災的要因及び大津波災害の多重防御策 ——

杉本隆成 東京大学名誉教授 東海大学海洋学部非常勤講師・文明研究所研究員

[プロジェクト報告]

Natural Condition of the Giant East-Japan Earthquake Disaster and its Reconstruction: Regional Characteristics of Natural Hazards in Japan and Provisions to Reduce a Giant Tsunami Disaster

Takashige SUGIMOTO

Emeritus Professor, the University of Tokyo

At first, regional characteristics of the natural hazards and disasters in Japan were classified in the spatial and temporal scale diagram. Then, regional characteristics of the giant tsunami on 11 March, 2011 intruding into the coastal area of Sendai plain were discussed. Among them, the effects of the local topography on the intrusion intensity of the tsunami, causing local differences of the disaster, were pointed out.

The importance of the effects of the artificial situations which reduce the forces of the natural hazards, were also discussed. Among them, the most important things were how to escape to a higher and safer place in time and daily training for fleeing, confirming the most suitable route.

Finally, three fold of seawalls which defend the residence and farming land, proposed by the reconstruction committee of Iwanuma city in Miyagi Prefecture, were introduced. The second line of these seawalls is a group of small hills made of rubble and debris covered by the grove, which has another role as a natural park, providing some rest areas for people, birds and many kinds of animals.

Accepted, Jan. 19, 2012

はじめに

2011年3月11日の午後2時46分に発生した東日本大地震は、三陸沿岸から常磐沿岸にかけて未曾有の津波災害をもたらした。その上、福島第一原子力発電所では、全電源の喪失に伴う1号機、3号機の炉心溶融と水素爆発事故が広域に及ぶ放射能汚染を引き起こし、現在も続いている。それらの社会的背景には、「自然の脅威」を過去のこととして軽んじてきていた側面がある。実は日本列島は、大陸プレートの下に南と東から大洋底プレートが潜り込む運動に伴って形成されてきたものであり、地震の多発地帯である(図1)。地震考古学者が指摘していたように、日本列島は、昔から数100年~1000年の周期で大津波の来襲を受けてきたのである。

この東日本大震災がかくも大きくなった原因には、津波災害でも原子力発電所の事故でも、被災者側の「人災的要因」が大きく作用している。環境問題と同様、「危険を顧みず経済的利益を優先して進めて来た沿岸開発」と、「安全性と廃棄

物処理に課題を残したまま原子力発電所を運転してきた強欲かつ強引な管理体制」による点が大きく、今回の大震災が「文明災害」あるいは「近代文明に転換を迫る大災害」と呼ばれる所以である。

今回、地震学者が監視と予測を「陸寄りのサブプレートの海溝型地震」に限定し、土木技術者が釜石湾や宮古湾に築いたような「巨大防潮堤」でどんな大津波も防げると考えた姿勢に盲点があった。原発事故に至っては、原子力発電所推進派の産官学の組織に、とくに経済産業省の原子力安全・保安院による「津波対策の軽視」と「事故が発生した際の危機管理能力の低さ・甘さ」が、補助電源を含む全電源の喪失に始まる炉心溶融、そして水素爆発事故を引き起こした直接の原因になったと云える。

そこで、本学文明研究所の本プロジェクトで、東日本大震災の復興支援のため、経済政策の面と、原子力発電を含むエネルギー政策の面からの検討に加えて、自然条件の面からも検討することになった。本報告は、震災復興支援への自然条件の面からのアプローチの第1報である。

まず、自然災害とは何かを理解するために、日本列島で発

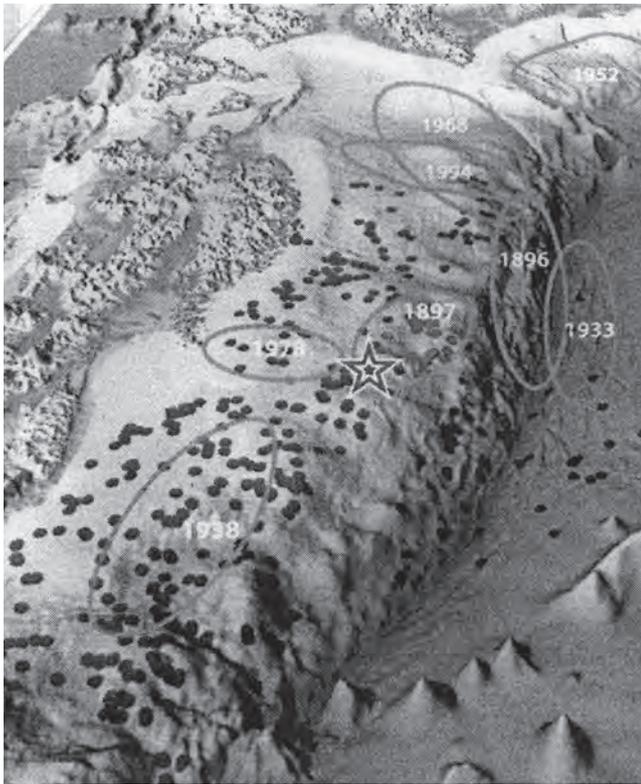


図1 日本海溝周辺の海底地形と地震活動。2011年3月11日の本震（☆印）とその後4月17日までの余震の分布。声（2011）による。

生ずる種々の自然災害の「時空間規模と地域特性」について概観する。その上で、今回の大津波の仙台平野への遡上と被災状況の「微地形」による違い、および「人為的要因」による違いに注目する。そしてさらに、レベルの異なる津波への対処方法の違いについて論じる。その具体例として、岩沼市の震災復興会議で提言された「大津波を減災するための柔軟な多重防御策」、とくに職住分離による住宅地と公共施設のセット・バックの考え方、および緑地と避難公園を兼ねた「瓦礫の丘の防潮堤・防潮林」構想について紹介したい。

I. 自然災害の種類と規模および地域特性

1. 自然災害の種類と時間的・空間的規模

地球の表層は地圏・水圏・気圏から成っている。その中で発生する自然災害現象をまとめて図2の時空間ダイアグラムに示す。地殻現象の代表はローカルな「地震と火山噴火」である。海底面の昇降が大きい場合には「津波」が発生する。他方、気圏と水圏にまたがって発生する自然災害の代表は「台風と豪雨」であり、「突風や竜巻」等の強風災害を引き起こす。また、豪雨に伴って落雷が発生し、山腹斜面では「洪水や土石流」が発生する。海洋では「高潮と高波」が発生す

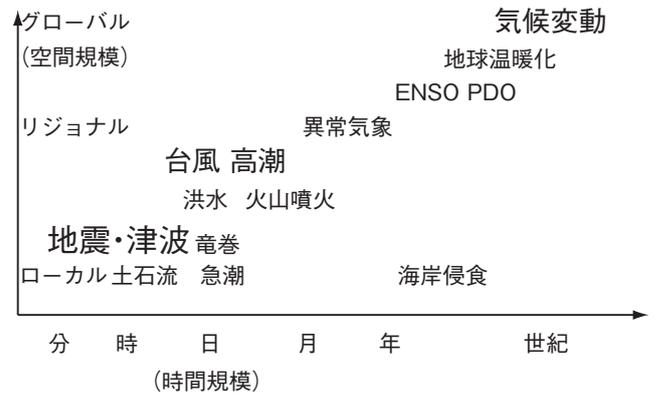


図2 自然災害現象の時空間規模。横軸は時間的規模、縦軸は空間的規模を示す。

る（宮崎，2003）。また、沿岸海域の強流による災害としては「急潮や離岸流」が挙げられる（石戸谷，2004）。これらの現象の発生はローカルであり、継続時間は、いずれも数分ないし高々数日である。

これらに対して、10年、数10年、数100年周期で変動する気候と海洋の長期変動に伴う農業・漁業災害は、年々の季節的現象として発現する。初夏にオホーツク海高気圧が強勢になると、冷たい北東風である「やませ」が強まり、東北地方の太平洋側で冷害が発生する。他方、南西日本で夏の小笠原高気圧が北西に張り出す年には、亜熱帯気団に覆われる日が続き「早魃」になる。また、冬季の日本海側では約10年周期の北極気団の消長に伴って豪雪災害が発生する。「エルニーニョ・ラニーニャ現象（ENSO）」では、貿易風の数年周期での弱まりに起因して赤道部の東寄り海域の表層水温が上昇する。この影響は大气経路で中緯度にも及び、北太平洋の気団が東偏して、西端では冬夏とも季節風が弱まるため、穏やかな暖冬と雨の多い冷夏になり易い。また、中高緯度で影響が大きな太平洋10年規模変動（PDO）は、約20年と50～60年の周期で変動する（杉本他，2001）。

2. 日本列島の地球上の地理的位置と自然災害の特徴

(1) 地盤：大洋底プレートが大陸プレートの下に沈み込む変動帯にある。

東方から太平洋プレート、南からフィリピン海プレートが沈み込み、日本海溝と南海トラフとともに日本列島の東北孤・西南孤と伊豆海嶺の隆起を形成している（図3a）。また、ユーラシア大陸と日本列島間に背孤海盆の縁辺海を持つ。日本海は冬季のシベリアからの季節風に大量の水蒸気を供給

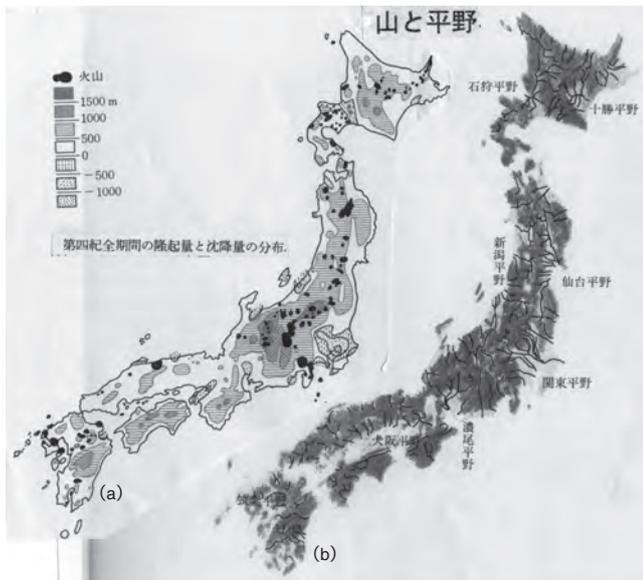


図3 第四期全期間の地盤の隆起量・沈降量の分布 (a) と日本の主な平野・河川 (b)。貝塚他 (1986) による。

して日本海側の山地に豪雪や雪崩をもたらす。また、北東のオホーツク沿岸には流水が押し寄せる。

日本列島の各地には火山と活断層が多数存在し、九州地方南部と西部の火山灰大地では土石流が頻発する。地盤の隆起が大きい中部地方の山岳地帯 (図 3a) では数 100 年周期で大規模な斜面崩壊が発生する。また河床勾配が急で長さが短いため、増水した河川水は砂礫を流下させながら、1, 2 日の間に流出する (図 3b)。他方、日本海側山地の雪融け水や伏流水は、晩春から初夏にかけて流下し美田を潤す。

(2) 大気：北半球の中緯度 (25-45°N)、かつ大陸と大洋の境界に位置する。

偏西風は高緯度側の亜寒帯気団と低緯度側の亜熱帯気団の境界を蛇行しながら吹き、太陽高度の季節的变化に伴う両気団の消長に応じて南北移動する。この偏西風の蛇行に伴う高低気圧が東進する影響を受けて、天気は約 1 週間周期で変動する。また、日本列島は大陸と大洋の間にあるため季節風の影響が強い。夏は卓越する南東風が太平洋側の南東斜面に大量の雨を降らし、冬は卓越する北西風が日本海側の山地に大量の雪を降らす。九州地方では、梅雨末期に小笠原高気圧からの南東風が前線に吹込み、その集中豪雨により土石流災害が発生する。東海地方では、秋雨前線期の台風接近時に、南寄りの風の連吹によって集中豪雨が発生し洪水災害を起こす。土石流災害は山腹斜面の管理状態にも依存する。

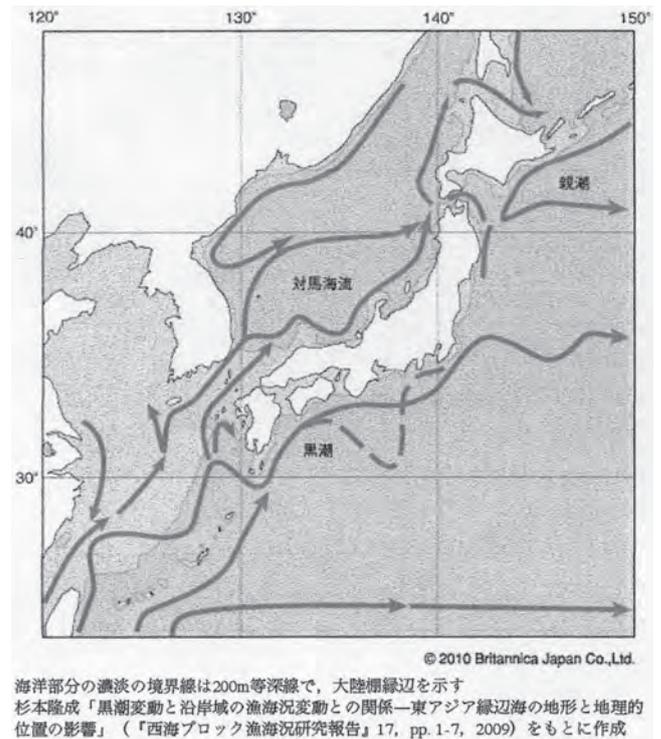


図4 日本近海の流れ系。杉本 (2010) による。

(3) 海洋：北太平洋中緯度の西端に位置し、黒潮・親潮と対馬暖流の影響が強い。

日本近海域は、亜熱帯循環の西岸境界流である黒潮とその分派の対馬暖流がそれぞれ日本南岸および北岸沖を北上し、北からは亜寒帯循環の西岸境界流である親潮が道東から三陸沖にかけて南下している (図 4; 杉本, 2010)。そのため海面水温分布の南北勾配が大きく、浮遊生物等はこうした海洋環境と強い流れに支配されつつ適応している。風成循環である親潮や黒潮の流量は、冬のアリューシャン低気圧の強さ等に連動し、「太平洋 10 年規模変動 (PDO)」の約 20 年および数 10 年周期で変動する。ただし、約 3 年遅れる。黒潮は、流量の多い時期には熊野灘・遠州灘沖で大きく蛇行して流れる傾向があり (図 4 の破線)、遠州灘の岸沿いの黒潮反流は沿岸域に異常高潮位をもたらす (杉本, 2004)。

また、この時期に黒潮が伊豆半島付近に大接近すると、駿河湾や相模湾内に強い暖水流入の「急潮」を生じ、定置網の流失事故 (石戸谷, 2004) や磯焼け (海藻類の高温、貧栄養障害)、シラスやサクラエビの大不漁等の漁業被害を引き起こす (杉本他, 2009)。また、黒潮の流量が多い時期には親潮の流量も多く、本州東岸に沿って南下する親潮第一分枝が春先に房総沖にまで達して、「異常冷水」と呼ばれる漁業災害を引き起こす傾向がある。

(4) 伊勢湾台風による高潮災害

台風は貿易風帯の低気圧性擾乱が発達しやすい比較的高温の西太平洋低緯度域で発生し北上する。南西諸島～九州地方は夏季に、四国～東海地方では初秋に台風の通り道に当たっており、高波と高潮災害が生じやすい。1959年9月に来襲した「伊勢湾台風」は、気圧の異常低下を保ったまま紀伊半島に上陸し、富山湾に抜けるコースを取った。秋季大潮の満潮と高水温、黒潮反流による異常高潮位も重なったため、伊勢湾奥部は異常な高潮位と高波に見舞われた（宮崎，2003）。これに加えて、名古屋港の貯木場の丸太の群が高波とともに堤防に打ち寄せて破壊し流入する状況が生じた。さらに名古屋港と埋立地の工場地帯の背後には海拔ゼロメートル地帯に建設された住宅が広がり、従来の「輪中堤」が所々で撤去されていたこと等の「人災的諸要因」も被害を大きなものとした。

その後、日本経済は高度成長期に入り、各地の海岸の干潟や浅海域は開発目的で埋め立てられ干潟の浄化機能が失われた。また、河川流砂量の数10年分位の砂利採取とダムによる流砂の遮断が、河口から海に出る砂礫の量を激減させた。その結果、日本の各地で海浜が侵食され、台風に伴う高波浪によって破堤するなど、災害が著しいものになり、海岸は応急処置のテトラポットで覆われて海に近づき難い姿になってしまっている。

II. 東日本大震災津波の地域特性と被害を拡大した人為的要因

1. 東日本大地震津波による被害の地域特性

(1) 三陸のリアス式内湾では奥部で15mを超える大津波に

日本における地震は数100年～1000年周期で活動的な時期と不活発な時期を繰り返しており、現在は活動期に入ったようである。今回の東日本大地震は、南北だけでなく、沖側の先端表層部も連動してスライドした大地震（M9.0）であった。このため、沖合で波高約5mの津波が発生し、三陸のV字型内湾の奥部では15mを超える巨大津波となって市街を飲み込んだ（国交省港湾局，2011）。牡鹿半島北側の女川湾中央部付近の高さ約10mの高台に位置する女川原発は、発電所の位置が奥部でなかったことも幸いして、津波被害を免れている。他方、奥部で川筋に沿って30m以上の高さまで遡って行った後の引き潮は、上げ潮以上の強い流れになってビ

ルや防波堤を倒壊させた。

(2) 仙台平野における津波被害の地域特性

仙台平野や福島の沿岸域でも10mを超える高さに達し、明治三陸津波やチリ津波では被災しなかった仙台平野も海岸から3～5kmまで浸水した。しかし、松島湾は湾口部の多数の島が天然の水制と防波堤の役割を果たし、奥部は袋状で広いこともあって、被害は皆無に近かった。仙台平野は北上川や、鳴瀬川、名取川、阿武隈川等の下流部に形成された沖積平野である。その中でも、旧自然堤防の地域は旧河道域に比べて1～2m高く、岩沼市の農地ではその上に風雪除けの屋敷林で囲まれた家や土蔵が建つ「いぐね」が点在している（図5；地学団体研究会仙台支部，1976）。「いぐね」は周りに比べて洪水氾濫に強く、今回の大津波に対しても家屋の流失被害には至らなかった。

また、海岸沿いの幅約1kmの自然堤防背後の湿地帯には、舟運水路の「貞山堀」が江戸時代の初期から長年かけて築かれた。現在も洪水や農業用水の排水路として活用され、かつ観光用の水路としても保存されている。この「貞山堀」は、今回海岸から侵入してきた大津波を深みで一部受け止める形で重要な働きをし、幸い破壊されることも無かった。



図5 宮城野海岸平野の地形区分と「いぐね」の写真。地学団体研究会仙台支部編（1976）による。

他方、名取川や岩沼市内を流れる五間堀川等、海岸線に直交する水路・河川は対照的に津波の侵入を奥深くまで受け入れ、浸水被害の範囲を拡大するものとなった。

(3) 海岸域の地盤沈下と汽水湖の拡大

仙台湾の海岸線に沿って形成されている仙台市七北田川河口の蒲生瀉や、岩沼市五間堀川河口の赤井江等の小さな汽水湖では、海岸側の砂嘴は大津波で流失したが、海岸沿いの漂砂によってわずか1、2ヶ月の間に回復した。しかし、汽水湖は地盤沈下により拡大したままである。仙台平野沿岸域の農地も、地震で地盤沈下し、排水ポンプの故障も重なって塩水が引かないため、冠水による塩害が長期化している。また、万石浦や鳥の海等の比較的大きな汽水湖や石巻港等でも、港湾施設が破壊された上、0.5~1.0mもの地盤沈下によって、船着場や港湾施設が満潮時に浸水し、復旧作業が困難な状態が続いている。

2. 津波被害を拡大した人為的要素

(1) リアス式内湾の奥部の場合：巨大防潮堤への過信

自然災害の規模は加害側の自然因子と被災側の人為的要因の相関関係で決まる。三陸のリアス式海岸の村々は、明治以前も以降も数10年に一度の大津波に襲われ、大地震があったらてんでに迅速に高台に避難するのが習わしであった。現に、釜石市のある小学校では丁寧な避難訓練を毎年実行しており、3月11日の津波の当日もほぼ訓練通りに避難し、大津波の来襲を目撃して、さらに高い所まで避難した結果、ほとんど一人の犠牲者も出さずに済んだとのことである。東北大学の女川水産実験所や東京大学の大槌臨海実験センター等でも、全員裏山に逃げて助かっている。

他方、命を落とした人々のほとんどは、残念ながら、大津波接近の情報を自分勝手に過小評価したり、巨大防波堤を過信して住宅団地を建てかつ高台に避難しなかった人々や、種々の理由で避難できなかったか、避難が遅れてしまった人々に限られているようである。将来、より多くの人々の救命には、第1にGPS波高計による沖合の陸棚縁辺部における津波波高のリアルタイムの監視と速報と避難体制の確立である。そして第2に、より安全な高台の住宅団地や海岸域における高層の避難ビルの整備が必要である。

(2) 仙台平野中南部の場合：防潮林伐採による海浜域への危険な接近

海岸から幅約1kmの砂浜の自然堤防には、江戸時代以降各地で松が植えられ、防潮・防風林あるいは保安林として守られてきていた。しかし、戦時中から敗戦直後には、燃料の薪採取のために伐採され、食糧の確保のために開墾された。さらに、経済の高度成長期になると、とくに伊勢湾台風による高潮災害の後、日本全国で、堤防の建設や海岸道路を通すために少なからず伐採されてきた。名取、岩沼海岸でも、農地や宅地・施設等のために松林が伐採されてしまった箇所では背後地への津波の侵入が著しく、家屋等の被害は甚大であり、より多くの人命が失われた(図6;石川, 2011)。

仙台平野中部の名取市や亶理町では、これまでに津波による被災経験や昔からの伝承が無く、海岸域での避難ビルや内陸部への避難路の備えも不十分であった。とくに、堀込港湾として建設された仙台新港の周辺地域では、工業団地が造られ、海岸に隣接する平坦な低地に農地や宅地も広がったが、学校以外には避難ビルもなく、避難訓練も不十分なも

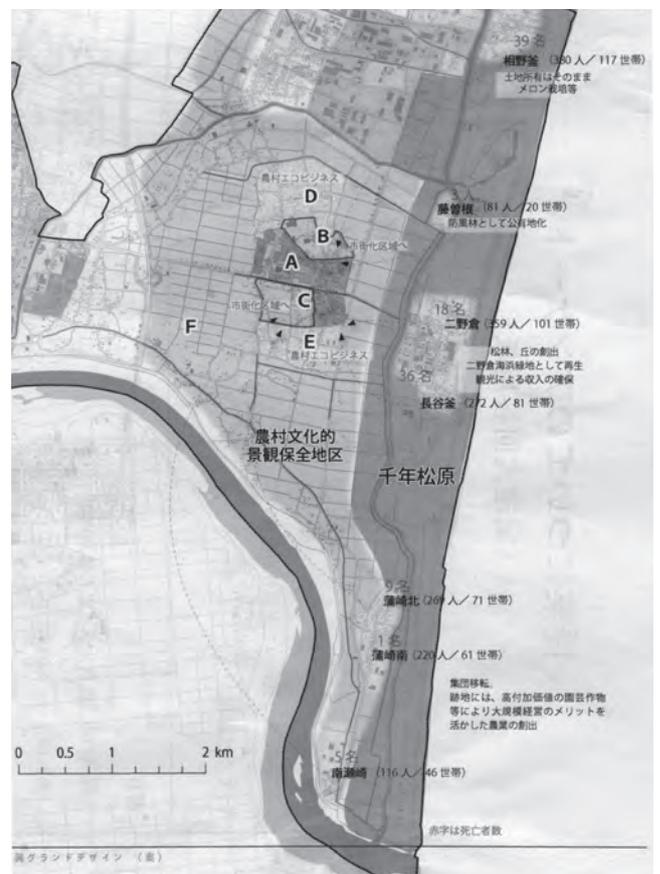


図6 岩沼市における地震津波被災—各集落毎の死者数の状況。石川 (2011) による。

のでしかなかったことが、多くの犠牲者を出す人為的要因になったように見受けられる。また、福島県に近い南部の山元町では山並が迫り、陸上に侵入した津波は山間の谷部を増幅しながら奥深く侵入した。しかし、避難の備えも避難ビルや避難路も十分ではなかったため、より多くの犠牲者を出すことになったようである。

(3) 福島第一原子力発電所の場合：歴史的な大津波の存在を無視した安全管理

1960年代後半、経済産業省は、将来の石油に代わるエネルギー源を確保するために、燃料廃棄物の最終処分と安全性の絶対的確保の目処が無いまま、原子力発電所の建設を急いだ。しかも営利を優先し費用を抑えるために、1000年に一度有るか無いかの天災やテロによる攻撃等は杞憂のこととして想定せず、そのための防護策や万一被災した場合の対策も怠った。経済・法学畑のトップと御用技術者が主導する原子力安全・保安院の推進運営体制には、当初から現在に至るまで、そのような重大な欠陥があった。

当初、米国から購入する原子炉は設計変更すると多大の費用がかかるため、補助電源等の地下室収納をそのままにし、冷却水のポンプアップが一段で済むよう、30mの高台をわざわざ10mの高さまで削り下げた。その後、高さ10m以上の津波が来襲する可能性が内外の研究者・技術者から指摘された(阿部他, 1990)。しかし、地下室の電源や海面から4mの場所にあった冷却水取水ポンプの移動や補助電源の補強等の努力は、現在まで遂になされなかった。原発を運転する場合、炉心の溶融や水素爆発のような事故は絶対に避けねばならない。原子力安全・保安院と東京電力のこのような経営と保安の怠慢にこそ、想定外の津波による浸水と全電源喪失、その対応への遅れ、炉心の溶融と水素爆発、放射性物質の広域的拡散による被災へと広げてしまった「人災的要因」があったと云える。

Ⅲ. 自然特性を考慮した沿岸防災施設の復旧策

1. 津波防災の基本的姿勢：超低頻度の巨大津波は多重防御と避難で減災

(1) 地震と津波の2階級性と防災・減災・避難策

津波を起こす外力には、1978年の宮城沖地震のような数10年に一度発生するマグニチュードM7クラスの岸寄り陸

棚斜面部の非連動型の地震(レベル1)と、東日本大地震のような数100年~1000年に一度発生し、南北の他に沖寄りの斜面部も連動して巨大津波を発生させるM9クラスの連動型地震(レベル2)に大別される。この他に、阪神大地震のような津波を伴わない内陸直下型の地震、チリ津波のように太平洋の対岸から来襲する津波が加わる。いずれにしても、津波の2つのレベルに対応した防御、減災および避難の方策を、各地域の特性に応じて、準備することが重要である。

岸に到達した津波は、リアス式のV字型の内湾では水深と横幅の縮流効果により増幅し、湾奥陸上の高い所まで這い上がる。他方、仙台湾のような平野型の沿岸では50m以上の幅を持つ海岸林や、2m程度の高さがある旧河岸段丘は津波の侵入の抑止に効果があり、河道は逆に津波の侵入を強める。また、被害を受ける側も、石巻市のような比較的大きな市街地を持つ所と、岩沼市の沿岸のように農地を遊水地に使える所とでは、防災や減災の手法を異にする。

(2) 職住分離と多重防御および2段階の避難による減災策

レベル1の津波は従来の10m前後の高潮防波堤でも防御可能であるが、レベル2の大津波は、釜石湾や宮古湾の田老町のような巨大防潮堤でも防ぐことは難しい。したがって、街造りは職住分離方式で対応し、V字型の内湾では住宅と公共施設は湾奥部でも津波が這い上がって来ない両脇の高台に、平野部では内陸寄りに撤退した建設が望まれる。他方、港湾周辺の商工業地域は、従来型の堤防と、1,2階がピロティ式で津波の勢いを受け流せる鉄筋コンクリートの高層ビルで減災に臨むことが有効である。なお三陸沖の場合、沖寄りの陸棚斜面部で発生した大津波が海岸に到達するまでには30分以上の間がある。従って、津波を沖合の陸棚縁辺域で観測し、適切な警報を適切に伝達し、訓練に基づく1段または2段階構えの適切な避難行動を取ることが、多くの人命を守る最も有効な手段となろう。

(3) 岩沼市の復興計画における大津波に対する多重防御による減災策

数100年~1000年周期の巨大津波来襲の減災には、柔軟な多重の防御策と、上述した沖合での津波の監視に基づく適切な避難行動とで対応する。沿岸域では、従来の高潮防波堤の次に盛土の丘の防潮堤・防潮林を造り、松島湾口

の群島のイメージで津波の勢いを弱める。赤井江や旧河道の河口では河道の向きを斜めにし、侵入する津波の流向ができるだけ海岸線に沿うようにして内陸に侵入する成分を小さくし、深堀し拡幅した貞山堀と排水路沿いに誘導する。それでも溢れる水の勢いは水制と遊水用の農地で弱める「霞堤」方式で対応する。さらに第3段として、貞山堀沿いおよび工場と住宅地帯を囲む市道を2～3m嵩上げて「輪中」的に守る。なお、遊水機能を持たせる農地の建物も、2～3m盛土した敷地を「いぐね」式の堅固なものとし、3階以上の建物で1階の基礎がしっかりした鉄筋コンクリート製のピロティとして、河川の氾濫や地盤沈下にも備える。

岩沼市と岩手県が提示した復興街造り計画の鉛直断面の模式図を図7に示す。また、伊藤と三船から提示されたものの一例を図8に示す。これらは津波防災の観点からの構想であるので、景観や公園、商店、文化施設、地域特有の諸施設、および自然共生型の環境再生の視点を加える課題は残っている。また、盛土の丘の規模・形状・配置と強度、植生の選定等については、既往事例の分析やモデル実験も駆使して検討する予定である。

2. 瓦礫の丘を用いた防潮堤と緑地公園構想

岩沼市は南側の境界を阿武隈川が流れる広大な沖積平野である。街の中心は内陸寄りであるため、内陸部の震災は酒蔵が主であったが、海岸から3～5kmまでの農地と工業団地および住宅地は未曾有の津波災害に襲われた。そのため、行方不明者の捜索と避難所の運営、諸施設の被害の実態把握と応急処置、瓦礫の整理等に追われながらも、仮設住宅の建設や「復興構想の立案」等の課題を、市役所と農協、商工会議所、市民が一体になって、どこよりも速く進められた。

この震災復興会議は5月上旬に開始され、8月上旬までに4回の会合を重ねて骨子を固めた(図9;岩沼市, 2011)。その中では、被災者の集団移転とコミュニティの維持、農地の除塩と再生策、防潮堤を兼ねた「千年希望の丘」の建設と道路の嵩上げ、自然エネルギーセンターと自然共生型医療産業を加えた工業団地の復興計画等が検討された。本報告では、防災施設の復興策に絞ってその要点を紹介したい。なお、当時の状況を感じさせるものとして、第2回目の5月末の会合で提出した文章を参考までに載せた(資料1)。

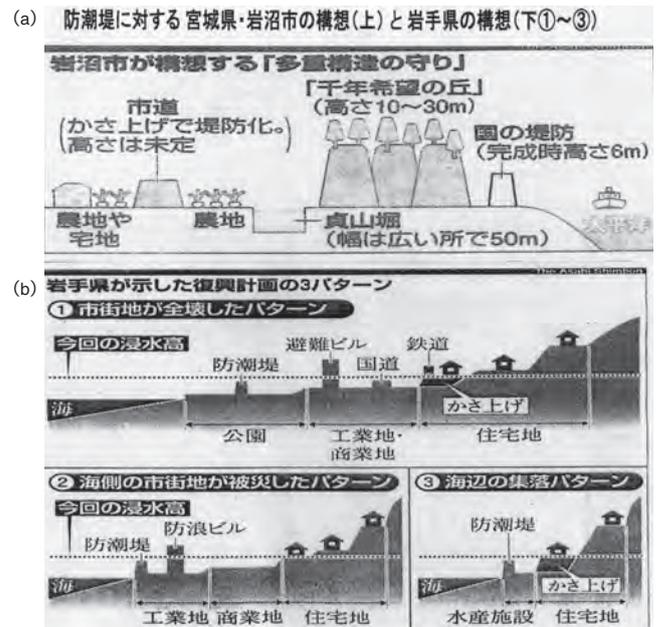


図7 街造り鉛直断面の模式図。岩沼市の案(a)と岩手県の案(b)。

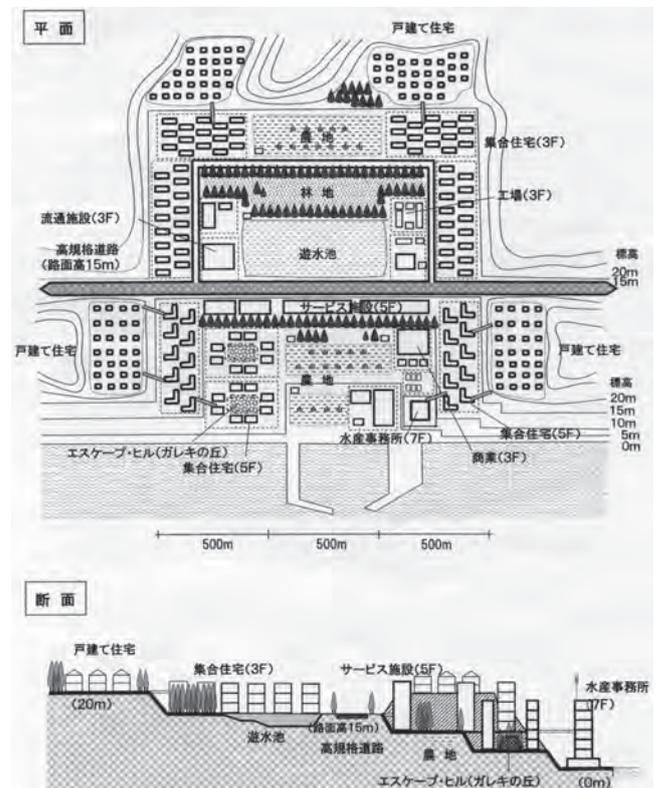


図8 伊藤・三船(2011)による津波被災地域の将来構想図。

(1) 多重の防災施設による減災策と瓦礫の丘の防潮堤・防潮林構想

岩沼市の震災復興会議では、数100年～1000年周期で起きる大津波から地域を守るために「千年希望の丘」構想をまとめた(資料2;岩沼市, 2011)。海岸堤防と貞山堀の間を高さ数m～20m、幅50～100mの複数の瓦礫の盛土の丘

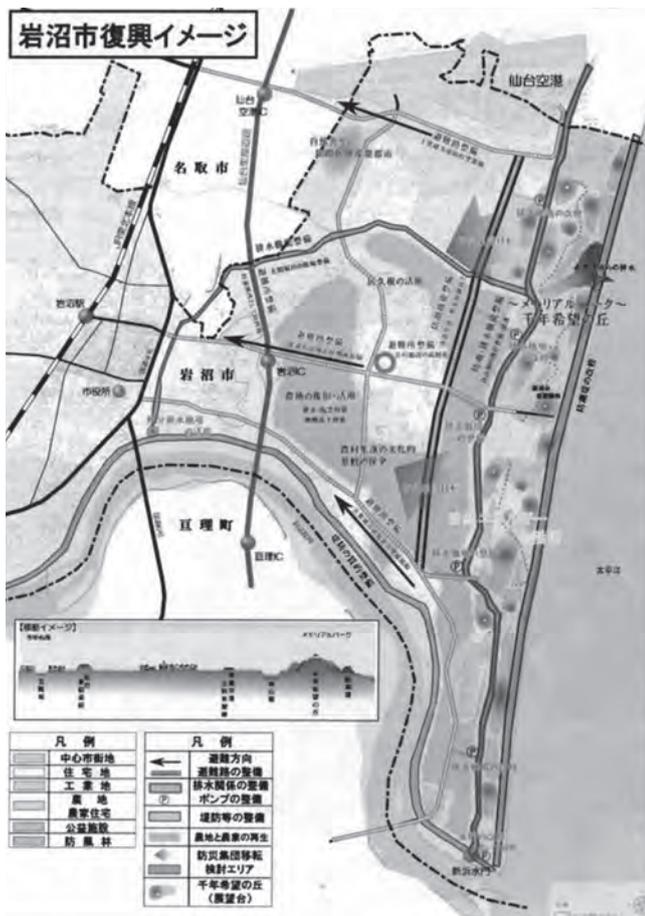


図9 岩沼市の震災復興構想 (岩沼市, 2011).

を造り、松やスダジイ、タブの木等を植えて津波の威力を弱める(宮脇, 2011)。仙台空港の南側にある工場地帯と住宅地域を守るため、それらの海岸側の丘は高さを10~30mにし、津波来襲時の避難地とする。また、下水処理場や可燃廃棄物処理場等とも提携した「自然エネルギーセンター」を組み合わせる。

(2) 湿地帯と貞山堀と「千年希望の丘」を活かした海浜公園構想

石巻から岩沼に至る海岸には松林が続き、その前浜と背後の汽水湖と低湿地および貞山堀は渡り鳥の休息地であり、豊かな生態系を維持してきた。しかし、日本経済の高度成長期以降の沿岸開発で、環境や生態系は著しく損なわれていた。そんな中、大津波は沿岸域を襲い、有り様をリセットした。そこでこの機会に、貞山堀の海側を「千年希望の丘」として活かした海浜緑地公園を整備する。普段はその他の丘を含め、海浜と貞山堀、湿原、水田等を眺めつつ、桜やアジサイ等の並木道を散歩し、サイクリングできる公園とし、オートキャ

ンプ場等も用意する。また、山麓の竹駒神社に至る避難道路を設け、普段は「希望の丘」に向かう並木道として活用する。

まとめ：津波に適応した街造りと今後の課題

東日本大震災の復興支援に当たり、三陸南部と仙台湾の沿岸域を中心に、大津波災害の実態を視察した。その結果、被害の大きさはリアス式内湾と平野部の海岸とで格段の差があり、河川や防潮林の有無も遡上に影響が大きいことを実感した。そこでまず、日本列島の自然災害に関わる外力と地形・地理的特性について概説し、仙台平野を対象に、「微地形」等の自然条件と、「土地利用の仕方」等の人為的条件の影響について考察した。そして、岩沼市の震災復興を対象にして、自然特性に沿った沿岸防災施設の復旧策、低頻度の大津波に対する多重防御での減災策、沿岸生態系の再生策について提言を行った。

(1) 仙台平野沿岸域の津波災害における人災的要素

貞山堀の内陸側の水田の水位は、暗渠・排水路と強力なポンプ排水とで維持されている。防風・防砂林として機能してきた松林の一部は道路を兼ねた防波堤を造るため減幅され、新たな畑と宅地あるいはゴミ焼却場や下水処理場を建設するために伐採され、津波への抵抗力を減らし続けて来た。また、堀込港湾の仙台新港建設のため貞山堀と松林が南北に分断され、周辺の低湿地は埋め立てられて工場地帯と住宅が建設された。そうした所が今回の津波で壊滅的な被害を受けており、復興計画においては内陸部への「セット・バック」が望まれる。

(2) 多重防御の街造りと沿岸域の自然再生

住宅地と公共施設は危険な海岸域から内陸寄りの安全な場所に「セット・バック」させることが重要であり、被災者にはほぼ合意されている。それは戦後の復興期から現在にかけて、海岸域の危険な場所に住まざるを得なかった防災弱者の安全な場への「ステップ・アップ」である。

海岸環境の再生の面から見れば、それは海岸林と、渡り鳥が飛来する「汽水湖・干潟・ヨシハラ等からなる野鳥公園」の復活であり、生物多様性の保護にも寄与する。また、盛土の防潮堤・防潮林の「千年希望の丘」は海岸域の避難地を兼ねた緑地公園を造ることでもある。

「岩沼市周辺海岸域の津波被害の特徴と対応策」

一 瓦礫盛り土の防潮堤を防災と地域産業振興の目玉に

杉本隆成 (東大名誉教授・東海大学海洋学部非常勤講師)

1. はじめに

被災現場の視察は、一般の被災地入り人が可能になった4月末から5月半にかけて、東大 GCOE 石川幹子教授の班員等と協力し、仙台市蒲生から福島県境の山元町まで行った。自分の専門に照らし、津波被害の自然・人文地理学的特性の把握に重点を置いた。同時に県庁土木部、名取・岩沼市役所、および理野夜場等から、被害の事態と復興への取組みに関する情報を収集し、主に沿岸海洋学の見地から、防災をかねた地域産業振興の復興策について考察した。

2. 地震・津波被害の特徴

- (1) 津波は海岸線から3~5km侵入したが、現・旧河川筋は1.5~2倍程度大きかった。一方、幅の広い保安林やコンクリート・ビム、石積の磯等の背後の住宅は流去まででは至らなかった。岩沼浜前緑地の小さな円錐状展望台には損傷は見られなかった。
- (2) 塩水下水処理場は2階まで浸水し、システムは壊滅的被害を受けた。現在は塩素での2次処理だけで済んでいる。ただし、建物も背後の民家を流去から救った。
- (3) 松林を開闢してできたと思われる海岸域の集落は壊滅的な津波被害を蒙った。また、貞山嶺背後の低湿地を干拓して造成された水田地域は、約50kmの地盤沈下で水没し、排水路のポンプも壊れてしまったために、塩水に浸った状態が長く続いている。
- (4) 阿武隈川河口近くの右岸側防波の手摺壁が壊れ崩壊したが、左岸側は無事で避難路としても役立つ。しかし、海岸堤防は引き潮に伴う内側からの侵食によって決壊した。

3. 潟湖、貞山嶺等の津波被害の特徴

- (1) 理野町の海岸堤防は内側から決壊し、現在夏季の高潮による災害防止のため、応急的に土質が結まれている。島の海や貞山嶺は、地盤沈下により干潟域が広がった。しかし、強い流れの通りにもかかわらず貞山嶺の土下には大きな損傷は見られない。
- (2) 閉塞していた五間堀川の河口は津波の下流湖で閉鎖された。しかし、2ヶ月ほどの間にはほぼ元の近い状態に回復しており、岩沼砂防の影響が大きいことを示唆している。
- (3) 松等の陸上植物群生の被害は大きかった。しかし、ネギ等の球根は芽を出し、庭先の水仙は花を咲かせていた。また、東北大学農学部等の調査によれば、名取川河口域におけるシジミや鮎の稚魚等は従来通りの繁殖を継続しているとのことである。

4. 瓦礫による盛り土防潮堤の構築と防潮林の再生構想

今回多数の死者を出した津波から人命を守るには、迅速な避難に加えて、土地利用における民家の「海岸域から内陸部へのセット・バック」が必要である。そこで、貞山嶺の海側は、下水処理場と廃棄物処理場等一部の施設を除いて、岩沼市等が構想している

ような「防災機能を備えた緑地公園ゾーン」とすることが強く望まれる。

岩沼市の第一回震災復興会議では、仙台空港南の工場地帯とその西および南の住宅域を概100年~千年周期の天候から守るため、瓦礫を利用した高さ10~20mの盛土の防潮堤を築き、その上を松林や桜・アジサイ並木等から成る海浜公園とし、海や植物、渚原と野鳥、貞山嶺、水田等を眺めつつ遊歩し、あるいはサイクリングできる「千年希望の丘」の案が提出された。これを活かすために知恵を出したい。

なお、赤井江と野倉など新旧の河道を避ける津波は勢いが極めて強いので、これを一旦強固にした盛り土の防潮堤に当たって、貞山嶺と農業排水路沿いに遊水させる。遊水の効果を発揮させるためには、水路を広くかつ深くすることが必要である。水田側への越流を堰止めさせるために貞山嶺の西側に設けられた小山を設けるが、溢れる水は小山の間を通って隣接する低湿地の水田に浸水する。しかし、この水は、背後の玉浦地区等の海岸側を走る高さ数mの道路、北側は五間堀川の北(左)岸沿いに走る高さ数mの道路によって堰止められる多段構造になっている。また、西の山麓にある竹駒神社から貞東の海浜近くの「可燃廃棄物処理場と温水プール」、「自然エネルギーおよび海浜スポーツセンター」に向かって伸びる道路は、四季の田園風景と並木が美しく、いざと言う時には海岸から山手に向かう避難路となるものである。

また、将来の住宅は河川の氾濫にも備えて、できるだけ高床式にすることが望まれる。

5. 下水処理場の復旧とそのシステムの改良

下水処理場に匹敵する浄化機能を持つ赤井江と貞山嶺、農業排水路の干渉は、下水処理場が完全復旧するまでの2、3年間は2次処理に代用し、その後も訪れる人々が野鳥と共生しつつ安らげる、生態系に優しい「野鳥島」の形態に代えてよく活用することを考える。また、五間堀川と貞山嶺の広瀬側の堤に潮汐ポンプを設けて自然力での排水を促し、下水処理場と赤井江との間に流面切替式のポンプを設けて高水位時の排水に備える。

さらに、長期的に見た場合、流域下水処理場全体としては農地還元・循環型の糞尿処理システムへと切り替えることの可能性について検討することが望まれる。

6. 『瓦礫の盛り土』と地理的特性を活かした復興

- (1) 河川水の恵みと仙台空港、自然エネルギーを活かした農工業の復興：名取市と提携
 - (2) 島の海と港、貞山嶺と砂防の美しさを活かした観光漁業の復興：理野市と提携
 - (3) 山林植樹等の里山と美しい眺望・史跡を活かした観光農業の復興：山元町と提携
- 災害で出た瓦礫を使い、かつ何層もの防潮堤に守られた中において、安心して生活をし、従来の水田だけに頼るのではなく、従来砂浜近くで行ってきたイチゴやメロン等栽培を、貞山嶺の西側の盛土・瓦礫を使った右垣で行い、塩分の多い浸した水田にはひまわりや菜の花の折りの花園とし、「逆転の発想」で観光農業振興に活かすべきであると考える。また、近隣の市町村とも連携を密にし、次々が大切になっているものを互いに活かして「希望のある復興」であって欲しい。

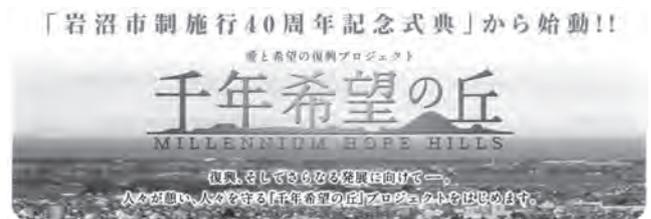
資料1 5月29日開催の岩沼市震災復興会議で提出した提言書。

(3) 産業およびコミュニティの再生と今後の課題

沿岸域に造られていた焼却場を「自然エネルギーセンター」に改造し、電力と温水をビニルハウスや温水プール等の施設に供給する。森林、農地、湿原等からの可燃廃棄物も活用し、循環型社会化に貢献する。盛土の丘の上に風車を多数設置すると同時に、住宅の屋根に太陽光発電パネルを可能な限り多く設置する。また、「千年希望の丘」の上を緑地公園の展望台とし、野鳥を含む自然と人間の絆を強める情報センターを建設したいものである。

なお、地産地消型の農林水産物と競争力のある特産品の創出に加えて、国際医療産業センターによる活性化が検討されている。水産振興を含めこれらの経済政策の諸課題については、それらの自然条件とともに、伝統的技術基盤や近隣の市・町との連携にも重点をおいて、第II報で論じたい。

最後に、今回の津波で亡くなられた方々のご冥福を改めて祈りつつ、被災地の視察にあたりご助力下さった東大海洋アライアンス、東海大学文明研究所、東北大学農学部等の研究者の方々、および被災自治体の土木部と復興本部の方々に深謝する。



復興の基本理念

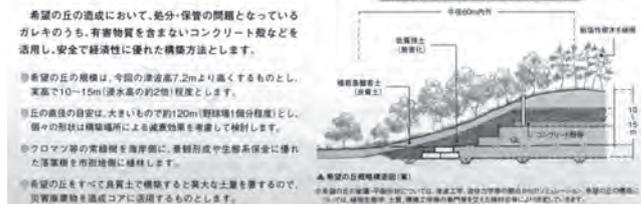
今回の津波被害で、私たちは物理的に防衛できない津波の存在を知りました。このような大自然の力に對峙していくためには、大自然の力を完全に防衛するのではなく、災害時の被害をいかに最小限に食い止めるかという「防災」の考え方を基本に、まちづくり、地域づくりを進めていく必要があります。また、この考え方に基づいて様々な復興施策を考えたいくと、各種施設をつくるハード面においても、コミュニティを形成していくソフト面においても、市民の方々による「夢」と連携が不可欠であり、この理念のもとに復興に取り組めます。

千年希望の丘プロジェクトの概要

千年希望の丘は、私たちの思いや祈り、そして震災から受けた数々の教訓を1000年後の子供たちに残す、歴史的プロジェクトです。



千年希望の丘の概略構造



資料2 瓦礫を活用した「千年希望の丘」の海浜緑地公園のイメージ。

注

- 1) 本稿は、文明研究所の2011年度個別研究プロジェクト「東日本大震災と文明」の成果の一部である。

参考文献

- 阿部壽・菅野喜貞・千釜章（1990）「仙台平野における貞観11年（869年）三陸津波の痕跡高の推定」地震, 43: 513-515.
- 芦寿一郎（2011）「東北地方太平洋沖地震と海底変動」*Ocean Breeze*, 東大大気海洋研究所ニュースレター, 2011（4）: p. 6
- 地学団体研究会仙台支部編（1976）「新版仙台的地学」東北教育図書（株）: 152pp.
- 石戸谷博範（2004）「急潮に伴う定置網の流出・破網に対する防災」海流と生物資源（杉本隆成編著）, 成山堂書店: 85-93.
- 石川幹子（2011）「岩沼市復興計画と沿岸部の再生」海洋アライアンス東北地方太平洋沖地震に関する緊急調査報告.
- 伊藤滋・三船泰道（2011）「2章5節 津波被災地域将来構想図. 東日本大震災からの復興覚書」万来舎: 131-142.
- 岩沼市（2011）岩沼市震災復興計画マスタープラン: 23pp.
- 貝塚爽平（1985）「第1章 山と平野と海底と—平野と海岸序説」日本の平野と海岸（貝塚爽平・成瀬洋・太田陽子編）, 岩波書店: 1-22.
- 国土交通省港湾局（2011）「東日本大震災における対応について」387回海洋産業定例研究会配布資料: 28pp.
- 宮脇昭（2011）「瓦礫を活かす「森の防波堤」が命を守る—植樹による復興・防災の緊急提言」, 学研新書: 240pp.
- 宮崎正衛（2003）「第3章 高潮の実態—伊勢湾台風の場合を例として」高潮の研究—その実例とメカニズム, 成山堂書店: 21-28.
- 杉本隆成（2004）「気候変動が海の生物生産に及ぼす影響」海流と生物資源（杉本隆成編著）, 成山堂書店: 9-23.
- 杉本隆成（2010）「沿岸海洋」, プルタニカ国際大百科事典.
- 杉本隆成・木村伸吾・田所和明（2001）「エンソと気候レジーム・シフトとアジアモンスーンのカップリングおよびその海洋生態系への影響」月刊海洋, 号外24: 212-217.
- 杉本隆成・仁木将人・澤本彰三・三澤宣彦（2009）「サクラエビの加入量変動機構の研究について」月刊海洋, 41: 115-121.
- 杉本隆成・首藤伸夫（1988）.「第1章 物理環境—水の動きと物質輸送を中心にして」河口・沿岸域の生態学とエコテクノロジー（栗原康編）, 東海大学出版会: 3-25.

中国の政策決定における台湾要因

——国家建設・政党政治・安全保障・地方政府における兩岸の対話と相互作用——

中国の政策決定における台湾要因

——国家建設・政党政治・安全保障・地方政府における兩岸の対話と相互作用——

高橋祐三

中国における台湾政党政治理論研究

高橋祐三

現代中国の中央・地方関係における台湾要因

——改革・開放期における福建省の指導者の役割に関する考察を中心として——

磯部 靖

中華人民共和国政治史研究における『内部参考』の利用

福田 円

1950年代の中国における対金門島作戦

山口信治

中国の政策決定における台湾要因

—— 国家建設・政党政治・安全保障・地方政府における兩岸の対話と相互作用 ——

高橋祐三 東海大学教養学部国際学科准教授

[プロジェクト報告]

The Taiwan Factor in China's Decision Making: Dialogue and Interaction in the Areas of Nation Building, Party Politics, Security, and Local Government.

Yuzo TAKAHASHI

Tokai University, Faculty of Humanity and Cultures, Department of International Studies, Associate Professor

The purpose of our project was to examine aspects of the Taiwan factor in China's decision making process. Project members went to Fujian Province, China in the summer of 2011 for a small symposium with professors of Xiamen University to exchange opinions regarding our research. We also investigated Jinmen Island, which was heavily shelled in the 1950s by the People's Liberation Army. All project members wrote papers and gave presentations at academic meetings regarding the results of their research. The conclusion of this project is that the conflict between China and Taiwan has been decreasing while trade, sightseeing, and investment have increased. However, ethnic identity issues between Mainland Chinese and Taiwanese are becoming more complicated.

Accepted, Jan. 19, 2012

はじめに

2011年度の文明研究所の研究テーマの1つとして「アイデンティティの多様性と共生」が提起された。そこで、私を含めた4名の研究者が、大陸「中華人民共和国」(以下、「中国」は「中華人民共和国」を指す)と台湾「中華民国」という「2つの中国のアイデンティティの多様性と共生」を探るべく、「中国の政策決定における台湾要因——国家建設・政党政治・安全保障・地方政府における兩岸の対話と相互作用」との個別テーマを設定してプロジェクトを立ち上げ、文明研究所より研究支援をいただくこととなった。

代表者は教養学部国際学科の高橋祐三、研究分担者は磯部靖(慶應義塾大学法学部)、福田円(国土館大学21世紀アジア学部)、山口信治(防衛省防衛研究所)である。研究分担者3名は学外研究者であるが、磯部と福田は東海大学教養学部国際学科で非常勤講師を務めたことがある。高橋が中台間における政党政治および政党理論を、また磯部が中央・地方関係から中国中央政界における台湾要因を、福田が中国の台湾政策研究に関する資料的考察を、そして山口が金門島攻撃を事例に台湾問題に対する中国の政策決定と国家建設を、それぞれ分担研究した。

台湾は1945年で日本による植民地支配が終結した後、共産党との内戦で国民党が敗走した地である。共産党は1949年に大陸で新たに中華人民共和国を樹立し、台湾の「解放」を国家目標として掲げた一方で、国民党は台湾で中華民国の継続を主張し、大陸への「反攻」を唱えていた。双方の主張は果たされぬまま60年以上が過ぎたが、中国では共産党による事実上の一党独裁に変化は無いものの、台湾では2000年に民進党が国民党の一党独裁を初めて打破して政権党の座に就いたものの、2008年には再び国民党が政権の座に返り咲くという政党政治の変転を見せている。台湾住民は「中国」「台湾」「中華」などのアイデンティティの間を彷徨し、兩岸関係では「統一」か「独立」つまり共生と対立の間で揺れてきた。4名の研究者がそれらの矛盾に対して、各自の研究領域から何らかの解答を提出すべく、プロジェクト研究を実施した。

1. プロジェクト活動

4名は2010年11月に研究プロジェクトチームを発足すべく準備会合を持ち、春に東海大学文明研究所と慶應義塾大学地域研究所現代中国研究センターの2研究所へ研究補助金申請を提出して採択された。以後、2011年4月、6月、7月にそれぞれの所属機関で輪番に研究会を開催し、全員が毎回研究中間報告を行った。

研究成果の対外的発信活動は、5月21日に高橋がアジア政経学会東日本大会（会場：独協大学）で『中国モデル』と中国の政党制度理論』をテーマに自由論題報告をしたのが最初である。次に8月9～13日に中国福建省へ出張し、廈門（アモイ）大学台湾研究院との座談会形式のミニシンポジウムを開催した。中国側参加者11名の内訳は、台湾研究院院長、院長助理、同研究院政治研究所所長、所長助理、同研究院経済研究所副所長など台湾研究院研究者6名、廈門大学国際合作与交流処担当者2名、中華全国青年連合会台湾連絡部長、共青团福建省委員会統戦部長、廈門市青年連合会執行秘書長であった。東海大学文明研究所からの助成金の大部分は、廈門大学台湾研究院とのミニシンポジウムにおける経費に充てさせていただいた。改めて感謝申し上げたい。ミニシンポジウム後、廈門大学関係者と昼食をとりながら意見交換および懇談をした。11月13日には4名で日本国際政治学会（会場：つくば国際会議場）の企画部会「中国政治における台湾要因の検証」を主催、代表を高橋、司会を磯部が担当、福田が「福建前線における『台湾解放』（1954-1957）」、山口が「1950年代の台湾問題と中国国内政治—対外関係の国内政治への影響」をテーマに口頭報告をし、コメンテーターを同志社大学浅野亮教授と津田塾大学中村元哉教授に依頼した。11月17日は高橋が東海大学文明研究所2011年度第4回研究会で「台湾における政党政治理論研究」を報告した。

プロジェクトの調査活動としては、上記8月の廈門出張期間中に廈門から台湾政府支配地域である金門島へ渡航、小三通の現状と、金門島における国民党統治および兩岸における軍事的対峙の状況をメンバー4名で調査したことが挙げられる。この時の調査成果は、山口の成果報告に部分的に反映されている。

2. 中国廈門市における学術成果発信と調査活動

本節では、東海大学文明研究所から受けた助成金を主として充てた、上記廈門出張での廈門大学台湾研究院とのミニシンポジウムと調査活動について詳述する。

ミニシンポジウムではほとんど通訳を介することなく、すべての報告と意見交換が中国語で行なわれた。まず、劉国深院長から歓迎の挨拶と中国側の参加者紹介、および廈門大学台湾研究院の説明がなされた。次に、本プロジェクトのリ

ーダーである高橋がプロジェクト全体および自身の問題関心を「台湾政権交替对中国統治理論的影響」と中国語で題して行ない、サブ・リーダーである磯部が日本における現代中国および台湾研究の動向について「日本的現代中国研究——以紹介代表的研究者以及著作为中心」と題して説明を行なった。高橋報告に対しては、中国側から「独裁」や「民主」という用語の使い方に関する質問がなされた。台湾の政党が本当の意味での政党であるかは問い直さなければいけないとの問題提起もなされた。台湾要因が中国に影響を与えているとの高橋の主張に対しては、むしろ、中国が台湾に影響を与えているとの反論がなされた。その証左として、東南アジア諸国と比べて、台湾の民主化が遅れた事例が挙げられた。磯部報告に対しては、中国側から日本における研究機関の実態、日本における台湾研究者や研究動向についての詳細、日本と台湾の学術交流や青年交流、日本の教科書における中台関係の扱い、日本の若者の中台関係への関心などについて質問がなされた。なお、日本における台湾研究者や研究動向については、福田から補足説明がなされた。

シンポジウムの後半には、メンバーである福田および山口がそれぞれ「福建前線の解放台湾宣伝工作 1954-57 ——以《内部参考》的分析为中心」、「20世紀50年代的台湾問題与国内政治」と題する自身の研究報告を行った。両名の報告内容は、『文明』今号における別添の報告に重なる部分があるので、そちらを参照されたい。福田報告に対しては、考察対象時期の設定や依拠する資料の問題点について質す意見が提起された。そのほか、米国の影響や毛沢東をはじめとする中央の動向を把握しておくことの重要性などが指摘された。山口報告に対しては、中国の内政問題とは何を指すのかという質問がなされた。また、中国および台湾双方の内政の混乱が兩岸関係に影響している、台湾問題と中国の内政問題には相互作用がある、歴史上の出来事が現在にも影響しているが影響の大きさや度合いを計るのは難しい、などの指摘がなされた。全体を通して、予定されていた時間を超過する活発な議論となり、シンポジウム後の食事の席においても意見交換が続いた。

3. プロジェクトメンバー研究報告概要

今号の『文明』に掲載されているメンバー各人の報告（別添）の論旨と解説は以下の通りである。

高橋祐三は「中国における台湾政党政治理論研究」を成果報告として提出している。本プロジェクトメンバーが廈門大学台湾研究院と学術交流をした際に、当該研究院が近年出版した叢書8冊を贈呈された。高橋報告は、それらの中から、今回のミニシンポジウムにも参加した研究者による著書『当代台湾政党互動分析』（林勁・郭紅斌著、九州出版社、2008年）を主要文献として、中国における台湾政党政治理論研究の状況を整理したものである。結論としては、民主諸党派と呼ばれる衛星政党8政党を擁しながらも、事実上の一党独裁を敷く中国は、2000年と2008年に政権交代した台湾が「複数政党による競合的な政党政治」を実現していることに対し、その理論的評価を模索しているとする。

磯部靖は「現代中国の中央・地方関係における台湾要因——改革・開放期における福建省の指導者の役割に関する考察を中心として」を成果報告として提出した。福建省は、中国にとって最大国家課題の1つである台湾問題に対処する最前線基地として重要な場所であることから、この地で行政経験をもつことが政治家にとって中央政界での栄達に対する影響の有無を検証することが問題意識としてある。福建省での指導経験を持つ中央政界の指導者には、ポスト胡錦濤として党総書記・国家主席に就くと目される習近平、中央統一戦線部長・全人代常務委員を歴任した王兆国、北京市長・全国政治協商会議主席を歴任した賈慶林などがある。磯部報告では、台湾との統一構想をめぐる論争と、福建省における改革・開放政策の展開、そして中央による福建省への関与の大きさが、彼らの中央政界での地位に影響すると指摘する。

福田円の「史料紹介——中華人民共和国政治史研究における『内部参考』の利用」は、現代中国の分析史料として利用可能なもののうち、原則的に非公開で高級幹部のみ閲覧が可能な国営新華社通信が配信する『内部参考』について、1950～60年代前半の共産党による「台湾解放」宣伝工作をケーススタディーとして論述している。これは、8月の廈門大学台湾研究院とのミニシンポジウムおよび11月の日本国際学会の当プロジェクトの企画部会で報告された内容のうちで、『内部参考』に関する部分を改めて再論したものである。福田報告は、『内部参考』には史料としての限界があるものの、1950～60年代の中国に関しては利用可能な史料が少ない状況を鑑みれば、『内部参考』の情報はなお有用な点が多いと結論づけている。

山口信治は「1950年代の中国における対金門島作戦」と題する成果報告の中で、中国大陸廈門湾内に位置しながら台湾が統治している金門島への共産党・人民解放軍の軍事方針が、中央政府における政治・外交政策の影響を大きく受けていたことを論証している。この金門島へは、8月の廈門出張の際にメンバー4名で1日をかけて視察をした。廈門から金門島へフェリーで渡航し、古寧頭戦史館、八二三戦史記念館、翟山坑道、乳山・蔣経国記念館などを参観した他、資料収集や現地の人々への聞き取り調査などを行なった。かつて台湾海峡における武力衝突の最前線であった廈門・金門間は、2002年に「小三通」として海上の人的往来が始まり、今や経済上、兩岸関係の緊密化を示す象徴的な場所の1つになっていた。

おわりに

本プロジェクトの研究成果には、①国際学術交流の実施、②海外調査、③大規模な学術大会での口頭報告の複数回実施、④論文・研究ノート等の発表がある。研究の助成をいただいた東海大学文明研究所へ感謝を申し上げたい。なお、福田は日本国際政治学会の2011年度研究奨励賞を受賞した。

ただし、課題は残っている。「アイデンティティの多様性と共生」との文明研究所が提示したテーマについて、台湾海峡兩岸を事例に解題を試みたが、十分な解答を出したとは言いきれない。兩岸関係において「アイデンティティ」は、「はじめに」で前述したものの以外にも、「中華人民共和国」「中華民国」「共産党」「国民党」「民進党」「外省人」「本省人」など、あらゆる要素が錯綜して現実の政治に現出している。昨今においても台湾の「独立」勢力がなくなったわけではないが、経済的に大国化する中国への台湾の依存度が高まるにつれ、台湾の中にも中国との「共生」を模索する動きが目立ってきている。経済的には台湾を吸収しつつあるかのような中国だが、政治的には台湾経験を政治理論の中に取り入れようとしていたり、台湾と相対する福建省での実務経験を積んだ指導者が近年、中央政界でも台頭したりするなど、中国政界における台湾要因を軽視することはできない。いかに時間的経過が国家アイデンティティあるいは民族アイデンティティを政治・経済・社会上で収斂させていくかを検証することが、今後取り組むべき課題である。

プロジェクト活動の副次的産物として、今夏、学術交流

をした厦門大学からは定期的な大学間交流の要請を受けた。福建省を代表する厦門大学は中国全土の「重点大学」の1つであり、広大かつ南国情緒あふれる同校は、中国で「最も美しいキャンパス」であるとも言われる。中国の国立大学といえども競争社会にあって「生き残る」ために、グローバルな研究者の相互交流、学生の交換留学などを模索しているとのことであり、積極的な回答を期待していると申し出があったことを、プロジェクト報告の最後に付言しておく。

以上

中国における台湾政党政治理論研究

高橋祐三 東海大学教養学部国際学科准教授

[プロジェクト報告]

Studies on "Party Interaction" Theories in China

Yuzo TAKAHASHI

Tokai University, Faculty of Humanity and Cultures, Department of International Studies, Associate Professor

China is practically a 'one-party dictatorship' state, and has informally forbidden argument on a competitive plural party system. The Chinese Communist Party regards itself as the ruling party, and eight other political parties, so-called Democratic Parties, as government parties, which the CCP has the authority to direct. Therefore, they do not consider DPs as equals in power or influence. However, in recent years, Chinese researchers often use the term "party interaction" to describe the process of interactive relationship between the CCP and DPs. The concept of "party interaction" has mainly come from the relationship between the Chinese Nationalist Party (Kuomintang) and the Democratic Progress Party in Taiwan. However, it is currently used to describe a wide range of relationships between the CCP and DPs, as well as relations between the CCP and citizens, the media, and the overall modernization of the nation.

Accepted, Jan. 19, 2012

はじめに

中国で共産党により実質的な一党独裁が敷かれていることは周知の事実である。「実質的な」というのは、共産党以外にも民主諸党派と呼ばれる8政党が存在するからである。しかし、それらは共産党の指導を受け入れており、政権の座を巡って共産党と競合的な関係にあるわけではない。独裁政治といえば、1945年に日本が敗戦してから中国の統治権を共産党と争った結果、台湾へ敗走した国民党も、共産党と同様に独裁政治体制をとっていた。共産党が大陸で衛星政党とはいえ民主諸党派の存在を許容していたことと比較すれば、国民党が台湾で他の政党の存在を長期にわたって認めなかった点では、共産党よりも独裁性向が強かったと言える。

ところが、1986年に時の台湾総統蔣経国が、いわゆる「党禁」(政党の新規結成の禁止)を解除すると、台湾独立を標榜する民主進歩党(民進党)が結成された。そして2000年の台湾総統選挙では民進党主席の陳水扁が当選、民進党が与党となり、それまで50年余りにわたって政権の座に就いていた国民党が下野することとなった。しかし、民進党が独立を声高に主張したことが、台湾の国際社会における孤立化を生んだことに嫌気した台湾住民は、2008年の総統選挙では国民党主席の馬英九を選出し、国民党が政権党として復

帰した。台湾では国民党と民進党以外にも政党が結成されており、今では複数政党による競合的な政党政治が実現している。

かたや中国では、1989年に共産党を「執政党」、民主諸党派を「参政党」と位置づけ、諸政党を総与党化することによって、共産党による独裁体制への反対を封じ込めようとした。また中国政府は2000年に「一つの中国の原則と台湾問題」白書、2005年に「中国的民主政治建設」白書、2007年に「中国政党制度」白書などを相次いで公表し、「共産党が指導する多党合作」を「中国的民主主義」であると唱えるなど、独自の政党制度の概念と理論づくりに努め始めた。

そうした中国にとっては、「自国の神聖な領土」であると主張する台湾で、政治指導者である総統の民選が1996年に開始されたばかりか、21世紀に入ってから政党間での政権交代までもが実現してしまったことは、ゆゆしき事態といわざるを得ない。そうした台湾の政党政治を論理的にいかなる説明を施し、評価をしているのか、また新たに形成された概念や理論があるならば、それを「共産党が指導する多党合作」理論の中にかかにして取り込み、内在化したのだろうか、という疑問が出てくる。そこで、それらの問題に対して、以下において初歩的な考察をすることとする。

1. 台湾政党政治と「政党互動」

本プロジェクトでは、8月に厦門(アモイ)大学台湾研究院

と学術交流を実施した時に、同研究所が出版した研究叢書1セット8冊を贈呈された。そのうちの1冊に『当代台湾政党互動分析』¹⁾があり、同書では台湾における政党政治を、大陸の研究者が理論的に分析している。本項では、同書の中から特徴的な論点をいくつか取り上げ、紹介することとする。

同書が用いる概念「政党互動」とは英語“Party Interaction”の中国語への訳語である。日本語に置き換えれば「政党間相互作用」となる。台湾において「政党互動」が機能し始めたのは、野党民進党が結成された1986年以後に始まったという。これにより、台湾では初めて複数政党による競合状態が生じた。1993年に第3の政党「新党」が結成されると、以後、「親民党」「台湾團結連盟」などが相次いで成立した。そして、2000年の第2回総統選挙において、民主進歩党主席の陳水扁が当選し、史上初めての政権交代が実現した。2008年の総統選挙では国民党主席の馬英九が当選し、国民党が政権に返り咲いた。2012年1月の総統選挙では、現職の馬英九総統が2期目の当選を果たした。

台湾の「政党互動」の特徴の一つとして、超党派の関与(中国語：跨党干預)がある。典型的な事例として、李登輝が総統職に就いた1988年当時、台湾出身だったために国民党内の権力基盤が弱かった李は、水面下で野党民進党の組織拡大を支援し、国民党内の大陸出身者たちとの対抗材料とした。李は与党国民党の党首でありながら、野党民進党にも大きな影響力を持ち、事実上の民進党主席であるとも言われた。

台湾の「政党互動」が起きる最大の要因は選挙である。台湾では1994年に初めて台北市、高雄市で首長選挙が、また1996年には総統選挙が実施された。以後、総統選挙は4年ごとのオリンピック開催年に実施され、台湾の政党の合従連衡と消長が、選挙をめぐる展開されるようになった。そうした状況は、国民党以外の政党が存在しなかった党禁時期には想像できなかったことである。各政党が世論を惹きつけるために、特定の社会層に訴える主張や政策を変化させている。

他の「政党互動」の要因には、政治機構の改編も大きい。李登輝政権から陳水扁政権にかけて、憲法改正は7回行なわれ、その過程で議会機構として立法院以外にも存在していた国民大会を漸次廃止へと向かわせた。二重立法状況を取りやめた結果、唯一の議会機構となった立法院を構成する議員の選挙が、利益団体にとって社会資源獲得のために重視

されるようになった。

選挙で勝利しなければならなくなったことは、政党自体の変化も促した。民主意識の高い若年有権者層は民進党に魅力を感じやすかったことから、国民党の中にもそうした層の取り込みを図る議員が続出し、国民党の分裂が起きた。そのため2000年の下野以降は、国民党の組織改革や民主化が進んだ。民進党も政権奪取後、党首の権限が過大であったことへの反省が生まれた。このように選挙による政権交代は、組織の改編をもたらした。

台湾の政党が拠って立つ社会層に、いかなる区分がなされるかといえば、省籍、族群、統独の3種が主要な対立要因であると言われる。1940年代末に大陸中国での内戦に敗れた国民党軍(外省人)が台湾に逃げ込み、圧倒的な軍事力により圧政を敷いたことが、台湾島住民(本省人)の怨恨を買い、外省人と本省人の対立を生んだ。ただし、本省人も一括りにはできない。閩南方言族群もいれば、客家族群等の民族もあり、それらは反目しあい、支持政党が異なる。統独とは、大陸との統一と台湾の国家としての独立のいずれを政治的に主張するかの対立である。主として外省人は統一を望み、本省人は独立を掲げるが、これは年齢層によって変化を生じている。これらが複層的に交錯し、台湾住民の支持政党が決定されていく。

また、台湾における「政党互動」の主要な外部要因には大陸中国と米国がある。かつて国民党は共産党と干戈を交えた関係であるが、独立を目指す民進党が政権の座に就くと、2008年には国民党主席自らが大陸を訪問して共産党総書記と会談をするなど、1940年代の内戦以来継続してきた対立状態からは考えられない国共関係の電撃的改善がみられた。また、米国は対中国政策が必ずしも反共であるわけではない。陳水扁政権が台湾独立を声高に主張して、兩岸関係に不穏な空気が流れると、軍事出動を避けたい米国は陳水扁の独立運動に圧力をかけた。つまり、その時々における国際状況によって、中国と米国が台湾のいずれの政党の後押しとなるかが変化する。

以上は、『当代台湾政党互動分析』からの論点抜粋である。ここで中国人研究者が政党政治に関して「互動」=「相互作用」という語を充てる理由と意義を報告者なりに考察したい。まず、台湾の政党政治状況は1986年までは国民党による完全な一党独裁であった。その点で、大陸中国が形式上は

他政党の存在を許容していながらも、事実上で共産党による一党独裁であることとなら違いはなかった。それが台湾で1986年に他政党の結成を許し、90年代中葉に総統・市首長選出において住民による直接選挙を実施したところから、多くの政党が雨後の筍のごとく出現し、離合集散を繰り返している。実際に政権を担当したことがある政党は国民党と民進党の2政党だけであるが、泡沫政党まで含めれば、まさに政党政治の繚乱である。加えて、省籍、族群、統独、中国、米国などの諸要因が複雑に錯綜し、常に政党状況がめまぐるしく変転している状況を言い表す言葉が、政党間の相互作用＝「政党互動」との概念なのであろう。

2. 中国政党政治と「政党互動」

さて、この「政党互動」概念を、中国大陸内での政治態様に対して理論的に適用する分析がここ数年来現れている。CNKI（中国学術文献オンラインサービス）で、「政党」と「互動」を検索語に、1990～2011年の学術定期刊行物に掲載された文章を検索すると、2003年に2篇、2004年10篇、2005年8篇、2006年4篇、2007年9篇、2008年6篇、2009年5篇、2010年15篇、2011年7篇の論文が検出された。

論題そのものに「互動」を初めて挿入した2003年の文章である「略論我国政党制度和政治雰囲的互動影響」²⁾の中では、「わが国の政党制度はわが国の政治的議論を形成するのに重要な役割を果たしているとはいえ、国内外の政治的議論が錯綜しているために、わが国の政治制度の運用において、もし確固とした政治的立場と敏感な政治的認識を欠いていれば、一定程度のマイナスの影響を受けてしまう」と述べている。「国内外の政治的議論が錯綜している」とは、2001年のWTO加盟以後の経済発展による社会階層の変動や外国からの中国の民主・人権・自由に関する批判などを指している。この文章は、その多くが「高級知識人」である民主諸党派メンバーが内外の政治的意見を受けて、共産党の指導に対する疑念を持つことに関する警告を発したものである。それを以て、「わが国の政党制度と政治的議論という2者の影響は互動的である」と文末で結論づけている。

2004年の論文「政党治理与政党現代化」³⁾では、著者のいう世界の5大政党であるソ連共産党、日本の自民党、インド国民会議、メキシコ制度的革命党、中国国民党が衰退した

要因の考察において、最大の理由を統治における「互動」の不足であり、これを中国共産党も大きな教訓としなければいけないと論じている。統治における「互動」とは、具体的には党内意見の反映、透明性、参加度であるという。

2006年の論文「建立和諧的党際關係」⁴⁾では、「執政党と参政党の『互動』協力体制は、偉大かつ崇高な政治理念を社会主義民主政治制度に確実に転化する重要な方法の1つである」と述べられている。これは逆にいえば、執政党である共産党と参政党である民主諸党派の関係性が「互動」的ではない現状が存在することを指摘しているとも言えよう。

2007年の論文「在互動中完善中国特色的政党制度」⁵⁾では、2005年2月の胡錦濤による「執政党建設と参政党建設は相互に促進することを堅持すべきである」との声明を引用して、著者が「政治文明建設の視覚から見れば、わが国の政党制度の改善は『互動』の中で推進されるべきである」と主張している。これら論文からは、中国共産党も民主諸党派との対話なくしては安定的な政党関係を維持できないとの危機を抱いていることが看取できる。台湾の政党間の「互動」は競合的政党関係を促進しているが、中国では共産党と民主諸党派の「互動」が不足しているとの文脈で用いられている。

2007年の論文「当代中国政党互動模式研究」⁶⁾では、「中国政党『互動』モデル」との中国モデル論を提起している。興味深いのは社会主義国の政党制度を、「ソ連に代表される一党制」とポーランド、東ドイツ、北朝鮮、中国などの「多党合作制」の2種に分け、前者は純粋な一党制であるために「『互動』する対象としての政党が存在しない」のに対し、後者は「協力体制という枠の中で政党間の『互動』を実現している」とする。さらには「中国共産党が指導する多党合作と政治協商制度の堅持と発展は、中国の現代化発展の制度的推進力となっているばかりか、世界の民主政治の発展にも1つのモデルを提供している」と自己正当化をしている。この論説に首肯することは到底できないが、中国は経済的発展を背景に、自国の政治制度に自信を深め、中国モデルを前面に押し出そうとしていることが見てとれる。

前項で紹介した厦門大学台湾研究院の『当代台湾政党互動分析』が出版された2008年には、台湾政治に関して利益集団と政党の間の「互動」が政治発展をもたらしているとの論文「台湾利益集団与政治發展的互動關係研究」⁷⁾が発表されている。通常、中国が台湾を肯定的に評価することはな

いはずであるが、この論文が台湾政治を「発展している」と評価していることは、中国の学術研究が政治によって左右されない部分が出てきた証左と見ることができる。論文中には「1990年代以来、台湾社会は権威主義体制から民主政治体制への転換を果たし、利益集団の発展に比較的良好な空間を提供した」と述べ、台湾の「2000年の政権交代後、各種社会団体の発展速度が加速し、(中略)政党と社会団体は台湾政治の民主化転換の重要な指標をともに形成し、推進勢力となった」と論じる。この論文が文末で、政党と利益集団が「台湾島内の政治システムにおいて前向きな互動関係を形成した」と締めくくっていることは、その反面で中国における政党政治と利益集団の関係をどのように理論的にとらえ得るのかという問題の提起にもなる。

同じ2008年には、政党政治の「互動」対象としてのマスメディアを論じる研究も発表されている。論文「当代西方传媒与政党政治：互動，融合及其限度」⁸⁾で著者が、「反对政党や、自己と異なる勢力の存在を許容することが政党政治の基本的要件であり、政党政治の健全に発展する基本的条件である」と書いていることは、現在の中国における共産党独裁に対するアンチテーゼとも映る。また、「マスメディアは各政党間、また政権党と民衆の間の政治問題と衝突を緩和するのに有効な手段であるばかりでなく、現代政党政治の存在と発展にとっての必要条件となっている」と主張していることは、最近の中国の政治指導者がインターネット上の言論を注視して、政治事件などについて記者会見などで釈明せざるを得なくなっている状況を、論理的に説明しているかのようである。

2009年になると、シンガポールの政党政治を「互動と共生」の観点から論じる研究も提出されている。論文「互動与共生：新加坡政党政治与現代化發展研究」⁹⁾は、シンガポールの政権党である人民行動党が長期独裁状態であるにもかかわらず、經濟發展を続けている理由を「政党政治と現代化の『互動』関係」にあると分析している。一党独裁であっても、現代化・經濟發展と巧みに「互動」しつつ「共生」すれば政権の維持が可能であると指摘している。

さらに2010年には、政党政治が確保しなければいけないものには、政治的合法性と政治的有效性があり、それらと「互動」することを主張する論文「合法性与有效性二元邏輯的互動：政党執政戰略的透視与訴求」が発表されている。同論文では「合法性と有效性との互動は、政党改革の論理におい

て必然的に要求されるものである。政治の民主化と經濟のグローバル化を時代背景として政党に内在する規律であり、安定かつ有効な社会変革の過程において、執政党は有効性と合法性の二元論を統一することが要求される」と論じる。もはや、中国の学術研究においては、政権を担当する政党が支持を受けるために処理しなければいけない対象すべてが、「互動」対象としてとらえられている。

おわりに

上記論文はいずれも、中国共産党が政権党の地位を維持し続けるための「生き残り戦略」としての方策として「互動」対象が提案されているとみなすことができよう。厦門大学台湾研究院の叢書中の1冊『当代台湾政党互動分析』が出版された2008年頃から、ほぼ時期を同じくして「互動」論の対象が広がりを見せており、政治現象の諸分野で政権党が「互動」する、つまり政党が各種意見と利益を集約することこそが当該政党の統治にとって肝要であるとの論調で通底している。興味深いのは、研究者たちが単純な「共産党礼賛」を展開するのではなく、中国以外の政党を研究しつつ、従来の中国では政治的に敏感だった部分にも突っこんだ議論がなされていることである。少なくとも学術議論上は、中国の政党政治論に多様性が見られつつある。

これら中国、台湾、シンガポールなど華人世界の政党政治比較研究がなされることは、これからさらに必要であり、実際に盛んになることが予想される。世界第2位の經濟大国にまで成長した中国については、近年、内外で「中国モデル」がもてはやされている。中国人研究者の中では、開発独裁型の政党政治による統治の効率性を、經濟的に低迷する日米欧との比較で優位に位置づける見方すらある。それらの中で、政権交代の歴史が浅いとはいえ、複数政党による競合的な政党政治が実施されている台湾を政党政治研究の範疇に入れることで、中国の政党論にも現状肯定型ばかりでない視点が設定されつつあるようだ。

注

- 1) 林勁・郭紅斌『当代台湾政党互動分析』九州出版社、2008年。
- 2) 田燦「略論我国政党制度和政治秀團的互動影響」『昭島達蒙族師專學報(漢文哲學社会科学版)』2003年3月。
- 3) 高民政、姜崇輝「政党治理与政党現代化」『中国特色社会主義研究』2004年2月。

- 4) 毛勤勇「建立和諧的黨際關係」『重慶社會主義學院學報』2006年4月。
- 5) 沈艷「在互動完善中國特色的政黨制度」『中央社會主義學院學報』2007年2月。
- 6) 楊愛珍，顧文浩「當代中國政黨互動模式研究」『新視野』2007年4月。
- 7) 王英「台灣利益集團與政治發展的互動關係研究」『江海學刊』2008年4月。
- 8) 權宗田「當代西方傳媒與政黨政治：互動，融合及其限度」『華中農業大學學報(社會科學版)』2008年4月。
- 9) 龐秀艷「互動與共生：新加坡政黨政治與現代化發展研究」『黑河學刊』2009年11月。

現代中国の中央・地方関係における台湾要因

—— 改革・開放期における福建省の指導者の役割に関する考察を中心として ——

磯部 靖 慶應義塾大学法学部准教授

[プロジェクト報告]

The Implications of the "Taiwan Impact" for Central and Local Government Relations: A Case Study on the Fujian Province in the 1980s

Yasushi ISOBE

Associate Professor, Faculty of Law, Keio University

In this paper, the writer mainly discusses the implications of the "Taiwan Impact" for Central and Local Government Relations. This study focuses especially on the Fujian Province in the 1980s.

As a result of this study, the following can be pointed out:

- (1) In order to promote China-Taiwan relations, central leaders paid much attention to the Fujian Province.
- (2) Regardless of special policies, the Fujian Province was not able to take advantage of opportunities for economic development.
- (3) There is the possibility that China-Taiwan relations have an influence on the promotions of provincial leaders in Fujian.

Accepted, Jan. 19, 2012

1. 問題の所在

本研究は、現代中国の中央・地方関係の展開過程において、台湾要因が及ぼした影響を考察することを目的とする。具体的には、福建省における改革・開放政策の展開過程に台湾要因が及ぼした影響を、省指導者の役割を考察することを通じて明らかにしたい。

福建省は、経済特区が設置されるなど、改革・開放政策が他の地域に先駆けて推進されたという意味で、広東省と似た状況下にあった。すなわち、福建省には、改革・開放政策を推進するという名目のもと、広東省と同様に多くの権限が付与されることとなったのである。

広東省における改革・開放政策の展開は、中央における政策論争や権力闘争と密接に関連していたが¹⁾、福建省における改革・開放政策をめぐるはいかなる政策論争や権力闘争が展開されていたのであろうか。

とりわけ、改革・開放政策の推進をめぐる、従来、広東省と中央の対立がしばしば取り沙汰されてきた一方で、福建省に関しては同様の問題が指摘されることがほとんどなかったのはいかなる理由からなのであろうか。

広東省の指導者は地方の利益を最優先にして中央と対立したと指摘されることが多いが、福建省の指導者には同様の傾向はなかったのであろうか。もし、広東省の事例と比較して、福建省の場合にそのような傾向が少ないとするならば、その要因はいかなるものなのであろうか。

周知のように、広東省における改革・開放政策の推進は、香港やマカオの返還を視野に入れた側面が強かった。同様に、福建省における改革・開放政策の推進も台湾問題の解決を視野に入れたものであったと言えよう。ところが、香港やマカオの返還は既定方針通り実現した一方で、台湾問題の解決には目処すら立っていない。このことは、広東省および福建省における改革・開放政策のあり方や省指導者の役割に相違をもたらしたと考えられる。

そこで、本研究では、このような相違は台湾問題との関連が影響しているという仮説のもとに考察を行いたい。具体的には、福建省における改革・開放政策の展開過程における省指導者の役割を考察することを通じて、上記の仮説を論証していきたい。なお、当面の考察対象となるのは、1970年代末の改革・開放政策の開始前後から1992年の南巡講話の頃までの時期としたい。

2. 考察対象の概要

次に、上記の仮説を論証するための考察対象の概要を述べていきたい。具体的には、省指導者の人事、台湾との統一構想と福建省における改革・開放政策の展開をめぐる論争、中央政府各部門による統制、省指導者と地元利益、省指導者の人事と中央における権力闘争、広東省の事例との比較などについての大まかな説明を行いたい。

(1) 省指導者の人事

まずは、本研究の主要な考察対象となる福建省の指導者の変遷について見ていきたい。なお、便宜上、本稿において取り上げる省指導者は中国共産党福建省委員会（第一）書記および福建省革命委员会主任・福建省長に限定したい。

① 福建省委（第一）書記

福建省委（第一）書記の就任時期と属性は、以下の通りである

・廖志高（1974年）→項南（1981年2月）→陳光毅（1986年3月）→賈慶林（1993年12月）

外来幹部 → 地元出身 → 地元出身 → 外来幹部

・廖志高（1912年—2000年）は四川省出身であるが、文化大革命時期に福建省委第一書記に就任し、福建省における改革・開放が本格化するまでの時期に在任した。廖志高の主たる経歴は、以下の通りである。

1965年：四川省委第一書記

1974年：福建省委第一書記、

1978年：福建省革命委主任

1983年：中央組織部顧問

・項南（1918年—1997年）は福建省出身で、廖志高の後を継いで、福建省委第一書記に就任した。項南のもとで、福建省の改革・開放は本格化したと言えよう。項南の主たる経歴は、以下の通りである。

1970年：第一機械工業部副部長

1981年：福建省委第一書記

1987年：中央顧問委委員

・陳光毅（1933年—）も福建省出身者で、項南の後を継いで、福建省委書記に就任した。通常、省委書記には、外来幹部が就任するケースが多いのであるが、福建省では、二代続けて地元出身者が省委書記に就任した背景に何かあるのか興味深いところである。陳光毅の主たる経歴は、以下の通りである。

1983年：甘肅省長

1986年：福建省委第一書記

1993年：中国民用航空総局長

・賈慶林（1940年—）は河北省出身であり、外来幹部としては、久しぶりに福建省委書記に就任したことになる。賈慶林は、江沢民と緊密な関係にあると言われ、その後、福建省委書記から北京市委書記に転じ、さらには、中央政治局常務委員会委員にまで栄転した。ポスト胡錦濤の最有力候補である習近平も賈慶林と同様に福建省委書記を務めており、こうしたことから、福建省委書記のポストとその後の栄転の関連が注目される。なお、賈慶林の主たる経歴は、以下の通りである。

1985年：福建省委副書記

1986年：福建省委組織部長

1993年：福建省委書記、福建省長

1996年：北京市委副書記

1997年：北京市委書記、北京市長

以上のように、1980年代は主として地元出身者が福建省委（第一）書記に就任していた。広東省でも同時期に地元出身者が省委書記に就任していて、そうしたことを根拠として地方主義批判が行われてきた。しかし、福建省の指導者に関してはそのような指摘はほとんどなされなかった。このような相違は何に起因しているのか大変興味深いところである。

② 福建省（革命委员会主任）省長

福建省（革命委员会主任）省長の就任時期と属性は、以下の通りである。

・廖志高（1978年11月）→馬興元（1979年12月）→胡平（1983年4月）→王兆国（1988年1月）→賈慶林（1991年）

外来幹部 → 外来幹部 → 外来幹部 → 外来幹部
→ 外来幹部

廖志高は、福建省委第一書記と福建省革命委員会主任を兼任していたが、後に、山西省出身の馬興元（1919年—）が後を継いだ。馬興元の主たる経歴は、以下の通りである。

1971年：福建省委書記処書記
1979年：福建省長
1983年：福建省委顧問委準備組長
1987年：中央顧問委委員

胡平（1930年—）は浙江省出身で、同時期に省委第一書記を務めていた項南とともに、福建省における改革・開放を本格化させた。胡平の主たる経歴は、以下の通りである。

1981年：福建省副省長
1982年：福建省委書記
1983年：福建省長
1987年：国家経済委副主任
1988年：商業部長
1993年：國務院特区弁公室主任
1996年：全国政協常務委委員

王兆国（1941年—）は河北省出身で、1980年代、第三世代の指導者の一人として注目され、福建省長に就任したものの、在任期間およそ2年という異例の短さで、中央に転任した。なぜ、このように在任期間が短かったのか、また、上記のように、1980年代には、三世代の指導者の一人として注目されながら、福建省長就任以降の経歴は、賈慶林や習近平と比べると必ずしも順調とは言えない。その原因は、福建省長在任時にあったのか否か注目される。王兆国の主たる経歴は、以下の通りである。

1982年：共青団中央第一書記
1984年：中央弁公庁主任
1985年：中央書記処書記
1988年：福建省長、福建省委副書記
1990年：國務院台湾事務弁公室主任
1992年：中央統一戦線部長
1993年：全国政協常務委副主任
1998年：全人代常務委委員

以上のように、福建省（革命委員会主任）省長には外来幹部ばかりが就任していた事実は注目に値する。なぜならば、

省委書記は外来幹部、省長は地元出身者という組み合わせが一般的だからである。その背景には、何か福建省特有の事情があったのか否か注目される。

そのほか、常務副省長には外来幹部の胡平（1982年8月）が就任しており、省人代主任の人事は以下のように変遷していった。

廖志高（1979年12月）→項南（1982年3月）→胡宏（1983年4月）→程序（1985年10月）→陳光毅（1993年1月）

(2) 台湾との統一構想と福建省における改革・開放政策の展開をめぐる論争

中国共産党の中央指導部においては、台湾問題解決のために福建省で改革・開放政策の成果が上がることを期待されるとともに、様々な優遇政策が付与されることが決められた。具体的には、各種の地方分権的措置が認められることとなった。

(3) 中央政府各部門による統制

しかしながら、地方分権によって権限を失うことを恐れた中央政府各部門は、中国共産党指導部の意に反して、様々な名目のもとに、福建省に対する統制を画策した。そのため、福建省における改革・開放政策の展開は必ずしも順調ではなかった。

(4) 省指導者と地元利益

中国共産党指導部から改革・開放政策の推進を期待された福建省の指導者は、中央政府各部門による様々な統制に苦慮するとともに、福建省内の各部門の利害調整にも苦心した。すなわち、福建省自体も省指導者のもとで一枚岩の統制がとれているわけではなく、各部門には各々の既得権益があり、そのため、改革・開放政策の推進は様々な障害に直面した。

(5) 省指導者の人事と中央における権力闘争

既述したように、賈慶林や習近平などのように、福建省の指導者の経歴を経て、中央指導部入りした者もいれば、王兆国のように、次期トップリーダーの一人と注目されているながら、福建省の指導者の経歴を経た後、必ずしも順調な栄転を遂げなかった者もいる。以上のことから、福建省の指導者とい

うポストとその後の中央での栄転の関係が注目される。また、そこには台湾問題との関連も考えられる。すなわち、中央指導者への就任に台湾問題が何らかの関連があると推測されるのである。

(6) 広東省の事例との比較

福建省は、広東省と同様に、改革・開放政策の推進が期待され、中央指導部によって様々な優遇政策が付与されることが決められた。しかし、広東省に対しては地方主義批判が盛んに行われた一方で、福建省に関してはそのような批判はほとんど行われてこなかった。このような相違はいかなる事情に起因しているのであろうか大変興味深い。

3. 結語

本研究では、現代中国の中央・地方関係の展開過程において、台湾要因が及ぼした影響を考察することを目的とし、具体的には、福建省における改革・開放政策の展開過程に台湾要因が及ぼした影響を、省指導者の役割を考察することを通じて明らかにしていきたい。

そこで、本稿では、具体的には、省指導者の人事、台湾との統一構想と福建省における改革・開放政策の展開をめぐる論争、中央政府各部門による統制、省指導者と地元利益、省指導者の人事と中央における権力闘争、広東省の事例との比較などに関しての大きな内容について説明を行った。

現時点における暫定的な結論としては、第一に、台湾との統一構想をめぐる論争と福建省における改革・開放政策の展開そして中央による福建省への関与の大きさとの関連が見受けられるとともに、第二に、台湾問題によって、福建省における改革・開放政策のあり方や省指導者の役割が影響される側面が強かった点を指摘できる。

最後に今後の研究課題としては、第一に、地方紙、発言録、回顧録などを利用して、省指導者の役割を更に明らかにすること、第二に、安全保障上の観点から、対台湾戦略の最前線に位置していたという福建省の地理的要因の影響を考慮に入れること、第三に、福建省における改革・開放政策の展開に対する台湾側の認識を考察すること等が挙げられよう。

注

- 1) 磯部靖『現代中国の中央・地方関係—広東省における地方分権と省指導者』慶應義塾大学出版社、2008年。

参考文献

- ・全国政協文史和学习委員会編『経済特区的建設』中国文史出版社、2009年。
- ・内蒙古党委政研室等編『沿海沿辺地区対外開放政策法規選編』（内部資料）、1992年4月。
- ・谷牧『谷牧回憶録』中央文献出版社、2009年。
- ・宋愛茹『改革開放親歴記—胡平訪談録』中央文献出版社、2010年。
- ・周黎安『転型中的地方政府：官員激励与治理』格致出版社・上海人民出版社、2008年。
- ・磯部靖『現代中国の中央・地方関係—広東省における地方分権と省指導者』慶應義塾大学出版会、2008年。
- ・Jude Howell, *China Opens its Doors: The Politics of Economic Transition*, Lynne Rienner Publishers, 1993.
- ・Y. M. Yeung, David K. Y. Chu, eds., *Fujian: A Coastal Province in Transition and Transformation*, Chinese University Press, 2000.

中華人民共和国政治史研究における『内部参考』の利用

福田 円 国士舘大学 21 世紀アジア学部専任講師

[プロジェクト報告]

The Neibu Cankao as Research Material of PRC's Political History

Madoka FUKUDA

Junior Associate Professor, School of Asia 21, Kokushikan University

This research note examines the usefulness of the Neibu Cankao (NC) as material for researching the political history of the People's Republic of China (PRC) in its early stage. NCs are the highest level of the private information papers of the Chinese Communist Party, which are published by the Xinhua News Agency. It is now possible to read the back numbers of NCs, published from 1949 to 1964, at the Universities Service Centre for China Studies (USC) at the Chinese University of Hong Kong. This note first explains the role of NC in the politics of PRC, and then introduces how to use the back numbers at USC. This note also presents a case study of using NC for researching about the PRC's campaign toward Taiwan in the mid-1950's, and considers the adequacy of using NC for researching the political history of PRC, in conclusion.

Accepted, Jan. 19, 2012

1. 『内部参考』について

『内部参考』は、中華人民共和国国営の新華通信社（以下、新華社）が発行する内部参考資料のうち、配布されるレベルが最も高いものであるとされる。

新華社は、その前身である紅色中華通信社の設立（1931年）当初から、公開される報道と並行して、党の幹部のみが閲覧する内部参考資料の作成と発行を行ってきた。『岩波現代中国事典』によれば、内部参考資料に求められる内容は、以下の6点に集約される¹⁾。

- ①各地での党の政策と方針の実行状況と問題点、日常業務における困難、問題点、誤り、欠点など
- ②各階層の大衆の政治思想の状況、国内外の重大な政治事件についての意見と指導機関に対する意見
- ③統一戦線工作のなかにある問題
- ④実験段階の未熟で、公開報道にはまだ適していない経験
- ⑤各地の自然災害に関する詳細な状況と反革命分子の活動状況
- ⑥公表に適さない重要な情報のすべて

内部参考資料は、その重要度、機密度、必要度に応じて、党や政府の幹部、指導機関、研究機関などに届けられる。新華社が1970年末まで発行していた内部参考資料は、『内部参考』、『参考資料』、『参考消息』の3つのレベルに分かれており、これはソ連のタス通信における『特報』、『赤タス』、『白タス』に倣ったものであったという。新華社が発行する内部参考資料のうち『内部参考』は、部、省・自治区、解放軍師団レベル以上の高級幹部に配布される資料であった²⁾。

2. 『内部参考』の閲覧

香港中文大学の中国研究サービスセンターにおいては、1949年から1964年までに発行された『内部参考』の大部分を閲覧、複写することが可能である。

中国研究サービスセンターの前身は、1963年に設立された「大学サービスセンター」である。同センターは、当時は大陸を訪れることが困難であった欧米の研究者たちが集う、現代中国研究の一大拠点であった。1980年代以降は欧米の研究者が中国大陸を直接訪れることが容易くなり、1997年には香港が中国へ返還された。また、同センターは1988年に香港中文大学付属の研究センターとなった。このような環境の変化をうけ、国際的な現代中国研究における同センターの位置づけは変化しつつあるが、現代中国を研究するための貴重な資料が同センターに数多く所蔵され、外部の研究者にも開かれていることは不変である。

【中国研究服務中心 (Universities Service Centre for China Studies) 基本情報】

住所：香港中文大学（香港特别行政区，新界，沙田）田家炳楼 8 階

Tel : (852) 2609-8762/8765

Email : usc@cuhk.edu.hk

HP : <http://www.usc.cuhk.edu.hk/Chs/Default.aspx>

開館：月曜日～金曜日 9:00-17:50 / 土曜日 9:00-12:15

※日祝日休館

中国研究服務中心の所蔵資料は、1950年代から現代までの中国各地の新聞、雑誌、統計資料、出版物などであり、特に各地方の地方史に関する資料が充実している³⁾。また、最近では文化大革命や反右派に関する一次史料を収録したデータベースなども作成している⁴⁾。ただし、同センターが所蔵する未公開の個人史料や内部参考資料の全貌は、あまり明らかになっていない。中村元哉氏が2008年に行った調査によれば、開架式で外部に公開されている内部参考資料としては、以下のような所蔵が確認されたという⁵⁾。

『内部参考』1949-1964年

『内務部通訊』1957-1959年

『半月談内部版』1996-2006年

『理論動態』1982-2005年

『内部参閱』1998-2003年

『調査研究報告』1999-2005年 など

筆者は2011年3月に同センターを訪れ、1949年から1964年の『内部参考』をスキャンしたものを、センターに設置してある専用のパソコンを使って閲覧した。現物は劣化が激しく、閲覧が歓迎されなかったことと、センターに滞在できる時間が短かったことがその理由である。パソコンには、各号の記事索引がついており、記事タイトルに対してキーワード検索をかけることが可能である。また、閲覧した記事は、直接プリントアウトすることも可能である。複写（HK\$0.4 / 1枚）制限は、一日あたり200枚以内、通年で1000枚以内ということであった。

3. 「台湾解放」の宣伝工作に関する『内部参考』

筆者は1950年代から60年前半における、「台湾解放」の宣伝工作に対する、各地、各階層の反応を調査するために、当該時期の『内部参考』を利用した。まず、「台湾（台匪）」、「蔣（蔣匪）」、「国民党」、「敵特」などのキーワードにかかった記事を収集し、そのなかで記事が集中している時期については、時間が許す限り日付を追って、前後の関係記事を閲覧していった。その後、収集した全ての記事を時系列に並べ、現在把握している党中央の宣伝工作に関する方針と照らし合わせる作業を行った。

上記のような調査の結果として、「台湾解放」の宣伝工作に関しては、党中央が行った宣伝キャンペーンの軌跡に重なるように、前々項に挙げた、内部参考資料に求められる①～⑥の内容に属する情報が収集されていることが確認できた。当時、党中央が「台湾解放」の宣伝工作を行う重点地域としていた、東南沿海部の各都市、南京や天津などの都市における情報が積極的に収集されていた点も興味深かった⁶⁾。その情報源は、各地の党および軍組織からの情報や新華社記者が独自に取材したものである。

『内部参考』に報告されている、「台湾解放」の宣伝工作に対する各地、各階層の反応を追っていけば、必ずしも党中央の思惑通りに宣伝工作が進んでいたわけではなかったこと、地域や階層による反応の温度差が読み取れ、非常に興味深い。しかし、『内部参考』には史料としての限界があることもまた事実である。例えば、『内部参考』は元来、政策の問題点を把握するために作成された資料という側面がある。そのため、報告されている問題点が、実際にどの程度の大きさ、深刻さを持っていたのかについては分からない。また、『内部参考』はあくまでも参考資料であり、報告された内容がどのレベルにまで届いていたのか、報告された問題点に対する指導者の認識はいかなるものであったのかも分からない。

『内部参考』を史料として利用する際には、上記のような限界は必ず意識されなければならない。とはいえ、とりわけ1950年代や60年代の中国政治史や政治と社会の関係に関しては、利用可能な史料は少なく、インタビューなどによる新たな証言の獲得も既に困難となっている。このような情況に鑑みれば、当該時期の中国政治史に関する研究を再検討する論点を提供してくれるという意味で、『内部参考』に報告

された数々の問題点は参考に値すると思われる。

注

- 1) 三好崇一「内部発行」天児慧ほか編『岩波現代中国事典』(岩波書店, 1999年) 971-972頁.
- 2) 同上.
- 3) 所蔵公刊資料の目録はインターネット上で閲覧可能(<http://library.usc.cuhk.edu.hk/>).
- 4) 「中国文化大革命文庫(2006年)」, 「中国反右派運動数拠庫(2010年)」など(<http://www.usc.cuhk.edu.hk/Eng/Publications.aspx>).
- 5) 「香港中文大学図書館」(村田雄二郎研究室 HP, <http://jdzg.exblog.jp/10024966/>, 2011年11月21日アクセス).
- 6) 本調査の結果の一部は, 福田円「福建前線における『台湾解放』(1954-1957)」2011年度日本国際政治学会大会, 分科会D-1(2011年11月13日, 於つくば国際会議場)として発表した.

1950年代の中国における対金門島作戦¹⁾

山口信治 防衛研究所

[プロジェクト報告]

China's Jinmen Operation in the 1950s

Shinji YAMAGUCHI

National Institute for Defense Studies

This essay explores China's operation planning towards Jinmen Island, which is located near Xiamen, Fujian Province, and had been a focal point of Cross-strait relations. In 1954 and 1958, the China's People's Liberation Army took the offensive with regard to Jinmen Island, and the tension between China and United States mounted rapidly. These two crises were important events in the Cold War which have attracted many researchers. In this essay, I will focus on military aspects of these events, while previous studies mainly focused on political or diplomatic aspects.

First, there is continuity throughout the 1950s about military planning towards Jinmen Island. Especially, the military planning which was prepared during the First Taiwan Strait Crisis was not abandoned after the crisis was over and China turned to peaceful unification policy.

Second, despite of its continuity, military planning towards Jinmen Island had been deeply affected by politics and diplomacy of the Chinese Communist Party. Operational or tactical planning didn't have much influence on overall diplomatic and security strategies, instead being rather affected by top leaders.

Accepted, Jan. 19, 2012

I はじめに

本稿は、1950年代において、中国共産党・人民解放軍が、金門島攻略作戦をいかに遂行しようとしていたか、という点を、近年公開された新しい資料に基づいて検証する。金門島は、台湾本島から200km余りの距離、廈門湾内に位置する島嶼である。大陸沿岸にあるものの、今日に至るまで台湾の統治下におかれている。1950年代には二度の台湾海峡危機が起き、そのたびに金門島は攻撃にさらされた。

第二次台湾海峡危機については、すでに多くの研究蓄積がある²⁾。特に当時の政治的・外交的背景から見た研究がきわめて充実している。一方で近年では軍事作戦に着目した研究が出てきており、本稿はその流れの一部であるともいえる。本稿は指導者や幹部の論文集、年譜、伝記などの、近年中国において出版された資料を使用しながら、1950年代における金門島をめぐる作戦計画の変遷をたどる。

II 対金門島作戦の展開

1. 第一次台湾海峡危機にいたるまでの作戦計画の展開

国共内戦末期の1949年10月、人民解放軍第3野戦軍は廈門を占領し、さらには金門島の占領を試みたが、準備不足のまま戦闘に臨んだこと、国民党側の抵抗が頑強であったことにより敗れた（古寧頭戦役）。これにより沿海島嶼の占領は先延ばしされることとなった。さらに、①朝鮮戦争が勃発し、米国の第七艦隊が台湾海峡に派遣されたこと、②渡海作戦を進めるために不可欠な海軍、空軍の装備が圧倒的に不足していたことにより、沿海島嶼への作戦は朝鮮戦争終結後まで延期されることとなった。

1954年から1955年にかけて起きた第一次台湾海峡危機において、中国共産党は、潤軍事的目標だけでなく、政治・外交・国内動員にまたがる複合的な目標を立てていた³⁾。しかし、この時にとられた軍事的作戦そのものは、少なくとも1952年から実行が検討されていた⁴⁾。沿岸島嶼に対する作戦でどちらをとるか検討されていたのは、浙江省沿岸を先に攻めるのか（「北から南へ」ルート）、福建省沿岸を先に攻めるのか（「南から北へ」ルート）という問題である。1952年4月29日、総参謀部作戦部長の張震は、浙江省沿岸の大陳島

を先に攻撃することを建議している⁵⁾。華東軍区司令員の陳毅は張愛萍らとともに沿海作戦を検討し、6月に大陳島攻撃案を作成した。その目的は浙江省南部に残存する敵を殲滅することで南北航路を開き、金門、台湾の解放の準備を整えることにあるとされた⁶⁾。しかし当時はまだ朝鮮戦争が継続中であり、彭徳懐国防部長は、朝鮮戦争終結後にこの問題に取り組むとの立場をとり、毛沢東の批准を得た⁷⁾。

1953年に入ると米国でアイゼンハワー政権が成立し、台湾側は沿岸地域において軍事的挑発や、海上交通の妨害を強化した。また朝鮮戦争も停戦へと向かった。こうした状況の中で、華東軍区は再度浙江・福建沿海作戦を検討し、「大陳・金門攻撃作戦方案」を策定した⁸⁾。翌月に中央軍委に提出された同案の中では、5軍の兵力で1955年1月までに金門島を占領し、またあわせて福建の飛行場、鉄道などを修理することが提起されていたという⁹⁾。毛沢東は一時これに同意していたものの、12月には対金門作戦を延期し、対大陳を優先すべきとの決定を下した¹⁰⁾。総参謀部作戦部長の張震は1954年秋もしくは1955年春にまず大陳島を攻略し、1955年秋以降に金門島を攻撃することを建議した。張震が金門島攻略を後回しにすべきであるとした理由は、①金門島は守備が堅いこと、②空軍の参戦が必須となるが、福建の飛行場は奥地に配置されておらず、脆弱性が高いこと、③膨大な輸送が必要となるが、道路などが十分でないこと、などであった¹¹⁾。

こうして1954年初頭には、浙江省沿岸のいわゆる「門戸整理」が重視された。台湾側の海路封鎖は、実際に大陸の経済活動に大きな影響を与えていた。1950年から1953年間に、福建浙江両省で2000隻以上の漁船が攻撃を受け、1万人以上の漁民が拿捕されたという¹²⁾。これに対し華東軍区海軍は、1954年3月より5月まで漁業保護作戦を展開した。3月18日には三門湾作戦が展開され、初めての海空共同作戦が行われた¹³⁾。当時海軍のレベルは低く、特に射撃と操船に難点があったという¹⁴⁾。5月18日に護衛艦「瑞金号」が台湾側の飛行機の攻撃で沈没させられたが、5月20日までに頭門山、高島などを占領し、浙江省大陳島以北の制海権・制空権を確保した¹⁵⁾。

その後、前述のように、沿海島嶼をめぐる作戦は、政治的・外交的文脈と結びつく形で展開していく¹⁶⁾。1954年7月7日、ジュネーブ会議の結果を受けた毛沢東は、米国が相

当に孤立しており、帝国主義国家内部の矛盾をさらに深めることが可能である、との判断を示した。その上で、今後対米政策において重視すべきなのは台湾問題であると表明した。同月11日、彭徳懐は、漁業や航行の保護、蒋介石との軍事闘争、米国が蒋介石と条約を結ぼうとしている状況をかんがみ、華東軍区の浙江省沿岸（大陳島、一江山島）攻撃作戦に同意を示した¹⁷⁾。8月9日に提起された「対台湾蒋介石軍閥争軍事計画および実施段取」は、1956年末までに馬祖島を解放し、1957年末までに対金門島作戦計画を完成させることをうたっていた¹⁸⁾。こうして1954年9月、「米帝国主義の侵略政策に打撃を与え、国民政府軍の東南沿海での襲撃を止めるために、米国と蒋介石が共同安全相互条約締結の協議をする期間、金門島の国民政府軍に対して懲罰的打撃を実施する¹⁹⁾」として金門島への砲撃が開始された。

しかし1954年12月2日には米国と台湾の間で条約が締結され、1955年1月29日には米国議会において台湾決議が可決された。1月の一江山島攻略、2月の大陳島からの国府軍撤退後、焦点は金門島・馬祖島となっていた。しかしその後米国は核攻撃の脅しを用いつつ圧力を強めたことにより、中国側の作戦行動は停止した。

2. 第二次台湾海峡危機に至るまでの作戦計画の展開

米国が台湾へのコミットメントを強化していったことにより、金門島・馬祖島を攻略することは困難となったが、中国側は金門島・馬祖島奪取の可能性を捨てていなかった。従来の研究では1955年4月には台湾の武力解放が困難となり、中国側は協議を通じた平和解放路線に移行していく、という理解が多かったが、沈志華によれば、3月の時点で中国は交渉による平和的解放を目指す一方で、それが失敗した場合に備え軍事力を用いた攻略の準備を進める、という戦略が形成されたという²⁰⁾。

実際に、例えば劉少奇は1955年3月22日の党代表大会における報告の中で、対台湾闘争は長期的かつ複雑な闘争であり、まず金門島・馬祖島解放から進めていくこと、国際的協議を通じ、「インドを利用し、イギリスに圧力をかけ、アメリカに撤退するよう迫らせる」という方針をとると同時に、沿海島嶼と台湾に対する軍事闘争の準備を進めることを明らかにしている²¹⁾。また毛沢東は1955年3月5日にフルシチョフに対して、「インドを利用し、英国に圧力をかけ、米国

に譲歩させるように圧力をかける。……米蔣を馬祖金門などの島嶼から撤退させれば、我々にとって大勝利であると考え。米蔣が脅威を与え、国際会議を通じてまずこれらの島嶼を取得する、というも可能かもしれない」と述べた。それと同時に、毛沢東は軍事作戦についても、対金門馬祖作戦のために福建の軍用道路および飛行機上を修理・整備中であることなどを説明している。そして「もし沿海島嶼が我々の軍事行動によって奪回されたり、敵が自主的に撤退したり、あるいは国際的談判を経て撤退すれば、これは当然我々に有利である」との見通しを示した²²⁾。

軍事的手段を放棄しないことは、毛沢東にとって極めて重要であった。毛沢東は1956年1月、周恩来の全国政治協商会議二期二次会議における政治報告原稿に対し、平和方式による台湾解放について述べた箇所に、「必要な時に戦争方式を用いて台湾解放を進めるための準備を積極的に進める」ことも併記した²³⁾。

軍事的手段による奪取については、金門・馬祖両島に対する作戦準備が進められていた。1955年3月5日には粟裕が一年半以内に（1956年10月までに）金門・馬祖両島を奪取することを提起し、彭徳懐の同意を得た²⁴⁾。そのために必要な準備として①海上交通の整備、②福州と龍田の飛行場修繕③空軍配置の変更、④防空軍の強化⑤搬送電話線を6月中に（もとは年内予定）が提起されている。前年8月の軍事計画策定時の予定よりも一年以上計画が前倒しされているが、その理由は不明である。こうして1955年10月までに、福建沿海作戦の準備が進められた。空軍部隊の福建進駐準備が進められ、また彭徳懐は厦門を視察した。

しかし、1955年8月から米中大使級会談が開始されたこともあり、外交・政治的判断から毛沢東は作戦を批准しなかった²⁵⁾。毛沢東は軍事力行使のオプションを放棄したわけではなかったが、米中間で対話が行われている状況下で、刺激的な行動を避けていた。1956年11月にも海上における台湾側の行動取り締まりについても、中央の方針と国際情勢の緩和という状況を考慮することを求めている²⁶⁾。

こうした判断の変化と関係があるかもしれないのが、粟裕に対する批判である。1955年3月の金門・馬祖作戦計画の提起の後、粟裕はまず馬祖攻略作戦の策定を南京軍区に指示した。4月15日、南京軍区は「島ごとに攻撃を加える作戦を進め高登島（馬祖島は高登、北竿塘、南竿塘、青澳の四つ

から成る）をまず攻める、または高登、北竿塘を同時に攻め、そのあと南竿塘を攻める、という準備を全面的に進める」という方針をたて、福建軍区が具体的準備を担うことを提起した。しかし、7月8日に開催された彭徳懐による福建沿海作戦検討会は、こうした一挙に馬祖攻略を進めようとする方針を批判し、「十分準備をし、島ごとに攻撃、敵兵力の最小最弱の島から攻撃し、必勝を求め、状況を見てからさらなる作戦行動をとる」という既定の作戦方針を再確認した²⁷⁾。この彭徳懐の方針に毛沢東も同調し、粟裕らの議論を批判した²⁸⁾。こうした批判を受け、粟裕は8月31日に、より積極的な福建沿海作戦を取ろうとした結果、政治外交問題への配慮を欠くことになったこと、軍委への詳細な相談を欠き、紀律上問題があったことを自己批判した²⁹⁾。

しかしその後、1957年末には当時の国際情勢の変化を反映してか、毛沢東の政策も次第に軍事作戦に積極的なものとなっていく。1957年12月、毛沢東は陳賡による、台湾から飛行機が来て反動的なビラや慰問品をばらまいていること、ならびにこれらを打ち落とせていないことへの警戒を訴えた報告について、対策が必要であるとして、1958年に空軍を進駐させる問題を検討するよう指示した³⁰⁾。1958年1月には福州軍区司令部が空軍進駐ならびに金門・馬祖作戦の方案を検討した³¹⁾。3月、彭徳懐は空軍の福建進駐について毛沢東に報告し、7月-8月には行動が可能となること、および必要があれば金門島・馬祖島への爆撃も検討が必要であることを述べ、毛沢東はこれに同意した³²⁾。

1958年7月15日に中東危機が起きると、毛沢東はこれに反応し、17日に彭徳懐に対し、「中東情勢に基づき、空軍は急ぎ福建省に入り、砲兵は金門島およびその交通を封鎖する準備をする」ことを指示した³³⁾。18日、毛沢東は、金門島砲撃と空軍二個師団の福建省進駐を指令した³⁴⁾。沈志華の研究によれば、当時総参謀部では金門島・馬祖島への上陸作戦を準備しており、毛沢東が砲撃に限定して作戦を命令したことは彼らにとって意外であり、またこのときの金門作戦の決定自体が、中東危機の勃発というタイミングに合わせた臨時の決定であったという³⁵⁾。

1958年8月23日、人民解放軍は金門島砲撃を開始した。沈志華や牛軍の研究によれば、金門島砲撃の目的は、砲撃により台湾側に圧力をかけ、金門島からの撤退を促すことであったという³⁶⁾。しかし米国の反応が中国側の想定を大きく

超えるものであったことから、9月3日、中央軍委は「台湾および沿海の蒋介石占領島嶼に対する軍事闘争の指示」を出し、金門砲撃を持続的闘争と位置づけた。こうして、沿海島嶼の占領は棚上げされることになったのである。

III おわりに

本稿は、1950年代の対金門島作戦がいかに計画されていたか、という点を、軍事・作戦計画の側面から検討した。その結果、以下の点が明らかとなった。

第一に、1950年代の対金門島軍事作戦そのものには連続性があるということである。特に、第一次台湾海峡危機時の軍事計画は、危機が収束し、台湾平和解放政策に移行したのちも、完全に放棄されたわけではなく、準備が進められていた³⁷⁾。この点は、平和解放政策および平和共存を前面に出していた1950年代中期の中国外交・安全保障政策を考える際に極めて重要である。

第二に、その一方で、1950年代を通じて、対金門島作戦は、政治・外交政策の影響を非常に大きく受けてきた。具体的軍事作戦が外交・安全保障戦略全体に影響を与えるのではなく、むしろ中央指導者の方針の影響を強く受けていた。軍事作戦がより大きな外交・安全保障戦略全体と一貫性を持っていたのであれば、逆に個々の軍事作戦の分析により、外交・安全保障戦略の全体像を描き出すことが可能であると考えられる。この点は、外交・安全保障政策について常に資料的限界を抱える中国研究にとって重要な示唆であると言えよう。

注

- 1) 本稿の内容は研究者個人の見解であり、防衛研究所ならびに防衛省の立場を代表するものではありません。
- 2) 沈志華(2010)、牛軍(2010)、福田円(2006)、載超武(2003)、楊奎松(2004)、平松茂雄(2005)、青山瑠妙(2007)、M. Taylor Fravel(2008)、Lorenz Luthi(2008)、Thomas J. Christensen(1996)、Chen Jian(2001)。
- 3) 中共中央「關於日內瓦會議後對美蔣鬥争の方針和措置致周恩來總理的電」外交部檔案館 206-00048-11
- 4) 青山瑠妙(2007)、牛軍(2010)。
- 5) 張震(2005) p. 589-592。
- 6) 青山瑠妙(2007) p. 139
- 7) 張震(2003) p. 491、徐焯(1992) p. 168。
- 8) 徐焯(1992) p. 168、青山瑠妙(2007) p. 139。
- 9) 徐焯(1992) p. 168。
- 10) 徐焯(1992) p. 168、青山瑠妙(2007) p. 140。
- 11) 「對華東一九五五年金門作戦及軍区工作与編制問題的建議」

- 「對金門作戦問題的建議」張震(2005) p. 661-669。
- 12) 徐焯(1992) p. 171。
- 13) 「三門灣首次海空協同作戰」張小勇主編(1996) p. 212-213。
- 14) 「奪取浙東海区制空權与制海權的闘争」張小勇主編(1996) p. 224。
- 15) 「奪取浙東海区制空權与制海權的闘争」張小勇主編(1996) p. 217-238。
- 16) 山口信治(2010)
- 17) 王焯主編(1998) p. 571、張震(2003) p. 494。
- 18) 「關於馬祖作戦準備工作的檢討」粟裕文選編輯組(2004) p. 195。
- 19) 林強・魯冰主編(2007) p. 469。
- 20) 沈志華(2010) p. 131-157。
- 21) 「在党的代表會議上的發言」中央文獻研究室編(2008) p. 107-143。
- 22) 「不能承認兩個中国」中央文獻研究室・中國人民解放軍軍事科學院編(2010) p. 259-262。中国の危機終息に関する立場については載超武(2010) p. 167-170を参照のこと。
- 23) 「對周恩來在全國政協二屆二次會議上政治報告稿的修改」中央文獻研究室・中國人民解放軍軍事科學院編(2010) p. 296-297。
- 24) 「關於攻打金門，馬祖的設想」粟裕文選編輯組(2004) p. 155、王焯主編(1998) p. 591。
- 25) 牛軍(2010)
- 26) 「對關於目前沿海軍事闘争的幾項規定的批語和修改」中央文獻研究室・中國人民解放軍軍事科學院編(2010) p. 330-331。
- 27) 中共江蘇省委党史工作辦公室編(2006) p. 576-578、王焯主編(1998) p. 598。
- 28) 粟裕文選編輯組(2004) p. 576-578。
- 29) 「關於馬祖作戦準備工作的檢討」粟裕文選編輯組(2004) p. 195-198。
- 30) 「空軍要全力以赴務殲入侵之敵」中央文獻研究室・中國人民解放軍軍事科學院編(2010) p. 370。
- 31) 沈志華(2010) p. 137。
- 32) 「關於空軍進入福建問題的批語」中央文獻研究室・中國人民解放軍軍事科學院編(2010) p. 379。
- 33) 王焯主編(1998) p. 691。
- 34) 逢先知・金沖及主編(2003) p. 853。
- 35) 沈志華(2010) p. 137-138。
- 36) 沈志華(2010)、牛軍(2010)。
- 37) 沈志華(2010)、牛軍(2010)、福田円「福建前線における『台湾解放』(1954-1957)」2011年度日本國際政治学会分科会報告などの先行研究は同様の点を指摘している。

参考文献

- 青山瑠妙(2007)『現代中国の外交』慶應義塾大学出版会
福田円(2006)「中国の台湾政策(1958年)——金門・馬祖を「解放せず」という決定と「一つの中国」政策」慶應義塾大学法学研究科編『法学政治学論究』68巻
平松茂雄(2005)『台湾問題』勁草書房
山口信治(2010)「中国外交にとってのジュネーブ会議と第一次台湾海峡危機」『國際情勢紀要』No.80
王焯主編(1998)『彭德懷年譜』人民出版社
楊奎松(2004)「毛沢東与兩次台海危機」牛大勇・沈志華主編

- 『冷戰与中国的周边關係』世界知識出版社
- 沈志華（2010）「炮擊金門：蘇聯的應對与中蘇分歧」沈志華·唐启華主編『金門：内戰与冷戰』九州出版社
- 牛軍（2010）「1958年炮擊金門決策的再探討」沈志華·唐启華主編『金門：内戰与冷戰』九州出版社
- 載超武（2003）『敵对与危機的年代』社会科学出版社
- 載超武（2010）「中国，美国与第一次台湾海峡危機的結束」沈志華·唐启華主編『金門：内戰与冷戰』九州出版社
- 徐焰（1992）『金門之戰』中国廣播電視出版社
- 張震（2003）『張震回憶錄』上卷，解放軍出版社
- 張震（2005）『張震軍事文選』上卷，解放軍出版社
- 張小勇主編（1996）『陶勇將軍著作集』海潮出版社
- 粟裕文選編輯組（2004）『粟裕文選』第3卷，軍事科学出版社
- 林強·魯冰主編（2007）『葉飛伝』下卷，中央文献出版社
- 中央文献研究室編（2008）『建国以来劉少奇文稿』第7冊，中央文献出版社
- 中央文献研究室·中国人民解放军軍事科学院編（2010）『建国以来毛澤東軍事文稿』中卷，軍事科学出版社·中央文献出版社
- 中共江蘇省委党史工作办公室編（2006）『粟裕年譜』当代中国出版社
- 聶鳳智·王德·吳早文·胡士弘編（1986）『三軍揮戈戰東海』解放軍出版社
- Fravel, M. Taylor (2008), *Strong Borders, Secure Nation*, Princeton University Press
- Luthi, Lorenz (2008), *The Sino-Soviet Split: Cold War in the Communist World*, Princeton University Press
- Christensen, Thomas J. (1996), *Useful Adversaries: Grand Strategies, Domestic Mobilization, and Sino-American Conflict, 1947-1958*, Princeton University Press
- Chen Jian (2001), *Mao's China and the Cold War*, University of North Carolina Press

近年の高校生の体力，生活習慣，健康，意欲に関する調査

小澤治夫*¹，山下大輔*²

(*¹ 東海大学体育学部教授，*² 神奈川県立大原高校講師)

〔調査報告〕

A Study on Lifestyle, Physical Fitness, Health and their Correlation in High School Students

Haruo OZAWA *¹ and Daisuke YAMASHITA *²

*¹ Professor, Department of Physical Education, Tokai University

*² PE Teacher, Ohara High School

This study aims to clarify the influence that club activities and physical education give to lifestyle, health, motivation and strength of high school students. We created a questionnaire containing 91 items of some physical conditions, wake up time, bedtime, study time, time for club activities and so on, and distributed it to a total of 10 high schools in Hokkaido, Saitama, Tokyo, and Kanagawa in Japan. A total of 2,243 questionnaires were returned, and we used data with no missing values for analyzing 1,498 persons. In the results of factor analysis, five factors appeared. The 1st factor was named "a factor of the strength for club activities". The 2nd factor was "a factor of a sense of fulfillment for physical education". The 3rd factor was "a factor of physical health and motivation". The 4th factor was "a factor of custom for mobile phones". The 5th factor was "a factor of lifestyle". In the analysis of covariant structures, a causal structure model was made based on the results of the analysis, showing the influence that "a factor of the strength for club activities" gave to "a factor of lifestyle", and "a factor of a sense of fulfillment for physical education" gave to "a factor of physical health and motivation". However, the influence that "a factor of a sense of fulfillment for physical education" gave to "a factor of physical health and motivation" was small. In the results, it was suggested that physical education in the case of high schools should be improved.

Key words: high school students lifestyle club activities physical education

Accepted, Jan. 19, 2012

I. 緒言

近年，子どもの体力は長期的に低下傾向にある¹⁾。平成13年度中央教育審議会答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」では、「体格が向上しているにもかかわらず，体力・運動能力が低下していることは，体力の低下が深刻な状況であることを示している」とあり，体力低下は解決すべき大きな社会問題であることが指摘されている。

子どもの体力低下の原因は単純ではなく，多岐にわたった要因が考えられるが，その直接的要因は身体活動量の低下であり，間接的要因は日々の生活習慣の悪化，体調不良，体育授業の時間数の減少や質の変化などであると指摘されている²⁾。児童生徒の就寝時刻は，日本学校保健会が調査を開始した昭和56年度調査と比較すると遅延しており，睡眠時間は短縮傾向にあり，また約半数の子どもの睡眠不足だと感じている。特に高校生においては，小学生，中学生と比較

して就寝・起床時刻ともに最も遅く，朝食の喫食率が最も低い。高校生男子の60.9%，高校生女子の70.1%が寝不足を感じており³⁾，文部科学省の推奨する「早寝・早起き・朝ごはん」といった基本的な生活習慣が出来ていない状況である。学校の朝礼中に倒れる子ども，机に突っ伏すなど教室できちんと席に座っていることが出来ない子ども，常に疲労を訴える子どもなど，明らかに以前と異なる子どもが見られる状況¹⁾から，生活習慣の乱れが子どもの学習意欲，やる気の低下をもたらし，身体活動量の低下を招き，体力低下が引き起こされていることが考えられる。

また高橋によれば，よい体育の授業の条件は「雰囲気の良い授業」「勢いのある授業」とされ，このような授業には「運動学習場面での学習量が確保されていること」「オフタスク行動が少ないこと」「子どもの活動の中から笑顔やガッツポーズが見られること」とある⁴⁾。よい授業を行うための教材開発も行われており⁵⁾，よい体育授業が行われれば，体育授業好嫌度は上昇し，体力レベルは向上する事例もある⁶⁾。学校での体育授業が子どもの体力低下問題に果たす役割は大きい

と考えられる。

さらに、学校現場ではスポーツクラブや部活動に参加する子どもとそうでない子どもの二極化現象が起こっている。平成 21 年告示高等学校学習指導要領総則に部活動に関する内容が盛り込まれ⁷⁾、部活動が果たす教育的効果が期待され始めた。西島によると、「部活動に積極的な生徒のほうが、授業にも積極的に取り組み、がんばって勉強して、よい成績を取っている傾向がみられる」⁸⁾と報告されており、部活動は生徒の意欲を喚起し得る可能性が考えられる。

体力低下や生活改善に関する取り組みは各地で行われているが、高校生に関する調査研究は、小学生、中学生と比較しても多くない。高校生の生活の実態把握は不十分であり、体育授業、部活動が高校生の生活・健康・意欲などどのような影響を与えるのかに関する研究はあまり見当たらない。そこで本研究は、高校生の体力、生活習慣、健康、意欲の実態を把握するとともに、それらに対し体育授業、部活動(特に運動部)などの体育的活動がどのような影響を与えるのか明らかにすることを目的とした。

II. 方法

1. 調査 1

1) 調査対象

北海道 1 校、埼玉県 2 校、東京都 1 校、神奈川県 6 校の計 10 校の高校 2 年生 2,243 名である。

2) 調査方法

起床・就寝時刻、睡眠時間、朝食喫食状況、排便、入浴、学習時間、運動時間、テレビ・ゲーム・携帯電話などのニュ

ーメディア機器使用時間などの生活習慣を中心とした質問紙に、体力・学力の自己評価意欲、体育授業、部活動、健康に関する項目を加えた全 91 項目からなる質問紙法により調査を行った。

3) 調査期間

2009 年 9 月から 2009 年 11 月を調査期間とし、その間にアンケートの配布と回収を行った。

4) データ処理

回収されたアンケートは、OCR 機能を備えるスキャナーとソフトウェアを使用してテキストデータに出力し、読み取りミスやチェック漏れがないかを全てのアンケート用紙で目視によって確認した。

統計パッケージは SPSS15.0 J と Amos7 を使用し、探索的因子分析、共分散構造分析を行った。共分散構造分析では欠損値を除いた 1,498 名のデータを用いた。データ整理やグラフの作成は Excel 2003 を用いた。 χ^2 検定は 5% 水準で有意とした。 χ^2 検定の結果に関しては、特に注目した箇所において検定結果を記した。

2. 調査 2

調査 1 の対象校である埼玉県立 WS 高校において、介入調査を実施することとした。介入調査に関しては、生徒たちが自分の生活習慣や体の調子について興味を持つような取り組みを行うことで、生活習慣にどのような変化が現れるのか明らかにすることを目的とした。

1) 対象

調査 1 の対象校である埼玉県立 WS 高校 2 年生 255 名であり、寮生活を送っている生徒はいなかった。

2) 調査方法

以下の 4 つの取り組みを行った。

- (1) 1 回目質問紙調査 (2009 年 9 月 10 日)
- (2) 質問紙調査の結果を含めた東海大学教員による 90 分間の保健講話 (2009 年 9 月 25 日) (図 1)
- (3) ヘモグロビン測定実験 (2009 年 11 月 5 日)

表 1 調査対象

学校名	都道府県	男	女	未記入	合計
北海道AK工業高校	北海道	229 人	7 人	9 人	245 人
埼玉県立WS高校	埼玉県	137 人	118 人	2 人	257 人
埼玉県立SW高校	埼玉県	79 人	111 人	3 人	193 人
T大学付属KM高校	東京	148 人	0 人	0 人	148 人
神奈川県立ST高校	神奈川	137 人	100 人	0 人	237 人
神奈川県立HS高校	神奈川	70 人	148 人	0 人	218 人
神奈川県立OD高校	神奈川	136 人	104 人	59 人	299 人
神奈川県立SN高校	神奈川	106 人	141 人	2 人	249 人
神奈川県立O高校	神奈川	76 人	112 人	4 人	192 人
神奈川県立KR高校	神奈川	97 人	106 人	2 人	205 人
合計		1,215 人	947 人	81 人	2,243 人

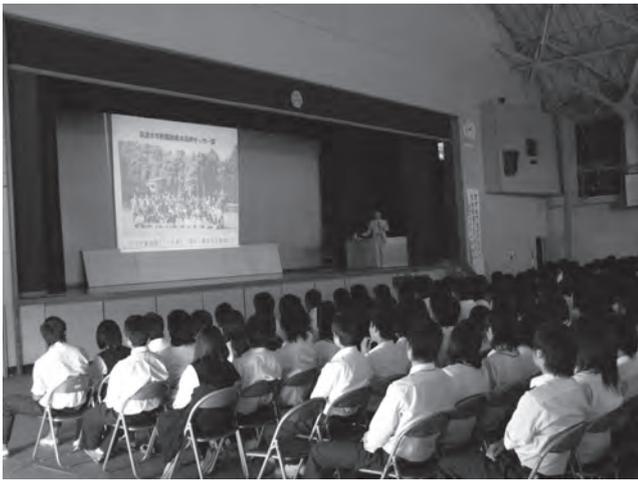


図1 保健講話を聴く生徒の風景

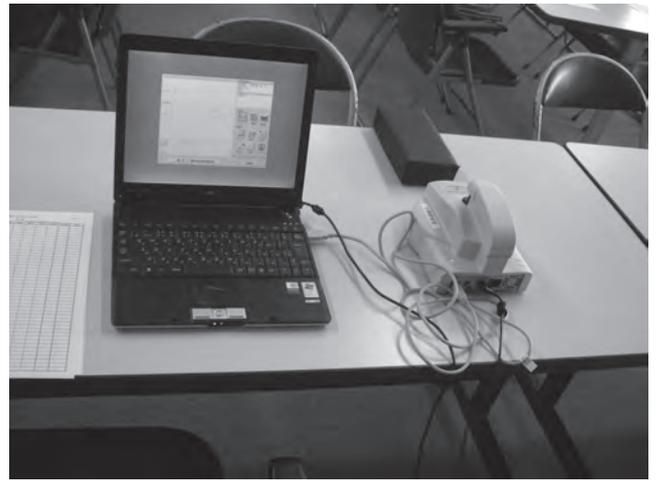


図2 測定に使用したアストリム (ASTRIM)

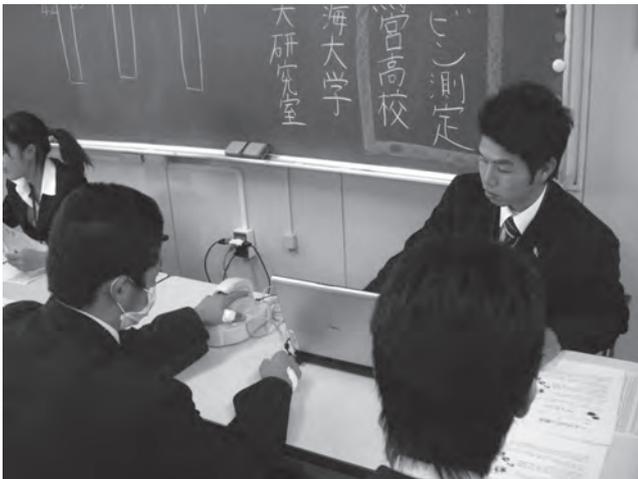


図3 測定の様子



図4 ポスターをみる生徒の様子

①方法

測定にはアストリム (ASTRIM) :シスメックス社製を用い、採血することなく近赤外線センサーにより測定を行った (図2, 図3)。結果に関しては、「ヘモグロビン通信」と題し、男女それぞれの平均値、基準値以下の生徒の割合、ヘモグロビン値を増加させるために必要な食材を掲載したものを作成し、ホームルームの時間に生徒に配布した (2009年11月25日)。同時に朝食摂取を促すポスターを作成し、調査対象であった2年生の全教室に掲示した (図4)。

- (4) 2回目質問紙調査 (1回目質問紙調査の項目のうち、生活習慣や体調に関するものだけを取り上げたもの) (2009年12月2日)

3) 調査期間

2009年9月から12月の間に (1) から (4) の各調査を実施した。

4) データ処理

回収されたアンケートは、OCR機能を備えるスキャナーとソフトウェアを使用してテキストデータに出力し、読み取りミスやチェック漏れがないかを全てのアンケート用紙で目視によって確認した。

統計パッケージはSPSS15.0 Jを使用し、t検定を行った。データ整理やグラフの作成はExcel 2003を用いた。5%水準で有意とし、結果に関しては、特に注目した箇所において検定結果を記した。

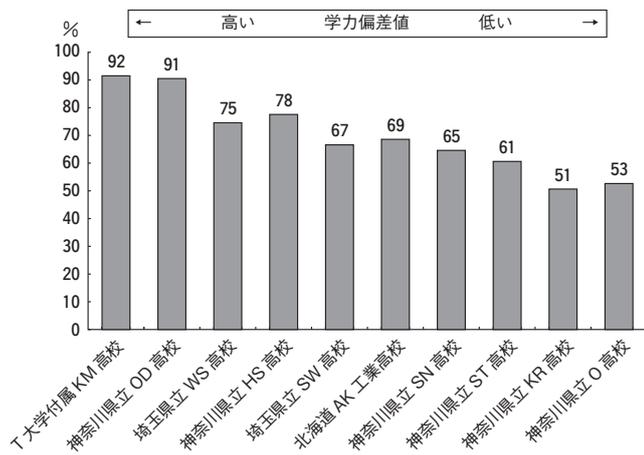


図 5-1 朝食喫食率（朝食を毎日食べてきますか）

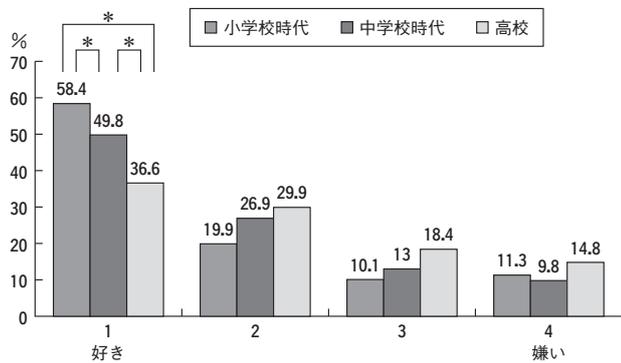


図 5-2 小学校、中学校、高校の体育が好き（好きだった）か嫌い（嫌いだった）か

Ⅲ. 結果

調査 1 について

1. 単純集計による結果

1) 朝食喫食率

調査 2 対象校の 10 校の朝食喫食率を学力偏差値順に並べたところ図 5-1 のとおりの結果であり、学力偏差値の最も高い学校では朝食を「毎日食べる」割合が 92% と最も高く、学力偏差値の最も低い学校の朝食を「毎日食べる」割合は 53% と 2 番目に低い割合であった。

2) 携帯電話使用について

携帯電話を使用する時間は平均して 1 日どのくらいですかとの設問に対して「3 時間以上」と回答した割合は全体の 32% と高い割合を示した。また男女別では、男子 21.7%、女子 45.4% と女子の方が使用時間が長い結果を示した。「携帯電話がないと落ち着かない」という設問に対しては「そう思う」と回答した生徒は全体で 27% であり、男子は 19%、女子

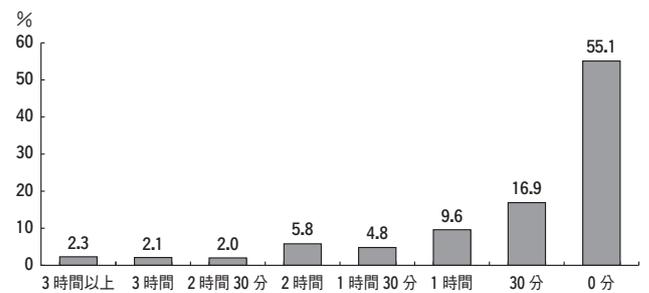


図 5-3 学校以外での学習時間（自宅学習、塾など）

は 37% とこの項目においても女子のほうが高い割合を示した。

3) 体育授業について

体育授業が好きか否かについての設問では、学年進行とともに「好き（好きだった）」と回答する生徒が減少する傾向が見られた（図 5-2）。

「体育の授業で全力を出し切れるか」では約半数の高校生が体育の授業において全力を出し切れていない回答結果であり、「将来、何かスポーツをしたい」では、将来何かスポーツしたいと考えている生徒の割合も半数に満たない結果であった。

4) 学校以外での 1 日の学習時間（自宅学習、塾など）

「学校以外での学習時間（自宅学習、塾など）は平均して 1 日どのくらいですか」では「0 分」が 55% と半数以上の高校生が学校以外で学習時間を確保できていない状況であった（図 5-3）。

2. クロス集計による結果

1) 部活動の種類（運動部、文化部、無所属）と各質問項目とのクロス集計

(1) 体調

部活動と体調には有意な関連が見られ、「良い」と回答した割合が最も高かったのは運動部所属者であった。また排便の調子と部活動とのでは有意な関連が見られ、「当てはまらない（調子が良い）」と回答した割合が最も高かったのは運動部所属者であった（図 6-1）。

(2) やる気が出ない

部活動とやる気には有意な関連が見られ、「当てはまらない（やる気が出る）」と回答した割合が最も高かったのは運動部所属者で、「当てはまる（やる気が出ない）」と回答した割合が

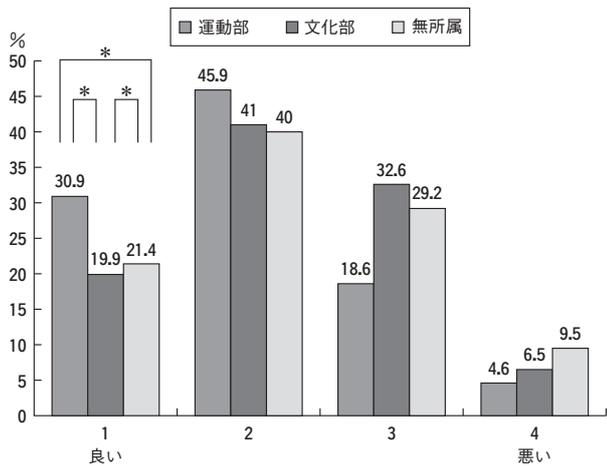


図 6-1 現在の体調

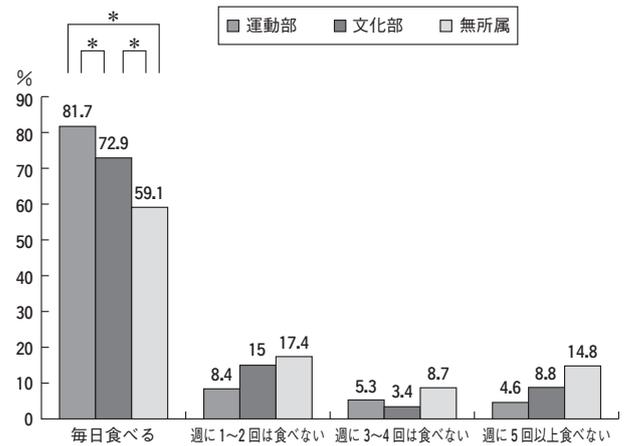


図 6-4 朝食を毎日食べてきますか

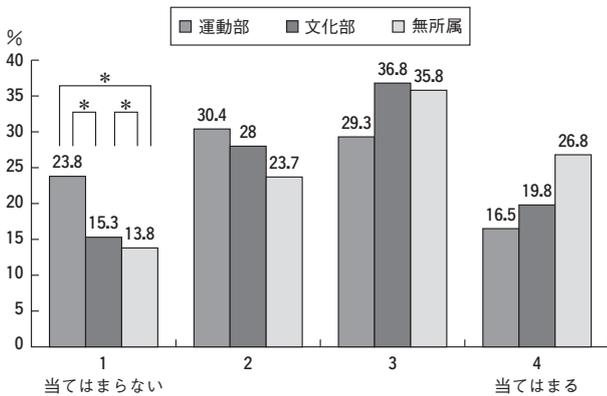


図 6-2 意欲について (やる気が出ない)

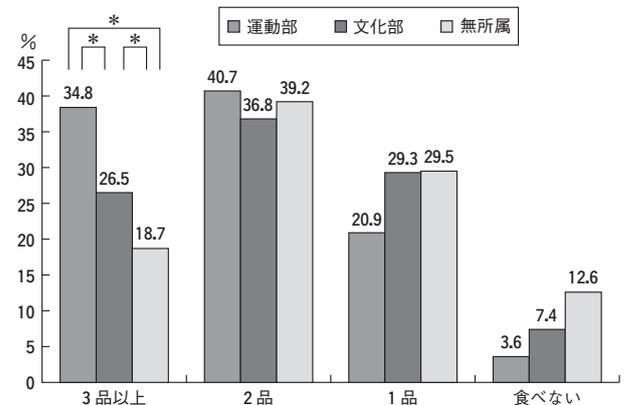


図 6-5 朝食は平均して何品くらいですか

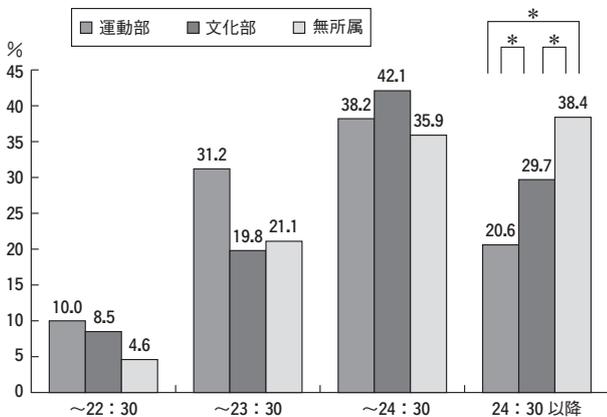


図 6-3 就寝時刻

最も高かったのは無所属の生徒であった(図 6-2)。

(3) 就寝時刻, 起床時刻

部活動と就寝時刻には有意な関連が見られ, 文化部, 無所属に対して運動部は比較的早寝であり, 「24:30 時以降」と回答した生徒の割合が最も高かったのは無所属の生徒であった(図 6-3)。また部活動と起床時刻には有意な関連が見られ, 文化部, 無所属に対して運動部は比較的早起きであった。さらに部活動と就寝時刻, 起床時刻のばらつきには有意

な関連が見られ, 運動部所属の生徒は文化部, 無所属の生徒と比較して就寝時刻, 起床時刻にばらつきがある生徒の割合が低い傾向を示した。

(4) 朝食について

部活動と朝食喫食率には有意な関連が見られ, 「毎日食べてくる」と回答した割合が最も高かったのは運動部所属者であり, 次いで文化部, 無所属という順であり, 運動部と無所属では 30%以上の差がみられた(図 6-4)。また部活動と朝食の品数にも有意な関連が見られ, 「3品以上」と回答した割合が最も高かったのは運動部所属者であり, 次いで文化部, 無所属という結果であった(図 6-5)。

(5) 学校以外での学習時間

部活動と学校以外での学習時間には有意な関連が見られ, 「30 分以下」と回答した割合が最も高かったのは無所属の生徒であった。

(6) 携帯電話などの電子機器の使用時間

部活動と1日の携帯電話の使用時間には有意な関連が見られ, 「2時間 30 分以上」と回答した割合が最も高かったの

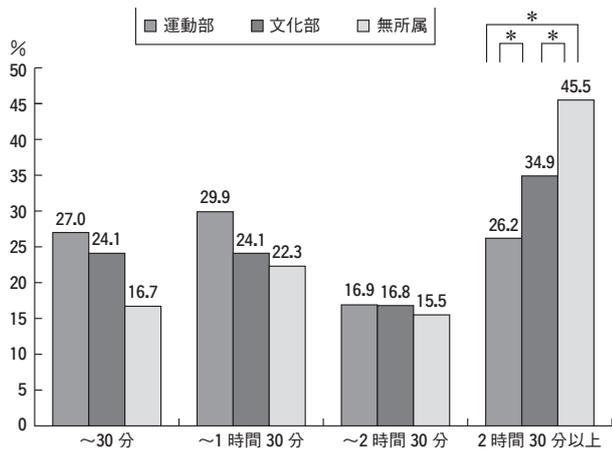


図 6-6 携帯電話使用時間

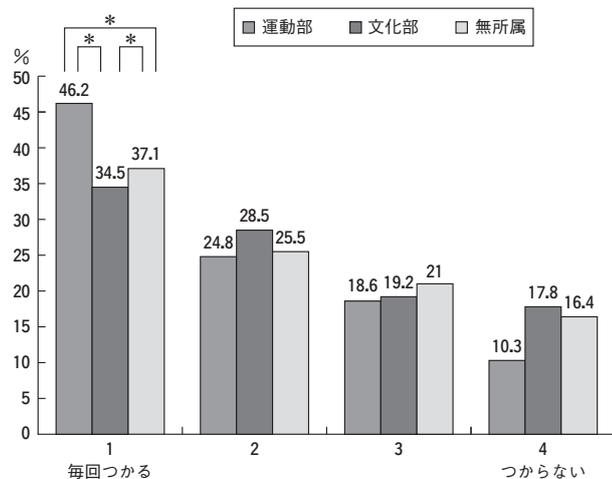


図 6-7 湯船につかる入浴の割合

は無所属の生徒であった(図 6-6)。また部活動と1日のパソコンの使用時間やゲームする時間にも有意な関連が見られ、「2時間30分以上」と回答した割合が最も高かったのは無所属の生徒であった。部活動と1日のテレビの視聴時間にも有意な関連が見られ、「3時間以上」と回答した割合が最も高かったのは無所属の生徒であった。運動部所属者は「2時間」と回答した割合が最も高かった。一般的に運動部はニューメディアと呼ばれるような電子機器に接する時間は文化部や無所属の生徒に比べて短い傾向がみられた。

(7) 入浴

部活動と入浴方法には有意な関連が見られ、「毎日つかる」と回答した割合が最も高かったのは運動部所属者であった(図 6-7)。

(8) 現在の学校生活の充実度について

部活動と学校生活の充実感には有意な関連が見られ、「充実している」と回答した割合が最も高かったのは運動部所

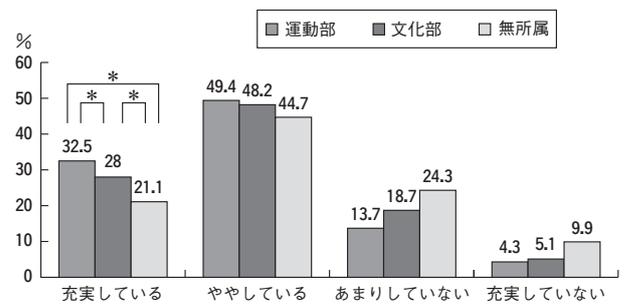


図 6-8 学校生活における充実度の割合

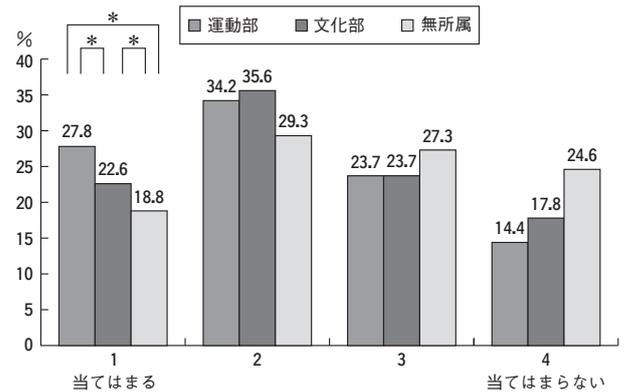


図 6-9 「テスト前一生懸命にテスト勉強に取り組みますか」に対する回答の割合

属者であり、次いで文化部、無所属という結果であった(図 6-8)。

(9) 体育の授業について

「体育は他の教科よりも好き」という設問の回答から部活動と体育授業が好きかどうかについての関連を見ると、相互に有意な関連が見られ、「当てはまる(好き)」と回答した割合が最も高かったのは運動部であり、次いで無所属、文化部という結果であった。部活動と体育の授業で全力を出し切れるかどうかにおいても有意な関連が見られ、「当てはまる(全力を出し切れる)」と回答した割合が最も高かったのは運動部であり、次いで無所属、文化部という結果となった。さらに、部活動と体を動かすことが好きかどうかにおいても有意な関連が見られ、「当てはまる(好き)」と回答した割合が最も高かったのは運動部であり、次いで無所属、文化部という結果であった。「体育の授業や部活動、同好会の時間以外にどのくらい運動するか」においては全体の半数以上が全くしないと回答し、さらに部活動の所属と有意な関連が見られた。その中でも文化部の生徒は7割の生徒が全くしないと回答し、文化部の生徒の多くは体育の授業が唯一の運動する場となることが示唆された。

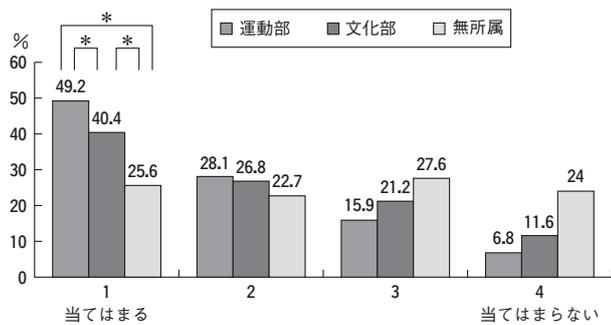


図 6-10 「今、一生懸命打ち込んでいることがある」に対する回答の割合

(10) テスト前夜の学習について

部活動とテスト勉強の取り組み方には有意な関連が見られ、「当てはまる（一生懸命勉強する）」と回答した割合が最も高かったのは運動部所属者であった。逆に「当てはまらない」と回答した割合が最も高かったのは無所属であった（図 6-9）。

(11) 打ち込んでいるものがあるか否か、体力について

部活動と今、打ち込んでいるものがあるかどうかには有意な関連が見られ、「当てはまる」と回答した割合が最も高かったのは運動部所属者であった。逆に「当てはまらない」と回答した割合が最も高かったのは無所属であった。アンケートから自己評価による体力について調べてみたところ、部活動と体力には有意な関連が見られ、最も体力が高かったのは運動部であった（図 6-10）。

2) 部活動の1週間の活動日数と各質問項目のクロス集計

(1) 体調・意欲

部活動の1週間の活動日数と体調には有意な関連が見られ、活動日数が多いほど体調が「良い」と回答した割合が高くなる結果であった（図 7-1）。また部活動の1週間の活動日数とやる気にも有意な関連が見られ、活動日数が多いほど体調が「当てはまらない（やる気が出る）」と回答した割合が高く、集中力とも有意な関連が見られ、活動日数が多いほど体調が「当てはまらない（集中できる）」と回答した割合が高くなる結果となった。

(2) 生活習慣・学習・意欲について

部活動の1週間の活動日数と就寝時刻・起床時刻・寝つきには有意な関連が見られ、活動日数が多いほど早く寝、早く起き、寝つきもよい傾向であった。また1週間の活動日数と就寝時刻、起床時刻のばらつきにも有意な関連が見られ、活動日数が多い方がばらつきも少ない結果となった。さらに

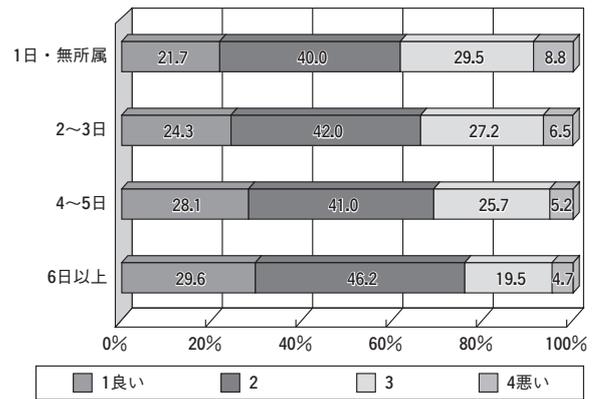


図 7-1 現在の体調

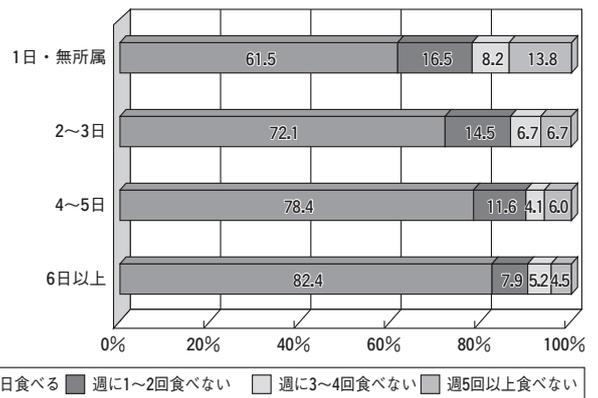


図 7-2 あなたは朝食を毎日食べてきますか

部活動の1週間の活動日数と朝食喫食率には有意な関連が見られ、活動日数が多いほど体調が「毎日食べる」と回答した割合が高くなる結果であった（図 7-2）。

部活動の1週間の活動日数と学校以外での学習時間においても有意な関連が見られ、学習時間を最も確保できていたのは活動日数が1週間に2~3日の生徒であった。また部活動の1週間の活動日数と充実感には有意な関連が見られ、「充実している」と回答した割合が最も高かったのは1週間に6日以上という生徒であった。健康面で見ても、部活動の1週間の活動日数と眠気にも有意な関連が見られ、眠気を感じるものが「ほぼ毎日ある」と回答した割合が最も高かったのは1週間に6日以上という生徒という結果となった。またテスト前の勉強についても、一生懸命取り組むかどうかと有意な関連が見られ、活動日数が多いほど「当てはまる（テスト勉強に取り組む）」と回答した割合が高くなる結果となった（図 7-3）。

部活動の1週間の活動日数と今、一生懸命打ち込んでいるものがあるかどうかには有意な関連が見られ、「当てはまる（打ち込んでいるものがある）」と回答した割合が高くなったのは1週間に6日以上という生徒という結果となった。一方、「授

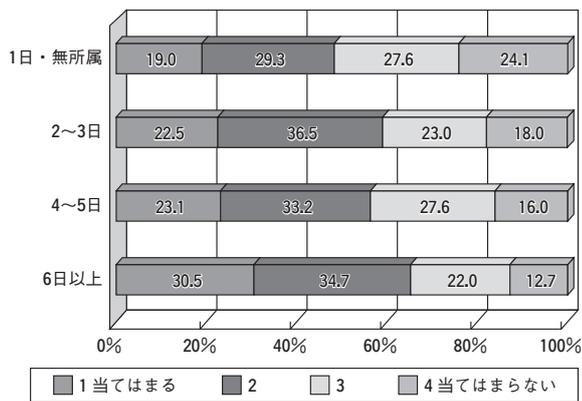


図 7-3 「テスト前に一生懸命テスト勉強に取り組む」についての回答の割合

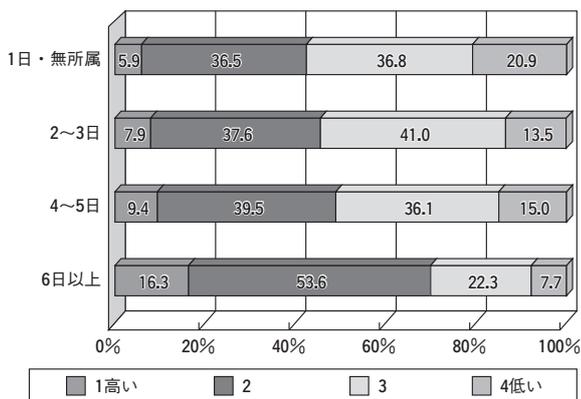


図 7-4 あなたの体力はどれくらいですか

業中でも携帯電話を使ってしまう」の設問における回答結果からは、部活動の1週間の活動日数と携帯電話を授業中でも携帯電話を使ってしまいかどうかに有意な関連が見られ、活動日数が多いほど「当てはまらない」と回答した割合が高くなる結果となった。

(3) 体力(自己評価)

部活動の1週間の活動日数と体力には有意な関連が見られ、活動日数が多いほど体力(自己評価)が高いと回答した割合が高い結果となった(図7-4)。

3) 部活動の1週間の活動日数(7日, 6日の生徒)と各質問項目のクロス集計

(1) 頭痛

部活動の1週間の活動日数(7日, 6日の生徒)と頭痛には有意な関連が見られ、活動日数が6日の生徒と比較して7日の生徒のほうが頭痛を感じている割合、眼がかすむと感じている割合ともに高く、さらには排便の調子が悪いと感じている割合も高い結果となった(図8)。また7日の生徒のほう

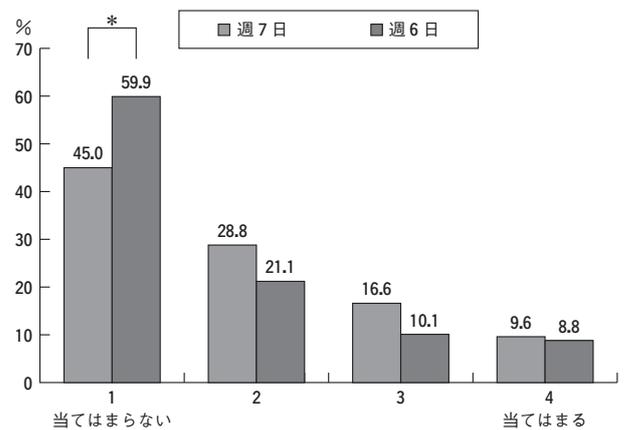


図 8 排便の調子が悪い

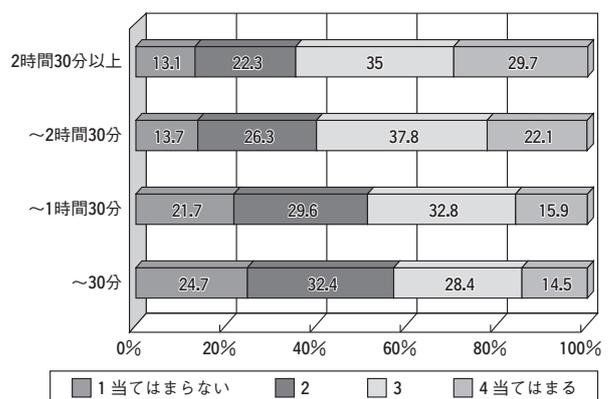


図 9-1 「やる気が出ない」についての回答の割合

が学校で眠気を感じている割合が高い結果を示した。

(2) 生活習慣

部活動の1週間の活動日数(7日, 6日の生徒)と起床時刻には有意な関連が見られ、活動日数が6日の生徒と比較して7日の生徒のほうが早起きの割合が高い結果であった。また湯船につかるかどうかにも有意な関連が見られ、活動日数が6日の生徒と比較して7日の生徒のほうが湯船につからない割合が低く、活動日数が6日の生徒と比較して7日の生徒のほうが夕食を食べる時間が遅い結果となった。

4) 携帯電話の使用時間(1日の平均)と質問項目のクロス集計

(1) 精神的状況

携帯電話の使用時間とやる気には有意な関連が見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒ほどやる気が出ない割合が高かった(図9-1)。

携帯電話の使用時間と大声を出したい, 暴れたい, いらいらする, 頭痛との間にも有意な関連が見られ, 携帯電話の使

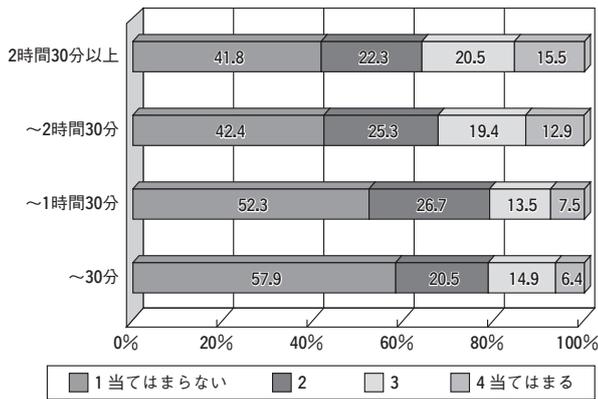


図 9-2 頭痛

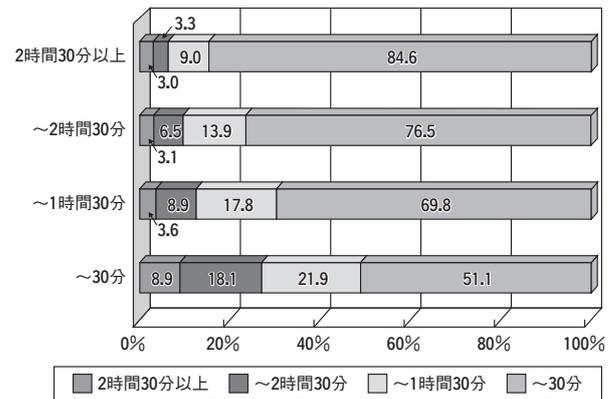


図 9-4 学校以外での学習時間

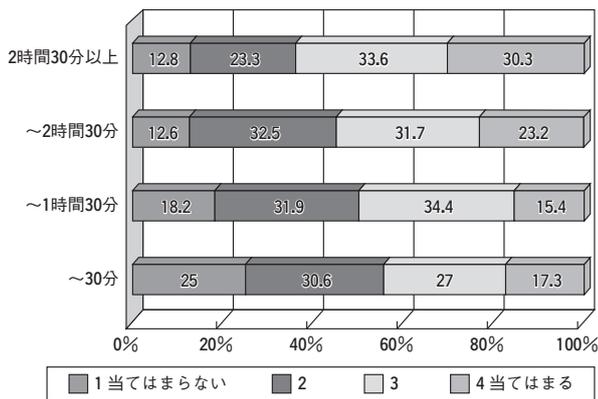


図 9-3 「集中力が続かない」についての回答の割合

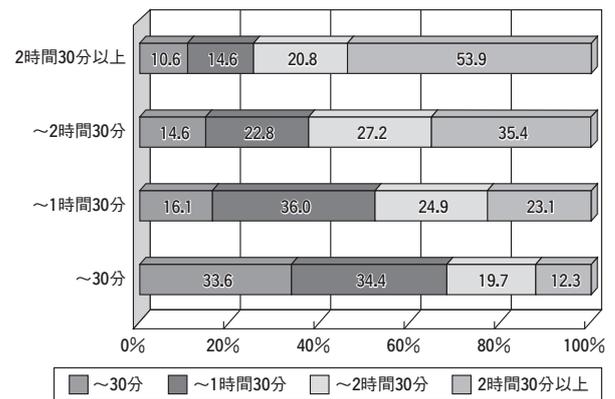


図 9-5 テレビの視聴時間

用時間が長い生徒ほど大声を出したい、暴れたい、いろいろな、頭が痛いと感じている結果となった(図 9-2). さらに、携帯電話の使用時間と集中力にも有意な関連が見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒ほど、集中力が続かないと感じていた(図 9-3).

(2) 生活習慣

携帯電話の使用時間と就寝時刻には有意な関連が見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒ほど、就寝時刻が遅く、朝食の喫食率が低く、朝食の品数も少ない結果であった。また携帯電話の使用時間と学校以外での学習時間にも有意な関連が見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒ほど、学校以外での学習時間が少ない結果であった(図 9-4)。また携帯電話の使用時間と1日のテレビの視聴時間においても有意な関連が見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒ほど、テレビの視聴時間が長い傾向を示した(図 9-5)。さらに、携帯電話の使用時間が長い生徒ほど、学校で眠くなるものが「ほぼ毎日ある」と回答した割合が高かった。1週間の部活動の活動日数にも関連が見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒ほど、「1日・無所属」と回答した割合が高かった。

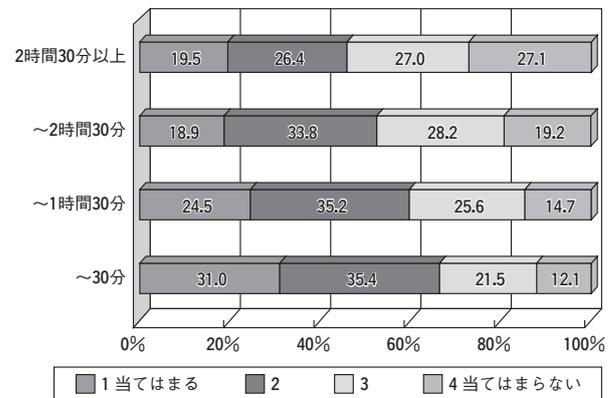


図 9-6 「テスト前、一生懸命テスト勉強に取り組む」についての回答の割合

携帯電話の使用時間とテスト勉強の取り組み方には有意な関連が見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒ほど、テスト前に、一生懸命テスト勉強に取り組まない傾向を示した(図 9-6)。

(3) 携帯電話の使用と人間関係

携帯電話の使用時間と悩みを相談できる人がいるかどうかには有意な関連が見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒ほど、悩みを相談できる人がいる割合が高いという結果であった(図 9-7)。また携帯電話の使用時間と人とコミュニケー

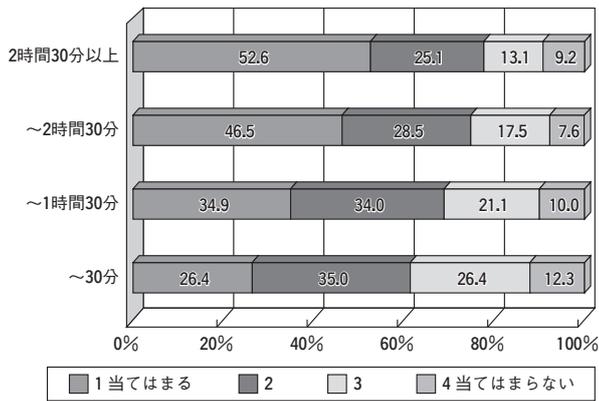


図 9-7 「悩みを相談できる人がいる」についての回答の割合

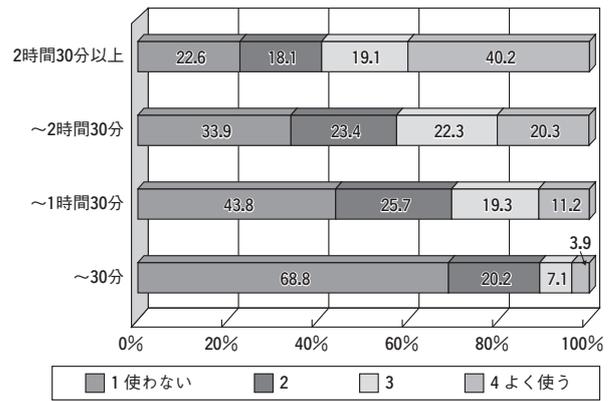


図 9-10 携帯電話をよく使う時間帯（24時以降）

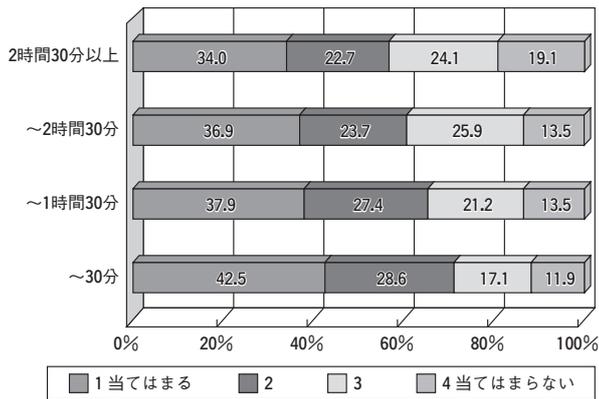


図 9-8 「今、一生懸命打ち込んでいることがある」についての回答の割合

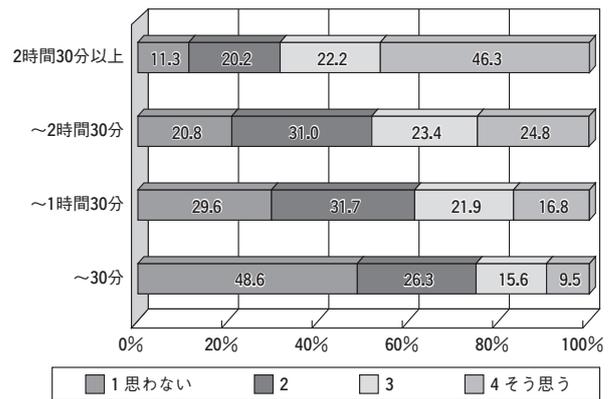


図 9-11 「携帯電話がないと落ち着かない」についての回答の割合

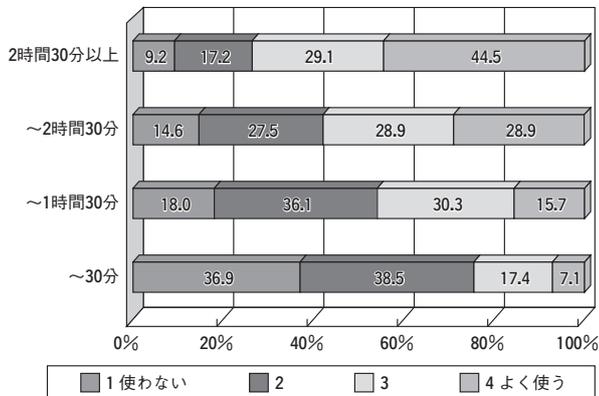


図 9-9 携帯電話をよく使う時間帯（学校）

ションをとるのが得意かどうかにも有意な関連が見られ、携帯電話をほとんど使用しない生徒よりも、使用している生徒のほうが人とコミュニケーションをとるのが得意であると回答する結果となった。しかし、携帯電話の使用時間と現在一生懸命打ち込んでいるものがあるかどうかには有意な関連が見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒ほど、今、一生懸命打ち込んでいることがない割合が高い結果となった(図 9-8)。また携帯電話の使用時間と学校で携帯電話を使うかどうかには有意な関連が見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒は

ど、学校内でも携帯電話を使用している割合が高い結果となった(図 9-9)。さらに、携帯電話の使用時間と 24 時以降の携帯電話の使用率には有意な関連が見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒ほど、深夜でも使う割合が高い結果となった(図 9-10)。

(4) 24 時以降に携帯電話を使うか

携帯電話の使用時間と、携帯電話の使いすぎは体に悪いと思うかどうかには有意な関連が見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒ほど、携帯電話の使いすぎが体に悪いと思う割合が少なく、携帯電話の使いすぎは学力に影響すると考えている割合は低く、また携帯電話がないと落ち着かない割合が高い結果となった(図 9-11)。さらに、学校にいる間でも携帯電話が必要だと感じている割合が高く、授業中でも携帯電話を使ってしまう割合が高い傾向であった(図 9-12)。

携帯電話の使用時間と、メールやプロフなどで友達関係を築いているかどうかには有意な関連が見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒ほど、メールやプロフによって友だち関係を築いている割合が高い結果となった(図 9-13)。また携帯電話の使用時間と、携帯電話は節度を持って使うべきだと思

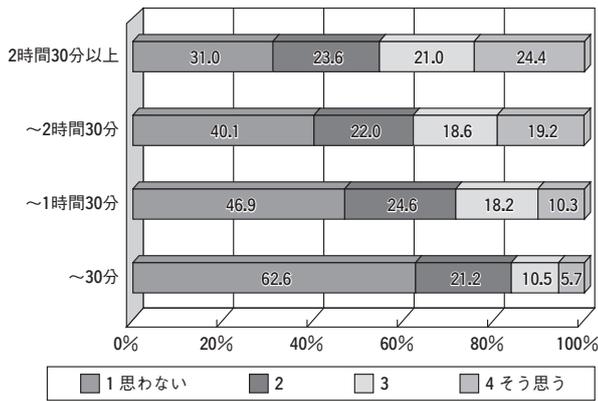


図 9-12 「自分は授業中でも使ってしまうほうだ」についての回答の割合

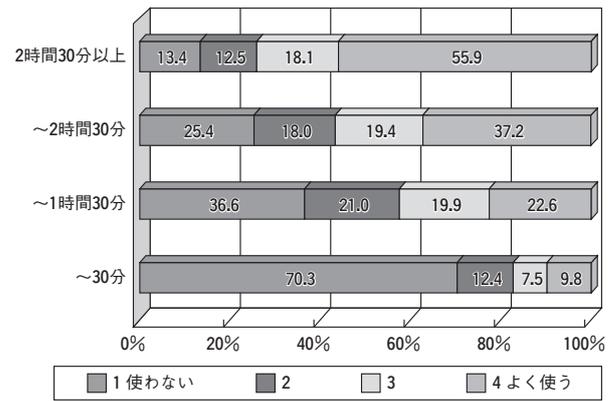


図 9-15 「携帯電話の使い方について（ブログ、mixi、プロフなど）」についての回答の割合

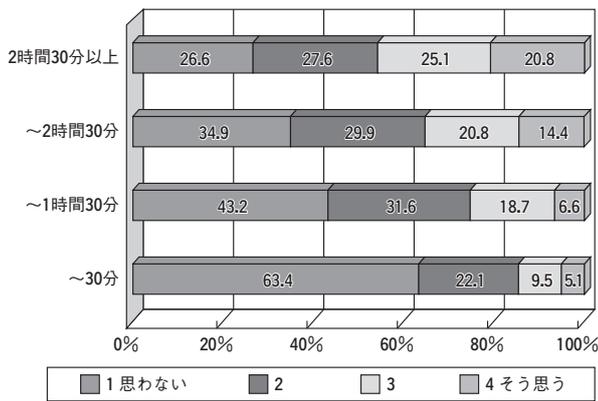


図 9-13 「自分はメールやプロフなどで友達関係を築いている」についての回答の割合

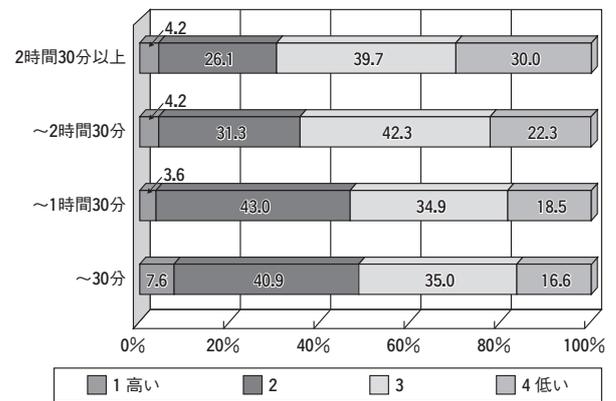


図 9-16 「あなたの学力はどれくらいですか」についての回答の割合

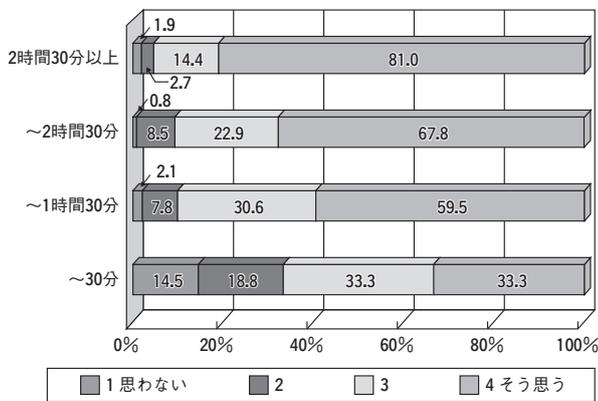


図 9-14 「携帯電話は暇つぶしになる」についての回答の割合

うかどうかには有意な関連が見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒ほど、携帯電話を節度を持って使うべきだと考えている割合が低く、さらに暇つぶしとして使用している割合が高い回答結果となった(図 9-14)。

携帯電話の使用時間とブログ、mixi、プロフなどの使用率には有意な関連が見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒ほど、ブログ、mixi、プロフなどを使っている割合が高い結果となった(図 9-15)。自己評価による学力とも有意な関連が

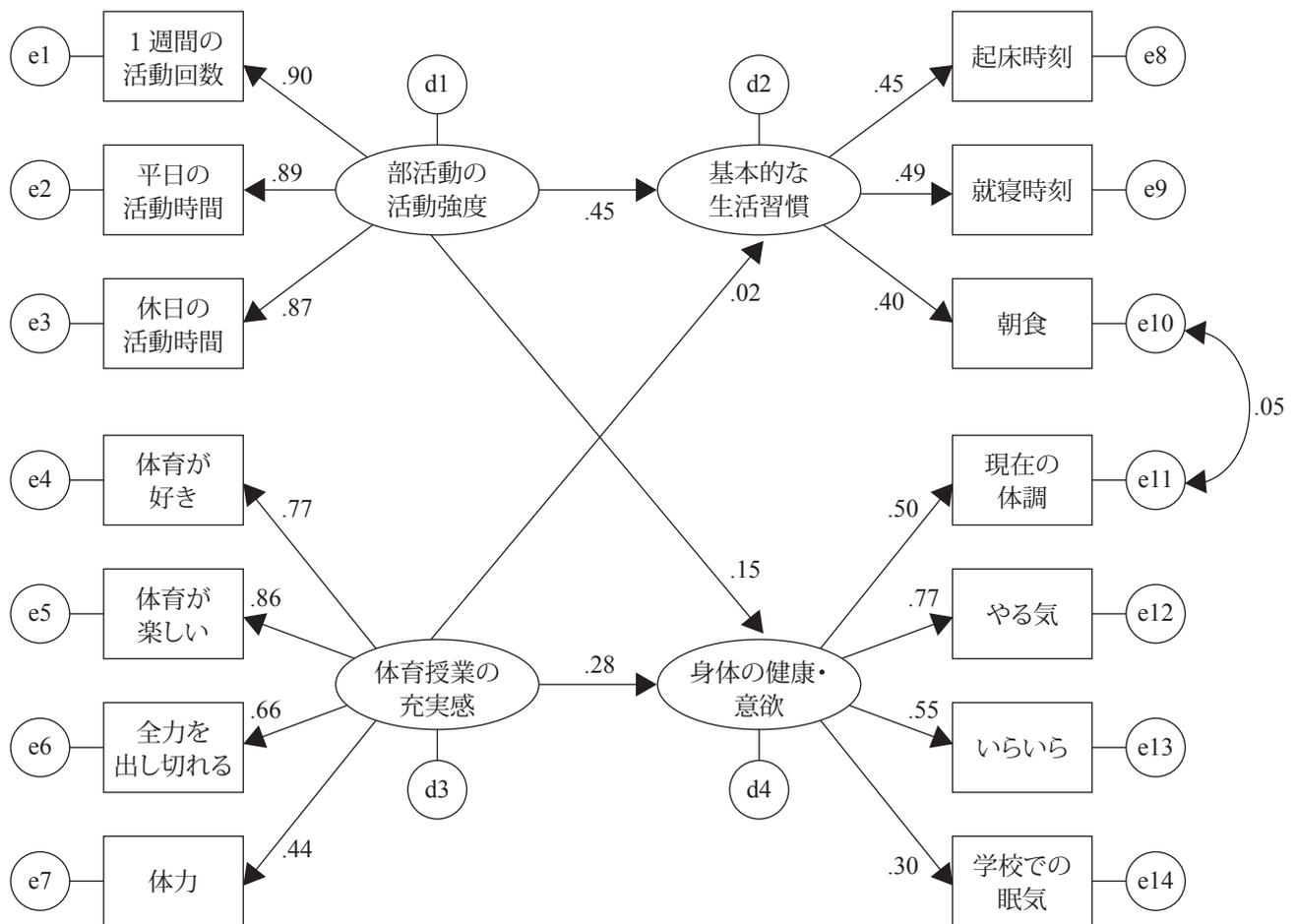
見られ、携帯電話の使用時間が長い生徒ほど、学力(自己評価)が低い結果となった(図 9-16)。

3. 探索的因子分析の結果

91 項目の質問項目を用いて因子分析を行った。ただし、各校項目のうち、因子負荷が 0.3 に満たなかった項目を削除し、再度、因子分析を行った。重み付けのない最小二乗法を用い、因子を抽出した。固有値 1 以上の基準を設け、さらに因子の解釈の可能性を考え 5 因子を決定し、プロマックス回転を実施した。結果の因子パターンを表 2 に示した。回転の結果から第 1 因子は項目内容からみると、1 週間の部活動の活動日数や活動時間に高い負荷量が付与された。したがってこの因子は「部活動の活動強度」因子とした。第 2 因子は項目内容からみると、体育が好き、体育が楽しい、全力を出し切れるといった項目に高い負荷量が付与された。したがってこの因子は「体育授業の充実感」因子とした。第 3 因子は項目内容からみると、体調、やる気、いらいらする、眠くなるといった項目に高い負荷量が付与された。したがってこの因子は「身

表2 高校生の生活習慣・健康・運動に関する質問項目の因子分析の結果

項目	因子1	因子2	因子3	因子4	因子5	共通性
部活動の活動強度 ($\alpha = .92$)						
部活動や同好会は週に何回行っていますか	.921	.024	-.005	.023	.033	.869
平日の部活動や同好会の活動時間はどれくらいですか	.897	-.007	-.025	.012	-.004	.798
休日の部活動や同好会の活動時間はどれくらいですか	.883	-.024	-.005	.002	-.004	.765
体育授業の充実感 ($\alpha = .74$)						
体育は他の教科よりも好き	-.009	.830	-.052	-.043	-.029	.674
体育の授業は楽しい	-.041	.834	.014	.057	.012	.678
体育の授業で全力を出し切れる	-.034	.508	-.013	.084	.040	.245
体力	.146	.393	.110	-.140	-.011	.270
身体の健康・意欲 ($\alpha = .63$)						
あなたの現在の体調はどうですか	.035	.004	.556	-.118	-.008	.291
やる気が出ない	.052	.028	.702	.014	-.006	.528
いらいらする	-.032	-.006	.631	.084	-.105	.393
あなたは学校で眠くなるのがどれくらいありますか	-.189	-.025	.342	.053	.173	.183
携帯電話の使用習慣 ($\alpha = .56$)						
あなたが携帯電話を使用する時間は平均して1日どれくらいですか	.056	.039	.052	.497	.057	.301
自分は授業中でも使ってしまうほうだ	.062	-.049	.109	.512	.000	.327
自分はメールやプロフなどで友達関係を築いている	-.039	.029	-.107	.631	-.046	.346
基本的な生活習慣 ($\alpha = .45$)						
あなたは朝食を毎日食べてきますか	.059	.037	-.001	.090	.340	.165
あなたの起床時刻は平均して何時くらいですか	.016	-.010	-.118	-.007	.496	.226
あなたの就寝時刻は平均して何時くらいですか	.004	.009	.103	-.066	.526	.302
累積寄与率	18.56%	28.63%	36.99%	40.55%	43.32%	n=2,243



GFI=.954
AGFI=.933
RMSEA=.024

図10 体育的活動と高校生の生活習慣、健康・意欲の因果構造モデル (n=1,498)

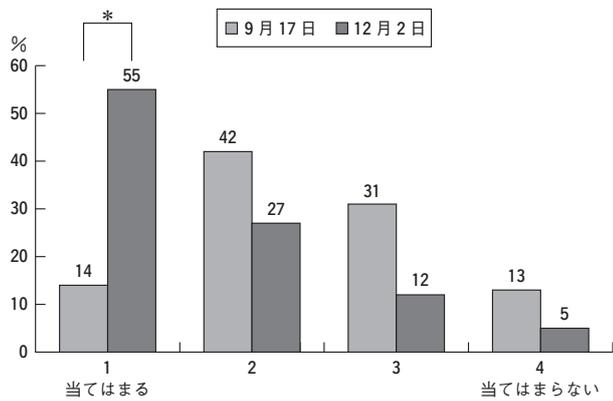


図 11-1 「排便の調子が良い」についての回答の割合

体の健康・意欲」因子とした。第4因子は項目内容からみると、携帯電話の使用時間、授業中でも使ってしまうといった項目に高い負荷量が付与された。したがってこの因子は「携帯電話の使用習慣」因子とした。第5因子は項目内容からみると、就寝時刻、起床時刻、朝食に高い負荷量が付与された。したがってこの因子は「基本的な生活習慣」因子とした。

4. 共分散構造分析の結果

「部活動の活動強度」から「基本的な生活習慣」へのパス係数は0.45、「身体への健康・意欲」へのパス係数は0.15となった。また「体育授業の充実感」から「基本的な生活習慣」へのパス係数は0.02、「身体への健康・意欲」へのパス係数は0.28となった。「部活動の活動強度」は「基本的な生活習慣」に対して比較的大きな影響力があり、「体育授業の充実感」は「身体への健康・意欲」に対して比較的大きな影響力がある結果となった。

調査2について

1. 介入調査を行う前後の質問紙調査の結果の比較

1) 排便の調子

介入調査前に「排便の調子が良い」と回答した生徒の割合は14%であったのに対し、介入調査後は55%と有意に増加がみられた(図11-1)。

2) 朝食喫食率

介入調査前に「毎日食べる」と回答した生徒の割合は75%であったのに対し、介入調査後は80%と5ポイント増加したが、有意差は見られなかった(図11-2)。

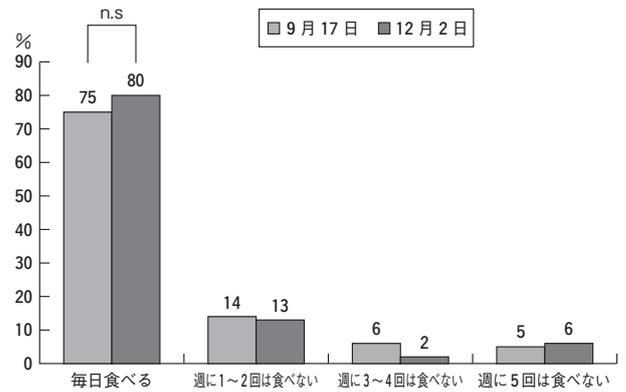


図 11-2 朝食喫食率

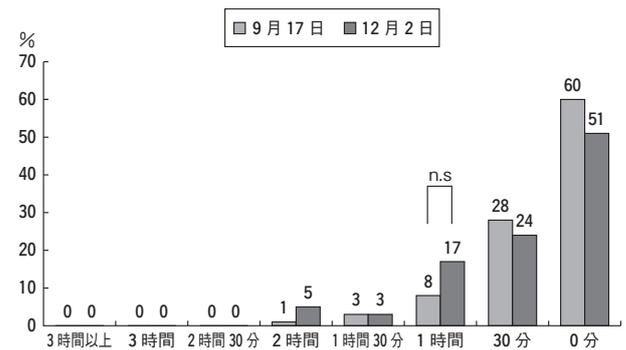


図 11-3 学校以外での学習時間は、平均して1日どれくらいですか

3) 学習時間

介入調査前に学校以外での学習時間が「1時間」と回答した生徒の割合は8%であったのに対し、介入調査後は17%と9ポイント増加したが、有意差は見られなかった(図11-3)。

IV. 考察

調査1についての共分散構造分析の結果からは、「部活動の活動強度」は「基本的な生活習慣」に対して比較的大きな影響力があり、「体育授業の充実感」は「身体への健康・意欲」に対して比較的大きな影響力がある結果が明らかとなった。部活動に関して、クロス集計の結果からも部活動に参加している生徒のほうが無所属の生徒と比較して就寝時刻、起床時刻のばらつきが少なくなっており、朝食喫食率も高いことから、部活動を行うこと自体が生活のリズムの一環となり、自然と望ましい生活習慣となっていることが窺える。体育授業に関しては、部活動よりも身体への健康・意欲へのパス係数が大きかったが、影響力としてはそれほど大きいとは言えない。単純集計の結果からも、小、中、高と学年の進行とともに体育が「好き(好きだった)」と回答する生徒の割合は減少しており、高校の体育の授業においては約半数の生徒が全力を

出し切れていなかった。さらに、将来何かスポーツをしたいと考えている生徒は半数に満たない結果となり、「生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる」⁷⁾といった保健体育科の目標は、本研究の結果からは十分に果たされているとは言えないことが示唆される。部活動無所属の生徒や文化部の生徒にとっては体育授業が唯一の身体活動の場であることも示唆され、体育授業で身体活動量が保障されなければ、体力の向上を望むことは難しいことが窺える。小澤は『毎回の授業がどんな運動・スポーツ教材を扱ったとしても「力を出し切る体育授業」であり、その結果身体活動の質と量は十分に保障され、体力（身体能力）が向上することが不可欠である⁹⁾』と、体育授業における身体活動の質と量の重要性を指摘している。

クロス集計を行ったところ、部活動の種類と各質問項目の結果からは、運動部の生徒は、文化部、無所属の生徒と比較して朝食喫食率が高く、さらに品数も多い。早寝早起きで就寝、起床時刻のバラつきが最も小さく、排便の調子も良いことが判明した。いわゆる「早寝早起き朝ごはん」といった規則正しい生活習慣が最も身につけているといえ、そのため体調も良く、やる気があり、部活のみでなくテスト前の勉強にも一生懸命に取り組み、体育の授業が好きで全力を出し切れる生徒が多く、学校生活に充実感を感じている生徒が多いと考えられる。日頃の運動習慣に加え生活習慣が規則正しいことが体力を高め、運動部の生徒にこのような体調の良さ、意欲の高さをもたらしていることが窺える。

文化部の生徒に関しては、体を動かすこと自体が嫌いな生徒が多く、体育授業で全力を出し切れる生徒の割合も少ない。体育授業が嫌いな生徒の割合が最も高かった。文化部の生徒に対してはより質の高い、楽しい体育の授業が必要であることが窺える。

無所属の生徒に関しては、携帯電話の使用時間やテレビの視聴時間が最も多く、朝食喫食率は6割程度、やる気は最も低く、学校生活での充実感も最も低い結果となった。しかし、体を動かすことが好きな生徒や、体育授業が好きな生徒、体育授業で全力を出し切れる生徒は文化部の生徒よりも多く、体育授業や部活動以外での運動習慣は、運動部の生徒とほとんど変わらない。部活動に参加しない理由は経済的要因、人間関係など様々な要因は考えられるが、運動がもともと嫌いな生徒ばかりではないことが明らかとなった。無所

属の生徒たちが携帯電話やテレビを見ながら持て余している時間を、部活動、それも運動部活動に加入することで有効活用し、先に述べたような運動習慣と望ましい生活習慣を獲得することで、充実感を持って学校生活を送ることが出来る可能性が窺える。

部活動の1週間の活動日数と各質問項目の結果からは、部活動の活動日数が多いほど朝食喫食率が高く、就寝時刻も早くなり寝付きも良い。やる気も高くテスト前に一生懸命勉強に取り組み、体力も高く体調も良い生徒が最も多く、学校生活に充実感を持っていることが判明した。しかし「6日以上」の生徒において、学校生活で毎日のように眠気を感じている割合は56.4%と最も高く、学校以外での学習時間は「1日・無所属」に次いで低かった。体力も高く意欲も高いはずの「6日以上」の生徒だが、練習のやりすぎから疲労感を感じ、帰宅後は学習時間を設けることなくすぐに布団に入ってしまう可能性が窺える。

部活動の1週間の活動日数（7日、6日の生徒）と各質問項目の結果からは、活動日数が7日の生徒の方が、起床時刻の早い生徒の割合が多かった。しかしそれ以外は、活動日数が6日の生徒と比較して頭痛や目がかすむと感じている生徒が多く、排便の調子も悪い生徒の割合が高い。夕食の時間が遅く、湯船につかる生徒も6日の生徒より少ない。学校でも眠気を感じながら生活している生徒が多い結果となった。やはり毎日部活動を行っている高校生においては規則正しい生活がなされているとは言えず、疲労が蓄積されている可能性が窺える。

携帯電話の使用時間（1日の平均）と質問項目の結果からは、携帯電話の使用時間が長い生徒ほどいららす、集中力が続かないといった不定愁訴の該当する生徒が多いことが判明した。深夜になっても携帯電話を使用する生徒の率も高く、遅寝遅起きとなっており、テレビの視聴時間も長くなることから、自宅でテレビを見ながら携帯を使用し、時間を持て余している生徒の様子が窺える。遅く寝て遅く起きるので朝食を摂る時間が少なくなり朝食喫食率も低くなり学校では眠気を感じている。使用時間の長い生徒ほど携帯電話がないと落ち着かないと感じ、学校の中や授業中までも携帯電話を使用する割合が多い。携帯電話依存症のような状態が窺える。やる気も低く、テスト勉強を一生懸命行う生徒の割合も低い。このように、体調が優れず意欲もわかない生徒が多く

なる状態だが、携帯電話の使いすぎが体や学力に影響を与えるという認識は最も低い。実際に使用時間の長い生徒ほど、学力の自己評価が低い結果となった。また、使用時間の長い生徒ほどブログや mixi、プロフといった携帯電話やインターネット上でのコミュニケーション手段を使用している割合が大きかった。また、使用時間の長い生徒ほど悩みを相談でききる人がある、コミュニケーションをとるのが得意と回答していることから、高校生において相談やコミュニケーションの手段として直接会って話をするよりも、携帯電話がその手段として用いられている可能性が窺えた。ベネッセが行った調査からも、携帯電話を持つと友達との連絡がメール中心になり、対面で遊びに誘うことも、電話でやり取りすることも減る¹⁰⁾とある。携帯電話の使いすぎが身体の健康に悪影響を及ぼすことが本研究のデータからも窺えるが、それだけでなく、携帯メールだけのコミュニケーションばかり行うことで、人と対面して自分の気持ちを言葉で伝えるといった社会人として必要なコミュニケーションスキルを学ぶ妨げになるのではないかと危惧される。さらに近年、携帯電話に関わる様々な犯罪や事件が発生しており¹¹⁾、学校現場や自治体によって対策がなされているが¹²⁾、高校においてはその使用に関して小、中学校と比較して本人の責任に委ねられていることが多く感じる。高校生のほとんどが携帯電話を持つようになった現代、携帯電話の使用に伴う危険性を学校現場において生徒に伝えていく必要性があると考えられる。

調査2からは、保健講話、ヘモグロビン測定実験といった取り組みの前後で、排便の調子が良いと回答した生徒の割合が大きく増加したことが判明した。しかし、生活習慣や体調といった他の項目において有意差は見られなかった。この結果に関しては、短期間で生徒の生活習慣が大幅に改善され、体調が良くなり、それに伴い排便の調子が良くなったのではなく、生徒たちが普段意識していなかった生活習慣や体の調子に対して意識をするようになったからではないかと考えられる。短期間での取り組みではあったが、このような変化を生徒にもたらすことが出来た。小学校、中学校と比較して最も生活習慣が乱れている生徒が多い高校においても、なんらかの取り組みを行うことで生活改善を行うことが出来る可能性が示唆された。

V. 結論

本研究では、高校生の体力、生活習慣、健康、意欲の実態を把握するとともに、それらに対し体育授業、部活動（特に運動部）といった体育的活動がどのような影響を与えるのか明らかにすることを目的とし、質問紙調査を実施し、因果構造を明らかにするために共分散構造分析を行った。

調査2では、最も学校間格差の大きい高校生に限定して質問紙調査を実施し、探索的因子分析を行った。5つの因子が抽出され、それぞれ「部活動の活動強度」因子、「体育授業の充実感」因子、「身体の健康・意欲」因子、「携帯電話の使用習慣」因子、「基本的な生活習慣」因子とした。さらにそこから共分散構造分析を行い、「部活動の活動強度」と「体育授業の充実感」といった体育的活動が「基本的な生活習慣」と「身体の健康・意欲」に与える影響を検討した。その結果、「部活動の活動強度」は「基本的な生活習慣」へ比較的大きな影響力を持ち「体育授業の充実感」は「身体の健康・意欲」へ比較的大きな影響力を示した。「部活動の活動強度」から「身体の健康・意欲」へのパス係数が0.15とそれほど大きな影響力が無いことが明らかとなった。「体育授業の充実感」から「身体の健康・意欲」へのパス係数は0.28とそれほど大きくないことから、体育授業の一層の質と量の向上が必要な可能性が窺えた。

部活動の種類（運動部、文化部、無所属）と質問項目とのクロス集計を見てみると、朝食喫食率は運動部の生徒が最も高く、就寝時刻、起床時刻ともに早い割合が高いのは運動部という結果となった。運動部の生徒は早寝早起き朝ごはんといった基本的な生活習慣が出来ている割合が高いことから、運動部活動が生活習慣を確立する機能を有していることが明らかとなった。生活改善の取り組みを行うことで、生徒の意識に変化がもたらされ、生活習慣が改善される可能性が示唆された。

引用文献

- 1) 文部科学省（2001）中央教育審議会答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」
- 2) 小澤治夫（2008）保健体育教師は「子どもの体力低下」にどう立ち向かうべきか、体育科教育、大修館書店、第56巻12号、pp. 10-13
- 3) 日本学校保健会（2008）平成18年児童生徒の健康状態サーベイランス事業
- 4) 高橋健夫（2003）体育授業を観察評価する、大修館書店、

pp. 2-3

- 5) 樽谷将志, 小澤治夫 (2005) 教具を活用した「よい体育」の授業づくり, 教職研修, 397号, pp. 100-103
- 6) 中嶋由佳 (2005) 元気になる体育授業のつくり方, 子どもと発育発達, Vol3. 3, pp. 169-172
- 7) 文部科学省 (2009) 高等学校学習指導要領
- 8) 西島央 (2009) 一部活動をめぐる現状と課題, 教職研修 441号, pp. 58-60
- 9) 小澤治夫ほか (2006) 最近の子どもの生活と健康・体力における問題と今後の課題, Health and Behavior Sciences 4 (2) 61-63
- 10) ベネッセ (2009) http://benesse.jp/berd/center/open/report/ict_riyou/hon/index.html, 子どもの ICT 利用実態調査
- 11) 読売新聞 (2009) 2009, 8月14日朝刊, 魔物すむ掲示板
- 12) 読売新聞 (2009) 2009, 6月30日朝刊, 子どもの携帯所持規制

本誌への投稿について

1. どなたでも自由に投稿できます。
2. 原稿は本誌の目的「『文明』創刊にあたって（創刊号に掲載）」をご参照下さい）に沿った論文または研究ノートなどで、未発表のものにかぎりません。
3. 原稿の体裁
 - ①邦文の場合：20,000字以内（研究ノートは16,000字以内）、原則として図表は刊行の際のスペースを本文の字数相当に算入してください。他に英文サマリー300ワード。
 - ②英文の場合：8,000ワード以内（研究ノートは6,400ワード以内）、原則として図表は刊行の際のスペースを本文のワード数相当に算入してください。他に邦文サマリー500字。いずれ、本誌の「執筆要項」に沿った形でご提出下さい。
4. 投稿原稿の採否は、編集委員会の委嘱する査読委員の審査に基づき編集委員会が決定します。原稿は採否にかかわらずお返しいたしません。
5. 発行：年1～2回 原稿は随時受け付けます。
6. 投稿ご希望の方には「執筆要項」をお送りいたしますので、所属機関名、役職（または学年）および連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）を付記して下記までご連絡ください。

東海大学文明研究所

神奈川県平塚市北金目 4-1-1 〒259-1292
連絡先：湘南校舎 15号館 4F 文明研究所
電話：0463-58-1211 (EXT 4900, 4902)
FAX：0463-50-2050
E-mail：bunmei@tsc.u-tokai.ac.jp

文明
Civilizations

No.16 2011

編集 委員長	川野辺裕幸
委員	浅野清彦
	池上佳助
	加藤 泰
	中川久嗣
	松本俊吉
	松本亮三
	林 葉子
発行日	2012年3月31日
発行者	川野辺裕幸
発行所	東海大学文明研究所 神奈川県平塚市北金目4-1-1 〒259-1292 Telephone:0463-58-1211 (EXT 4900, 4902) Facsimile:0463-50-2050 E-mail:bunmei@tsc.u-tokai.ac.jp
製作・発売	東海大学出版会 神奈川県秦野市南矢名3-10-35 〒257-0003 東海大学同窓会館内 Telephone:0463-79-3921 Facsimile:0463-69-5087
印刷・製本所	港北出版印刷株式会社

※本誌からの無断転載を禁じます。